

14.4-813



1200501208735

14.4

813

0
複
写



始





1930

34

14.4-8/3.

四季の御召物

御用は櫛へ

流行衣裳の最新特選柄を初め実用服

綿布、洋反物、服装雜貨類優品充實



看町

櫛吳服店

盛岡

電話一四二六番

振替仙臺一五九番

資本金七百貳拾萬圓

株式會社

盛岡銀行

電話 4. 6. 8. 380. 381. 382.

宮内省金庫取扱

國庫金取扱

縣・市金庫取扱

日本銀行代理店





御買物は三越

……三越の品は品質が良くて値段が低……

◆三越は百貨店で御座いますから季節向の品々が充實して、日常の御生活に御必要な品物は大抵取揃へて居ります
 ◆何んと申しましたも流行と實用を兼ねた良い品は東京からは御求め遊ばすに限りませう
 ◆東京でも三越の品なら一番安心して値段も一番低廉で御座います
 何卒御用命の程偏に御願ひ申上げます

御手紙にて御注文の際には「三越通信販売部宛」に御願ひ申上げます。御申越次第カテゴリーは無代運送致します



三越

◆橋本日京東◆



新刊圖書雑誌は

お忘れなく當店へ!!

盛岡市吳服町貳拾番地

文明堂書店

電話六二番 電略(サセ)
 振替口座仙臺三七五四番

影

影

最良香油

つかり映る
丸鬘ゆかし
その艶美さと
清き操を
偲ばる

善井鋪本 町塚京東

資本金壹千四百參拾八萬圓

電燈電力供給

◆各種合金鐵製造販賣
◆各種合金鐵製造販賣

岩手縣盛岡市紺屋町

盛岡電燈株式會社

電話 二二〇〇番
特長 二二三〇番
電 九七七番
電 九九七番
電 九九七番



具房文たし致合のと用實と味趣

表	襖	襖	額	日洋
具	引			本畫
紙	手	紙	椽	材
				料

町穀新市岡盛
部具文屋津木

番三八〇一話電



盛岡市中の橋際

御料理 秀 清 閣

電話四四番

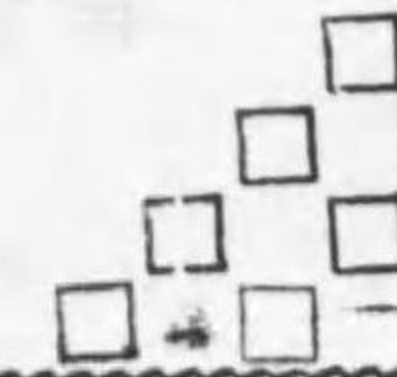


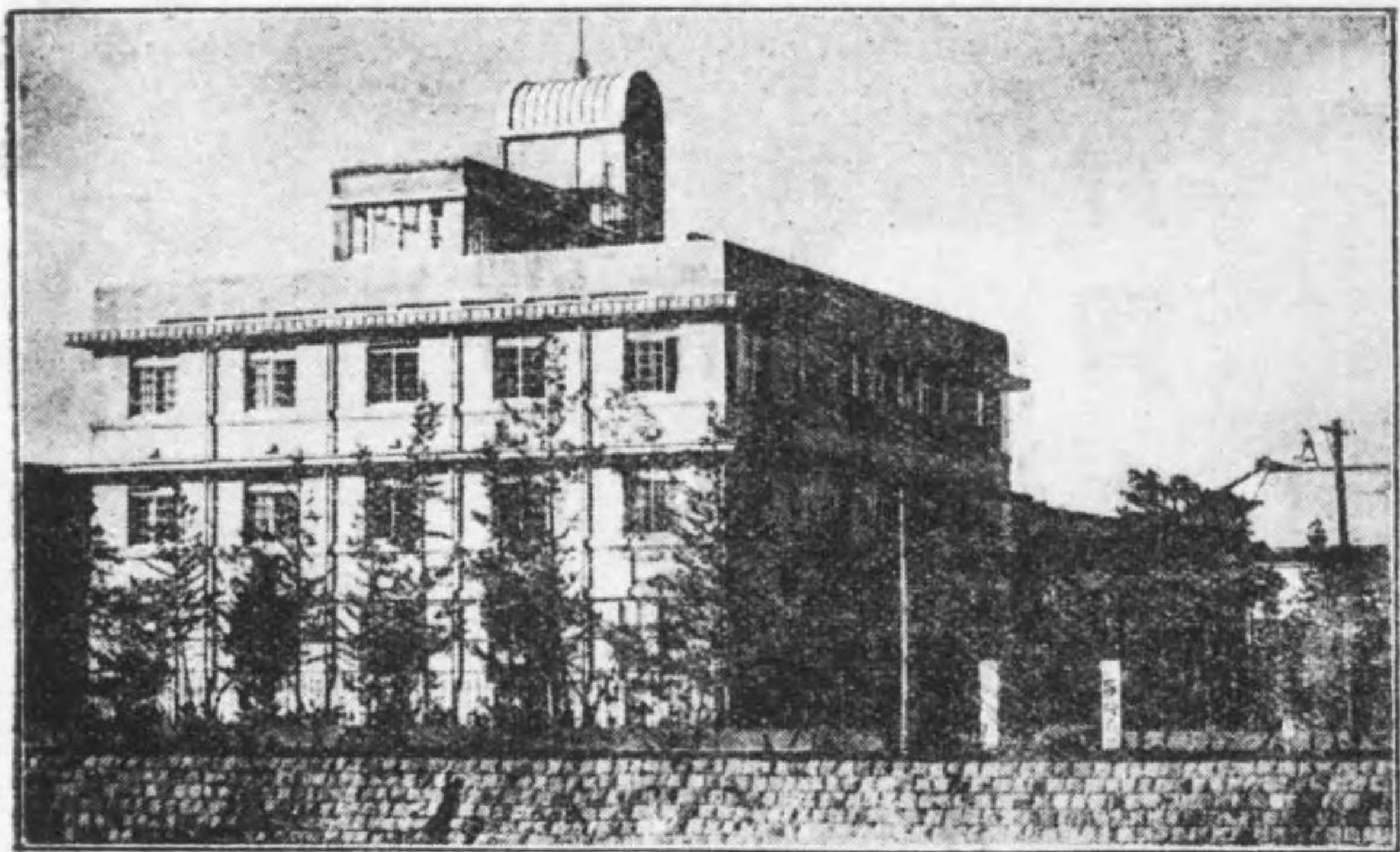
盛岡市中の橋際

西洋 御料理 秀 清 軒

電話四五番

出前迅速





盛岡市上ノ橋西詰

盛岡病院

電話 二八〇一
事務室用
病室及助部用

内科 産科 婦人科 外科 醫師 同 同 同 藥局 齒科新設

醫學博士 竹中 慶治郎
東北醫學士 引地 義男
醫學士 室月 鯉之助
新潟醫學士 菊池 素行
醫師 小野 甚幸
醫學士 吉田 まき子
同 岩本 千松
藥劑師 角掛 泉忠吾

齒科レントゲンノ設備アリ

日大
齒科醫學士

飯塚高等洋服店

盛岡内丸

電話一〇三二番

玉置時計店

盛岡市肴町
電話一八番

玉置自動車用品部

盛岡市肴町
電話九九三番

盛岡市六日町

高與旅館

電話 園二六番
電話 六八三番

淺野セメント特約店

大工道具諸建築材料

盛岡市肴町

平出金物店

電話一〇四九番

帝國生命保
險株式會社
代理店

實質本位

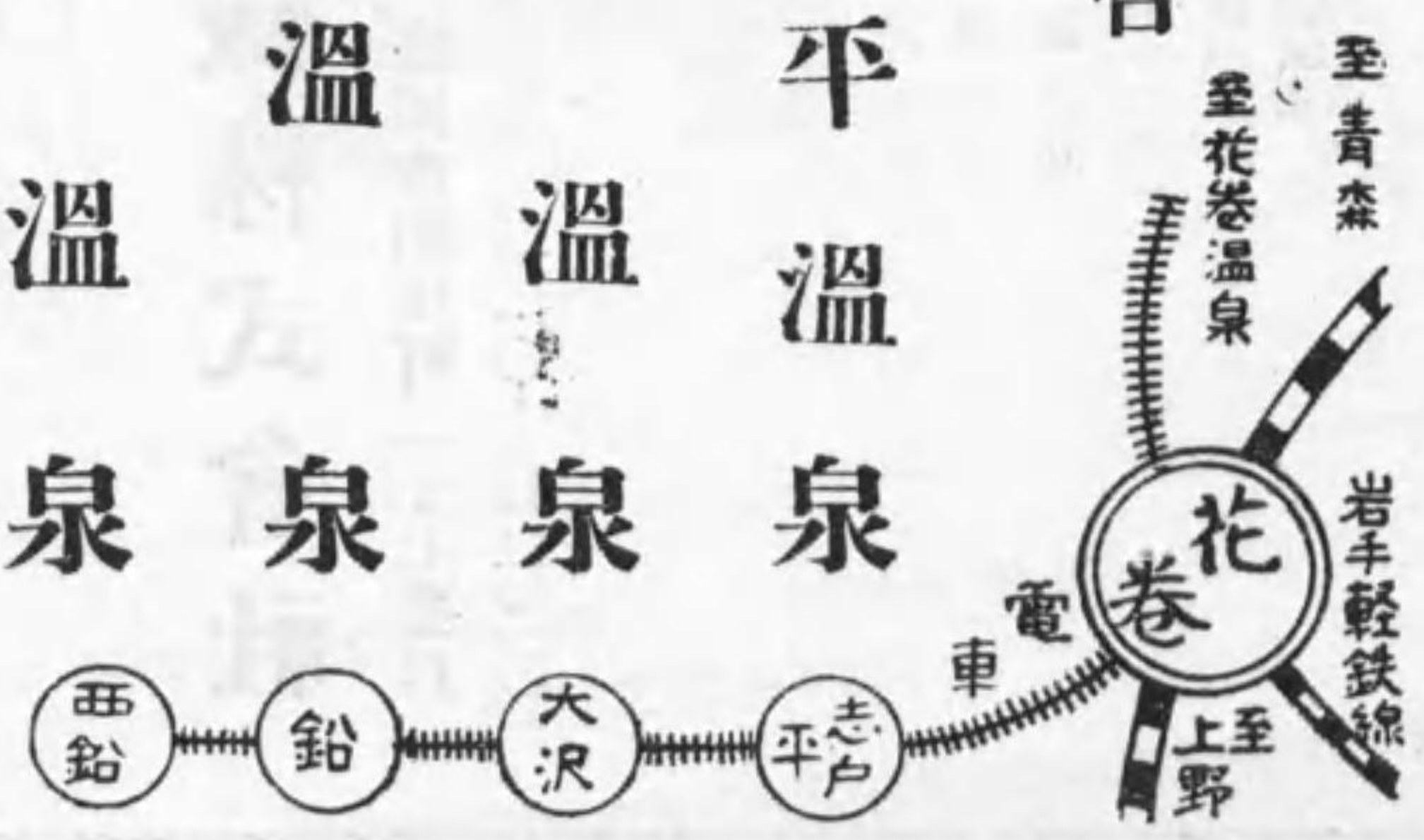
旅館部宿泊料 自三圓至

自炊部宿泊料 自二十五錢至四十錢

東北本線花卷驛ヨリ電車ノ便アリ

湯口温泉組合

志戸平温泉
大澤温泉
鉛温泉
西鉛温泉



一冷凍、冷蔵、保管及賣買水産物ノ製造
製氷及運輸業其他附隨ノ事業

三陸水産冷蔵株式會社

本社盛岡市紺屋町二十七番戸
電話 二〇二二〇 長二三〇

冷蔵庫所在地

- | | | |
|--------------|---------|------------|
| 盛岡冷蔵庫及製氷工場 | 盛岡驛前 | (電話六〇七) |
| 宮古冷蔵庫及製氷工場 | 岩手縣宮古町 | (電話五六〇) |
| 釜石第一冷蔵庫 | 同釜石町 | (電話三一〇) |
| 釜石第二冷蔵庫及製氷工場 | 同釜石町 | (電話三九〇) |
| 氣仙沼冷蔵庫 | 宮城縣氣仙沼町 | (電話一二二) |
| 八戸湊冷蔵庫 | 青森縣湊驛前 | (電話四二八) |
| 東京月島冷蔵庫及製氷工場 | 京橋區月島 | (電話京橋四〇六九) |

抵抗力増進

理研
ビタミン

A

定四十球入 二圓
價百球入 五圓

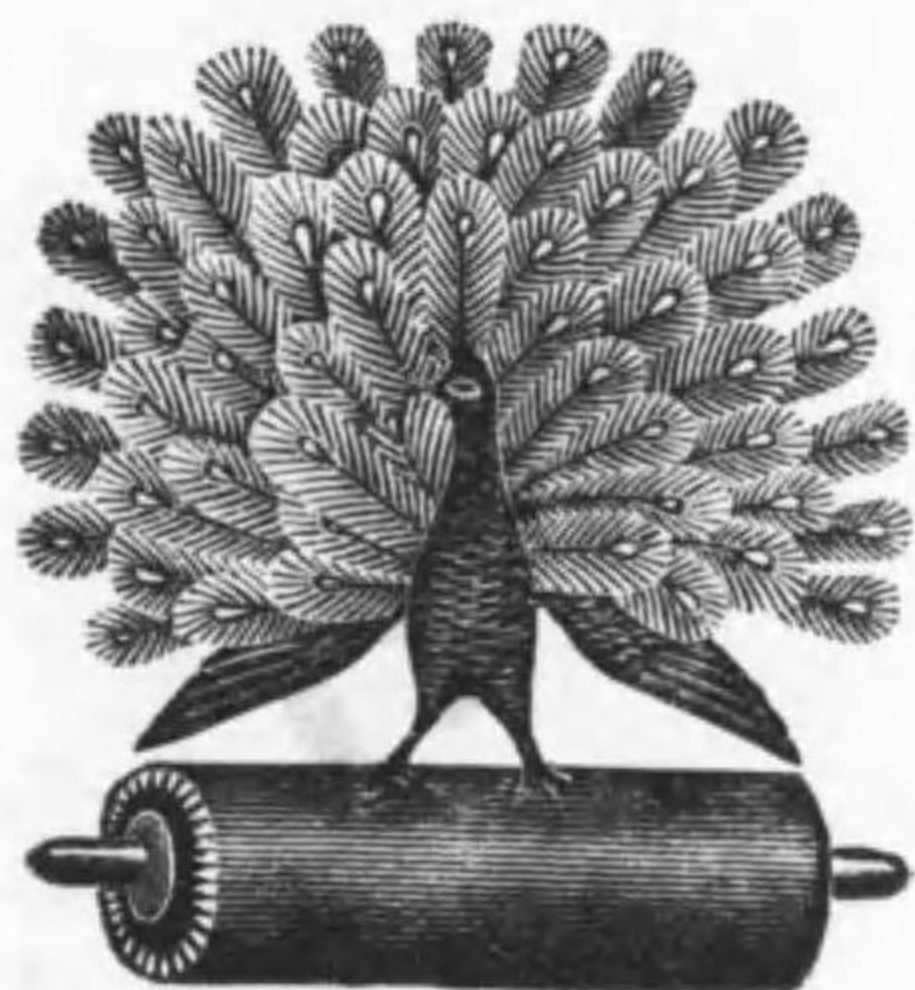
世界唯一の榮養劑
ビタミンAの始祖

説明書(文献)進呈

理化學研究所製 化學工業株式會社發賣
東京都本駒込富士町

印刷用ピーコック、ドライヤは

金屬版用に最も適し乾燥迅速にして版面腐蝕の惧れ絶対になし



孔雀印、印刷用インキ製造元

諸星千代吉商店

本 東京本店 大阪支店 名古屋支店 上海支店 第一工場 第二工場	横濱市中區久保町一一一六 東京市京橋區本材木町三丁目 大阪市南區鍛冶屋町廿七番地 名古屋市西區菅原町三丁目 上海昆小路A〇十一號 横濱市中區久保町一一一七八 横濱市保土ヶ谷區保土ヶ谷町川向
--	--

昔から桑は中風の豫防薬と傳へられてゐる

弊園獨特の製法の

山桑印南部桑茶は

番茶より味も

香りもよく

飲み易い

定 價

徳用袋入	50匁	¥ .30
同	100匁	¥ .50
進物函入	70匁	¥ .50
同	100匁	¥ .80

送料各拾貳錢

商標 登録

桑南部桑茶

本 舗

岩 手 花 巻

延 壽 園

電 話 替 振

花 巻 三 〇 七 番 仙 壹 三 三 七 四 番

目次

人口 〇九
 全國世帯人口 〇九
 全國推計人口 〇九
 國勢調査 〇九
 公簿人口 〇九
 内地人口増加率 〇九
 岩手縣の推計人口 〇九
 郡市別推計人口 〇九
 本籍人口動態 〇九
 結婚及離婚、出生、死亡、死産 〇九
 縣外移住者並出稼者 〇九
 海外渡航者 〇九
 戸口 〇九
 郡市職業別現住戸數 〇九
 氣象 〇九
 三年中の概況 〇九
 盛岡の氣象 〇九
 縣下各地の氣象 〇九
 昭和四年上半期の概況 〇九
 地震 〇九
 三年中の地震 〇九
 宮古沖の地震 〇九
 盛岡地上積雪圖 〇九
 昭和四年稲作期間の氣温平年比較表 〇九
 政治 〇九
 貴族院の組織 〇九

議長、副議長 〇九
 歴代議長、副議長、書記官長 〇九
 貴族院議員 〇九
 本縣選出貴族院議員 〇九
 本縣選出歴代議員 〇九
 衆議院 〇九
 衆議院の組織 〇九
 議長、副議長 〇九
 歴代議長、副議長、書記官長 〇九
 衆議院議員 〇九
 本縣選出衆議院議員 〇九
 本縣選出歴代々議員 〇九
 政界一年 〇九
 憲政一新會生る 〇九
 經濟審議會成立 〇九
 憲政一新會政友會と合流 〇九
 新黨クラブ政友會と握手す 〇九
 東京市會解散 〇九
 中間無産黨結黨 〇九
 新勞農黨解散 〇九
 第五十六議會召集 〇九
 新黨態度表明 〇九
 田中首相施政演説 〇九
 若槻首相等起つ 〇九
 野黨決議案可決 〇九
 市來東京市長辭職 〇九
 政府彈劾案否決 〇九

優詔決議案可決 〇九
 新渡戸博士演説 〇九
 倉富樞相忠告 〇九
 山本代議士刺さる 〇九
 久原遜相彈劾案 〇九
 普選擁護同盟 〇九
 元田議長辭職 〇九
 東京市議戰 〇九
 衆議院未曾有の大混亂 〇九
 五十六議會の成績 〇九
 五十六議會の成績 〇九
 不戰條約文批准拒絕留保上奏 〇九
 後藤伯逝去 〇九
 新東京市長 〇九
 警視總監更迭 〇九
 不戰案可決 〇九
 内田顧問官 〇九
 滿洲某重大事件處分 〇九
 田中内閣總辭職 〇九
 濱口内閣成立 〇九
 政新合同 〇九
 地方長官大異動 〇九
 部長級異動 〇九
 濱口内閣政綱聲明 〇九
 地方長官會議 〇九
 滿鐵總裁決定 〇九

外交

一新會解散 〇九
 朝鮮總督決定 〇九
 不戰條約 〇九
 十五ヶ國全權の調印 〇九
 日米交換覺書 〇九
 調印までの経緯 〇九
 不戰條約公布さる 〇九
 日支關係 〇九
 日支通商條約改訂問題に關する國 〇九
 民政府の通告文と帝國政府の回答 〇九
 楊宇霆銃殺事件 〇九
 濟南事件協定に關する日支の交換 〇九
 公文 〇九
 南京漢口兩事件解決協定の全文 〇九
 外交演説 〇九
 濱口首相の外交方針 〇九
 幣原外相の演説 〇九
 英國の總選舉 〇九
 イギリス内閣 〇九
 女大臣の閣歴 〇九
 アメリカ 〇九
 米國新内閣 〇九
 米國の大統領選舉 〇九
 支那國民政府 〇九
 フランス内閣 〇九

行政

ドイツ内閣 〇九
 イタリヤ内閣 〇九
 露支紛争 〇九
 ヤング案成立 〇九
 軍縮問題 〇九
 中央行政官廳 〇九
 内閣 〇九
 各省通則 〇九
 各省組織 〇九
 内閣、大臣と政務官 〇九
 歴代内閣一覽表 〇九
 地方長官並に部長 〇九
 縣廳 〇九
 知事、部長並に課長 〇九
 歴代知事と部長 〇九
 各課の組織及事務分掌 〇九
 職務權限 〇九
 各縣其他主要團體 〇九
 支廳 〇九
 職務權限 〇九
 縣下の町村長 〇九
 縣政 〇九
 最近の縣政 〇九
 縣廳人事異動 〇九
 警察署長異動 〇九
 盛岡市縣議補選 〇九

市政

通常縣會 〇九
 豫算の増減 〇九
 丸茂知事豫算説明 〇九
 緊縮實行豫算編成 〇九
 産業指導統制委員會 〇九
 市町村是樹立訓令 〇九
 公私經濟緊縮委員會 〇九
 縣會 〇九
 縣會の組織 〇九
 議決事項 〇九
 事務所 〇九
 縣參事會 〇九
 岩手縣會議員 〇九
 議長、副議長 〇九
 歴代正副議長 〇九
 名譽職縣參事會 〇九
 盛岡市 〇九
 人口及戸數 〇九
 職業別戸數 〇九
 三役 〇九
 歴代市長 〇九
 歴代助役 〇九
 歴代議長 〇九
 市會議員 〇九
 參事會 〇九

目次

學務委員	一三三
土木委員	一三三
産業委員	一三四
都市計畫地方委員	一三四
方面監察員	一三五
市吏員俸給表	一三五
市内兒童數	一三五
學齡兒童	一三五
職員	一三五
青年訓練所	一三五
市學事關係團體	一三五
豫算編成方針	一三五
昭和四年度歳入出豫算	一三五
市政一年	一三五
盛岡市生産額總額	一三五
市町村會議員選舉	一三五
當選者政黨別	一三五
無産黨の進出	一三五
盛岡市會選舉	一三五
市町村會議員選舉有權者	一三五
町村會議員當選者	一三五
財政	一三五
國庫	一三五
田中内閣昭和四年度豫算	一三五
濱口内閣實行豫算	一三五
各省豫算額	一三五
昭和三年度國庫現計	一三五
岩手縣財政	一三五
昭和四年度歳入歳出豫算	一三五
四年度實行豫算	一三五
二年度一般會計決算額	一三五
市町村財政	一三五
四年度市町村豫算	一三五
市町村豫算整理緊縮	一三五
租稅	一三五
國稅	一三五
稅務區劃	一三五
各稅務署長	一三五
國稅徵收成績	一三五
縣稅	一三五
四年度岩手縣歳入豫算說明	一三五
四年度營業稅雜種稅課目課額	一三五
經濟	一三五
最近の經濟界	一三五
農銀問題	一三五
利下問題	一三五
信用組合利下	一三五
金解禁準備	一三五
大禮記念積立金	一三五
銀行合併結束	一三五
信託新業務改正	一三五
農工債券發行	一七〇
手形交換所問題	一七〇
木炭規格統一問題	一七〇
縣是製糸設立	一七〇
金融一年	一七〇
經濟講演	一七〇
三土前藏相	一七〇
矢野恒太氏	一七〇
電氣	一七〇
岩手縣電氣協會各電氣事業概況	一七〇
各會社別電燈能力	一七〇
商工會議所	一七〇
盛岡商工會議所沿革史	一七〇
盛岡商工會議所議員及役員	一七〇
盛岡市内小賣物價調	一七〇
港灣輸出入貨物	一七〇
鐵道	一七〇
國有鐵道	一七〇
地方鐵道	一七〇
盛岡運輸事務所	一七〇
所管區域分界	一七〇
管内營業料	一七〇
車輛數	一七〇
管内專用線	一七〇
管内主要驛乘降人員	一七〇
管内私設鐵道	一七〇

縣内國有鐵道各驛開業年次及驛長	一八四
構内營業	一八五
公衆電報取扱驛	一八五
公衆電話設置驛	一八五
購買支部の由來	一八五
鐵道治療所の設置	一八五
鐵道囑託醫	一八五
運輸狀況	一八五
各驛主要貨物發送噸數	一八五
各驛主要貨物到着噸數	一八五
盛岡驛發送貨物	一八五
盛岡驛到着貨物	一八五
鐵道に依る牛馬の縣外移出入	一八五
盛岡保線事務所	一八五
橋梁及隧道	一八五
管内降雪量	一八五
除雪人夫其他調	一八五
防雪林	一八五
停車場及諸建物數一覽表	一八五
盛岡建設事務所	一八五
鐵道建設費豫算年度割表	一八五
將來建設すべき線路	一八五
事務所の建設工事概況	一八五
各線に於ける土工其他工事の主なるもの	一八五
盛岡工場	一八五
創業年月日及沿革	一八五
歷史工場長及現職員	一九八
工場の事業	一九八
機械検査並修繕擔當數	一九八
車輛修繕成績表	一九八
修車費額	一九八
現在人員一人當り生産額表	一九八
通信	一九八
盛岡郵便局事業概況	一九八
昭和三年度管内遞信事業概況	一九八
縣下三等郵便局長	一九八
軍事	一九八
陸軍の現制	一九八
統帥機關	一九八
軍政機關	一九八
教育機關	一九八
軍事諮問機關	一九八
軍隊	一九八
參謀本部	一九八
聯隊區司令部	一九八
衛戍病院	一九八
教育總監部の管轄に屬する學校	一九八
教育總監部の管轄に屬せざる學校	一九八
兵役及補充	一九八
服役の區分	一九八
特種服役	一九八
徵集	一九八
簡點呼	二〇〇
第八師團	二〇〇
衛戍各隊	二〇〇
幹部官職氏名	二〇〇
專門學校配屬將校	二〇〇
中等學校配屬將校	二〇〇
盛岡聯隊區司令部	二〇〇
縣下在郷軍人分會幹部	二〇〇
壯丁	二〇〇
平均身長体重郡市別比較	二〇〇
体格等位郡市別	二〇〇
教育程度郡市別比較	二〇〇
トラホーム花柳病患者比較	二〇〇
受檢壯丁中等教育を受けたる	二〇〇
人員及幹部候補生採用人員	二〇〇
同第七條志願及採用人員	二〇〇
籤外現役志願及採用人員	二〇〇
教育	二〇〇
本縣教育概觀	二〇〇
幼稚園	二〇〇
幼稚園數	二〇〇
保育兒童數	二〇〇
保母數	二〇〇
保母待遇	二〇〇
初等教育	二〇〇
小學校數	二〇〇

兒童數 三三〇
 教員數 三三一
 教員待遇 三三二
 市町村義務教育費國庫負擔法に
 依る交付金の状況 三三三
 學齡兒童就學歩合 三三三
 公私立小學校兒童數 三三三
 本科正教員充實歩合 三三三
 縣下小學校教員俸給額及平均額 三三三
 中等教育 三三三
 縣教育費 三三三
 中等學校數 三三三
 中等學校入學狀況 三三三
 中等學校教員待遇 三三三
 中等學校教員數 三三三
 授業料 三三三
 中等學校聯合体育會 三三三
 職業學校及各種學校 三三三
 職業學校 三三三
 各種學校 三三三
 實業補習教育 三三三
 補習學校數 三三三
 生徒の就學及出席狀況 三三三
 教員數及俸給 三三三
 教員養成 三三三
 盲啞教育 三三三
 學校衛生 三三三

兒童衛生 三三五
 體育獎勵 三三五
 教員檢定及免許狀 三三五
 小學校教員及幼稚園保姆檢定 三三五
 小學校教員及幼稚園保姆免許狀 三三五
 社會教育 三三五
 青年訓練所 三三五
 青年團 三三五
 女子青年團 三三五
 少年團 三三五
 圖書館 三三五
 成人教育 三三五
 公衆体育 三三五
 岩手縣教育會 三三五
 岩手縣教育會役員並に部會長 三三五
 教育調查部委員 三三五
 岩手教育編纂委員 三三五
 農業教科書編纂委員 三三五
 郷土讀本編纂委員 三三五
 縣教育會貸費生規則 三三五
 專門學校 三三五
 盛岡高等農林學校 三三五
 岩手醫學專門學校 三三五
 教育人事 三三五
 縣學務部 三三五
 中等學校長及教頭奏任教諭 三三五
 本縣公私立小學校長 三三五

義教國庫町村交付金 三三九
 資力薄弱町村交付金 三三九
 市町村小學校教員俸給額 三三九
 本縣青年訓練所實施要項改正 三三九
 青訓指導員囑託規定 三三九
 教育一年史 三三九
 宗教 三三七
 主なる神社 三三七
 主なる神社例祭日 三三七
 主なる寺院佛堂 三三七
 縣下の神社 三三七
 神職員數 三三七
 縣下の寺院 三三七
 住職 三三七
 神道教務所及説教所 三三七
 一道六縣聯合神職大會 三三七
 勞働問題 三三三
 本縣に於ける最近の趨勢 三三三
 勞農黨解散 三三三
 無產黨進出 三三三
 左翼運動檢舉 三三三
 司法・警察 三三五
 司法 三三五
 裁判所管轄區域 三三五
 宮城控訴院 三三五

各裁判所判檢事 三六七
 歴代長官氏名 三六七
 盛岡地方裁判所々々長 三六七
 盛岡地方裁判所檢事局長 三六七
 本縣出身司法官 三六七
 盛岡地方法院受理罪名種別 三六七
 盛岡地方法院判所事件表 三六七
 管内區裁判所事件表 三六七
 盛岡地方法院判所刑事控訴既濟
 結果表 三六七
 盛岡地方法院判所管内公證事務
 一覽表 三六七
 盛岡地方法院判所管内件數並に
 登録稅手数料 三六七
 登記所別登記事件 三六七
 盛岡地方法院判所管内主なる公判
 岩手縣下辯護士一覽表 三六七
 刑務所 三六七
 盛岡少年刑務所の沿革 三六七
 盛岡少年刑務所收容者出入表 三六七
 家庭と犯罪 三六七
 警察 三六七
 警察官吏配置定員表 三六七
 警察人事 三六七
 殉職警察官吏 三六七
 結社 三六七
 刊行物 三六七

衛生 三三〇
 三年中の概況 三三〇
 傳染病患者調 三三〇
 藥品巡視成績 三三〇
 賣藥檢査成績 三三〇
 縣下屠畜狀況 三三〇
 各郡市別牛乳搾取狀況 三三〇
 醫者の居ない村 三三〇
 縣下新聞雜誌表 三三八
 犯罪傾向 三三八
 犯罪發生並に檢舉件數 三三八
 變死の原因及動機調 三三八
 變死の種別 三三八
 變死人年齢別 三三八
 消防 三三八
 消防唧筒調 三三八
 縣下各消防組頭名簿 三三八
 火災統計 三三八
 昭和三年中火災表 三三八
 昭和三年中火災月別及總數調 三三八
 昭和三年中小火 三三八
 昭和三年中山火事 三三八
 昭和三年中火災原因月別調 三三八
 昭和三年火災燒失棟數 三三八
 及坪數調 三三八
 最近十年間火災比較調 三三八

産業 三三〇
 產婆の居ない村 三三〇
 私立衛生會支會 三三〇
 公私病院調 三三〇
 本縣の生産高 三三〇
 農業調査結果 三三〇
 農業 三三〇
 米作 三三〇
 本縣の米作(三年の實收高) 三三〇
 四年の米作豫想 三三〇
 全國の米作 三三〇
 各府縣殘存米 三三〇
 穀物檢査 三三〇
 沿革及産米檢査 三三〇
 産米共同受檢所一覽 三三〇
 産米生産高並檢査狀況 三三〇
 生産檢査數量等級調 三三〇
 米生産檢査依數郡市別表 三三〇
 米移出檢査數量等級別 三三〇
 米移出檢査管外仕向先 三三〇
 大豆移出檢査數量等級別 三三〇
 大豆移出檢査管外仕向先 三三〇
 小麥移出檢査數量等級別 三三〇
 小麥移出檢査管外仕向先 三三〇
 穀物檢査所主任氏名 三三〇
 四年の麥作 三三〇

食用農産物	三三八
四年の旱害状況	三三〇
農事試験場	三三三
本場の事業	三三三
膽江分場概況	三三四
職員	三三五
縣農會	三三五
縣農會役員	三三五
四年度縣農會事業	三三六
四年度縣農會豫算	三三六
耕地整理	三三九
本縣の耕地	三三九
岩手縣耕地協會	三四〇
肥料	三四〇
岩手縣肥料協會	三四〇
肥料製造高	三四一
肥料消費高	三四一
肥料研究「堆肥の製造法に就いて」(縣農務課村井光吉)	三四二
蠶業	三四二
四年の春蠶	三四二
夏秋蠶收購豫想	三四三
春繭市場成績	三四三
養蠶組合現況	三四三
郡市別生糸生産高及製糸場調	三四四
機械製糸工場調	三四四
繭市場調	三四五
蠶繭驅除	三五三
養蠶電照飼育	三五三
桑葉及蠶種	三五三
御養蠶所を拜觀して(田中銃一郎)	三五四
林業	三五五
營林局區劃	三五五
管内營林署長	三五九
帝室林野	三六〇
本縣林業一斑	三六一
概要	三六一
皇太子殿下行啓記念縣有模範林の造成	三六一
公有林野施業計畫	三六一
部落有林野の統一及入會地の整理	三六一
公有林野造林補助	三六一
荒廢地復舊事業	三六一
保安林及開墾制限禁止地の調査	三六一
火入整理許可區域の調査	三六一
森林保護施設の獎勵	三六一
林野火災の警戒	三六一
樹苗養成獎勵	三六一
林業共同施設獎勵事業	三六一
水源涵養造林助成事業	三六一
製炭改良獎勵及移出木炭検査	三六一
林業の指導獎勵	三六五
椎茸栽培獎勵	三六五
公有林野官行造林事業	三六五
縣行造林事業	三六五
木炭検査	三六六
木炭生産並に需給調	三六六
木炭検査種類別調	三六七
木炭移出先調	三六八
検査所職員	三六八
岩手縣山林會	三六八
林野關係同業組合	三六九
林産物	三六九
商工	三七〇
商工館	三七〇
主要工産物	三七〇
各種工産物	三七〇
鐵山關係	三七〇
鐵産物	三七〇
鐵區	三七〇
縣下の鐵山	三七〇
專賣	三七〇
仙臺地方專賣局盛岡出張所沿革	三七〇
所長名簿	三七〇
事務分擔	三七〇
昭和三年度共濟組合收支計算書	三七〇

昭和三年度職工教育状況調	三七三
昭和三年度託兒所状況調	三七三
三年度煙草製造高表	三七四
職工人員及所得額	三七四
製造煙草賣渡高表	三七五
鹽賣渡高表	三七五
煙草賣捌人員	三七五
鹽賣捌人員	三七五
水産	三七五
沿岸漁獲物	三七五
水産製造物	三七九
水産製造物郡市別	三八〇
遠洋漁業	三八三
漁船	三八三
漁獲物郡市別	三八四
岩手縣水産場	三八四
畜産	三八四
岩手縣種畜場	三八四
岩手縣種鶏場	三八五
種馬育成所	三八五
岩手種馬所	三八五
小岩井農場	三八六
畜産物	三八七
家畜	三八七
家禽	三八七
蜜蜂	三八七
搾乳	三八七
縣下の産馬畜牛組合長	三七八
二歳牝馬糶賣組合別成績	三七八
二歳牝馬糶賣組合別成績	三七八
二歳牝馬農林省軍馬購買組合別成績	三九〇
産業組合	三九一
既往十ヶ年に於ける産業組合の發達	三九一
聯合會の業績	三九一
農業倉庫一覽	三九一
文藝・學藝	三九三
文藝	三九三
縣文藝界近情(附詩、歌、俳壇)	三九三
細越夏村氏逝く	三九四
日報文藝欄に關聯して	三九四
學藝	三九五
出版	三九五
南部叢書完結	三九五
楓園集古印譜	三九五
新刊一覽	三九五
美術	三九六
帝展入選の本縣人	三九六
春陽會入選	三九六
二科展入選	三九七
展覽會一覽	三九七
野球	三九七
昭和三年記録	三九七
昭和四年記録	三九八
縣下中等校野球大會	四〇〇
早稻田大學來襲大會	四〇〇
縣下實業野球大會	四〇三
庭球	四〇三
昭和三年記録	四〇五
昭和四年記録	四〇六
陸上競技	四〇九
昭和三年記録	四〇九
昭和四年記録	四〇九
水泳	四一〇
昭和三年記録	四一〇
昭和四年記録	四一〇
バレー・バスケットボール	四一五
昭和三年記録	四一五
昭和四年記録	四一五
蹴球	四一六
昭和三年記録	四一六
昭和四年記録	四一六
武術	四一七
昭和三年記録	四一七
昭和四年記録	四一七
日本大相撲來る	四一八

表 見 早 齡 年

子大	寅大	辰大	明治	午明	申明	戌明	子元	寅安	辰安	弘化	午天	申文	戌文	子文
正一	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	政七	八七	保九	政一	政一	化二
七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三
丑大	卯大	巳大	明治	未明	酉明	亥明	丑元	卯安	巳安	弘化	未天	酉文	亥文	丑文
正一	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	政七	八七	保九	政一	政一	化二
六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
寅昭	辰大	午大	明治	申明	戌明	子明	寅慶	辰安	午弘	申天	戌文	子文	寅文	辰文
和五	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	八七	保九	政一	政一	化二	化二
五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元	五元
卯昭	巳大	未大	明治	酉明	亥明	丑明	卯慶	巳安	未弘	酉天	亥文	卯文	巳文	未文
和四	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	八七	保九	政一	政一	化二	化二
四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
辰昭	午大	申大	明治	戌明	子明	寅明	辰明	午安	申嘉	戌天	子文	寅文	辰文	午文
和三	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	八七	保九	政一	政一	化二	化二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
巳昭	未大	酉大	明治	亥明	丑明	卯明	巳明	未安	酉嘉	亥天	卯文	巳文	未文	酉文
和二	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	政七	八七	保九	政一	政一	化二	化二
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
午昭	申大	戌大	明治	子明	寅明	辰明	午明	申萬	戌嘉	子天	寅天	辰天	午文	申文
和一	正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	延七	永八	保九	政一	政一	化二	化二
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
酉大	亥大	明治	丑明	卯明	巳明	未明	酉文	亥文	嘉永	天保	卯天	巳天	未文	酉文
正一	正二	治二	治二	治二	治二	治六	七〇	八〇	九〇	〇一	〇二	〇三	〇四	〇五
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
戌大	子大	寅大	明治	辰明	午明	申明	戌文	子嘉	寅嘉	辰天	午天	申文	戌文	子文
正一	正二	正三	治二	治二	治二	治六	六二	七二	八二	九二	〇三	〇四	〇五	〇六
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
亥大	丑大	卯大	明治	巳明	未明	酉明	亥文	丑嘉	卯天	巳天	未文	酉文	亥文	丑文
正一	正二	正三	治二	治二	治六	七〇	八〇	九〇	〇一	〇二	〇三	〇四	〇五	〇六
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八

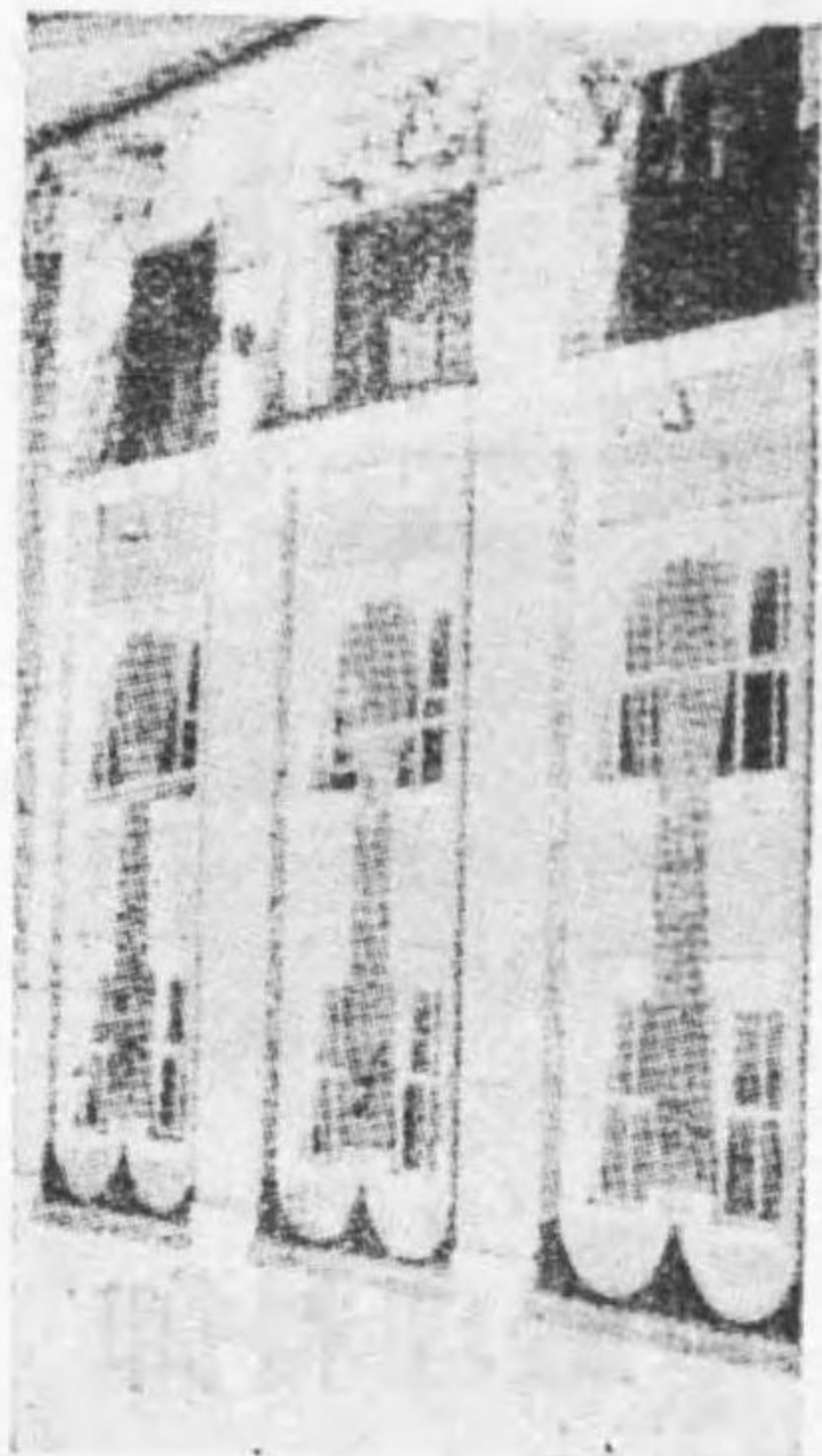
右の行は年號と年數、左の行は昭和五年より溯り算へたる年數と十二支なり。故に明治元年生ならば辰年六十三歳、大正元年生ならば子年十九歳なるを知るべし。

目品業營

- 鐵鋼材
- 瓦斯板
- 九釘
- 平板
- セメント
- 針金類
- 石炭
- コークス
- 文化炭
- ストーブ

三井物産株式會社東北特約店
 三菱商事株式會社特約店
 三井生命保險株式會社盛岡代理店

木三商事株式會社



本社 盛岡市肴町 振替口座仙臺三一七番
 電話三四、一〇五一番
 支店 盛岡市茅町丸全商店 電話七一、一番
 出張所 青森市安方町 電話六四、七番
 機械部 盛岡市仁王丸三機械商店 電話七二、八番
 製作部 盛岡市大澤川原仁王鐵工所 電話五六、七番

販賣部

モートル及電機器具
各種發動機
各種揚水ポンプ
丸鋸及ベルト類
鐵材及鐵管
汽機汽鐘附屬品
コックカラシ
裝蹄機
家庭用コークス及ストーブ
諸機械工具
清水式精米機

營業品目

福田銅鐵諸機械商店

盛岡市開運橋通り角
電話四三五八番



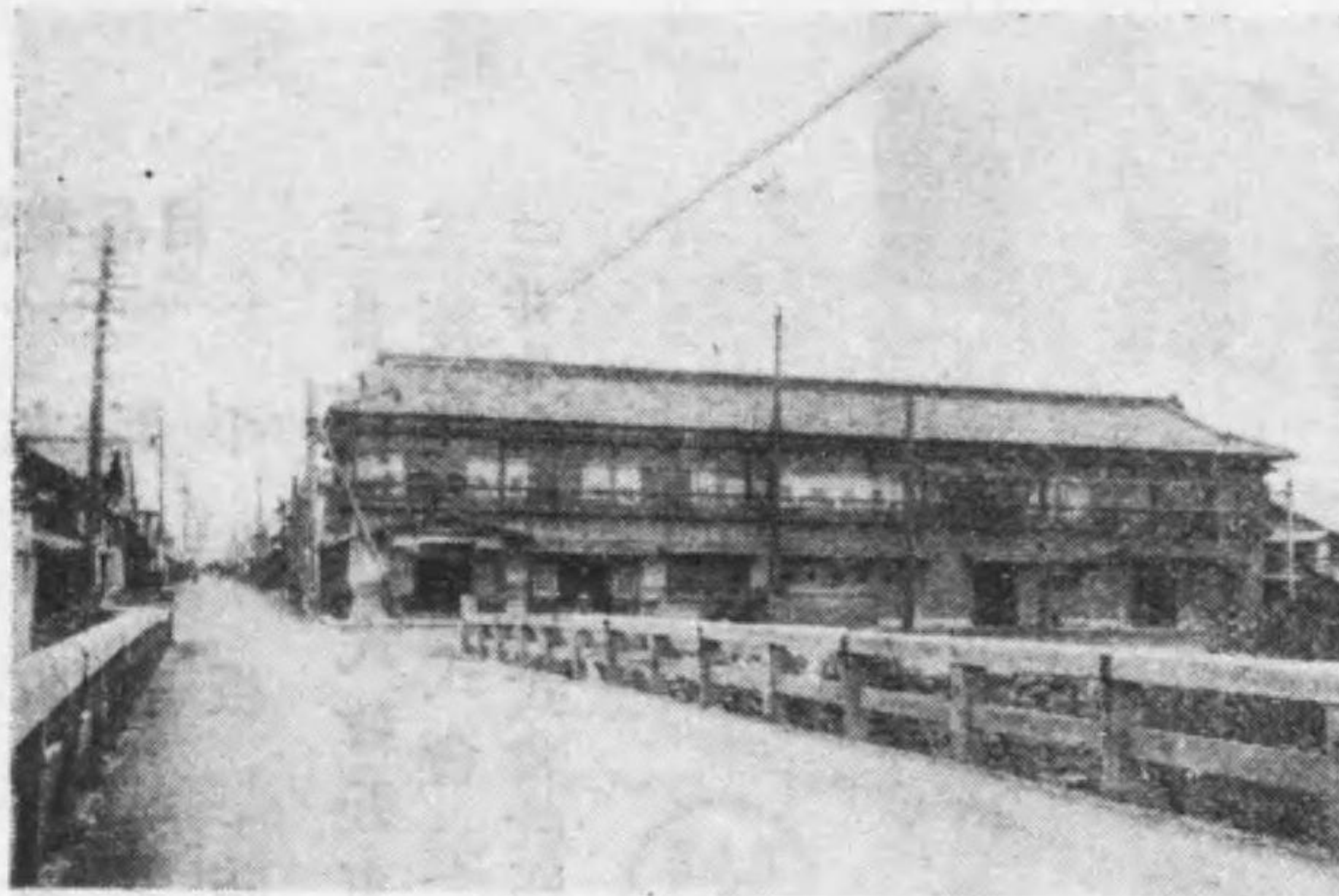
製造品目

鐵山諸機械
電氣機械
製材機械
橋梁及鐵骨類
汽機汽罐
設計製圖監督
其他諸機械

福田機械製作所

盛岡市大澤川原小路
電話一四三番

多賀本家全景



御料理 西洋御料理

盛岡市夕顔瀬

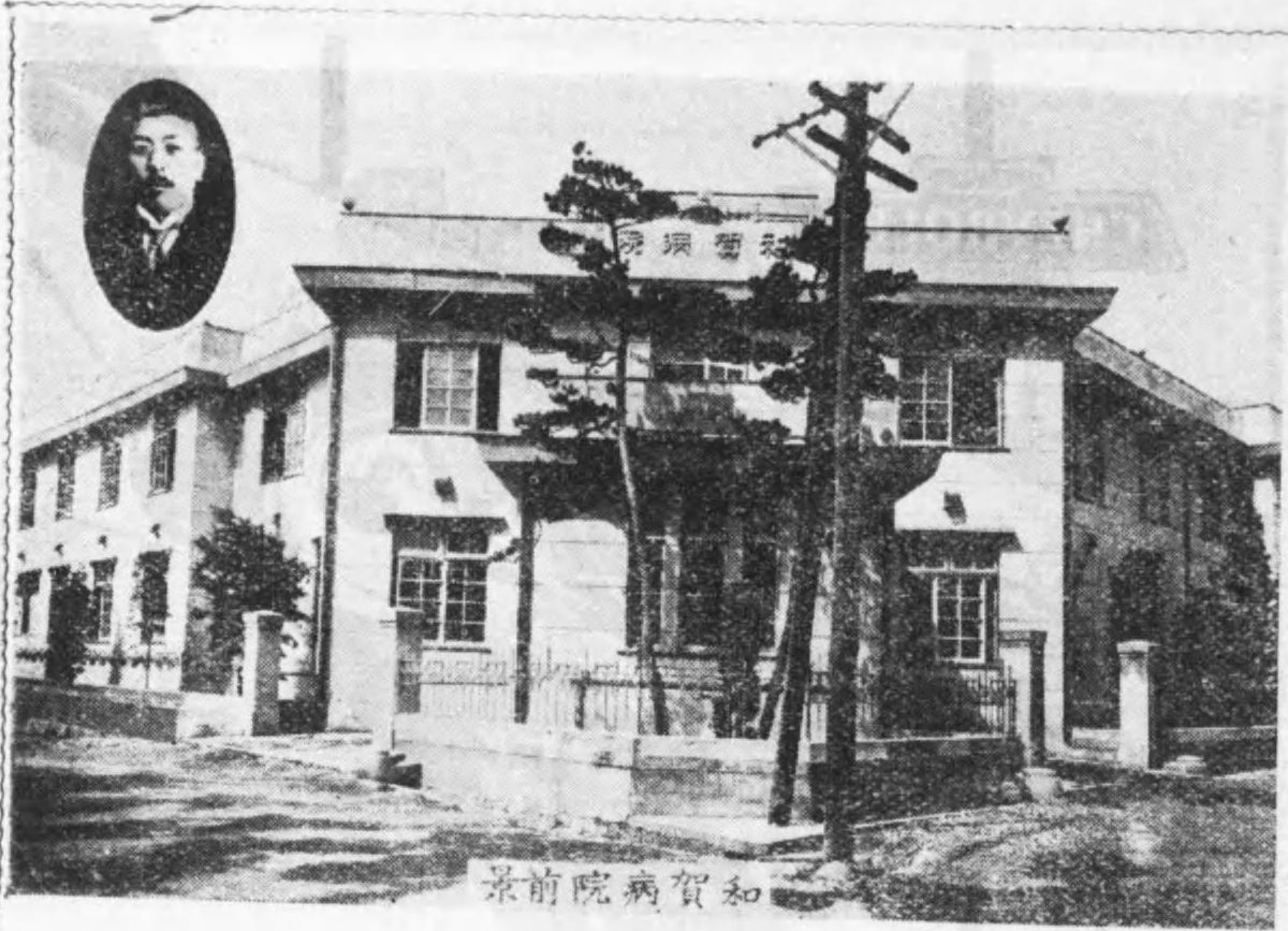
多賀本家

電話 三二八番
八七〇番

盛岡市内丸

公會堂多賀

電話 八三七番
店主細川正太郎



和賀病院前景

改築落成

和賀病院

黒澤尻町諏訪町(電話四八番)

院長	副院長	內科	小兒科	外科	花柳病科	耳鼻咽喉科	乳婦科	産科	婦人科	レントゲン科	藥劑科
齋藤丈太郎	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎
齋藤丈太郎	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	高巢三正	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎	齋藤丈太郎

病室完備、入院應需

利廻りよき

信託預金

二重の利得ある

公債、社債の信託

便利なる

諸貸付金

營業案内御申込次第贈呈

盛岡市紺屋町百二十二番地

盛岡信託株式會社

電話 五五〇番

取締役社長 金田一國士

常務取締役 萬昌一郎



タクシー界を風靡する

シボレー六気筒車

素人!!

玄人も激賞する

新シボレー号

本縣の如き悪道路も六気筒になった
新シボレー号の良好な乗心地は
一度試乗した人は是れを認めて居ります

日本ゼネラルモーター株式会社
シボレーオートモービル
オーストラリア
ケンブリッジ
自動車特約販売店

盛岡モーター商会



電話三五九七番七九番七九番七九番

資本金參百五拾萬圓

盛岡市吳服町拾八番地

株式會社 第九十銀行



電信略號 (九〇) 又ハ (九)

電話 園長 七一〇番・四五一番

振替貯金口座 (東京) 一七四一四番

私書函盛岡郵便局第八號

萬年筆修理及製作

盛岡市吳服町

紙・文具・印刷

赤澤號本店

電話 二六八八番
茅町支店

電話 七三五番
本町支店

電話 一九五番
紺屋町印刷部

電話 一〇六二番

日英米佛獨專賣特許
外二十二件

◇日本軍用消防ポンプ
◇一臺デ貴組ノ名譽一代代表スル



◇製作能率東洋一
◇陸軍省指定工場

森田式 ウエヤレス唧筒車巾二尺七寸
消防具一式

カサイ商會

東北出張所 盛岡市驛前 電話 488
海外代理店 三菱商事株式會社
東京營業所 日本橋區馬喰町
電話 2273 2274
工場 大阪市港區 電話 3731, 4114, 4119

株式會社

岩手縣農工銀行

盛岡市本町



釀造元

岩手縣石鳥谷

照井源之丞

電話四番(營業部)

電話五番(本邸)

株式會社

岩手縣農工銀行

盛岡市本町



釀造元

岩手縣石鳥谷

照井源之丞

電話四番(營業部)

電話五番(邸本)

婦人病藥

本器の特長

一、本器は紙器製品にして、如何なる熱湯にも耐へ得る特長を有す
 二、使用後乾燥して保存し置けば以後何回にても使用に耐ゆ。
 三、衛生上絶對無害なるは、既に衛生試験所に於て檢定證明濟なり
 四、布袋と異り、底部の濾過布より充分に藥劑が溶解漏出し、極めて適度の濃度を保てる藥液となる。
 五、使用後藥劑を入れし、吊るし置けば能く水分を分離するが故に藥劑の腐敗又は變質する憂ひなく、斯くして數回濾過服用するを得べし。

有益書無代進呈

▲此際ハガキ御申越次第婦人病治療に關する一切を詳記した有益な書物をどなたにも御送りして差上げますから御申越下さいませ。

命の母

主治効能

- ▲月經不順
- ▲足腰冷込み
- ▲肩凝腰痛
- ▲四肢の疲れ
- ▲下腹筋ばり
- ▲貧血悪阻
- ▲頭痛逆上
- ▲動悸息切
- ▲不眠憂鬱
- ▲白血赤血
- ▲ヒステリ
- ▲産前産後



東京市京橋區新榮町 (電話京橋二八八七番 振替東京二六三番)
 本舖 笹岡省三藥房
 大阪市北區中崎町 (電話北四二二三番 振替大阪三二八〇番)

藥價

金二十錢
 金四十錢
 金一圓
 金二圓
 金三圓
 金五圓
 金十圓

エビスビール

清涼飲料

リボンシトロン
 ナポリン



スポンツ薬

サロメチール

痛み、疲れ、打身、挫きに

單に皮膚に塗擦するのみにて、良く皮下に吸収せられ、殆んど直ちに炎症を消失せしむ、衣服に粘着せず、纏帯を要せず、極めて便利なり。

練習、競技の前後には、疲労と筋痛を豫防及び治療し、尙筋肉及關節の運動能率増進の目的に最も賞用せらる。



二五瓦……一
七五瓦……二四五十瓦
著名薬店にあり

デシンチン

創傷及皮膚薬

獨逸の學者により創製されたるダイタミンA外用薬にして、創面の分泌を乾燥し、肉芽と表皮を新生する作用が極めて迅速なるを特長となす。

たゞれ、擦り傷、濕疹、火傷、水虫、股すれ、癩りにくい皮膚病、破れたる靴傷などを驚くべき短時日に治癒す。

散膏……五十瓦、一四、二四五十瓦
粉末……五十瓦。著名薬店にあり

元 賣 發

店商郎三元邊田 社會式株

町本區橋本日市京東

發 賣 元

株式會社 田邊元三郎商店

東京市日本橋區本町

資本金百五拾萬圓

岩手輕便鐵道株式會社

岩手縣稗貫郡花卷町

第三十六回 (自昭和四年四月三十日) 營業概況

金貳拾萬五千八百拾五圓四錢參厘
金拾四萬貳千八百拾四圓四錢貳厘
差引金六萬參千壹圓壹厘
金九千參百七拾壹圓四拾錢四厘
合計金七萬貳千參百七拾貳圓四拾錢五厘

總 收 入
總 純 損 益
前 期 繰 越 金

金參千貳百圓
金參千貳百圓
金壹千圓
金壹千圓
差引金五萬貳千五百圓 (一株ニ付金壹圓七拾五錢年七分)
金壹萬壹千四百七拾貳圓四拾錢五厘

法 定 備 金
別 途 備 金
社 員 退 職 給 與 備 金
役 員 主 配 當 金
株 主 配 當 金
後 期 繰 越 金

右之通り候也

馬の上の英姿

大元帥陛下 陸軍特別大演習監督の爲目詰御立所に向

はせらる (昭和三年十月七日)



主効
つかれ目、かすみ目、トラホーム、眼痛、
症、たれ目、結膜炎、充血はし目等、



眼の
魅力！

それはスマイルの一滴から、貴女の瞳がパツチリと人を魅するやうな美しい眼となります。

「スマイル」は只今社交家、美容家、執務家、學生その他一般家庭に必須の高級眼科薬として賞用せられて居ります。

定價 四十五錢
壹圓(消毒ガーゼ付)

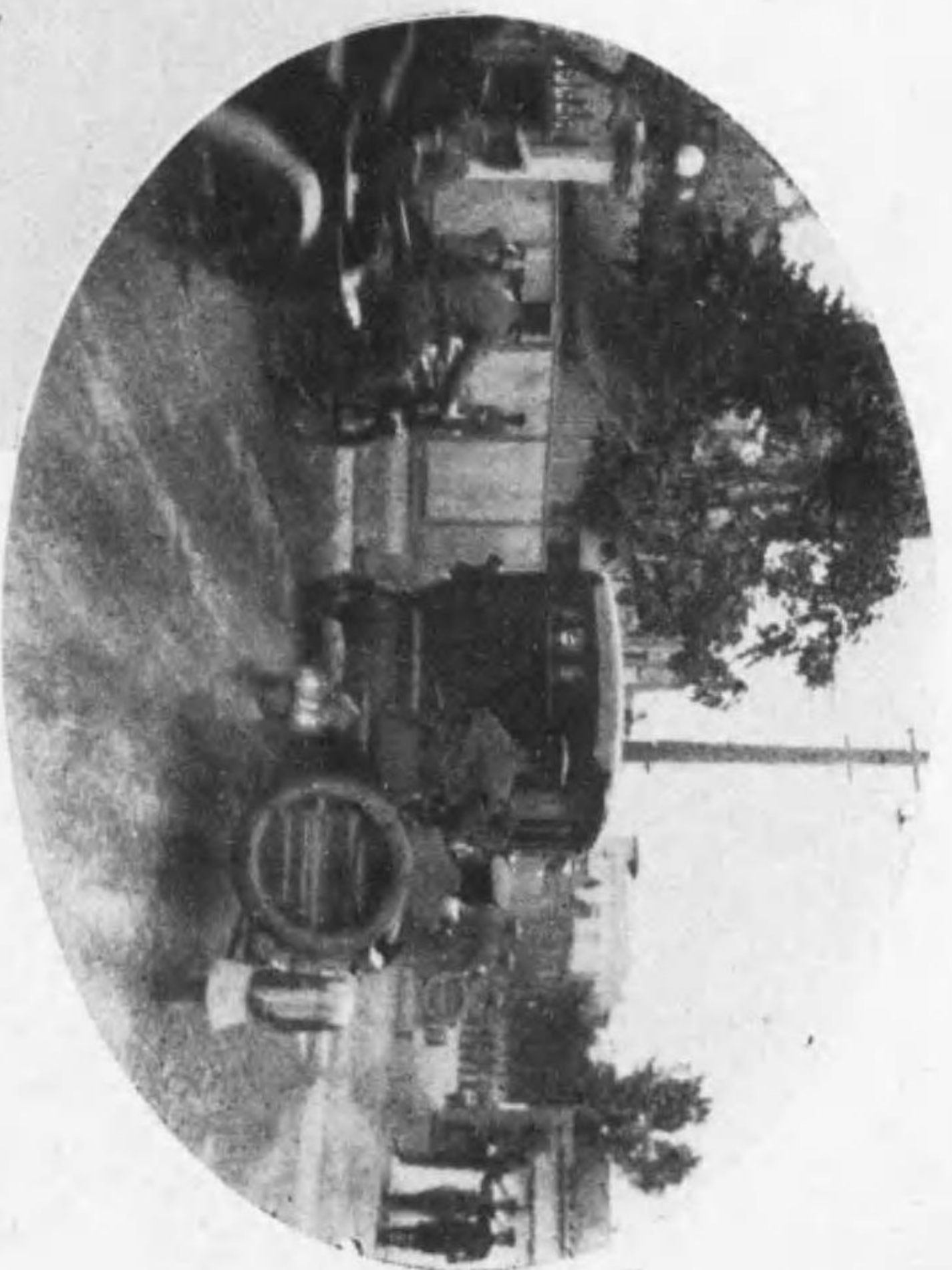
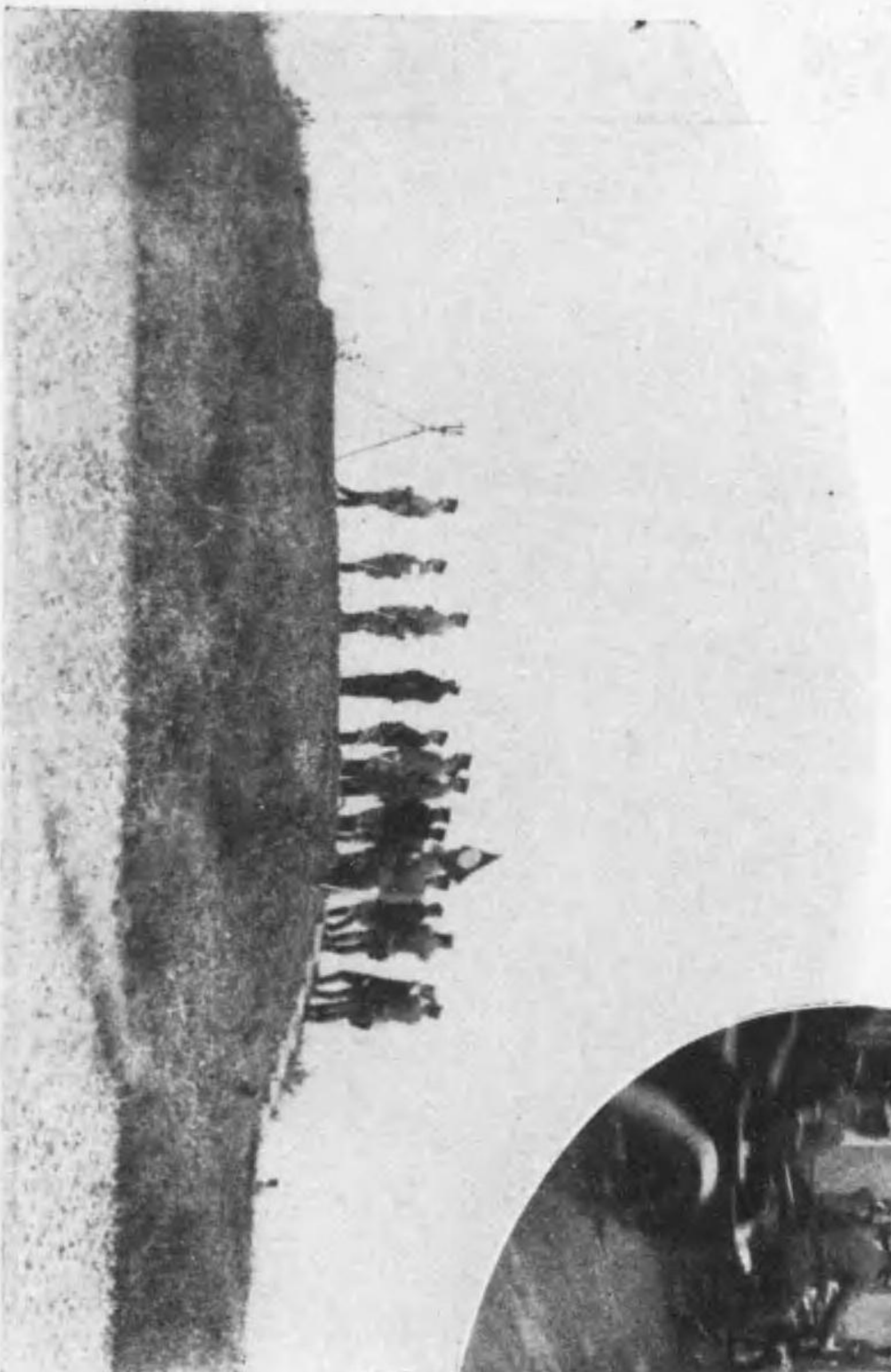
容器はガラス製にニッケル深蓋を配した至極優美なものです。一滴づゝ點眼出來ポケットや帶の間に入り携帶に至便です。

東京市日本橋區瀬戸物町
發賣元 藥品 玉置合名會社
問屋 振替東京七二番

全國藥店に有り升

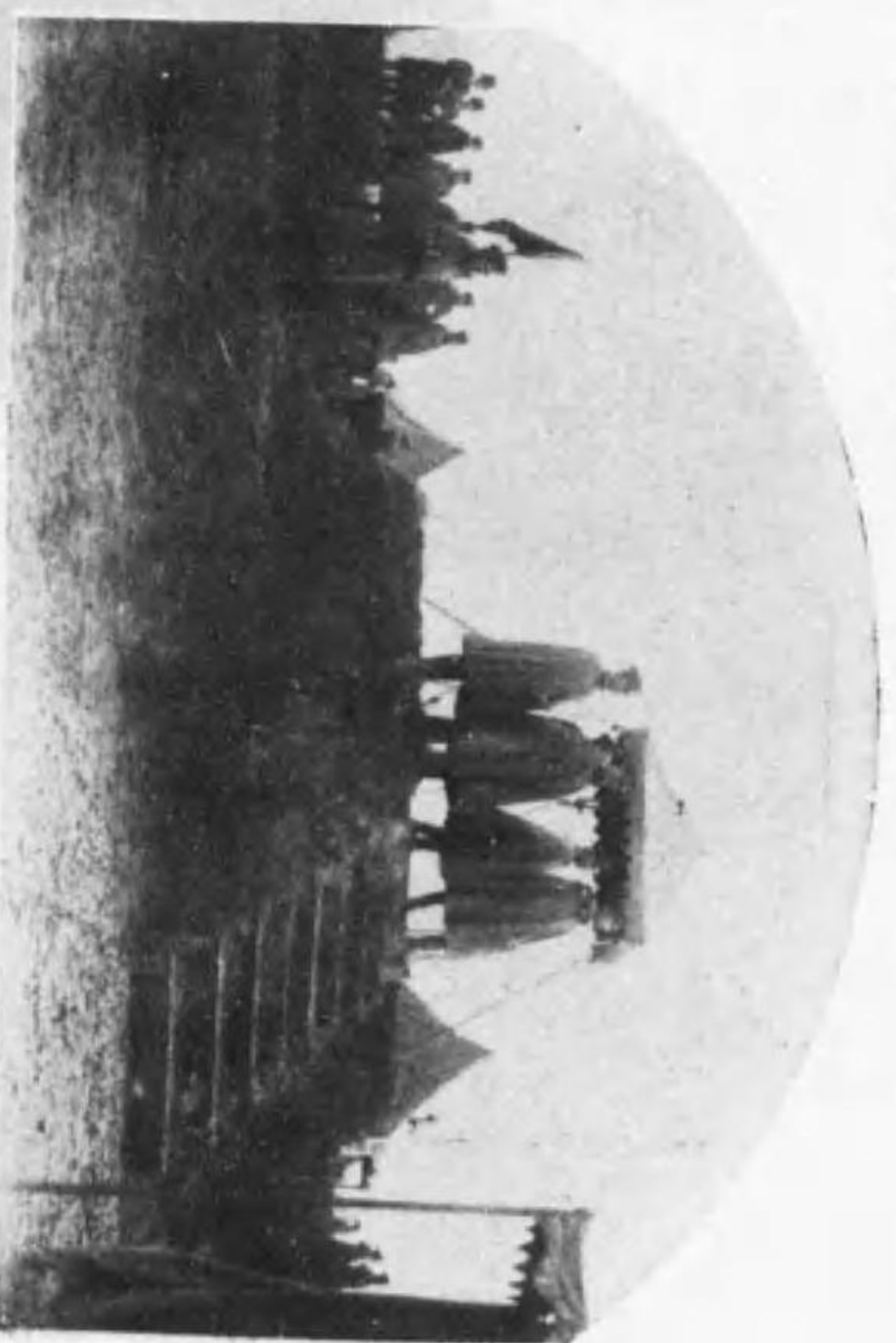
スマイル

下陸の中監統御
(所立野御卷花日六月十)

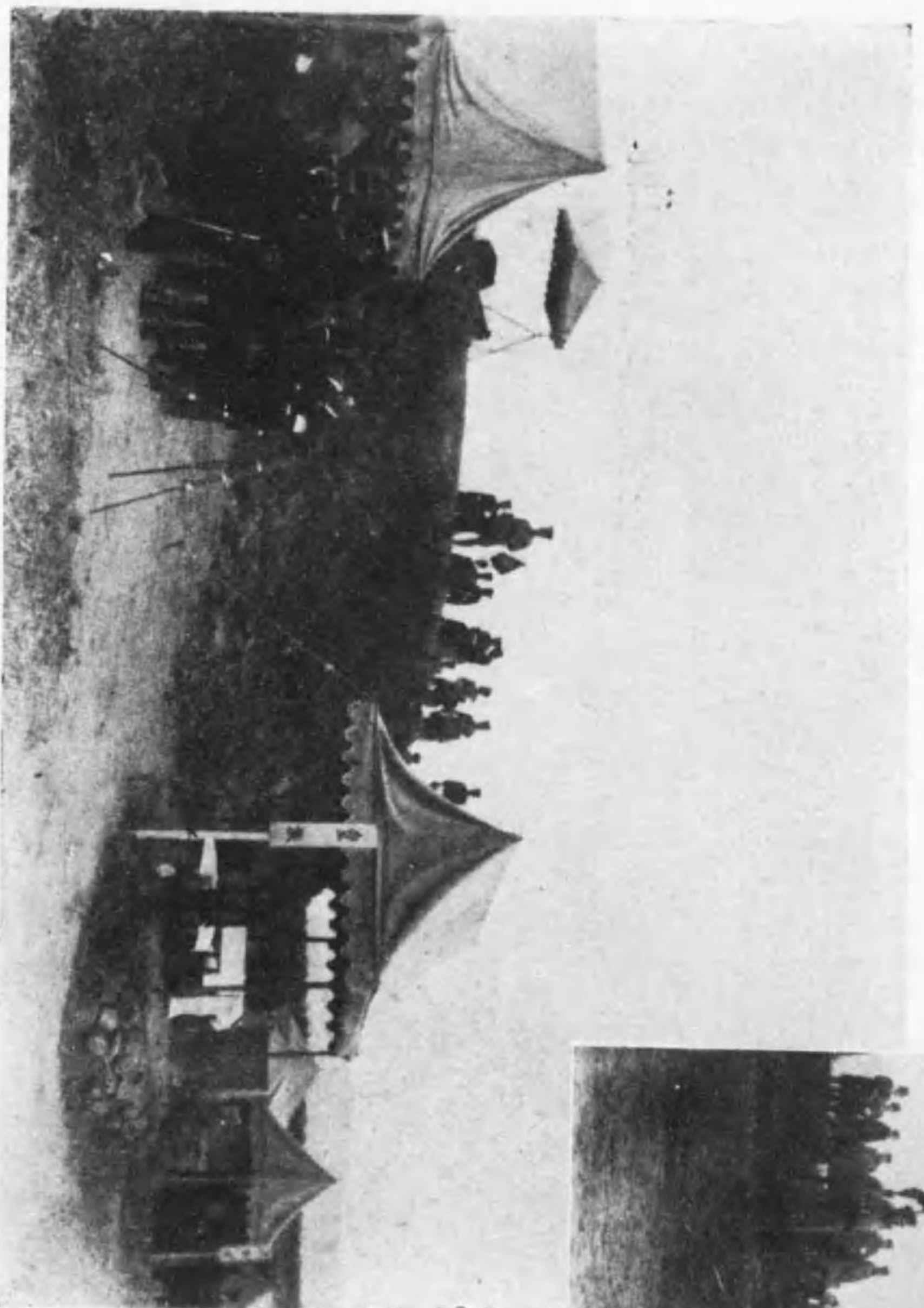


らせら入に營本大叢風
堂會公縣手岩市岡益
(日五月十)

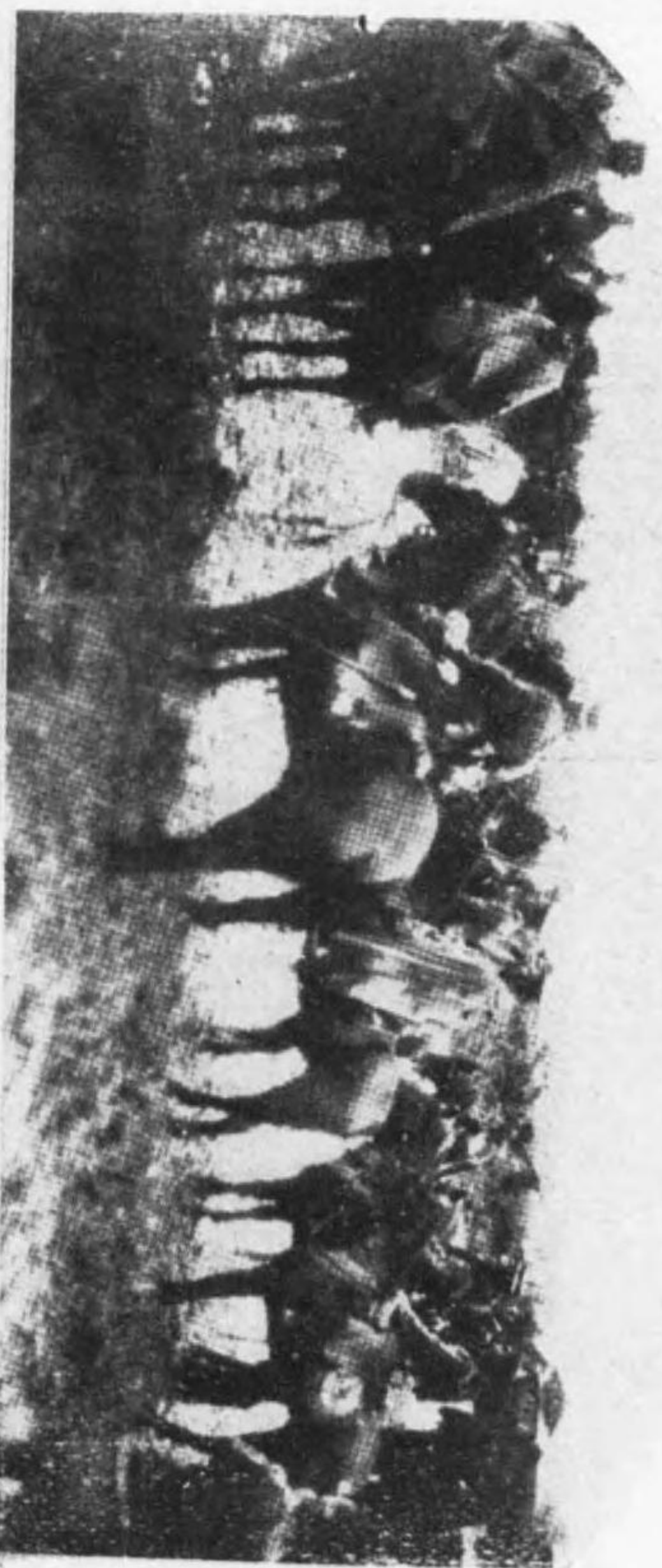
下陸の中監統御外野



所立野御原ケ武觀
(日八月十)



(日七月十) 所立野御山城、詰日



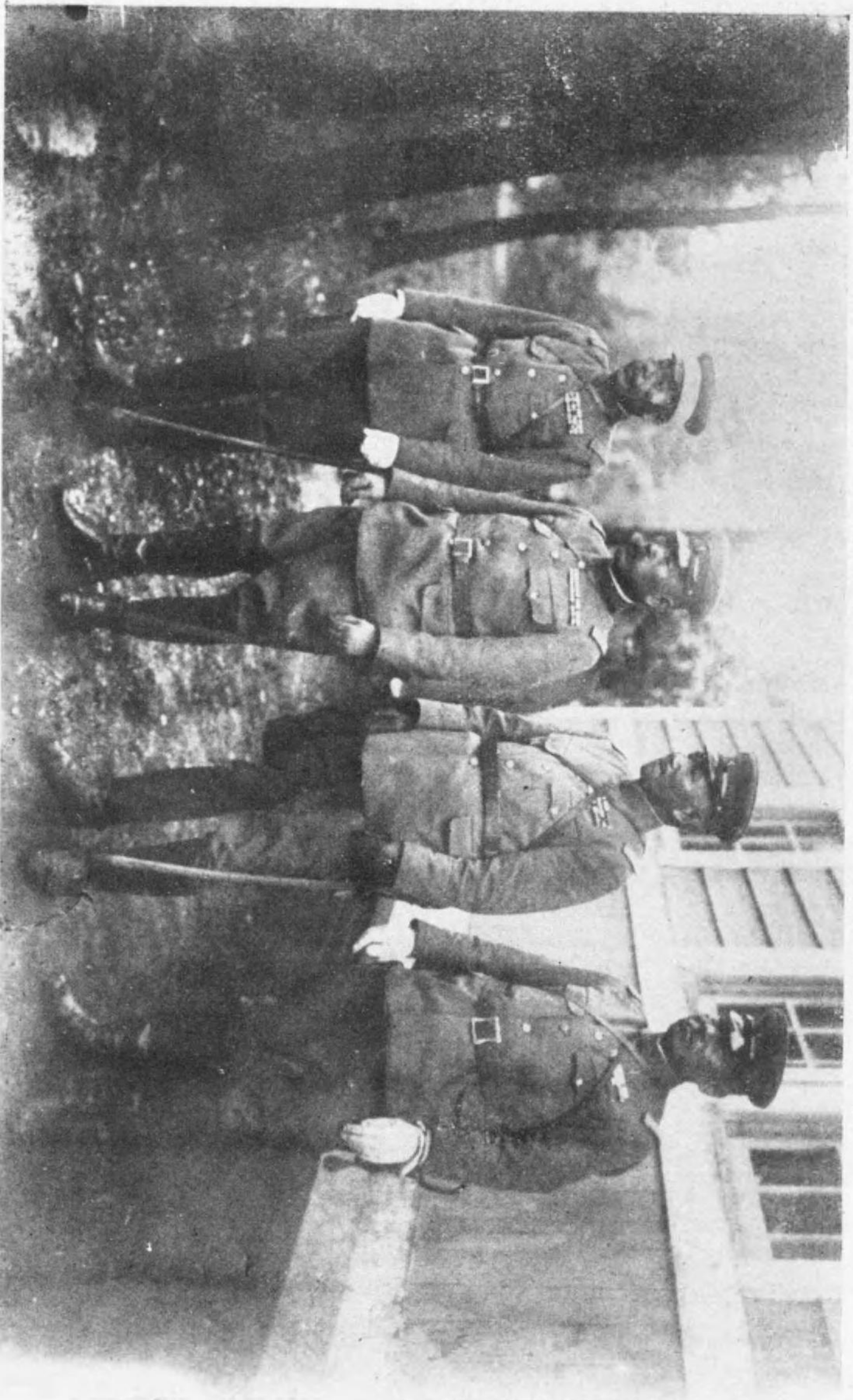
閣下御況戦に團集兵步軍南



下陸の視巡御地戦奮軍兩中雨豪
團集兵騎軍北（原ヶ武觀）

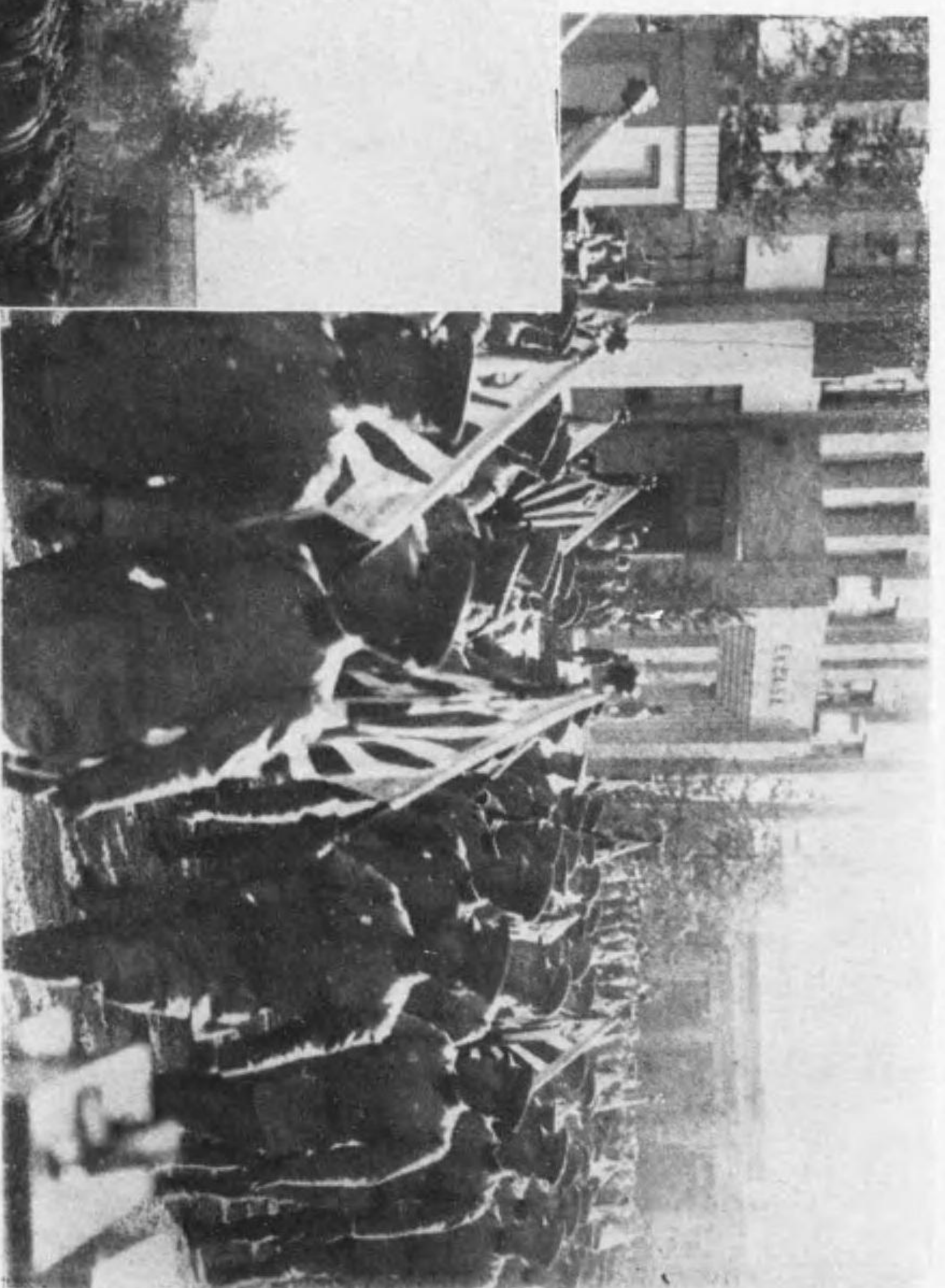
て つ 終 戦

（てに場評講御）官令司軍兩北南
將中井赤 將大木鈴 將中崎眞 將中島大 りと右

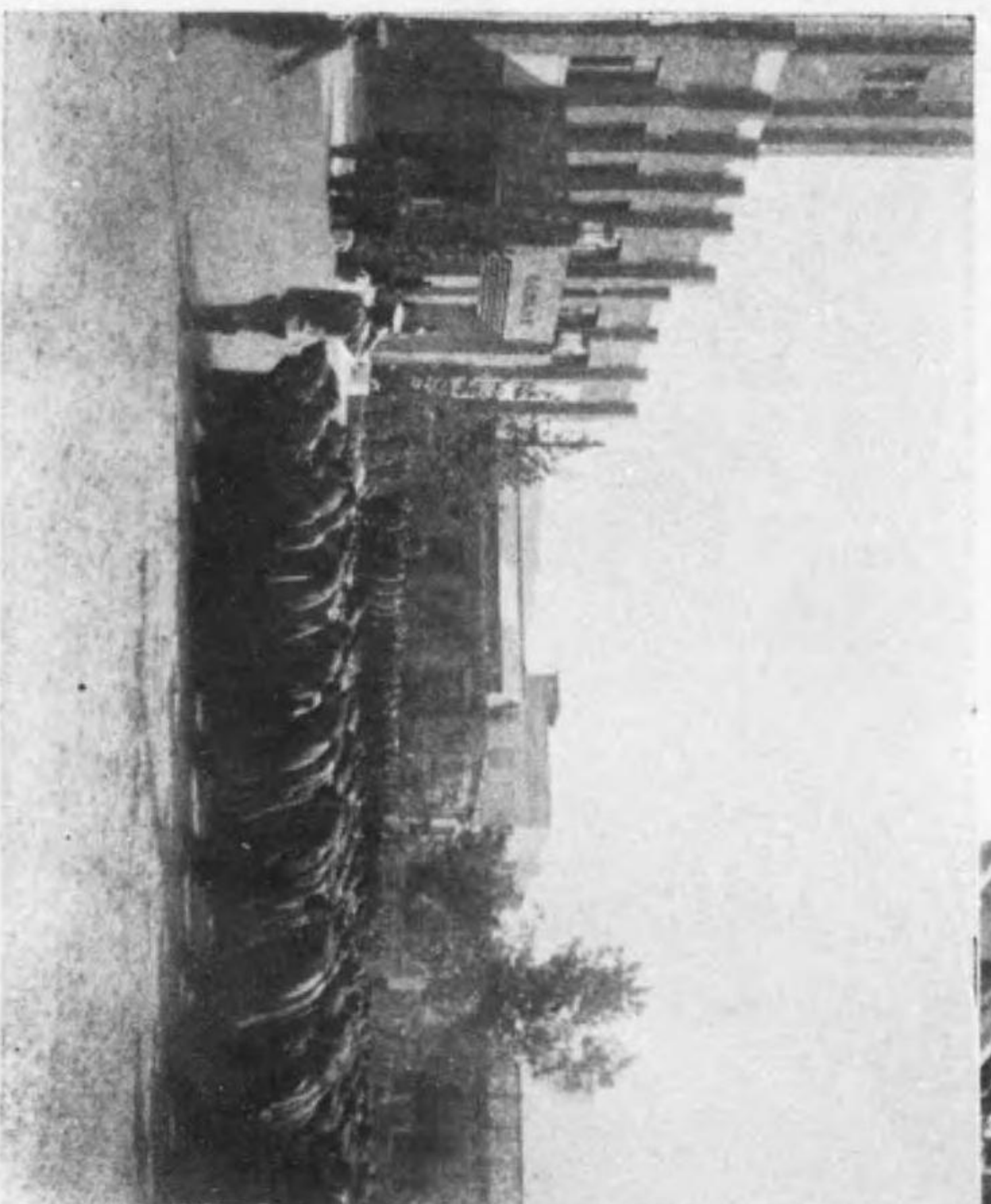


式 閱 親 御

(七)に前營本大日十月十) 團人軍郷在るは賜を閱親御 御出下陸

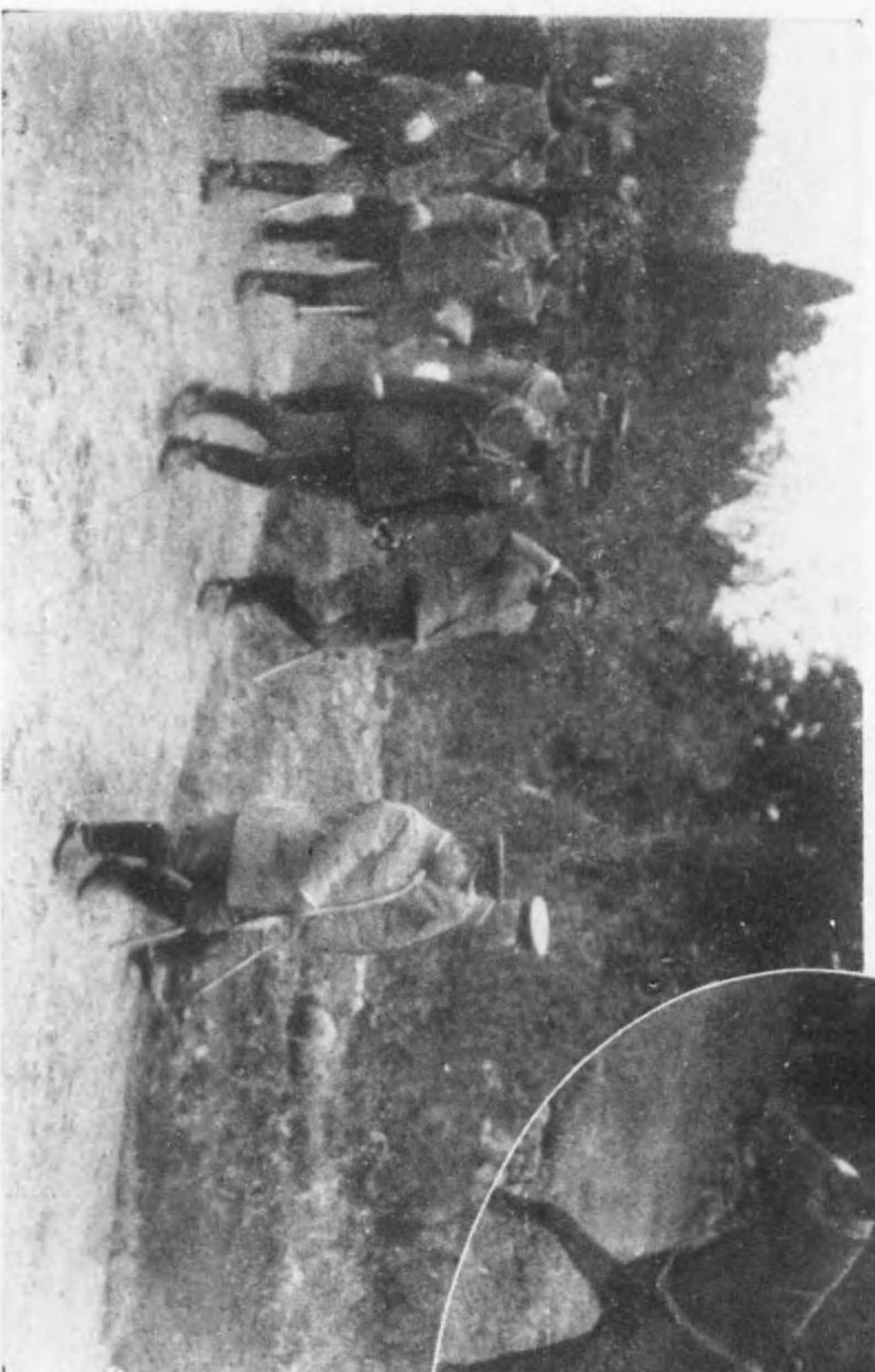


國 唱 奉 校 學 女 下 縣



下 殿 宮 各 の 觀 陪 御

宮 香 朝 宮 本 梨 宮 通 久 リよ左前
下殿各宮若院閑



たれさ召に馬乘御
下殿宮若院閑 宮 本 梨

習演別特兵騎
下殿宮帥元院閑の中戦観御
(てに原木本一日二月十)

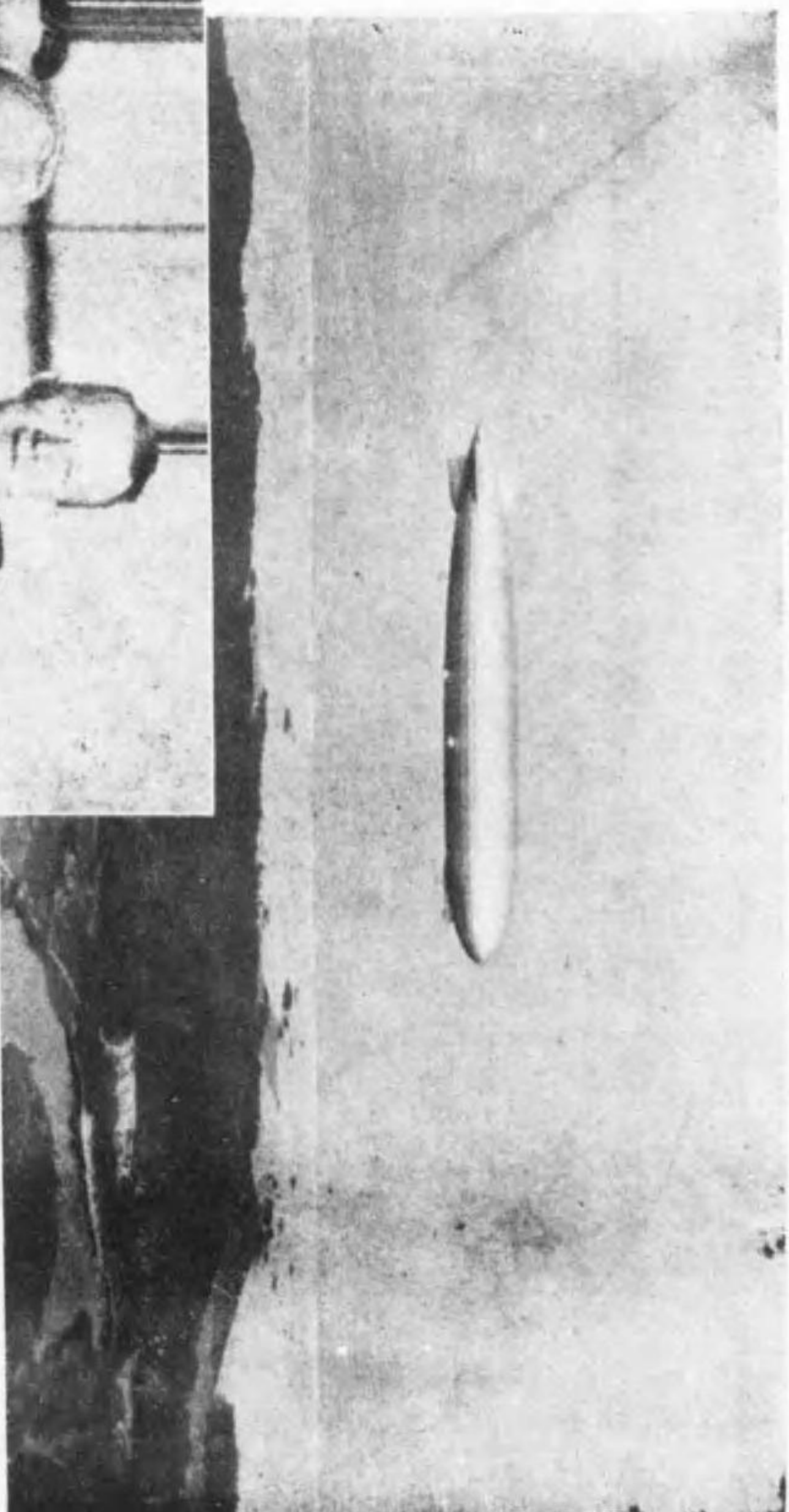


事慶御の家爵伯部南



姫子瑞慶合れらへ迎に子養御を氏(英實名書)英利弟養氏孝實條一爵公はで家爵伯部南主藩萬
たれらげ舉を典の燭華てしトを展吉の日九月十年四和昭と

(英雄の過通沖山華金日九十月八) 來飛號伯エツ



孟乾の相首口濱へ迎を士博エ



相 遜 泉 小 リヨ右列前 (眞寫)
遜野中 士博エ 相首口濱
(で邸宮相首日十二月八) 官次信

天皇陛下

御名裕仁 人皇百二十四代 大正天皇第一皇子
明治三十四年四月二十九日御誕生 明治四十一年
四月學習院御入學 大正元年九月 陸海軍少尉御
任官大勳位に叙せらる 大正三年四月二日學習院
初等科御卒業 爾後 東宮御學問所にて御修學
五年十一月三日立太子禮 八年五月七日御成年式
九年十月三十一日陸海軍少佐に御昇進 十年三月
三日海外御巡遊 九月三日御歸朝 十年十一月二
十五日攝政御就任 十三年一月二十六日久邇宮邦
彦王第一女良子女王と御結婚 同年十月三十一日
陸海軍大佐に御昇進 昭和元年十二月二十五日御
踐祚 昭和三年十一月十日御即位禮 御舉行

月御退學 十一年九月勳一等 十三年一月二十六
日御入興 皇太子妃宣下 昭和元年十二月二十五
日皇后宣下

皇太后陛下

御名節子 故從一位大勳位公爵九條道孝第四女
明治十七年六月二十五日御誕生 二十一年女子高
等師範學校附屬幼稚園御入園 二十三年九月十一
日華族女學校小學部に御入學 二十九年九月十一
日中學部御進級 三十二年八月二十九日同校御卒
業 三十三年五月十日御入興皇太子妃宣下 大正
元年七月三十日皇后宣下 昭和元年十二月二十五
日皇太后宣下

皇女

第一皇女 成子内親王 大正十四年十二月六日御
誕生 御稱號 照宮
第三皇女 和子内親王 昭和四年九月三十日御誕
生 御稱號 孝宮

皇后陛下

御名良子 久邇宮邦彦王第一女 明治三十六年
三月六日御誕生 四十二年四月學習院女學部初等
科御入學 大正四年四月中等科へ御進級 七年四

帝 國 皇 室

皇弟

雍仁親王 御稱號秩父宮(舊淳宮) 明治三十五年六月二十五日御誕生、大正天皇第二皇子、大正十一年六月御成年式舉行、同時に宮號改稱、十一年十月二十五日陸軍歩兵少尉御任官、十四年五月十日中尉に御昇進 同月二十四日御渡歐 昭和二年一月十七日御歸朝 昭和三年九月二十日松平勢津子姫と御結婚

宣仁親王 御稱號高松宮(舊光宮) 明治三十八年一月三日御誕生、大正天皇第三皇子 大正十四年四月御成年式 同年十二月三十日海軍少尉御任官

崇仁親王 御稱號澄宮 大正四年十二月二日御誕生、大正天皇第四皇子

皇族

伏見宮 (東京市麴町區紀尾井町四) 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生

妃經子 故公爵德川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生

博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生(芝區白金今里町御別邸)

妃朝子(公爵一條實輝第三女、明治三十年十月二十日御誕生)

博英王 博恭王第四子、大正元年十月七日御誕生

光子女王 博恭王第一王女、昭和四年七月二十八日御誕生

邦芳王 故貞愛親王第二子、明治十三年三月十八日御誕生(府下中野御別邸)

山階宮 (東京市麴町區富士見町五丁目) 武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生

故菊麿王妃常子 故公爵島津忠義第三女 明治七年二月七日御誕生

茂麿王 故菊麿王第五子、明治四十一年四月二十九日御誕生

賀陽宮 京都市下京區三十三間堂廻六四五(名古屋市東區白壁町二ノ七御假寓)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生

妃敏子 公爵九條道實第五女、明治三十二年五月十六日御誕生

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生

美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年六月二十九日御誕生

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生

章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生

故邦憲王妃好子 故侯爵醍醐忠順第一女 慶應元年十月二十日御誕生

久邇宮 京都市上京區東櫻町二七(東京府下豊多摩郡澁谷町宮代一番御假寓)

朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生

妃知子 伏見宮博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十二月八日御誕生

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年七月三日御誕生

邦英王 邦彦王第三子、明治四十二年五月十六日御誕生

故邦彦王妃 俣子、故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生

多嘉王 故朝彦親王第五子、明治八年八月十七日御誕生

妃靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生

恭仁子女王 多嘉王第三女、大正六年五月十八日御誕生

家彦王 同第二子、大正九年三月十七日御誕生

德彦王 同第三子、大正十一年十一月十九日御誕生

梨本宮 (東京府豊多摩郡澁谷町美竹四

一番地

守正王 故久邇宮朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生

妃伊都子 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生

朝香宮 (東京市芝區高輪南町一七) 鳩彦王 朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生

妃允子内親王 明治天皇第八皇女、明治二十四年八月七日御誕生

紀久子女王 鳩彦王第一女、明治四十四年九月十二日御誕生

孝彦王 第一子大正元年十月八日御誕生

正彦王 第二子大正三年一月五日御誕生

湛子女王 第二女、大正八年八月二日御誕生

東久邇宮 (東京市麻布區市兵工町一丁目一三)

稔彦王 故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生

妃聰子内親王 明治天皇第九皇女、明治二十九年五月十一日御誕生

盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生

彰常王 第三子、大正九年五月十三日御誕生

皇室—皇族—朝鮮王族

北白川宮 (東京市芝區高輪南町一七) 永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生

故成久王妃房子内親王 明治天皇第七皇女、明治二十三年一月二十八日御誕生

故能久親王妃富子 故公爵島津久光養女 文久二年八月八日御誕生

美年子女王 故成久王第一女、明治四十四年五月六日御誕生

佐和子女王 同第二女、大正二年十月十五日御誕生

多惠子女王 同第三女、大正九年四月十五日御誕生

竹田宮 (東京市芝區高輪南町一七) 恒德王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生

故恒久王妃昌子内親王 明治天皇第六皇女、明治二十一年九月三十日御誕生

禮子女王 故恒久王第一女、大正二年七月四日御誕生

閑院宮 (東京市麴町區永田町二丁目三〇) 載仁親王 故伏見宮邦家親王第十六子、慶應元年九月二十二日御誕生

妃智惠子 故公爵三條實美第二女、明治五年五月二十五日御誕生

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生

妃直子 公爵一條實孝妹、明治四十一年十一月七日御誕生

東伏見宮 (東京府豊多摩郡澁谷町下澁谷常盤松一〇一) 故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生

朝鮮王族

昌德宮 (本邸朝鮮京城府臥龍洞二) 李王根 李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生

妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日御誕生

故李太王妃 尹氏 侯爵尹澤榮第一女、明治二十七年九月十九日御誕生

德惠姬 李太王第三女、明治四十五年五月二十五日御誕生

李坫公家 (京城府寬勳洞一九六) 李坫公 李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生

妃金氏 男爵金思潐長女、明治十一年十一月二十一日御誕生

李勇吉 李坫公庶長子、明治四十二年十月二十八日御誕生

李錫公家 李錫公 李坫公庶子第二男、大正元年十一月十五日御誕生

御降嫁の皇族

御名	御父	君御配	偶	御降嫁年月	皇子	皇女	伯爵	大正
實枝子女王	故有栖川宮	故公傳德川慶久	明治四一、二	方子	女王	梨本宮守正王	光暢	大正一三、五
禎子女王	故伏見宮貞愛親王	侯爵山内 豊景	明治三四、四	貞子	女王	故北白川宮能久親王	賴寧	大正九、二
安子女王	故山階宮菊麿王	淺野 長武	大正九、一	滿子	女王	伯爵甘露寺受長	明治三七、二	二
由紀子女王	故賀陽宮邦憲王	町尻 景基	大正四、四	武子	女王	子爵保科 正昭	明治四四、四	二
絢子女王	故久通宮朝彥親王	故伯爵竹内惟忠	明治二五、一二	廣子	女王	伯爵二荒 芳徳	大正四、四	二
榮子女王	同	故子爵東園基愛	明治三三、九	恭子	女王	子爵安藤 信昭	大正三、一	二
篤子女王	同	伯爵壬生 基義	明治三九、一〇	華子	女王	侯爵華頂 博信	大正一五、一二	二
信子女王	久通宮邦彥王	伯爵三條西公正	大正一三、一二	敦子	女王	侯爵清棲 幸保	大正一五、一〇	二
				規子	女王	梨本宮守正王	眞光	大正一五、一二

臣籍降下の皇族

伯爵 上野 正雄	御實家	北白川宮	伏見宮博恭王	海軍大將軍參議官議定官
伯爵 小松 輝久	同	同	梨本宮守正王	陸軍大將軍參議官
伯爵 山階 芳麿	同	同	久通宮多嘉王	神宮祭主
伯爵 久通 邦久	同	同	朝香宮鳩彦王	步兵大佐
伯爵 華頂 博信	同	同	東久通宮稔彦王	歩兵大佐
伯爵 筑波 藤麿	同	同	伏見宮博義王	海軍少佐
伯爵 鹿島 萩麿	同	同	山階宮武彦王	海軍少佐
			久通宮朝融王	海軍大尉
			賀陽宮恒靈王	騎兵大尉
			閑院宮春仁王	騎兵中尉

皇族御官職

秩父宮雍仁親王	陸軍歩兵中尉、歩兵三聯隊附
高松宮宣仁親王	海軍中尉
閑院宮載仁親王	元帥陸軍大將議定官
伏見宮博恭王	海軍大將軍參議官議定官
梨本宮守正王	陸軍大將軍參議官
久通宮多嘉王	神宮祭主
朝香宮鳩彦王	步兵大佐
東久通宮稔彦王	歩兵大佐
伏見宮博義王	海軍少佐
山階宮武彦王	海軍少佐
久通宮朝融王	海軍大尉
賀陽宮恒靈王	騎兵大尉
閑院宮春仁王	騎兵中尉

皇族御公職

秩父宮雍仁親王	英國協會總裁、暹羅協會總裁、萬國工業會議總裁
伏見宮博義王	陸軍軍將校婦人會總裁
閑院宮載仁親王	明治神宮造幣局總裁、明治神宮奉賛會總裁、日本赤十字社、濟生會、階行社、大日本蠶糸會、帝國軍人後援會、日佛協會、日露協會、慶福會各總裁
伏見宮博恭王	帝國水難救済會、日本海員會、水産會各總裁
梨本宮守正王	大日本農會、山林會、醫學協會各總裁
閑院宮載仁親王	大日本婦人教育會、赤十字篤志看護婦人會總裁
東伏見宮故依仁親王	愛國婦人會總裁
伏見宮博義王	陸軍軍將校婦人會總裁

宮廷

宮城、皇居、御所及び御殿其他

竹田宮故恒久王妃昌子内親王 婦人共立育兒會總裁

東京市麴町區にあり元徳川氏の居城、明治元年十月十三日を以て皇居と定め給ひ、明治十五年五月御造營に着手、同廿一年十月竣工せるものにして總工費三百九十六萬八千圓、面積六十三萬七千七百七十坪、同年十月二十七日宮城と御治定遊ばさる

赤坂 離宮	東京市赤坂區
濱 離宮	京橋區築地
霞ヶ關 離宮	同 麴町區霞ヶ關一丁目
二條 離宮	京都市上京區
桂 離宮	京都府葛野郡桂村
修學院 離宮	京都府愛宕郡修學院村
箱根 離宮	神奈川県足柄下郡箱根町
名古屋 離宮	名古屋市西區
武庫 離宮	神戸市須磨町
御用邸	神奈川縣三浦郡葉山町
立石御休所	同郡西浦村

皇室——宮廷——宮廷錄事

主なる御料地

御料地名	面積	所在
熱海御用邸	靜岡縣田方郡熱海町	熱海
静岡御用邸	静岡市追手町	静岡
沼津御用邸	西附屬郡同附屬邸	沼津市揚原町
日光御用邸	栃木縣上都賀郡日光町	日光
日光田母澤御用邸	同	日光
鹽原御用邸	同 鹽谷郡鹽原町	鹽原
伊香保御用邸	群馬縣群馬郡伊香保町	伊香保
那須御用邸	栃木縣那須郡那須村	那須
鎌倉御用邸	神奈川県鎌倉郡鎌倉町	鎌倉
小田原御用邸	同 足柄下郡小田原町	小田原
宮ノ下御用邸	同 縣同郡温泉村	宮ノ下
畝傍山	奈良縣高市郡	奈良
千頭	靜岡縣周智郡	千頭
丹澤	神奈川縣愛甲郡	丹澤
瀨尻	靜岡縣磐田郡	瀨尻
木曾	長野縣上伊那郡	木曾
七宗	岐阜縣益田郡	七宗
段戸	岐阜縣武儀郡	段戸
御嶽場	愛知縣北設樂郡	御嶽場
江戶川	千葉縣東葛飾郡	江戶川
北葛飾郡	同	北葛飾郡
狩獵物	白鳥、雁、鴨、鶺鴒、雉子、鶉、水鷄	狩獵物

皇室御料牧場

下總御料牧場 千葉縣印旛郡
 新冠御料牧場 北海道日高國新冠郡

皇室經費

皇室經費は憲法の定むる所に依り國庫之れを支出するものにして増額を要する場合を除くの外は帝國議會の協賛を要せず、その豫算検査等は皇室法に依る旨定められてある、現在の皇室經費は四百五十萬圓である

宮廷錄事

御歌御會始 御歌御會始は一月二十四日宮中鳳凰の間に於ていと厳かに行はせられ、本縣よりも光榮の入選者を出した

御製

都いてよとほく來ぬれば吹きわたる朝風きよし小田のなか道

皇后宮御歌

この年もみのりよかれといのるらむ小田のさと人朝日をかみて

皇太后宮御歌

年へぬる壁のいろさへあきらかに朝日かよふ小山田のさと

選 歌

錦鷄問祇候正四位勳三等 草間時福上 鷄かねは里よりきとにつたはりて山田のいほの朝しつかなり

三重縣津市出口岩田三百三十二の三

川邊彌三郎上

朝けふりのとかにたちぬ新薬にやねふきかへし小田のひとつ家

三重縣津市南堀端 島川のゑ上

田にいてむあるしまつとや朝日さすくさやの庭に馬のいなまく

岩手縣氣仙郡米崎村 新沼 勇上

朝つく日にほふわらやのかきねみち田川をさして家鴨むれゆく

福岡縣八幡市大字槐田八百四十七

鹿田 佐上

勤揪のひかりたふとく見ゆるかな朝日さし入る小田の伏庵

秩父宮御婚儀

秩父宮殿下には三年九月二十八日松平勢津子姫と御結婚遊ばされた

御大禮諸儀

今上陛下 御一世御一代の大儀式であり大祭祀である、御大禮の本儀は、昭和三年十一月六日宮城の御發遣より始まる、折柄秋風清澄山に錦繡綾をなし、里に菊花萬歳の壽をことほいで薫る紀元こゝに二千五百八十八年眞に寶祚萬歳、國を擧げて御一世御一代の大儀式を壽ぎ奉つた

御大禮諸儀御日取

京都に行幸の儀(十一月六日)

午前四時賢所御殿裝飾、同四時三十分大禮使高等官着床、同七時奉送諸員停車場參集同七時、天皇、皇后兩陛下宮城出御、同八時東京驛御發遣、十一月七日午後二時京都着御

賢所春興殿に渡御の儀(七日)

午後一時御殿裝飾、同五時大禮使高等官着床

即位禮當日皇靈殿、神殿に奉告の儀(十日)

午前八時三十分御殿裝飾、同九時三十分大禮使高等官着床

即位禮當日賢所大前の儀(十日)

早且御殿裝飾、午前六時三十分建禮門及建春門を開く、天皇、皇后兩陛下の御座を設く、午前八時三十分參列諸員朝集所に參集

即位禮當日紫宸殿の儀(十日)

早且御殿裝飾、同日午後一時二十分儀仗兵建禮門外ならびに建春門外に整列、同一時五十分參列諸員日華門外、月華門外列立

即位禮後一日賢所御神樂の儀(十一日)

午後二時御殿裝飾、同三時參列諸員朝集所に參集

神宮、皇靈殿、神殿ならびに官國幣社に勅使發遣の儀(十二日)

午前八時御殿(小御所)裝飾、同十時大禮使高等官式部官着床

大嘗祭前二日御禊の儀(十二日)

午前十一時御禊所(小御所)を鋪設、同日午後一時大禮使高等官着床

大嘗祭前二日大祓の儀(十二日)

正午祓所(承明門)を鋪設、午後二時大禮使高等官着床

大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭の儀(十三日)

午後二時悠紀、主基兩殿神門および廻立殿を鋪設、午後三時堂典、堂典補悠紀殿南階の下に參進

大嘗祭前一日鎮魂の儀(十三日)

午後二時御殿(小御所)を裝飾、同四時神座を奉安、同五時大禮使高等官着床

大嘗祭當日神宮に奉幣の儀(十四日)

午後八時參列諸員朝集所に參集

贈 位

天恩枯骨に及び榮ある贈位者百八十七名十日御即位式當日左の如く發表された

故正二位 藤原 光親(按察使)

故正三位 藤原 宗行(權中納言)

故正三位 德川綱條(舊水戸三世藩主)

故正三位 藤原 行房(藏人頭)

故正三位 藤原 範茂(參議)

故正四位上 蜂須賀齊裕(舊阿波藩主)

故正四位上 松平 賴恭(舊高松藩主)

故正四位上 長曾我部元親(土佐の領主)

故正四位上 小楠 横井平四郎(熊本藩士)

故正四位上 伊達 吉村(舊仙臺藩主)

故正四位上 榊原 忠次(舊姫路藩主)

故正五位上 網廣(舊長州藩主)

故正五位上 柴田 勝家(北莊城主)

故正五位上 松浦 清(舊平戸藩主)

故正五位上 溝口直養(舊新發田藩主)

故正五位上 毛利 高政(舊佐伯藩主)

故正五位上 菊池 武安(吉野朝侍將)

故正四位下 蜂須賀正勝

故正四位下 河邊 精長(伊勢大宮司)

故正四位下 高橋 宗直(御厨子所預)

故正四位下 仙石 久行(舊出石藩主)

故正四位下 伊達 慶邦(舊仙臺藩主)

故正四位下 土方 義苗(舊蕨野藩主)

故正六位 佐藤政養(工部省鐵道技師)

故正六位 平山省齋(幕府外國奉行)

故正六位 石川 義純(石川城主弟)

故正六位 錦織俊政(笠置行宮侍將)

故正六位 小關 三英(舊莊内藩士)

故正六位 河野 通治(金崎城武將)

故正六位 瀧澤清右衛門(著作家馬琴)

故正六位 曾根五郎兵衛(佐渡奉行)

故正六位 僧 仙覺(權律師)

故正六位 瓜生 義鑑(新田氏武將)

故正六位 山鹿 秀遠(山鹿城主)

故正六位 松井 興長(八代城主)

故正六位 古賀 藤馬(佐賀儒臣)

故正六位 里見 時成(新田氏武將)

故正六位 青木 永弘(長崎神官)

故正六位 村山 松根(中川宮臣)

故正六位 森 寛齋(畫家)

故正七位 森 寛齋(畫家)

皇大神宮の儀、午後二時參進、同別宮荒祭宮の儀、皇大神宮の儀終つて參進、豐受大神宮の儀、午前七時參進、同別宮多賀宮の儀、豐受大神宮の儀終つて參進

大嘗祭當日皇靈殿、神殿に奉幣の儀(十四日) 午前八時三十分御殿裝飾、同九時三十分大禮使高等官着床

大嘗祭當日賢所大御饗 供進の儀(十四日) 早且御殿裝飾、午前九時皇宮警部御殿の南門を警固す

大嘗宮の儀(十四日) 早且大嘗宮を裝飾、午後五時外門を開く、皇宮警部これを警固す

悠紀殿供饗の儀(十四日) 午後六時天皇陛下廻立殿に渡御

主基殿供饗の儀(十五日) 午前零時天皇陛下廻立殿に渡御

即位禮および大嘗祭後大饗 第一日の儀(十六日) 午前十一時三十分參列諸員朝集所に參集

即位禮および大嘗祭後大饗 第二日の儀(十七日) 午後六時三十分參列諸員朝集所に參集

即位禮および大嘗祭後大饗 夜宴の儀(十七日)

右百歳以上の者へ下賜
木杯壹個、酒肴料金壹圓
右九十歳以上の者へ下賜
木杯壹個、酒肴料金五拾錢
右八十歳以上の者へ下賜

賑 恤

金百五十萬圓各地へ頒賜
尙本縣には一萬六千圓の御下賜金があつた

勅 語

十一日紫宸殿の御儀聖上高御座に御し宸儀
を中外に宣し給ふた

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天
業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮
ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ述ヘリ朕祖宗ノ
威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ
奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾不衆ニ語ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト
爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁
恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ
奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニスレ我カ國
體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所
ナリ
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外

ニ徴シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ
緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏
謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ
宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ恭ク遺緒ヲ嗣キ祖
宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ
治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ
庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ
致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ
則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ
普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆
其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以
テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈
ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ
得シメヨ

壽 詞

臣義一謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ
陛下
皇祖
皇宗ノ大訓ヲ奉承シ萬世一系ノ大統ヲ紹繼
シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ハセタマフ億兆欣躍孰
カ四海同慶ノ大典ヲ賀シタマツラサラ
臣義一誠歡誠喜頓首頓首恭シク惟ミルニ
皇祖ノ照臨シタマフヤ乃チ
皇孫ヲ降シ 神器ヲ授ケ天壤無窮ノ 神勅
ヲ賜ヒ惠民ノ德澤天下ニ洽ク以テ萬世不易

ノ 皇基ヲ定メタマヘリ
皇宗ノ肇造シタマフヤ乃チ中州ヲ平カニシ
帝位ニ即キ 皇孫養正ノ 聖心ヲ弘メ建
國ノ經綸後世ニ被ラシ以テ一統無疆ノ 皇
業ヲ成シタマヘリ爾リシ自リ以來
列聖相承ケ上深仁ヲ施シテ愛撫下ニ厚クシ
下至誠ヲ奉ケテ感戴上ニ親ム蓋シ國ヲ以テ
家ト爲シ君民ノ一體タル君ヲ視ルコト父ノ
如ク忠孝ノ二途ナラサル是レ我カ國體ノ神
聖ニシテ萬邦無比ナル所以ナリ
明治天皇聖德深厚ニシテ神謨宏遠中外ヲ經
緯シテ維新ノ隆運ヲ啓キ古今ヲ斟酌シテ中
興ノ大業ヲ成シタマヘリ乃チ 宸勅ヲ降シ
國民道徳ノ大本ヲ建テ乃チ 聖詔ヲ頒チ立
憲政體ノ永制ヲ敷キ治具皆張リ文物悉ク備
ハル進ミテ用兵ノ名ヲ正シ 皇風ヲ千里ニ
宣ヘ退キテ厚生ノ道ヲ盡シ國祚ヲ萬世ニ周
クシタマヘリ
大正天皇天資聰明ニシテ聖性仁孝先朝ノ丕
績ヲ紹繼シ 繼體ノ宏謨ヲ恢弘シ奎運其レ
昌ニ稜威維レ揚リ 皇德ヲ宇内ニ光被シタ
マヘリ
陛下乃チ聖ニ乃チ明ニ德ヲ 儲位ニ養ヒ允
ニ文ニ允ニ武ニ政ヲ 震宮ニ攝シタマフ既
ニ 宸極ニ御シ遠ク 肇國ノ 天業ニ鑒ミ
寛仁化ヲ敷キ乃チ乾綱ヲ攬リ博ク 列朝ノ
聖訓ニ徴シ宵旰治ヲ圖リタマフ億兆咸至隆

ノ 治化ニ沐シ遐邇悉ク不顯ノ恩德ニ浴セサ
ルモノナシ今ヤ辱ク聖勅ヲ賜ヒ普ク臣民ニ
語ケサセラレ

皇祖ノ肇基
皇宗ノ創業以テ
列聖繼述ノ迹ニ述ヒ我カ國體ノ淵源ヲ闡發
シ以テ國家統治ノ大綱ヲ明ニシ以テ臣民遵
由ノ大道ヲ示シ汎ク國際ノ親和ヲ冀ヒ深ク
人類ノ慶福ヲ望マセタマフ 聖慮深遠臣等
感激何ソ已マン臣等豈ニ夙夜淬勵 聖旨ヲ
奉體シ誓ヒテ奉公ノ節ヲ致シ以テ 聖恩ノ
萬一ニ報イタテマツラサランヤ臣等幸ニ盛
儀ニ陪シ 天日嗣高御座ヲ拜瞻シタテマツ
リ愉快抃舞ノ至ニ勝フルナシ臣義一帝國臣
民ニ代リ仰キテ登極ノ大禮ヲ祝シタテマツ
リ敬ミテ 寶祚ノ無窮ヲ頌シ恭シク 聖壽
ノ無疆ヲ禱リタテマツル臣義一誠歡誠喜頓
首頓首謹ミテ言ス

昭和三年十一月十日
内閣總理大臣從二位勳一等功三級男爵
臣 田 中 義 一

陞爵 授爵 叙勳
御即位式の當日各方面の功臣に對し左の如
き恩賞が發表された
陞 爵
正二位勳一等子爵 清浦 奎吾
從二位勳一等子爵 後藤 新平
皇 室——御大禮諸儀

依勳功特陞授伯爵(各通)

授 爵
正二位勳一等功三級 山下源太郎
正三位勳一等 佐藤 昌介
從五位勳二等 團 琢磨

依勳功特授男爵(各通)

特授男爵
從五位勳三等功四級 徳川 好敏

叙 勳

叙從四位
正五位勳三等 淺野總一郎
正六位勳三等 頭本 元貞
同 堀 啓次郎
同 藤山 雷太
同 伊藤長次郎
同 末延 道成
從六位勳六等 三井守之助
池田 成彬

叙 勳

授菊花章頭飾
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

叙 勳

叙從五位(各通)
叙 勳
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

授 爵

授菊花章頭飾
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

授 爵

授菊花章頭飾
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

授 爵

授菊花章頭飾
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

授 爵

授菊花章頭飾
正二位勳一等功一級伯爵 奥 保 肇
同 山本權兵衛
叙大勳位授菊花大綬章(各通)
正二位勳一等子爵 金子堅太郎
從三位勳一等 若槻禮次郎

昭和三年十一月十日

各大臣副署

神社昇格

- 縣社箱根神社 (神奈川)
- 同 伊豆山神社 (静岡)
- 同 吉備津彦神社 (岡山)
- 同 吉備津神社 (廣島)
- 同 秩父神社 (埼玉)
- 同 劍神社 (福井)
- 同 佐太神社 (鳥根)
- 國幣小社に列せらる
- 村社北畠神社 (三重)
- 別格官幣社に列せらる

御還幸啓

御大禮本儀を終り給ひ天皇陛下賢所を奉じ皇后陛下御同列十一月二十七日東京に還幸啓遊ばされた

東京の御儀

東京御還幸後の御儀御祝宴の御日程は左の通りであつた

廿八日 東京還幸後賢所御神樂の儀△廿九日 大正天皇山陵に親謁の儀△卅日 還幸後皇靈殿神殿に親謁の儀△卅一日 太禮觀兵式△三日 在郷軍人代表親謁式△四日 大禮觀艦式△七日、八日、十日、十一日 宮中御祝宴△十二日 皇后宮音樂學校行啓△十三日 東京市奉祝會△十五日 中

學生青年訓練所員親謁式 盛岡行幸

聖上陛下には秋色深き、岩手の野に特別大演習御統裁の爲め、十月五日盛岡に行幸遊ばされた、御日程を記し奉れば、五日は午後二時二十分盛岡驛御到着、縣公會堂の御質素なる大本營に御駐紮六日花巻、七日日詰、八日盛岡と風雨を衝かれて御統監、九日賜饌、十日縣下各種團體、男女中等學校青年訓練所生、青年團員一萬四千名を御親閱、同日午後零時二十分大本營御出門、同三十分御機嫌麗はしく盛岡驛を御發轍遊ばされた

久邇大宮薨去

久邇宮邦彦王殿下には四年一月二十七日、熱海御別邸に於て薨去遊ばされた、御葬儀は東京に於て二月三日執り行はせられ、御墓所は豊島岡、生前の御功勳を思召され、元帥府に列せられ菊花頸飾を賜はつた。

聖上新御發見

聖上陛下には御繁多な御政務の御暇をさかせられ、宮城吹上御苑の生物學御研究所にて御親ら顯微鏡をとらせ給ひ、一科學者として生物學の御研究にいそまれる御事はいと畏き極みであるが、一月二十八日發刊された帝大植物學教室の植物學雜誌五百七號に、徳川研究所江本義敏氏が和文並に

ドイツ文によつて「新しき變形菌について」なる研究發表論文を掲げたが、その内に聖上陛下が昨夏葉山御用邸に御駐泊中相州逗子神社武寺に行幸あらせられ、その境内にて御發見遊ばされた變形菌に畏くもイムベリアルなる名を冠して御命名になつた二種變形菌

一、新菌デイルマ・イムベリアルリス

二、新變種クラストデルマ・ドバリアヌム・パリエチイ・イムベラトリア

についての研究が詳述され、陛下御發見の新種が世界生物學史上に不朽の名を止めることになつた。

内親王殿下御誕生

皇后陛下には九月三十日午前六時十五分宮城において御分媛、内親王御誕生あらせられた。

グロスター公殿下御來朝

ガーター勳章奉呈の爲め、英國皇帝御名代第三皇子、グロスター公殿下には、サフォーク號に御座乗あらせられ五月二日 帝都御安着、三日宮中御参内、英國に於て至高至榮を表徴するガーター勳章を今上陛下に奉呈した、當日の奉呈式勅語、特使殿下アドレスは左の通りである。

奉呈式勅語

朕茲ニグロスター公殿下ヲ迎ヘテ英國皇帝陛下ヨリ朕ニ贈ラレタルガーター勳章ヲ受

領スルヲ得悦ニ勝ヘス
朕今朕ノ皇祖考並皇考ト齊シク此ノ最古ニシテ至高ナル勳章ヲ承クルノ大譽ヲ膺ヘリ此レ一ニ勇武ノ徵證タルニ止マラス實ニ貴國皇室カ朕ノ邦家ニ對シ深厚ニシテ渝ラサル友情ヲ保有セララルニ因ルコトヲ識ル貴國皇帝陛下ノ特ニ朕ニ寄セラレタル此名譽ト殿下ヲ勞シテ之ヲ傳達セラレタル崇誼トハ朕ノ終生忘ルル能ハサル所ニシテ朕ハ茲ニ貴皇室ニ對シ尊信ノ素懷ヲ表明シ感謝ノ至情ヲ託寄セムトス且陛下曩ニ不例ノ事アリ切ニ回春ノ期速ナラムコトヲ祈ル幸ニ朕ノ此意衷ヲ陛下ニ致サレムコトヲ望ム

特使殿下アドレス

陛下
予ハ予ノ尊嚴ナル君主ニシテ父皇タル皇帝ノ命ヲ奉シ陛下ニ對シ「ガーター」勳章ニ屬スル勳章ヲ受領アラセラレントヲ請フ該勳章ハ友誼並敬意ノ表彰トシテ我皇帝カ其ノ權内ニ於テ授シ得ヘキ最高ノ徵證ナリ「ガーター」勳章ハ凡ソ六百年前エドワード三世皇帝之ヲ創定シ我皇帝ハ同勳章ノ主辛トナリ我皇太子及ヒ古來嚴ニ其ノ員數ヲ制限セララル普通勳士二十四名ヲ以テ組織セララルヘキ規定ニシテ英國勳爵ノ最高位ニ列スルノ事實ハ陛下ニ於カセラレテ之ヲ想起シ給フヘシ陛下ノ既ニ了知シ給ヘルカ

宮中錄事—宮中席次

如ク本勳章ハ又我皇帝トノ間ニ格別ナル友好ノ誼ヲ存スル諸皇帝及皇族ニ對シ特ニ尊敬ノ意ヲ表センカ爲メ贈進セララルノ慣例ナリ故ヲ以テ曩ニハエドワード第七世皇帝カ陛下ノ親聖ナル皇祖考明治天皇ニ本勳章ヲ贈ラセラレ現皇帝亦次テ英明ナル陛下ノ皇考大正天皇ニ對シ之ヲ贈進セラレタリ斯クテ予ハ茲ニ陛下ニ謁シ父皇ノ委託ヲ奉シテ我國古來最高ノ本勳章ヲ陛下ニ捧呈シ我皇帝カ陛下ニ對シテ懷抱スル誠實ナル友情ノ證左トシテ之ヲ受納アラセラレントヲ希フハ予ノ光榮トスル所ナリ此ノ最高勳章ハ崇高ナル徳性ノ維持涵養ヲ以テ其ノ本來ノ目的トナシ此等諸徳性ノ象徴タル由緒深キ本勳章ノ佩用者タリシ陛下ノ皇祖考並皇考ニ對シ陛下力定ニ好適ナル繼承者タルルコトハ我父皇ノ確信スル所ナリ

聖上大阪行幸

天皇陛下に於かせられては大阪神戸に行幸遊ばされ途次左記御日程を以て八丈島大島にも行幸遊ばされた

五月二十八日 東京御發轍
同 二十九日 八丈島行幸
同 三十日 大島行幸
同 三十一日 御航海
六月一日 和歌山縣田邊御立寄
同 二日 申本御立寄

宮中席次

- 一、文武高官有爵者優遇者の宮中に於ける席次は特旨に由るものを除くの外左の順位に依る
- 第一階
- 第一 大勳位
 - 第二 菊花章頸飾
 - 第三 内閣總理大臣
 - 第四 樞密院議長
 - 第五 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者
 - 第六 元帥國務大臣宮内大臣内大臣
 - 第七 朝鮮總督
 - 第八 内閣總理大臣又は樞密院議長
 - 第九 たる前官の禮遇を賜はりたる者
 - 第十 國務大臣宮内大臣又は内大臣
 - 第十一 たる前官の禮遇を賜はりたる者

宮中錄事—宮中席次

- 第九 樞密院副議長
- 第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官
- 第十一 親任官
- 第十二 貴族院議長衆議院議長
- 第十三 勳一等旭日桐花大綬章
- 第十四 功一級
- 第十五 親任官の待遇を賜はりたる者
- 第十六 公 爵
- 第十七 從一位
- 第十八 勳一等
- 一 旭日大綬章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第二 階
- 第十九 高等官一等
- 第二十 貴族院副議長衆議院副議長
- 第二十一 勳香間祇候
- 第二十二 侯 爵
- 第二十三 正二位
- 第二十四 第三 階
- 第二十五 高等官二等
- 第二十六 功二級
- 第二十七 勳香間祇候
- 第二十八 勳任待遇
- 第二十九 伯 爵
- 第三十 從二位
- 勳二等

- 一 旭日重光章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第三十一 子 爵
- 第三十二 正三位
- 第三十三 從三位
- 第三十四 功三級
- 第三十五 勳三等
- 一 旭日中綬章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第三十六 男 爵
- 第三十七 正四位
- 第三十八 從四位
- 第四 階
- 第三十九 貴族院議員衆議院議員
- 第四十 高等官三等
- 第四十一 高等官三等の待遇を享くる者
- 第四十二 功四級
- 第四十三 勳四等
- 一 旭日小綬章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第四十四 正五位
- 第四十五 從五位
- 第五 階
- 第四十六 高等官四等

- 第四十七 高等官四等の待遇を享くる者
- 第四十八 功五級
- 第四十九 勳五等
- 一 雙光旭日章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第五十 正六位
- 第六 階
- 第五十一 高等官五等
- 第五十二 高等官五等の待遇を享くる者
- 第五十三 從六位
- 第五十四 勳六等
- 一 單光旭日章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第七 階
- 第五十五 高等官六等
- 第五十六 高等官六等の待遇を享くる者
- 第五十七 正七位
- 第八 階
- 第五十八 高等官七等
- 第五十九 高等官七等の待遇を享くる者
- 第六十 從七位
- 第六十一 功六級
- 第九 階
- 第六十二 高等官八等
- 第六十三 高等官八等の待遇を享くる者

内大臣府其他

内大臣

伯爵 牧野 仲顯

宮内省

宮内大臣 一木喜徳郎
 次官 關谷貞三郎
 侍從長 鈴木貫太郎
 侍從次長 河井 彌八
 式部長官 林 權助
 式部次長 岡部 長景
 掌典長 公爵 九條 道實

宮中錄事—内大臣府其他

樞密院

掌典次長 宗秩察總裁
 諸陵頭 皇后宮太夫
 皇太后宮太夫 皇太后宮太夫
 李王職長官 李王職長官

議長 倉富勇三郎
 副議長 平沼騏一郎
 親 王

顧問官

伯爵 伊東巳代治
 子爵 金子堅太郎
 男爵 富井 成章
 男爵 山川健次郎
 男爵 古市 公威
 江木 千之
 櫻井 錠二
 荒井賢太郎
 石原 健三
 鈴木貫太郎(兼)
 岡田 良平

子爵 本多 正復
 (兼) 杉 榮三郎
 河井 彌八
 入江 爲守
 韓 昌 洙

男爵 倉富勇三郎
 男爵 平沼騏一郎
 男爵 久保田 讓
 子爵 石黒 忠憲
 侯爵 黒田 長成
 松室 致
 八代 六郎
 田 健治郎
 河合 操
 鎌田 榮吉
 石井菊次郎
 水町製装六

前官禮遇者

前總理大臣としての禮遇を享くる者
 公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾
 伯爵 山本權兵衛 高橋 是清
 若槻禮次郎
 前大臣としての禮遇を享くる者
 子爵 齋藤 實 山本 達雄
 伯爵 伊東巳代治 犬養 毅
 伯爵 内田 康哉

行幸啓史

明治九年の行幸

明治九年東北の御巡幸は六月二日東京御發
 轡七月二十日横濱に御着まで日數五十日其
 里程は東京より青森まで百九十一里二丁青
 森より函館まで海路五十二海里、其間行在
 所二十八ヶ所、御駐轡十五日、御歸還は御
 乘船函館より宮古御直行百五十五海里、宮
 古灣へ御碇泊御上陸なく宮古より横濱へ御
 直行三百五十海里、

鳳輦の岡

明治九年東北御巡幸は鳳輦盛岡に駐ります
 こと三日、左に七月三日鳳輦岩手縣磐井郡
 に入らせられてから同月十日日本縣を去らせ
 給ふまでの御休泊所並に御行列の次第を掲
 げてその當時の御模様を偲び奉つらう。

鳳輦岩手縣に入らせ給ふ
 明治九年七月三日、午後二時雨中に磐井郡
 眞柴村の場、御野立所に御着輦、御小憩の
 後眞柴村より磐井驛に 御着輦行在所金森
 多吉方に入らせられた
 七月四日午前七時磐井驛行在所 御發轡平
 泉村に入らせられ、同九時五十分櫻川及川

恒治方に御小憩、それより中尊寺に行幸同
 十一時櫻川御小憩所に還幸、直に衣川橋渡
 御躰澤郡下衣川磐井郡衣川村地内木賊坂を
 越へさせられて躰澤郡前澤驛佐藤儀四郎方
 に 御着輦。

水澤驛御着輦

午後四時十分水澤驛の行在所戸坂方六方
 に 御着輦あらせられた。

七月五日午前七時雨の中を水澤驛行在所
 御發轡、午前八時金ヶ崎小學校に御小憩の
 後金ヶ崎學校 御發轡三ヶ尻村櫻坂及岩
 の目坂を越へさせられ、相去村に着御、千
 田市左衛門方に入らせ給ふた。御小憩の後
 御發轡 和賀郡下鬼柳村を經和賀川橋 渡
 御午前十一時過ぎ黒澤尻驛 御着、中島孫
 兵衛方に御休息、御晝餐を召させられ午後
 一時半 御發轡、藤澤村二子村崎野村を
 經て成田村に 着御、齋藤弓次郎方に御小
 憩あらせられた。

花巻驛御着輦

成田村御發轡、種貫郡西十二丁目外台村下
 根子村を經豊澤橋渡御 花巻驛に着御 行
 在所西本陣(舊藩主の宿所)渡邊彌四郎方に
 午後三時四分 御着輦あらせらる。

七月六日朝日より引續雨甚しく午前七時花
 巻驛 御發轡、東宮の目村西宮の目村葛村
 を經て江曾村に着御、同村大原典五右衛門
 方に憩はせ給ふた。

同所 御發轡、黒沼村中寺林八幡村を經て
 午前九時好地村に 着御、石鳥谷第八大區
 第二小組第一番坂所金子與兵衛方に御小憩
 御發轡、犬淵村を經八年橋を渡御紫波郡南
 日詰村北日詰村櫻町村を經て午前十時十五
 分郡山驛に 着御、金子七郎兵衛方に御休
 憩あらせられ 御晝餐を召させられた。

盛岡御駐輦

七月六日午前十時十五分郡山に御着輦、御
 休憩あつて晝餐を召させられ、同所御發轡
 高田村見善八方に暫し御駐蹕あり、尙向中
 野に御野立の後、仙北町を經て明治橋を渡
 御盛岡に入せらる。河原町、新穀町、穀町、
 六日町、同横町、肴町、同新道を通御 御
 差小路なる行在所菊池金吾方へ午後三時四
 十分に御着輦あらせられた。

此日は御發轡より御着に至るまで雨歇まず
 群臣以下車馬疲勞殆ど困憊した 陛下には
 終日輦中に在りました、密雲四塞して山水風
 光の慰し奉るものなく、觀慮の程を一同恐
 察し奉つたと云ふ。
 七月七日午前八時

御出門

縣廳

- 第一 御休息所着御
- 第二 各課事務取扱
- 第三 御通覽にて上奏所着御
- 第四 同所にて縣令並裁判官上奏被
聞召
- 第五 同所より刑事民事聽訴場 御覽
- 第六 民刑各課取扱事務並御覽終て御
休息所復御

學校

- 第一 御休息所着御
- 第二 各教場御巡覽 此間何れも教授
- 第三 優等生徒教授 御覽
- 第四 御休息所復御 同所にて生徒體
操御覽

勸業場

- 第一 物産陳列場 御覽
- 第二 養蠶所 御覽暫時 御休息
- 第三 機業場 御覽
- 第四 製糸場 御覽
- 第五 菊池氏機業場 御覽

右畢て還幸
 午後第二時
 御出門

- 八 幡 社
- 第一 社務所 着御

行幸啓史——明治九年の行幸

第二 御假小屋にて産馬通行 御覽

第三 同所にて軍馬 御覽

第四 社務所復御 豊年踊 御覽

盛岡御發轡

八日午前七時 行在所を御發轡あらせられ
 たが、故中島源藏父中島常有故目時隆之進
 長男政治等は門外に於て九戸郡光興寺村佐
 五郎祖母熊(百三歳)は門内に拜跪して 御
 發轡を奉送した。

午前十時四十分門前村千本松御野立所に憩
 はせ給ひて、同十一時四十分澁民驛に着御
 駒井太兵衛方に午餐を召され、午後一時
 過ぎ澁民 御發轡午後二時五分卷堀村に着
 御、工藤愛親方に御小憩、同所御發轡寺林
 村を經て川口村雪浦の松と稱す松下に憩は
 せ給ふた。

沼宮内驛御着輦

川口村雪浦松御小憩所御發轡、江刈内蘆田
 内村を經て午後四時十七分沼宮内驛に着御
 行在所なる村井小四郎方に入らせられた。
 七月九日午前七時沼宮内驛御發轡、二里余
 御堂村の坂を踰へ給ひ御堂觀音堂に御小憩
 午前八時半同所御發轡、中山嶺を踰へさせ
 られ午前九時過ぎ、中山村中島孫藏方に御
 小憩、午前十時五分御發轡、小繋村長樂寺
 に御小憩晝餐を召させられ、午後〇時三十
 分御發轡、小島谷村上里太藏方に御小憩の

後御發轡日蔭坂御野立所に憩はせ給ひて末
 の松山等御遠望あらせられた。

一戸驛御着輦

午後四時廿分一戸驛御着輦、行在所金子茂
 八郎方に入らせられた。
 七月十日午前七時一戸驛御發轡、浪打峠御
 野立所に御小憩御發轡、午前十時福岡驛に
 着御、二村井治兵衛方に御小憩、午前十一時
 金田一村に着御、岩崎孫七方に御小憩、少
 時に御發轡、險峻を踰えさせ給ひ 駕籠
 立場御野立所に御小憩、同所にて晝餐を取
 らせ給ひて午後二時御發轡、青森縣三戸郡
 三戸驛に向はせ給ふた。

御行列順序

- 一御先地方官騎馬 騎兵 同上 御旗騎兵
- 下士官 騎兵 近衛士官 同上 侍從
- 侍從番長 内閣一人 史官一人 騎兵
- 上 騎兵士官 騎兵 侍從同上 宮内勅
- 任一人 宮内丞一人 騎兵
- 列外
- 侍醫 藥劑生 君調 九等出仕 雜掌 馬醫
- 仕人直丁
- 御巡幸供奉員其他
- 一、正院より供奉

行幸啓史——明治九年の行幸・明治十四年の行幸

右大臣岩倉具視 内閣顧問木戸孝九 内務卿大久保利通 參議大隈重信 大史土方久元 權少史金井之恭 大主記山本復一 同小野正弘 權大主記川村正平等外一等加藤則光外三名其他從者十二人計二十五人

二、宮内省より供奉

德大寺宮内卿 東久世侍從長 杉宮内少輔 香川宮内大丞 兒玉宮内權大丞 堤宮内權大丞 米内侍從番長 高崎侍從番長 堀川侍從 高辻侍從 富小路侍從 綾小路侍從 東園侍從 北條侍從 片岡侍從 太田侍從 山口侍從 仙石侍從 計十八名其他勅任官者三名計二十一名

一君 側

藤波九等出仕 萩九等出仕

一御用掛 近藤芳樹 山口市部寮十等出仕

一侍醫及藥劑生 岩佐三等侍醫 船曳六等侍醫 渡邊二等藥劑生 外三名

一庶務掛 和田宮内中錄 栗津中錄

一出納課 麻見宮内大錄 廣瀬宮内少錄

一内膳課 桂八等出仕外八名 其他雇四名 計十三名

八月十七日 御泊 水澤驛
八月十八日 御晝 黑澤尻驛
八月十八日 御泊 花巻驛
八月十九日 御晝 郡山驛
御小休 高田村
御野立 向中野村河久保
御駐蹕 盛岡驛
八月十九日 御召替 上田村黃金水
御小休 同 長坂
八月二十一日 御晝 澁民驛
八月二十一日 御泊 沼宮内驛
八月二十二日 御晝 小繋村
八月二十二日 御泊 一戸驛

一御行列順序左の通り定めさせらる。
い 御馬車之節御列
地方警部馬 騎兵同 近衛士官馬 同
地方警部馬 騎兵同 近衛士官馬 同
御馬車 侍從長馬 侍從同
上 宮内卿輔侍從長ノ内親王(時々供奉) 侍從馬 侍從同
大臣參議ノ内馬

宮内書記官馬 宮内卿輔ノ内馬 地方長次官ノ内馬 近衛局佐尉官ノ内馬

行幸啓史——明治十四年の行幸

一八

大藏權少丞河齋齊外二名 五、供奉近衛士官

一近衛局 陸軍大尉頓野克

一步兵 大尉伊知季藏 中尉山縣俊信 同駒田正紀 少尉村田經緯 同 三戸次行 同門司正人

一砲兵 大尉津田震一郎

一工兵 少尉木村方藏

一騎兵 少尉山岡光行 曹長一名 軍曹二名 伍長四名 騎卒二十名 蹄鐵工一名 計二十八名

陸軍合計三十八名 總計二百二十六名

明治十四年再び我が盛岡に御駐蹕ましまし縣治成績の一般を聞召し民の疾苦を問はせ給ふたが、今回の行幸は山形秋田兩縣及北海道に成らせらるゝので岩手縣は單に御通轡に止り何處へも御臨幸の事はなかつた。 岩手縣御通轡の御晝泊日割

明治十四年の行幸

八月十六日 御泊 磐井驛
八月十七日 御晝 前澤驛

重なる供奉員

一今回の御巡幸に於ける重なる供奉員

有栖川宮熾仁親王

北白川宮能久親王

德大寺宮内卿

大隈 參議

大木 參議

川田一等編修官

金井内閣大書記官

杉宮内大輔

堤宮内大書記官

兒玉宮内權大書記官

米田侍從長

山口侍從長

高辻侍從

北條侍從

片岡侍從

藤波侍從

西四辻侍從

東園侍從

太田侍從

萩侍從

田邊内務權大書記官

五島四等驛遞官

立見陸軍歩兵少佐

野田陸軍歩兵少佐

伊藤一等侍醫

岩佐二等侍醫
岩山農商務權大書記官
盛岡御駐轡

八月十九日郡山驛に於て午餐を召し給ひ、高田村に御休みの後向中野村河久保に於て御野立をなし給ひ、午後四時頃仙北町より新敷町六日町を通御同横町を左に折れ肴町を右に御幸新道より午後四時三十分餅差小路行在所菊池金吾邸に着御あらせられた。

御駐轡中御臨幸御代巡

今回の御巡幸は山形、秋田兩縣及北海道に成らせらるるので本縣は御通轡のみにて總て御臨幸の事なかつたが、特に八月二十日盛岡御駐轡左大臣熾仁親王殿下に勅して仙臺裁判所盛岡支廳に御代巡あらせらるゝことに御治定左大臣殿下には輿に乗じて四馬に駕し騎兵旗を執りて左右に並進し、縣官御先導行在所なる菊池邸を發せられ、裁判所に向はせられた。二品北白川宮能久親王御同行あらせられ、大隈參議金井川内閣大書記官太田侍從等扈從し奉つた。門外には判事音羽安成等整列して奉迎し、所内には御小憩の後音羽判事公廷に御先導申上裁判宣告を清覽に供し、夫れより民事勸解及刑事糾問下調所等御巡覽畢て御小憩所に入らせられた。

縣廳其の他御巡視

左大臣熾仁親王殿下には御代巡の御資格を終らせられ、更に岩手縣廳に臨ませられ縣廳應接の間に御休憩あらせられ、上局椽側出納課の間廊下通り警察本署へ其れより衛生課勸業課土木課稅務課へ廻られ縣會議場を御一覽應接の間に入らせられた。縣廳を御出門勸業場表門より入らせられ產馬事務所製紙所、機業場、染彩所、陶器所牛馬繫場、製綿所、製絲所、物産陳列所等順次御一覽同所門より本道通り中學校師範學校同附屬小學校及三校寄宿舎醫學校同附屬病院等御巡覽終つて田屋清水より榮園場桑田、監獄本署御一覽の上御旅館へ御歸り遊ばされた。尙此日勅命に依つて萩侍從外山牧場に差遣せられ親しく巡視の上其の状況を上奏した。

島岩手縣令より縣治實錄等を上る

此日 陛下猶行在所菊池邸に蹕を駐められ島岩手縣令天顔に咫尺し縣治實錄及警察一覽表を上つた。

觀覽物其の他

一、盛岡に於て乘馬擊劍 天覽に供度八幡社内に臨御を仰いだが御開届けあらせられず。

一、行在所内に於て産馬の觀覽を願ひ出で

御許可の御沙汰あり。翌二十日行在所内に於て良馬二十頭(見玉源之亟撰、扈蹕日乘に依る)天覽の榮を賜ふた。

一、盛岡仁王小學校教員村木通外八名より縣下各小學校生徒増減比較表を天覽に供し奉つた。

一、岩手縣士族小本村司より自著杜陵方言考獻納願出御嘉納あらせらる

昭和三年の行幸

天皇陛下には岩手縣下において行はせられる陸軍特別大演習御統裁のため昭和三年十月四日東京 御發轡盛岡に行幸あらせられ、五日間御駐轡遊ばされたが其間の詳細なる御模様は別に大演習記録の内に謹記したので茲には只その御日程のみ掲ぐることにする。

▲四日午前七時四十分宮城御發轡、同八時原宿驛御發車、午後四時五分仙臺御着車、行在所仙臺借行社御泊

▲五日午前十時行在所御出門、同十分仙臺驛御發車、午後二時二十分盛岡驛御着車、大本營岩手縣公會堂御泊

▲六日 花巻野外御統監

- ▲七日 日詩野外御統監
- ▲八日 盛岡野外御統監
- ▲九日 午前觀兵式(御取止)午後賜餐(盛岡高農)
- ▲十日午前御親謁(中等學校其他團體)午後零時十分大本營御出門、同三十分盛岡驛御發車、同四時二十五分仙臺驛御着車、行在所仙臺借行社御泊
- ▲十一日午前八時十五分行在所御出門、同八時二十五分仙臺驛御發車、午後四時三十分原宿驛御着車還幸

東宮行啓

明治四十一年行啓

皇太子殿下 には明治四十一年東北各縣行啓の御途次、九月二十八日午後五時三十分青森より盛岡驛に着御、盛岡に成らせられた。この日一天晴れて雲なく真に行啓日和であつた。殿下を迎へ奉るべく停車場前に集れる各團體及市民の拜觀者は無慮一萬と稱せられた。笠井縣知事、前田控訴院長、奥宮檢事長、石井省一郎、大矢市長等恭しく奉迎した。殿下には陸軍少將の御服を召され庶民奉迎を受けさせられつゝ下小路御旅館南部伯爵に入らせられた。

御駐轡中御治定の目割

行幸行啓史——東宮行啓

皇太子殿下九月廿九日午前八時三十分 御出門

- 岩手縣廳
- 縣立盛岡中學校
- 岩手縣師範學校
- 物産館 還御
- 午後一時三十分 御出門
- 工兵特別演習御覽
- 還御
- 三十日午前八時 御出門
- 工兵特別演習御覽
- 工兵第八大隊 行啓
- 御晝餐
- 午後一時三十分 同所御發
- 縣立工業學校
- 岩手公園
- 縣立高等女學校
- 同農學校
- 還御
- 十月一日午前九時 御出門
- 盛岡高等農林學校
- 行在所趾(見馴れ菊池第三宅)御立寄
- 還御
- 午後一時三十分 御出門
- 種馬育成所
- 岩手種馬所 行啓
- 還御

十月二日 御滞在

- 午前八時三十分 御出門 行啓
- 小岩井農場 同所に於て御晝餐
- 午後四時 還御
- 御使
- 官祭招魂社
- 駒形神社 三日水澤驛にて
- 同日 盛岡御發 水澤御着
- 臨時緯度觀測所 御覽
- 水澤御發 平泉御着
- 中尊寺 御覽 御晝餐 熊谷文之助別邸にて
- 平泉御發 仙臺御着
- 御泊 御旅館 借行社
- 岩手縣廳
- 二十九日午前八時三十分御旅館御出門、縣廳に向はせらる。御車寄より正廳に入らせられ暫時御休憩の後三十五名に拜謁を賜つた。此時知事より
- 一 記念寫真帳 一 記念ハカキ(三組)
- 一 縣勢要覽 一 縣誌
- 一 縣治概要 一 記念事業一覽
- 一 臨時縣會決議錄
- を奉呈し、且つ「縣下の人口稀少にして産業不振の状況原因及振興方法」に關し又「行啓記念造林計畫記念縣立學校基本財産、縣民一致奉迎會組織等」に就き言上したと

行幸啓史——東宮行啓

ころ 殿下には其の間直立の御姿勢にて御傾聴遊された。

工兵特別演習御覽
三十日午前八時御旅館を御出門あらせられ本町、内丸、仁王小路、材木町、夕顔瀬橋を渡らせられ工兵の演習地に向はせらる。「工兵第八大隊歴史」中の一節に概要左の如き記事あり、演習は敵前の架橋、地雷の爆破等行はれた。

明治四十一年九月十六日より三十日に亘る當地練兵場に於て工兵第二第七第八大隊及歩兵の一部を以て第六回特別工兵演習を施行當時 東宮には東北御巡啓の途に被爲在九月二十八日盛岡に御着、同三十日親しく特別工兵演習を台覽 畏くも優渥なる令旨を賜はり、且練兵場には觀武ヶ原と御命名被遊

當時の演習統監上原大將以下參加將校相謀り御野立所に記念碑を設立した
還啓の途當工兵第八大隊兵營に台臨御寫眞下賜且將校集會所に松を御手植遊ばされた
皇太子殿下令旨
特別工兵演習ハ其施行毎ニ差遣セシ武官ノ報告ニ依リ研鑽ニ怠ラザルヲ知ル今親シク其實況ヲ視察シ一段ノ進境ニアラヌ喜ブ歸京ノ上ハ具サニ

陛下ニ言上スベシ

工兵第八大隊行啓
演習御覽の後工兵第八大隊に行啓あらせられ、偕行社に於て御書齋を召し、午後一時三十分同所を御出で立ち給ひ縣立工業學校に臨ませらる。

盛岡御發車
三日午前八時三十分盛岡驛御發車同十一時二分水澤驛御着、臨時緯度觀測所を御上覽あつて、同十一時二分水澤驛御發車、同十一時二十六分平泉驛御着中尊寺を御覽あり同所熊谷文之助別邸にて御書齋を召され午後一時五十六分平泉驛御發車仙臺に向はせられた。

御令旨傳達

今回の行啓に際し殖産興業教育其他公益事業に盡瘁した者に對し御令旨を賜はり、村木東宮太夫より其の旨傳達あつたので笠井知事は其の人々を縣廳に招集し左の訓諭を與へた。

皇太子殿下當縣へ行啓ニ際シ縣知事ヨリ殖産興業教育其他公共事業に盡瘁セル諸君ノ効績ヲ上申セラレタルニ付逐一言上セシ處
皇太子殿下御満足ニ被
思食此旨ヲ傳達スル爲メ本日諸君ヲ御呼

出致シタ次第アリマス

御先驅警官 同東宮内舎人 御先導東宮武官 皇太子殿下 東宮侍從長 東宮侍從 侍醫 東宮太夫 東宮主事 知事 後衛警部 列外供奉 東宮侍從二人 東宮武官 侍醫 藥劑師 供奉判任官以下地方官 行啓供奉人名

勅 任 官
東宮太夫 男爵 村木 雅美
東宮武官長 公爵 一條 實輝
東宮侍從長 公爵 桂 潛太郎
東宮主事東伏見宮附別當 相 磯 健
侍醫 田 内 三 吉
宮中顧問官東宮侍從 計 五人

奏 任 官
東宮侍從 子爵 有 松 純文
同 原 恒太郎
同 本 多 正 復
同 山 田 陸 穂
東宮武官 秋 澤 芳 馬
侍醫 伊 勢 錠 五 郎
藥劑師 福 山 又 一
計 七人
文書掛東宮屬 淡 近 澄
同 谷 脇 虎 之 助

同三時四十六分同館御發
同四時五分御泊所(南部別邸)御着
七月六日
午前九時四十三分御泊所御出門
同十時二十五分厨川柵址御着、六分間御徒歩(御往復)、十分間厨川柵址御台覽
同十時四十一分同所御發
同十時五十五分盛岡偕行社御着、三十分間賜謁及言上、一時五分間御書齋及御休憩
午後零時三十分同社御發、十五分間騎兵將校馬術御覽
午後零時四十五分觀武原練兵場御發
同一時十五分架橋演習地御着、五十分間演習結果言上及演習御台覽
同二時五分架橋演習地御着
同二時四十分種馬育成所御着、一時間同所御台覽
同三時四十分同所御發
午後五時御泊所御着
七月七日
午前八時十分御泊所御出門
同八時三十五分盛岡驛御發車
臨時緯度觀測所、平泉中尊寺、御台覽
午後二時二十五分平泉驛御發車、仙臺市に向はせられた。
殿下盛岡御着

同 主膳係東宮屬 永 田 虎 尾
同 内廷係東宮屬 米 津 小 次 郎
同 會計係東宮屬 大 西 德 三 郎
同 用度係東宮屬 松 根 常 次 郎
同 東宮内舎人 股 野 多 美 之 助
同 同 岡 崎 茂 三 郎
同 同 春 日 純 爾
同 同 安 田 義 法
同 同 齋 藤 義 輔
同 同 伊 地 知 愛 輔
同 同 押 鐘 富 之 助
同 同 岩 田 義 治
東宮武官付海軍屬 岩 田 義 治
現金取扱方 二人
計 一七人
等 外
仕人 高森金太郎 仕人 齋藤賢次郎
同 山崎傳 同 佐藤博
同 宮川清憲 同 金田正容
同 津川政次 同 飯野保毅
同 廣田勝誠 同 加藤兼道
同 廣田豐吉 同 石田西之助
同 庖丁 同 太田孝友
同 酒井定次
同 大谷厚造
計 一五人

大正七年東宮行啓

行幸啓史——大正七年東宮行啓

大正七年七月五日午後一時四十分、宮廷列車盛岡驛に御着、此時扈從し來れる野坂鐵道院技師は御前に進み御召車の扉を排し奉れば、殿下にはプラットフォームに降り立たせられ、東部鐵道管理局長佐藤鏞次郎の御先導にて御車寄せに進ませ給ひ、殿下には雪白なる海軍大尉の御服裝にて御車に召され坪松盛岡署長先驅を承り御定めぬ爾簿に依つて御豫定の御順路を地方裁判所構内の石割櫻に向はせられた。

岩手縣内務部長從五位勳四等永田龜作
同警察部長正六位 新開 諦 觀
同盛岡市長從七位勳六等 北田 親 氏
更に八十一名の拜謁有資格者を御座所前に整列せしめ、殿下は出御あつて謁を賜ひ御座所に復せらる。此時大津知事より産業教育等に關し約二十分間に亘り縣治の言上あり、縣會議事堂に陳列しある教育成績品を御覽せらる。

東宮武官長	伯爵	小川 賢之助
東宮御學問所總裁	子爵	東 郷 平八郎
計 四人		小笠原 長 生
奏任官		
東宮主事	子爵	戶田 正 秀
東宮侍從	子爵	本 田 正 俊
同	子爵	土 屋 正 直
同	子爵	龜 井 貞 常
同	子爵	牧 野 貞 亮
同	子爵	犬 塚 太 郎
同		及 川 古 志 郎
同		清 水 喜 重
同		鳥 山 南 壽 次 郎
同		高 橋 信
同		福 山 又 一
同		南 部 信 鎮
同		堤 經 長
同		久 松 定 孝
同		松 平 直 國
同		大 迫 寅 彦
同		松 崎 伊 織
同		壬 生 基 義
元帥副官海軍大尉		
武官騎兵中佐		
計 十八人		
列任官		
文書係東宮屬		
同		
後 藤 武三郎		
永 田 虎 尾		

主膳係東宮屬 米 津 小次郎
同 枝 川 喜 則
同 内廷掛東宮屬 股 野 多美之助
同 主計係東宮屬 守 城 第 三
同 用度係東宮屬 野 呂 秀 夫
東宮屬 木 戸 榮 助
東宮內舍人 磯 條 新 一
同 東宮武官付陸軍屬 高 伊 丹 寅 治
殿 部 高 森 金 太 郎
計 十三人

雜 仕 人 佐 藤 博
仕 人 齋 藤 賢 次 郎
同 新 田 元 治
同 恒 吉 勇
同 犬 塚 爲 吉
厨 丁 篠 崎 定 次 郎
同 原 田 重 男
藥 丁 長 峰 長 太 郎
計 十三人

小 者 使 夫 中 野 新 次 郎
同 後 藤 抄
同 谷 津 田 三 善
同 來 住 野 治 助
御 料 人 力 車 曳 夫 三 人
計 十一人

1、先驅警官 2、先驅(東宮內舍人) 3、御先頭(東宮武官) 4、皇太子殿下 5、東宮侍從長 6、東宮侍從 7、東宮侍從 8、侍醫 9、東宮武官長 10、東宮主事 11、知事 12、衛戍司令官 13、後衛警官

列 外
14、警察部長 15、憲兵隊長 16、内務書記官 17、東郷總裁 18、小笠原幹事 19、非番東宮侍從 20、非番東宮侍從 21、非番東宮武官 22、非番侍醫 23、植村元帥副官 24、出仕 25、同上 26、同上 27、出仕 28、同上 29、東宮職員及地方官 衛戍司令官人力車にて供奉の時は知事と席次に依り前後して御列に入り騎馬なる時は列外に入り列外の先頭とす。

大正十四年 攝政宮御通過

同午後(時)十三分陸中川尻驛御發
同午後一時十七分黒澤尻驛御通過
同午後二時十四分一關驛御通過
縣からは縣民を代表して坂本内務部長横手驛に殿下をお迎へお召し列車に扈從して仙臺市まで御奉送申し上げた。列車内において縣治概要、縣の地圖及び統計書を捧呈し尙ほ百合、リンゴ、手打クルミ等の名産品を献上したところ、殿下には殊の外御機嫌麗しく坂本内務部長に對し有難いお言葉を賜り縣治について種々御下問があつた。攝政宮殿下には本縣御通過遊ばさるゝについて黒澤尻驛において盛岡高等農林學校長鏡保之助外三十八名一關驛においては縣會議長高橋國治外十九名に對して夫々拜謁を賜つた。

皇族各宮殿下の御成り

明治年間御台臨

伏見宮貞愛親王殿下

明治二十六年七月十九日より二十五日まで盛岡徵兵署に於て徵兵事務執行に付右御視察として同十九日陸軍少將にして第四旅團長たる伏見宮貞愛親王殿下には御來盛あらせられ、市内仙北町佐藤德清方を御旅館とし御滞留遊さる。翌二十一日には盛岡高等

小學校に台臨、授業及児童成績品を御覽あらせられた。
又 殿下には明治廿七年七月八日徴兵署徴兵検査御視察として仙臺より盛岡驛に御着車あらせられ、縣知事市長其他の御出迎ひを受けさせられ、市長御先導にて仙北町佐藤徳清方を再び御旅館とせらる。徴兵検査の開始は七日にして十一日を以て終了し、十日同署に台臨あり、十一日は市長清岡等の願ひ出でて市長市参事會員其他陪從し仁王小學校並に城南小學校に台臨あり、授業を御覽せらる。同十二日午前青森に向つて御發車あらせられた。

小松宮妃殿下

赤十字社總裁小松宮彰仁親王殿下には明治三十二年十二月八日舉行せらるべき赤十字社岩手支部總會に御台臨あらせらる、御豫定の處、御不例にて御代理として妃宮頼子殿下御臨席あらせらる、事となり、七日午後四時宮内省御用係上野幾子、宮家々從草場春松、石井輝吉及丹波家令、日本赤十字社副社長花房義實本社幹事清水俊特選幹事山上兼春其他書記數名隨行停車場に御着あらせらる。停車場には御出迎として集つた奉迎委員及社員數百名にして右方は終身社員盛岡中學校、農學校、實業學校、曹洞宗中學校、盛岡高等小學校の各生徒児童、左の

方は市會議員、赤十字社員次に婦人社員、師範學校及女子部、附屬小學校、仁王、城南小野、厨川各校の生徒児童及教員開運橋まで堵列す。御旅館は紙町村井彌兵衛方。翌九日午前十一時三十分御發車御歸京遊された。

日本赤十字社岩手支部第一回總會は八日午前八時より盛岡中學校構内に於て舉行せらる。支部副社長渡邊書記官、沼澤参事官、清岡市長、齋藤幹事及地方各委員長等殿下の御出迎ひをなし十時半末弘支部長の御先導にて式場に臨まれ、音楽隊樂を奏し來賓立見第八師團長友安團長平岡参謀長、宮城縣代表者及末弘支部長等陪席した。特別章を授與せられた者は

平井光長、淺沼介郎、新渡戸宗助、鈴木憲治、小野崎勇平、大久保政經、工藤寬得、佐藤徳清、村井彌兵衛、中村治兵衛、菊池美尙、大矢馬太郎、金田一勝定、佐々木卯太郎、森九兵衛、昆タキ、菊池常吉、小野慶藏、太田小二郎、泉田兵右衛門の二十名である。

同十一時二十分式終り午後一時三十分より救護演習を舊城下より大澤川原小路菜園を挟みて行はれた。當日總裁殿下より賜はつた御諭告は左の如し。

御諭告(花房副社長代讀)

閉院宮載仁親王殿下

日本赤十字社岩手支部ハ輒近長足ノ進歩ヲ以テ社業ノ旺盛ヲ期シ茲ニ第一回總會ノ式ヲ舉グルニ方リ彰仁臨會シテ忠愛ナル諸子ト相見ンコトヲ期セシモ病ノ故ニ果サバルハ尤モ遺憾トスル處ナリ。願フニ我が赤十字事業ハ夙ニ關西諸州ニ於テ先ヅ發達シ、東北地方ハ遠ク之ニ及バザル憾ミアリシモ頻年社旨ノ普及スルニ從ヒ、漸次ニ其績ヲ觀メ今ヤ本縣社員一萬有餘人ノ多キニ上リ殆ド先進ノ各地方ヲ凌駕スルニ至レリ。豈國家ノ爲メ慶賀セザル可ケンヤ抑モ本社ノ業務ハ戰時軍人ノ傷病者ヲ救護シ兼テ平時天災ノ負傷者ヲ救療スルニアリ故ニ苟モ忠愛熱善ノ心アル者敵レカ協賛加盟セザラン往年三陸海嘯ノ變ハ全國人ノ寒心スル所ナリ然ルニ戰地ノ慘狀見聞ニ忍ビザルハ更ニ之ニ幾倍ナルヲ知ラス因テ之ガ救護ニ要スル準備ハ實ニ一日モ等閑ニ附スベカラズ社員諸職員諸氏ニハ現今ノ盛況ニ安ンゼズ益々戮力同心シテ社業ノ擴張ヲ圖リ以テ國恩ニ奉答セラレンコト彰仁ノ切望ニ堪ヘザル所ナリ。

明治三十四年九月二日閉院宮載仁親王殿下には軍馬育成情况御視察として青森縣三本

木軍馬育成所に御台臨あり、同所を午後四時御發車にて陸軍少將大藏平三、第八師團参謀永田克之二名を隨行とし六原支部へ赴かる、御途次午後九時四十分盛岡へ御着遊され、御旅館秀清閣に入らせられ御一泊の上同三日午前八時御發車にて六原支部へ赴られた。

小松宮彰仁親王殿下

明治三十四年十月日本赤十字社總裁小松宮殿下には青森、秋田兩支部總會に台臨あらせられ御歸京の途三日午後二時二十分盛岡驛御着、御隨行の人々は副社長花房義實清水幹事侍從武官五十若少佐岩井侍醫にして、尻内まで出張せし知事北條元利の御先導にて場内に御小憩あり、本縣各高等官赤十字特別社員及在郷將校に謁を賜り腕車にて開運橋より大澤川原小路、仁王小路、内丸、中ノ橋、紺屋町、鍛冶町を経て御旅館なる村井彌兵衛方に入らせられた。

奉迎會出席者は有功章村井彌兵衛、特別社員原恭、三輪信一郎、川口浩哉、佐藤岳夫、菊池美尙、佐藤清右衛門、及川良吉、瀬川安五郎、吉田徳兵衛、池野金之助、村井保太郎、吉田文助、駒井種八、柴田兵右衛門、武田善三郎、村井權兵衛、平井六右衛門、

田村伴五郎、阿部勇治、小野崎耕夫、岩龜半藏、山田榮次、山田佐市、伊藤治郎吉の廿五名であつた。同四日午前八時三十分盛岡御出發

閉院宮載仁親王殿下

明治三十六年十一月日本赤十字社總裁宮殿下には岩手支部總會に臨まるゝ爲め、二十一日午後三時四十分着の列車にて御來盛あらせらる。御一行は日本赤十字社副社長小澤武雄第一副部長佐和正第一部二課長土岐恭書記官一名宮家々令松井修徳外家從一名。殿下には陸軍少將の御略服にて腕車に召され先驅青沼警視、池松警部部長騎馬にて御先導し御旅館村井彌兵衛方に向はせらる、途上社員及各學校生徒其他奉迎した。赤十字總會並に本社創立二十五年紀念祝典の次第は左の通り

- 二十九時三十分縣廳より中學校構内總會場へ
- 同十一時三十分會場より再び縣廳へ
- 午後一時縣廳より競馬場へ
- 同三時競馬場より御旅館へ
- 同四時三十分御旅館より秀清閣へ
- 同六時三十分秀清閣より御歸館

中學校内にて救護班勤務演習を行ふ。市内高齢者男女百六十二名中縣廳正廳に於て出席者二十五名に拜謁を賜ふ。同二十三日午前七時四十分御旅館御出發鍛冶町、中ノ橋通り内丸、大澤川原小路を経て停車場に向はれ市民多數の奉送あり同八時十五分御發車あらせられた。

韓太子行啓

韓太子殿下には東北六縣及北海道御巡遊の途次明治四十二年八月四日午後二時五分盛岡驛御着翌五日午前十時青森に向け御發車相成つた。

殿下供奉員

- 東京御出發より茨城、宮城、岩手、青森、四縣下北海道を経て青森縣御着迄
- 東宮武官長 趙 東 潤
- 奎章閣候官 嚴 柱 益
- 東宮大夫 高 義 敬
- 東宮武官 金 應 善
- 御 學 友 趙 大 鏞
- 同 徐 丙 甲 鏞
- 宮内書記官 栗 原 廣 太
- 侍醫兼御用掛 岩 井 禎 三
- 主膳 判任官 大 谷 木 長 通
- 宮 内 屬 林 健 太 郎
- 藥 丁 等 外 安 田 秀 藏

御用邸 雇花枝 榮吉
同 惠坂 清五郎
同 石井 長吉
樞密院議長公爵伊藤 博文
秘書官兼式部官古谷 久綱
典 醫 小 山 善
雇 小 林 服三郎

八月四日
午前九時二十分仙臺停車場御發車(別立列車)
午後二時五分盛岡停車場御着

御泊 南部伯爵別邸
(伊藤議長旅館 秀清閣)
八月五日
午前十時盛岡停車場御發車

驛長の御先導にて 殿下には伊藤大師に御手を引かれて下車し給ひ、夫れより腕車に召し佐土原警視の先驅にて御發車、沿道の奉迎者拜觀者へ舉手の御挨拶ありつゝ御旅館に入らせられた。

御旅館にて旅團長本多道純以下各將校、及有位帶動者百餘名の伺候を受けられ、高等官、衆議院議員、市名譽職等に謁を賜ひ、御庭前に於て市名物の獅子踊、劍舞等御覧になった。

此の夜市内各小學校生徒の奉迎旗行列があつた。

大正年間の御台臨

伏見宮博恭王殿下

大正三年六月十五日海軍少將の御資格にて本縣海軍簡閱點呼御視察の爲め武富御附武官並丸尾副官及家従を従へられ午後七時十六分下り列車にて盛岡に御來着、石越まで御出迎した柿沼内務部長及坪松保安課長等の御先導にて御下車嘉悦縣隊長其他各將校齊藤警察部長鈴木理事官北田市長小野寺警視山本南部家家扶其他官民多數の御出迎ひを受けられ山本家扶の御案内にて開運橋通大澤川原、仁王、内丸、大手先を経て本町に出でられ南部邸に入らせられた。

十六日午前人力車を驅られ海軍少將の通常

北白川宮成久王殿下

大正四年七月廿三日午前九時十九分 北白川宮成久王殿下には盛岡驛御着御來盛遊さる、驛内歩廊には市内の重立ちたる文武官貴衆兩院議員等二百餘名御出迎し、驛前には在郷軍人各學校生徒等道路兩側に整列した、聯隊より御差廻の御乗馬に召され折柄の小雨をも厭はせられず外套をも召さず

御旅館に成らせらる。大井師團長、大津知事、鈴木旅團長、柿沼海谷兩部長、北田市長各高等官諸名士腕車を以て之に従ふ。御着後間もなく御謁見仰せ出され武官にあつては上長官以上文官にあつては高等官五等以上市長市會議長は一名づゝ次に大尉以下の武官及六等以下の高等官は五名づゝに拜謁を賜はつた。

七月二十四日午前工兵大隊に赴かれ御見學の御挨拶あらせらるる正午御歸館

同二十五日(日曜)殿下には御附武官を御供にて御平服の儘御徒歩遊ばされ南部家々從御案内をなし午前八時より愛宕山に御登臨暫し四邊の風光を愛でさせ給ひ、それより旭山白瀧に赴かれ、御歸途八幡社々務所に御少憩あり正午御歸館遊さる。

同二十六、七兩日工兵隊御見學あらせらるる

同二十八日午前工兵隊に赴かれ、三十日明治天皇祭に御列席遊さるゝ御豫定にて七時御上京の途に就かせらる。

八月二日一時御歸京の 殿下には午前九時十九分御着。

同三日、四日工兵隊御見學。

同五日工兵隊よりの御歸途菊池第三宅に御成りあらせられ 明治天皇の御遺蹟を偲ばせらる。

同六日岩手種馬所及種馬育成所を御視察。

同七日小岩井農場御視察。

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(大正年間)

同八日(日曜)岩手山に御登山遊さる。

同九日午前七時御宿所なる帝釋溫泉場御出發御歸館。

同十日午前九時三十分盛岡驛御發車にて花巻に於ける工兵第八大隊の夏期演習地へ赴かれ、爾後三十一日まで花巻に御滞在御見學遊さる。

同三十一日花巻より盛岡へ御歸着。

九月一日午前九時二十五分盛岡驛御發車二戸郡天臺寺末の松山等御視察として赴かせられ二日午後六時五十三分盛岡御歸着遊ばさる。

同三日工兵隊御見學。

同四日午前御見學、午後三時より縣廳内角力場に於て中等學校生徒の角力を御覽。

同五日(日曜)午後一時三十分より御泊所御出門黃金馬場に於て競馬を御覽。

同六日工兵隊御見學。

同七日午前御旅館御出門中學校、師範學校工業學校、農學校、高等女學校等御視察大津知事辛島理事官御隨行生徒の成績品及體操を御覽せらる。

同八日午前は工兵隊にて戰術御研學、午後には岩手公園に於て各小學校上級兒童の體操を御覽。

同九日朝南部家々扶御案内にて報恩寺内の五百羅漢を御覽せられ、それより工兵隊に赴かせらる。工兵隊に於ては本日午後より三晝夜連續坑道作業演習開始した。殿下に

淳宮、高松宮兩殿下

大正五年七月十九日淳宮雍仁親王、高松宮宣仁親王の兩殿下には午後零時二十分盛岡停車場に御着遊ばされ、南部伯、八師團長大井成元、騎兵第三旅團長中山成三郎、農林學校長佐藤義長、盛岡地方裁判所長川井猪太郎、永平寺貫主日置默仙、衆議院議員平井六右衛門其他の奉迎を受けさせられ、宮内省差し廻はし的人力車に召されて南部邸に入らせられ、御休憩の後午後一時二十分より午後二時三十分まで文武官の拜謁あり、單獨者は佐藤農林學校長、石井錦鷄間祇候、南部伯、浮田、佐伯兩聯隊長、長岡工兵大隊長、可兒農林學校教授、村田馬政

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(大正年間)

局技師、高崎八師團參謀長、村田陸軍二等軍醫正、渡邊二等主計正、前川中學校長、川井判事、永田内務部長、澤田警察部長、北田市長の十八名並列拜謁者は文武官二百餘名に達した。

午後三時二十分岩手縣廳に入らせられ暫時御休憩、此際知事より縣勢概要縣治に關する言上あり。それより縣會議事堂に陳列せられたる學校生徒の成績品其他の陳列品を御覽遊ばされた、更に盛岡地方裁判所に御成り遊ばされ、石割櫻を御覽あり、岩手公園に入らせ給ひて之より御徒歩にて園内の風光を賞せられ三の丸烏帽子石附近に兩殿下とも松の御手植あり、午後四時拾翠亭の側にしつらひたる四阿内に御着座、市内小學校兒童の大運動會を御覽遊ばさる。次いで岩手郡淺岸村中津川青年會の劍舞、江刺郡築川青年會の鹿踊等御覽午後四時四十分縣立物産館に成らせらる。本館北館等順次御覽あつて數點の御買上品あり五時十分館員の奉送程に御出門御歸館あらせられた。二十日午前八時小岩井に向け御出發十時二十分御着、正午同所にて御晝食午後三時御出發同五時御歸館あらせらる。本日は兩殿下とも小岩井に御見學の筈だつたが御弟宮殿下には御風邪氣に渡らせられ御附より御休息を御勤め申上げ、淳宮殿下のみ小岩井

農場に向はせられた。小岩井にては育馬部に台臨良馬に與がらせ給ふ。紀念の御撮影耕畜育牛御覽大廣原の展開に見入れ托兒部展覽臺御登臨あらせらる。五時八分御歸館、六時に至り傳育官や御附武官等と庭園に下り立たれて釣りを垂れ給ひ鯉を獲られて御喜びあり日没まで池畔に立ち給ふた。

二十一日三好傳育官長、一戸御附武官、石川傳育官、大井第八師團長、大津知事等を隨へられ列外供奉として鷹司傳育官、村津侍醫、南部伯、中山旅團長、北田市長等扈從し騎工兩隊に御台臨歩騎兵戰の壯觀なる演習を御覽あらせられた。同所還御を仰せ出され更に偕行社御休憩園道より厨川橋に御立ち寄りあり、御覽の後十一時十分御歸館あらせらる。二十二日午前五時半には早くも御起床御朝食を召され暫時御休憩、築山に登られ綠濃かなる松を御手植遊さる。七時半御館を出て給ひ盛岡驛御出發平泉に成らせられた。

久遠宮朝融王殿下

大正五年七月二十五日午前九時十九分盛岡停車場御着東北地方御見學の爲め御來盛あらせられた。南部邸に御一泊市内は岩手公

同三日午前八時南部邸御發車厨川橋趾に御成。更に偕行社へ御晝餐を召して御歸館同日妃殿下には午前九時御出門縣立高等女學校に臨まれ授業及生徒の成績品を御覽せらる。親王殿下には同日午後二時再び南部邸を御出まし物産館内開催の蠶糸大會に台臨、其れより縣廳に御成りあり、午後五時御歸館遊ばさる。南部邸庭内に松の御手植あり。同四日午前六時十分南部邸を御出發同二十一分盛岡驛御發車御歸京遊ばさる。

久遠宮邦久王殿下

大正十一年八月二十一日午後四時十二分の上り列車にて御着野村宮内事務官を從へられ塚田驛長の御先導にて御下車此度は御見學御微行とのことにて多數の官民は奉迎しなかつた。貴賓室に御休憩の際柿沼知事、落合裁判所長、大森内務部長、關谷衛成司令官、又重在郷軍人會長、山口警察部長、關岩手郡長、北田市長、坪松警視、柏村憲兵分隊長、戸田小岩井農場長、塚田盛岡驛長等に拜謁を賜はる。停車場より縣廳の自動車にて南部邸に入らせらる、御途次先づ公園に成らせられて南部伯の銅像を瞻はれ、更に大慈寺に詣でら

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(大正年間)

る二十二日朝庭内に記念として松を御手植あらせられ、九時十分縣廳より差廻の自動車にて停車場に向はせられ小岩井農場に赴かる。野村事務官外二名の宮内屬と欠畑警部關岩手郡長等を隨はせられ、同所にて御行厨を開かせられ御徒歩にて廣き牧場に牛馬を御覽あり六時四十分御歸館。二十三日午前九時四十三分盛岡御發平泉に成らせらる。

賀陽宮恒憲王殿下

大正十二年八月賀陽宮恒憲王殿下には陸軍騎兵學校學生として御學友數名と共に午後六時二十五分着上り列車にて御來盛、牛塚知事加賀谷警察部長、北田市長其他官民御出迎申上げ直に縣廳より差廻しの自動車に乗御及川警察署長自動車にて先驅し、下小路南部邸に入らせらる。九日夜は牛塚知事以下各官衛部長鈴木旅團長以下兩聯隊長及各將校等五十餘名伺候した。十日午前八時十分發にて奥中山軍馬補充部派出所に成らせられ、同所長諸戸大尉御説明申上げ、午後二時二十分同所御出發四時半御歸館。十一日午前九時二十分自動車にて御出門、知事警察部長旅團長岩手郡長盛岡警察署長

園物産館石割櫻市外は厨川橋小岩井を御觀察遊ばされた。今回の御旅行は御微行故縣當局は非公式に御出迎ひを申上げた。殿下は盛岡驛御着あらせらる、や直ちに小岩井に向はせられ場内御觀察午餐を召し御歸途は厨川橋御覽の上南部邸を御旅館とせらる。翌二十六日は早朝御起床記念として邸内に稚松の御手植あり、同邸御出發市内岩手公園物産館石割櫻等御覽午前十時五十分發にて青森へ向け御發車あらせ給ふた。

閑院宮載仁親王殿下

並に妃智恵子殿下

大正九年六月一日午前十一時五十二分盛岡驛御着、日本赤十字社、愛國婦人會岩手支部總會に御臨場を爲御來盛あらせられ人力車にて下小路南部邸に入らせらる。同二日午前十時南部邸御出發下小路より本町大手先に出て岩手公園運動場の大日本赤十字社岩手支部總會々場に御台臨十時四十分式開始次いで篤志看護婦人會支會大會次に愛國婦人會岩手支部總會、終つて軍人遺族癩兵代表者二名に特別御下賜金あり同十一時三十分閉會南部邸に御歸館。午後一時南部邸御出發赤十字社岩手支部病院開院式御台臨後同庭内に開催せる園遊會に臨まれ御歸館あらせらる。

等隨行し、盛岡驛發午前九時四十三分にて小岩井農場に向はる。戸田場長等御出迎へし御少憩の後育馬を御覽になり御晝食後牛舎を御覽御下間に對し御説明申し上ぐ、午後五時半農場を御立ちになり、六時六分發の列車にて御歸館。十二日午前八時自動車にて御出門御途中茨鳥北端にて岩手乘馬會の馬術を台覽御感賞あり。育成所に御着あり佐原所長より馬學の講義を聴し召し本所の状況を御聽取になり所員の競馬をも御覽あり、御晝餐の後安倍館へ向はせられ菅野義之助より歴史上の講話を聽取せられた。

更に自動車にて官祭招魂社に向はせられ同所御着、御自ら玉串を捧げられ國家に殉せし將士の冥福を祈らる。午後三時御歸館愛宕山上のコートにて御學友を御相手に庭球を遊ばされ又縣廳OB俱樂部の競技を御覽せらる。十三日種馬所に御成り畜馬並に同所の状況を御聽取、十一時偕行社に御成り旅團長等と御晝食、午後一時半御乘馬にて岩手公園に向はれ市中の風光を愛で給ひ其れより商品陳列所御覽同所より盛岡中學校に赴かれ盛中對社陸俱樂部の野球を御覽、午後七時知事邸の晚餐會に臨まれた。

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(大正年間)

十四日御旅館庭内に松の御手植あり御朝食の後赤十字社支部構内にて女子庭球試合を御覧せらる。

久通宮邦彦王殿下

久通大將宮殿下には大正十四年陸軍特別大演習北軍司令官として十月十七日午前八時二十分一關驛に御着、梅澤御附武官以下を従へさせられて北軍の司令官宿舎に於てられた一關町佐藤德藏氏邸に入らせられた御二泊の上十九日午前九時御宿舎御出門、梅澤御附武官御陪乘自動車にて宮城縣に向はせられた。

梨本宮守正王殿下

大正十五年六月六日陸軍特命檢閱使陸軍大將梨本宮守正王殿下には午前八時三分盛岡驛着列車にて御來盛左の目割を以て御檢閲あらせらる。
六月六日(日曜)午前八時盛岡着
午前八時三十分於縣廳師團長及知事の状況報告。
午前十時於練兵場在盛岡師團隊御兵
同七日(月曜)午前八時騎兵第三旅團司令部御着。
午前八時四十分騎兵第二十三聯隊御着。
午後一時騎兵第二十四聯隊御着。

同八日(火曜)午前八時盛岡聯隊區司令部御着。
午前九時三十分工兵第八大隊御着。
同九日(水曜)聯合演習。
同日(木曜)午前八時十分盛岡發着青森へ。殿下には午前八時二十分縣廳御着直に得能本縣知事の御案内にて御休憩所に定めたる高等官應接室に御成りあり、御少憩の後正廳に於て候將校單獨及列立者に對し拜謁を賜り菱刈師團長軍事狀況に關し御報告申上げ、それより得能本縣知事軍事教練につき井上盛岡地方裁判所長司法狀況を言上し御少憩の後午前十時練兵場に向はせられた縣廳に於て拜謁の榮を賜りたる人々の氏名左の如し。
單獨拜謁者
盛岡高等農林學校長
同 教授
岩手縣書記官
同
同
貴族院議員
豫備陸軍少將
縣會議長
盛岡市長
岩手郡長
盛岡市會議長

鏡 保之助
上村 勝爾
坂本 暢
山口 成章
關 壯二
瀨川 彌右衛門
松本 五左衛門
高橋 國治
北田 親氏
佐藤 二郎
赤澤 隆次郎

在郷軍人會盛岡聯合分會長 又重完吾
同 二戸郡 同 原 吉四郎
同 岩手郡 同 葉 上 恒太郎
同 稗貫郡 同 平 野 健藏
同 東磐井郡 同 太 田 敬義
同 江刺郡 同 小 澤 藤 作
同 紫波郡 同 川 村 清 一
同 膽澤郡 同 遠 藤 蘆
其他列立拜謁者地方技師中原藤一郎外七十九名。
午前十時練兵場に於て盛岡衛戍部隊の閱兵あり、特命檢閱使梨本宮殿下には檢閱使屬員渡邊壽中將、森壽少將等幕僚を召し練兵場に成らせらるゝや各隊は吉田少將指揮のもとに嚴に答禮式は行はれそれより旅團長御案内申上げ御閱兵遊さる。次に師範學校軍事教官指揮官となり高等農林學校を先頭に閱兵式は行はれ殿下には舉手の禮を賜ひ十一時三十分式全く終了した。其れより鏡高等農林學校長に教官に對し御言葉賜はり直に自動車に召され十二時二十分南部邸に御歸還。
殿下には又重盛岡聯合分會長外七名の在郷軍人聯合分會長等に拜謁を賜り左の令旨を下し給ふた。

本日親シク當地在郷軍人會員ノ壯容ヲ閱シテ其威儀ノ緊張セルヲ悦ブ諸子ハ在郷

軍人トシテ責任ノ重キニ益々身心ヲ練リ軍事ノ研究ヲ怠ラス又各々其職業ニ勵ミ以テ國民ノ儀表トナリ中堅トナル様切ニ奮勵ヲ望ム次第ナル。

市内各學校生徒の軍事訓練を御親閲を遊されたる後鏡高等農林學校以下各學校校長副將校等職員一同に對し左の令旨を賜はる
本日親シク教練ヲ閱シテ其ノ動作熱心ニシテ又活氣アルヲ悦フ惟フニ剛健ナル國民ヲ養成スルニハ青年ノ身心ヲ鍛錬スルコトカ最モ必要テアツテ教練ノ本旨モ亦此處ニアルノテアル故ニ其ノ實施ヲ常ニ眞面目ナラシムルト共ニ職員一同モ亦常ニ力ヲ協心ヲ一ニシテ教練ノ本旨ヲ達成スル様努力セラレタイ。

七日午前八時騎兵第三旅團司令部に同八時四十分には騎兵第二十三聯隊に臨まれ事務の御檢閲あり、偕行社に於て御書齋を召され午後一時騎兵第二十四聯隊に御着御檢閲の上御歸館。
八日午前七時三十分南部邸御出門聯隊區司令部に臨まれ浮村直彦中佐より管下の報告を受けられ更に書類の檢閲あり、それより司令部裏手の廣場に於て軍刀術擊劍を台覽後司令部内を御巡視事務室に於て動員、復役、召集、經理、教育等に就き御聽取一時間に及んだ。

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(昭和年間)

昭和年間の御台臨

閑院宮載仁親王殿下

閑院宮載仁親王殿下には昭和三年十月一日午前十一時三十六分下り急行にて御來盛、自動車に召され順路下小路南部伯爵別邸に

それより自動車にて工兵第八大隊に向はせらる。大隊長三浦弘の御案内にて將校集會所に於て大隊長より分隊の成績につき報告あり、書類の御査閲ありて大隊本部第二中隊の順に御巡視遊ばされ觀武ヶ原練兵場を御通過工兵作業場に成らせられ教練を台覽あらせらる。
終つて隨員より講評あり、正午殿下には工兵隊將校集會所にて將校全員に晝餐の御陪食を賜り御少憩後士官候補生に試問を試みられそれより將校一同集會の上圖上戦術の檢閲を行はる。二時三十分自動車にて北上川筋の厨川村赤平蛇ノ島附近に御出でまし架橋演習を御視察あり御歸館。
九日午前八時三十分御泊所御出發觀武ヶ原練兵場に赴かせられ歩騎砲工の聯合演習を御覧せらる。御歸館後庭内に松を御手植遊ばさる。
十日朝午前八時十分盛岡驛御發着青森へ向はせらる。

入らせらる。
二日特別騎兵演習御觀戰の爲め午前七時御旅館御出門自動車に召され順路津輕街道を経て一本木原小出部落まで自動車を進めさせられ、戰を御視察遊ばしつゝ午前九時演習地、一本木原入れ口に御着、殿下には御少憩の後御乘馬に召され津輕街道より約一里奥に入つた戦線まで御乘馬を進めさせ給ひて一時間に亘らせられ親しく御觀戰遊ばされたが午前十時四十五分御歸還遊ばされ更に午後一時御出門小岩井農場にならせられ御視察遊ばされた。
三日拂曉戰御觀戰の爲め未明御出門、自動車にて一本木原に御成り親しく戦線を觀戰の後御歸還。

赤十字御親授式に
更に午前十時から日本赤十字社岩手支部有功章御親授式に台臨遊ばされたがこの日の御模様を左に掲ぐ。
この日殿下には演習から御歸還後午前九時五十分南部邸御出門正十時支部御着左の御順序で式に臨ませらる。
▽十時二十分丸茂支部長以下副長、參事、會計、監事、商議員、委員長、佩有功章者、主事、篤志支會長、同副會長に單獨拜謁を仰せつけられ 御少憩中丸茂支部長から支部の概況言上書を捧呈。

▽十時四十分副社長徳川順侯、丸茂支部長待立副長以下参列して別項の人々に對し有功章を御授與遊ばさる。
▽十一時二十分商工館にならせられ記念の御撮影をなし同五十分樓上における宴會場にならせらる。終つて秀清閣において御晝餐をとらせられ御付武官、宮内事務官、副社長、支部長、副長、参與、篤志支會長、同副會長に御陪食せ付けらる。

かくて式を終り午後一時からは若手公園において少年赤十字團を御檢閲あらせられた。これより先縣下男女少年赤十字團三百五十團四萬八千名を代表した二千名の團員は仁王赤十字團千喜良英之助その他に引率され四列横隊に整列してお成りを待ち上ぐれば

殿下には丸茂支部長の御先導にて一々御檢閲後御言葉賜はり支部長うやうやしく奉答團歌を合唱し支部長の主唱で殿下の萬歳を三唱して記念すべき式を閉ぢ、それより支部病院に台臨事務長以上に單獨拜謁を仰付けられ秋葉院長の御案内で院内をくまなく御巡覽午後二時御歸還遊ばさる。
有功章の拜受者

御親授式における拜受者は有功章五十四名、有功章並びに特別社員章十名、特別社員章二

百十三名で左の通り。

◇有功章 (盛岡)三田義正、菊池慶一郎

川村徳助、後藤尙五郎、金田一光、關口藤右衛門、梅津東四郎、小野崎篤造、萬昌一郎、及川久次郎、村井源三、佐々木徳太郎、佐々木仙助、内山仁助、福田春治、佐々木宇太郎、石川嘉七、宮善次郎、田村儀兵衛(若手)、佐々木休次郎、館澤繁次郎、成島忠三郎、齋藤儀兵衛、圓子百治、駒井太兵衛、岩持祐治、高橋金五郎、工藤直吉、菊池鯉之助(紫波)、平井龍助、藤根新太郎(稗貫)、照井源之丞、箱崎庄吉、三鬼鑑太郎(和賀)、米谷久左衛門、藤村精一、小田島保司(齋藤四郎)三浦專治、吉田庄四郎、芳野喜八、佐藤留吉(江刺)、水田和吉、菊池要佐久(西磐井)佐藤喜八、小野寺二郎、山本林藏(下閉伊)熊谷平助、南澤伊兵衛、間瀬半兵衛、早野民之助(九戸)村木加知也(二戸)本宮龍太郎、國分市郎
◇有功章並特別社員章 (若手)久保彦藏(九戸)小泉伊兵衛(稗貫)宮澤直治(江刺)及川毅一、及川清實(上閉伊)佐々木勇吉(盛岡)藤田徳太郎、藤田三藏、上野吉五郎、中村謙藏
◇特別社員章 (盛岡)田村萬吉外二百十二名

愛國婦人會

尙ほ愛國婦人會支部有功章を親授されたる人々は左の通りである。

▲一等有功章付加章および特別き章(功勞)丸茂松代子、同上(寄付)金田一り子、同上見いさ子、二等有功章付加章(功勞)伊藤なを子、二等有功章同上中野峰子、三等有功章付加章同藤原石雄、三等有功章同上川とく子、同上三浦いと子、同上中村しげ子、同上大友徳之助、同上齋藤反助、二等有功章付加章(寄付)齋藤すゑ子、三等有功章付加章同淺沼たみ子、同上渡邊くら子、同上金野せい子、三等有功章同高橋りや子、同上清水い子、同上晴山せい子、同上佐藤はま子、同上吉田ただ子、同上白井まき子、同上米谷かつ子、同上平野げん子、同上千田ハヤ子、同上菊地とき子、同上清野つま子、同上關口つる子、同上三上善左衛門、同上佐藤伊岐子、同上島畑ちや子、同上塚本ちよ子、同上英このへ子、同上和田せき子、同上熊谷ひろ子、同上及川梅代子、同上岩淵よね子、同上齋藤みさを子、同上坂本ひさ子

御親授式を終らせられ一旦御歸還の上午後二時自動車にて盛岡を御出發、花巻温泉に向はせられ、三時三十分花巻温泉に着御

松雲閣別邸に御一泊の上四日午前八時御發同二十一分花巻驛御發十和田湖に向はせられ御一泊の上五日再び盛岡へ成らせらる。
大演習御陪觀

六日午前十一時宮廷列車に御陪乘同十一時四十五分花巻驛御着直ちに自動車にて野外統監部に御成り、御觀戰遊ばされ午後三時十分花巻驛御發同三時五十分盛岡驛御歸還。

七日宮廷列車にて演習地日詰城山に成らせられ、午前十時五十分御歸還。

八日午前五時五十分御出門、觀武ヶ原野外統監部に御成り、更に御講評場(盛中)に御成り遊ばされた。

九日午後〇時三十分、賜饌場へ成らせられ同八時三十分盛岡御發上り列車にて御歸京あらせられた。

閑院宮春仁王殿下

閑院宮春仁王殿下には昭和三年九月三十日午前十一時三十分下り急行列車にて御來盛、御附武官小島中佐を従へさせられ自動車にて上小路中村治兵衛氏別邸に入らせらる。

一日 賀陽宮殿下と共に騎兵特別演習御觀戰の爲め午前六時御旅館御出門、御乘馬に召され統監部飯岡小學校にならせられ、統

監部より兩軍の戦況を御聽取遊ばされそれより親しく戦線を御視察の上午後三時御歸還遊ばさる。
二、三日早朝より一本木原演習地に成らせられ親しく御觀戰遊ばさる。

四日御微行にて午前八時御宿舎御發、自動車にて小岩井農場に成らせられ場内御巡覽の上正午御歸還。

五日 天皇陛下を盛岡驛に御出迎

六日午前十一時盛岡を御發、演習地に成らせられ花巻に於ける野外統監部において親しく御觀戰遊ばされ午後六時十分花巻御發盛岡御旅館に御歸還。

七日演習地日詰城山に成らせられ午前十時五十分御歸還。

八日午前五時四十五分御出門、種馬育成所を御視察の上野外統監部並に御講評場へ御成り遊ばさる。

九日午後〇時三十分賜饌場へ御成り、同六時四十分上り急行列車にて御歸京遊ばさる。

賀陽宮恒憲王殿下

賀陽宮恒憲王殿下には騎兵特別演習に幕僚として御觀戰の爲め昭和三年十月二十八日午後十時三十分上野驛を御出發、二十九日午前十時三十分黒澤尻驛に御着、同十一時

より黒澤尻小學校に行はれたる聖旨傳達式に成らせられ、それより自動車にて御旅館なる米谷久左衛門邸に入らせられた。

三十日午前十時御宿舎御出門、自動車に召され金ヶ崎高谷ヶ原なる假設飛行場に御成りの上午後五時頃盛岡に着かせられ、内丸知事官邸に入らせられた。

一日閑院宮殿下と共に御乘馬にて統監部飯岡小學校に成らせられ兩軍の戦況を御聽取遊ばされ、それより親しく戦線を御視察休戰の後講評場に御臨場遊ばされ二時同校を御發御旅館に御歸還。

二日一本木原に成らせられ、同夜は演習地部落なる一本木角掛謙吉邸に御一泊。

三日未明御目覺め午前四時半演習地に御成り幕僚として御指導遊ばされ、午後御旅館に御歸還。

四日御微行にて午前九時御旅館御出門、栗田學務部長の御案内にて商工館、商品陳列所若手公園、盛岡測候所、報恩寺、高松池等御巡覽、十一時御歸還午後四時自動車にて沼宮内町御着柴田兵右衛門別邸に入らせられ御一泊。

五日 天皇陛下を盛岡驛に御出迎。

六日より八日まで北軍司令部審判官として大演習地、野外統監部に御成り、軍務に御精勵遊ばされた。

九日午後〇時三十分賜饗場へ御成、同八時三十分發上り臨時列車にて御歸京遊ばさる

朝香宮鳩彦王殿下

朝香宮鳩彦王殿下には昭和三年特別大演習御陪觀の爲め十月四日午後〇時五十七分一關驛御着、自動車に田村子爵と御同乗嚴美溪に成らせられそれより平泉村に御向はせられ中尊寺を御巡覽の上同三時半平泉驛御發車にて盛岡に向はせられ同六時十三分同驛御着御宿舎志家葛西万司邸に入らせらる。

五日 天皇陛下を盛岡驛に御出迎

六日午前十一時盛岡を御發、花巻演習地に成らせられ野外統監部において親しく御觀戰遊ばされ午後三時十分花巻御發、盛岡に御歸還。

七日午前日詰演習地に成らせられ御歸還後午後は商品陳列所始め市内の名勝舊蹟地を御巡覽あらせらる。

八日早朝御出門、觀武ヶ原なる野外統監部及び御講評場(盛中)へ御成り遊ばさる。

九日午後〇時三十分賜饗場へ御成り、午後六時四十八分盛岡驛發上り急行列車にて御歸京遊ばされた。

久邇宮邦彦王殿下

久邇宮邦彦王殿下には特別大演習御觀戰の

爲め昭和三年十月五日午前十時二十五分着列車にて御來盛、直ちに自動車に召され志家菊池第三邸に入らせらる。

六日午前十一時盛岡を御發、花巻演習地に成らせられ、野外統監部において親しく御觀戰の午後三時十分花巻御發盛岡御宿舎に御歸還。

七日演習地日詰城山に成らせられ午前十時五十分御歸還あらせらる。

八日午前七時十分御出門、觀武ヶ原御野立所及び御講評所へ御成り遊ばさる。

九日午前九時商工館陳列部に御成、丸茂知事の御案内にて館内に陳列中の縣内物産を御覽遊ばされ、香爐水翻等御買上げあり、一旦御歸還の午後〇時三十分賜饗場へ御成り遊ばされ午後六時四十八分御發上り急行列車にて御歸京あらせられた。

梨本宮守正王殿下

梨本宮守正王殿下には特別大演習御觀戰の爲め昭和三年十月五日午前十時二十五分着列車にて御來盛、直ちに自動車に召され内丸金田一直太郎邸に入らせらる。

六日午前十一時盛岡を御發、花巻演習地に成らせられ野外統監部において親しく御觀戰の午後三時十分花巻御發盛岡御宿舎に御歸還遊ばさる。

七日演習地日詰城山に成らせられ、午前十時五十分御歸還あらせらる。午後三時盛岡驛前三陸水産冷蔵庫並に盛岡倉庫、火力發電所へ成らせられた。

閑院宮載仁親王殿下

四年蠶糸共進會に御台臨

閑院宮載仁親王殿下には大日本蠶糸會總裁の御資格を以つて、御大典記念本縣蠶糸共進會褒賞授與式台臨の爲め昭和四年四月二十五日午前九時三十分一關驛に着御、小牛田驛まで御出迎への飯尾知事、安藤警察部長其他を従へさせられ自動車に召されて御旅館たる佐藤徳藏邸に入らせらる。同五十分より御旅館において飯尾知事其他に單獨拜謁を仰せ付けられ、同五十五分授與式場へ御臨場遊ばされたが御滞在中の御動靜は左の如くであつた。

午前九時卅四分の一の關驛御着、同九時卅

七分同驛御發、同九時四十二分御旅館御着同十時五十分御旅館御發、同十時五十分五分式場御着、同十一時授與式に御臨場、正午式場御發。

△廿六日

午前十時廿七分御旅館御發、十時卅二分一關驛御發、十一時卅四分陸中松川驛御着、十一時四十六分現鼻溪御着、(五分間御休憩の後御舟で御巡覽)午後二時現鼻溪御發、二時廿一分松川驛御發、三時四十分一の關驛御着、三時六分一の關御發、三時四十五分嚴美溪御着、四時十五分嚴美溪御發、四時四十五分御旅館御着、八時四十分御旅館御發、八時四十六分一の關驛御發車御歸京。

總裁宮殿下令旨

蠶糸共進會褒賞授與式に總裁宮殿下より賜はりたる令旨左の如し。

令旨

行幸啓史——皇族各宮殿下の御成(昭和年間)

本日大日本蠶糸會岩手支會御大典記念蠶糸共進會褒賞授與式ヲ舉行スルニアタリ親シク諸子ニ接シ且ツ優秀ナル出品ニ對シ褒賞ヲ授與シ併セテ會務ニ盡瘁セル諸子ニ有功章ヲ授與スルヲ欣ブ惟フニ蠶糸業ノ盛衰ハ農村ノ隆替ニ非常ノ關係ヲ有シ本縣ノ如キ殊ニ然リトス。コノ時ニ當リ共進會ヲ開設シ生産ノ増加ト品質ノ改善トニ資セルハマコトニ機宜ニ適シタリト云フヘシ。諸子宜シク本會ノ實績ニ鑑ミ益々協力一致シ斯業ノ發達ヲハカリ以テ國富ノ増進ニ努力スヘシ。

飯尾知事奉答文

本日コ、ニ當支會主催御大典記念蠶糸共進會褒賞授與式ヲ舉行スルニ當リ總裁宮殿下ノ台臨ヲ辱シ優渥ナル令旨ヲ賜ツテ一同ノ光榮何モノカ之ニ加ヘン。藤次郎ハ謹ミテ台論ヲ服膺シ精勵盡瘁施設ノ改善技術ノ進歩ヲハカリ以テ貿易ノ伸長國富ノ増進ニ資センコトヲ期ス。コ、ニ一同ニ代リ恭々シク答辭ヲ奉ル

單獨拜謁者

飯尾知事、田村子爵、中島内務部長、安藤警察部長、栗田學務部長、榎瀨代議士、小野寺代議士、關口縣會議長、本多審査長、田村農務課長、縣蠶種同業組合長小

野寺篤四郎、中野一關町長、阿部山目村長、御旅館主人佐藤徳藏

列立拜謁者

- 一、共進會事務に關係ある縣高等官同待遇者
 - 二、一關在住高等官同待遇者
 - 三、蠶糸會有功章拜授者
 - 四、西東磐井兩郡選出縣會議員
 - 五、一關各官衙長
 - 六、共進會事務に關係ある縣判任官同待遇者
 - 七、千厩蠶業學校長
 - 八、一關驛長
 - 九、西東磐井兩郡農會代表者
 - 十、一關町助役山目村助役
 - 十一、蠶糸業功勞者
 - 十二、一關町名望家十名
- 御陪食の光榮を賜はつた人々
- 宮家事務官牧野、大日本蠶糸會會長、本多副會長、飯尾知事、田村子爵、今井理事、芳賀理事、本多審査長、中島内務部長、安藤警察部長、長岡主事、田村農務課長、中原土木課長、藤野官房主事、羽多野憲兵分隊長、工藤特高課長、千葉需縣議、鈴木警務課長、鈴木千厩署長、佐藤中里村長、鈴前松川村長、佐藤現殿、佐藤長坂消防組頭

土地人口

土地

我が國の位置

本邦の極南は臺灣高雄州恒春郡恒春庄七星岩南端(北緯二十一度四十五分)にして、極

北は千島國占守郡アライト島北端(北緯五十度五十六分)である、又極東は千島國占守郡占守島東端(東經百五十六度三十二分)にして、極西は高雄州澎湖郡望安庄花崗西端(東經百十九度十八分)である、故に本邦は南北二十九度十一分、東西三十七度十四分

の間にあつて、亞細亞大陸の東に沿ひ斜に東北から西南に點在する樺太島の南半、千島、北海道、本州、四國、九州及び臺灣を包含する所謂日本列島と大陸の一部である朝鮮半島から成り、樺太の北部は露西亞、朝鮮の北部は露西亞及び支那と境を接する外、四海皆海で西は支那南は比律賓、東は亞米利加大陸と相對して居る。

土地名	緯度	經度
全 國	極東 千島國占守郡占守島東端 東經 一五六・三三	極西 澎湖島花崗西端 東經 一五九・二八
本 州	極東 伊豆國小笠原島南端 東經 一四三・二四	極西 長門國豐浦郡蓋井島西端 東經 一三〇・四四
四 國	極東 阿波國那賀郡伊島東端 東經 一三〇・〇九	極西 伊豫國西宇和郡佐田岬 東經 一三三・五九
九 州	極東 豐後國南海部郡大島東端 東經 一三三・〇四	極西 大隅國大島郡與論島西端 東經 一三六・五五
琉 球	極東 沖繩島赤崎 東經 一三〇・二五	極西 與那國島西端 東經 一三三・四五
北 海 道	極東 根室國花咲郡タラク島東端 東經 一四七・〇七	極西 渡島國松前郡大島西端 東經 一三九・二一
千 島	極東 占守郡占守島東端 東經 一五五・三三	極西 國後郡クルチ山西端 東經 一五二・三二
朝 鮮	極東 鬱陵島東端 東經 一三〇・五五	極西 鴨綠江葦島西端 東經 一四三・二三

我が國の面積

本邦全版の面積は四萬四千三百三十五方里にして、此の中内地の面積は二萬五千五百一十一方里で、總面積の五割七分を占め、朝鮮は一萬四千三百二十方里で三割三分、臺灣と樺太は各五分で樺太の方が臺灣より八方里広い。

土地名	面積 (方里)
臺 灣	一萬四千三百二十
樺 太	八千三百三十五
南洋統治區域	一萬四千三百二十

土地名	緯度	經度
極東	北緯 三三・三〇	東經 一三三・〇四
極西	北緯 三三・三〇	東經 一三六・五五
極南	北緯 一七・〇〇	東經 一三三・〇四
極北	北緯 五〇・〇〇	東經 一三三・〇四

全國の面積

土地人口——土地

方里 一四六〇・五二

岩手縣は東北地方の略中央に位し、東經百

紫波、稗貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、

岩手縣の位置

縣名	緯度	經度
岩手縣	北緯 三九・〇〇	東經 一四一・〇〇
青森縣	北緯 四〇・〇〇	東經 一四一・〇〇
秋田縣	北緯 四一・〇〇	東經 一四一・〇〇
宮城縣	北緯 四二・〇〇	東經 一四一・〇〇
山形縣	北緯 四三・〇〇	東經 一四一・〇〇
福島縣	北緯 四四・〇〇	東經 一四一・〇〇
總計	北緯 三九・〇〇	東經 一四一・〇〇

面積、地勢 而して之が區域は陸中國の盛岡市、岩手、紫波、稗貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、

土地人口——土地

東磐井、上閉伊、下閉伊、九戸の一市十一郡及び陸前國の一部仙仙郡陸奥國の一部二戸郡等一市十三郡を包轄してゐる。本州北海外帯の北部を構成する北上山系は本縣の東部を南北に貫いて脊梁をなし其の間支脈東西に走つて山嶽重疊起伏し、地勢極めて錯綜し諸川亦東西に走つてゐる。北上山系と並行して西部秋田縣との界を劃する脊梁即ち中央山脈は又南北に亘る高地を成し高峰聳立して頗る急峻である。即ち岩手山の六千八百尺を主とし四五千尺の高峰亦尠くない而して兩山脈に挟れる地域には縣の北部より南流して宮城縣石巻港に注げる北上の大河あり、其の兩岸一帯は即ち本縣の中樞地にして耕地頗る多く生産豊穡都邑又集中し國道鐵道之に沿ふて馳せ縦横に數多の各支線を分岐してゐる。又縣の北部に馬淵川あり東北に流れて青森縣に入る海岸は屈曲極めて多く港灣に富み且つ海底深く、帆船汽船常に出入してゐる。地質は大部分古世紀層より成り、地盤堅固にして花崗岩多く他の部分は第三紀層及び沖積層に屬してゐる。

岩手縣の位置

陸中國盛岡市内丸 東經 一四一・〇六 北緯 三九・四二

◇管内の經緯度

方位	地名	經緯度
極東	下閉伊郡重茂村	東經 一四二度〇五
極西	和賀郡湯田村	東經 一四二度〇六
極南	西磐井郡永井村	北緯 三九度〇六
極北	九戸郡種市村	北緯 三九度〇七

主要地の位置

盛岡市	加賀野(淺岸村界) 三軒(縣道界)	里程 一里
岩手郡	仙北町組町 上田組町	里程 一里〇三
紫波郡	御所村 一方井村	里程 一里一三
和賀郡	赤澤村 志和村	里程 一里
種貫郡	飯内村 佐比内村	里程 四里二四
岩手郡	湯口村 内川目村	里程 五里三二
和賀郡	湯谷村 谷内村	里程 四里二四
岩手郡	白柳村 若柳村	里程 八里一一

江刺郡	相去村	里程 六里二四
米里村	里程 五里三四	
福岡村	里程 二里 八	
福岡村	里程 八里三三	
福岡村	里程 四里一九	
福岡村	里程 六里一四	
福岡村	里程 二里〇八	
福岡村	里程 一五里二一	
福岡村	里程 七里三二	
福岡村	里程 二里〇二	
福岡村	里程 二里三三	
福岡村	里程 一里二九	
福岡村	里程 八里二三	

岩手縣の面積 (郡市別)

盛岡市	一四八・九七
岩手郡	二五・七七
紫波郡	四四・六二
和賀郡	七六・七二
種貫郡	四九・三六
岩手郡	二八・七七
岩手郡	三六・一九
岩手郡	五一・八五
岩手郡	九〇・五二
岩手郡	一七・七九
岩手郡	一一・五七
岩手郡	七九・四三
岩手郡	六一・七七
岩手郡	九八・七八

耕地面積移動狀況

岩手縣知事官房統計係調査に依れば昭和三年末に於ける本縣耕地面積は一四三、八二七・六段にして本縣土地總面積の一割二分に當り全國に於ける土地總面積に對する耕地面積の平均割合一割六分に未だ及ばざること四分で尙耕地開拓の余地がある。耕地面積を田と畑とに分別すれば田五六、八六五・七段(四割)畑八六、九五・九段(六割)で、前年に比し田に於ては四四三・一段(八厘)を増加した畑に於ては二二二・三段(三厘)を減少し結局總面積に於て二一〇・八段(一厘)の増加を見た。尙最近十ヶ年間に於ける本縣耕地移動の趨勢を見るに、田は年々稍規則正しく増加してゐるが畑は之に反し、大正八年を最高とし、漸次減少の

國有地	四四、七三・二
民有地	五五、三九・五
田	八六、七五・四
畑	一〇、〇三・八
山林	一〇、〇三・九
宅地	一、二五・五
原野	一、二五・五
其他	一、二五・五
免租地	七、五八・九
計	二〇、〇〇・八
總計	一、二五、二八三・五

傾向を示してゐる。昭和三年に於ける年内耕地移動の狀況は、擴張總段別七二二・〇段にして之を田と畑とに別れば田四九七・八段(六割九分)、畑二二四・二段(三割一分)となり、又潰廢總段別は五一・二段にして之を田と畑とに分別すれば、田五四・七段(一割一分)、畑四五六・五段(八割九分)となる。今之を田と畑とに別けて移動の種類別に示せば左の通りである。

擴張及其他に依る増加	田 二五・三段 畑 二二・〇段
開墾及干拓	田 二・二段 畑 〇・九段
荒地復舊	田 三三・二段 畑 三・八段
地目變換	田 三三・八段 畑 三三・四段
田を畑と爲し畑を田と爲し	田 二八・八段 畑 二・七段
實測の結果に依るもの	田 三三・七段 畑 二・〇段
潰廢及其の他に依る減少	田 一七・二段 畑 二・六段
宅地並工場及建物敷地	田 一七・八段 畑 二・六段
道路鐵道軌道	田 一七・八段 畑 二・六段
河川及水路敷	田 一七・八段 畑 二・六段
荒地	田 五・六段 畑 二・〇段
地目變換	田 二・四段 畑 一〇・四段

岩手縣の土地

御料地	反別地	五〇、九三・二
土地人口——土地	價	一四

下米内、上田

町村區劃

十三郡、二十七町
二百十村

岩手郡

町村大字名 △印は町

- 玉山村 (上田、川又、日戸、玉山)
- 藪川村
- 浅岸村 (加賀野、新庄、浅岸)
- 築川村 (築川、川目、根田茂、砂子澤)
- 中野村 (東中野、門、東安庭)
- 本宮村 (仙北町、本宮、向中野、下鹿妻)
- 太田村 (下太田、中太田、上太田、上鹿妻、猪去)
- 御所村 (南畑、鶯宿、繁、西安庭)
- 御明神村 (上野、橋場、御明神)
- 西山村 (西根、長山)
- 栗石村
- 瀧澤村 (瀧澤、鶴飼、大澤、篠木、大釜)
- 厨川村 (下厨川、上厨川、土淵、平賀、新田)
- 川口村

卷堀村 (寺林、卷堀、馬場、永井、好摩)

澁民村 (澁民、芋田、門前寺、下田、川崎、松内)

大更村

田頭村 (田頭、平笠)

松尾村 (松尾、寄木、野駄)

平館村 (平館、堀切)

寺田村 (寺田、上關、荒木田、帷子)

一方井村 (坊、一方井、黒内、黒石、葉木田、土川)

御堂村 (沼宮内、江刈内、御堂、子抱、五日市、久保、大坊)

△沼宮内町 (沼宮内、江刈内)

紫波郡

乙部村 (乙部、手代森、黒川、大ケ生)

長岡村 (江柄、北澤、東長岡、栃内、西長岡、犬吠森、草刈)

赤澤村 (赤澤、船久保、紫野、遠山、北田、山屋)

佐比内村

彦部村 (星山、大卷、彦部、犬吠森)

赤石村 (北日詰、南日詰、犬淵)

四四

猪鼻、五大堂、東中島

△新堀村 (新堀、戸塚)

矢澤村 (矢澤、高松、幸田、東十

二丁目、高木)

△石鳥谷町 (好地、北寺林、大瀬

川、大興寺、松林寺、富澤、長谷

堂)

八幡村 (八幡、中寺林、南寺林、

江曾、西中島、黒沼、小森林)

湯本村 (湯本、北湯口、大畑、二

枚橋、臺、金矢、小瀬川、桐ノ目

狼澤、糖塚)

宮野目村 (東宮野目、西宮野目、

葛、田力、庫裡、柏葉、上似内、

下似内、北飯豊)

△花巻町 (花巻、北萬丁目、高木

里川口、南萬丁目、下根子、西

十二丁目、外臺)

湯口村 (湯口、圓萬寺、鍋倉、膝

立、西晴山、上根子、中根子、鉛

下シ澤、豊澤)

太田村

和賀郡

△黒澤尻町 (黒澤尻町分、黒澤

尻町里分)

鬼柳村 (上鬼柳、下鬼柳)

岩崎村 (煤孫、山口、岩崎、岩崎

大津保村 (津谷川、保侶羽、大

瀧)

△藤澤町 (藤澤、西口)

黄海岸

薄衣村

△千厩町

奥玉村

磐清水村

門崎村

松川村

舞川村 (相川、舞草)

長島村 (小島、長部)

生母村 (母体、赤生津)

田河津村

長坂村

猿澤村

摺澤村

澁民村 (澁民、曾慶)

興田村 (沖田、鳥海、中川)

△大原町

氣仙郡

△盛町

赤崎村

大舟渡村

末崎村

小友村

四五

新田

横川目村 (横川目、野川目)

藤根村 (藤根、長沼、後藤)

江釣子村 (上江釣子、下江釣子)

滑田、新平、鳩岡崎、北鬼柳)

笹間村 (中笹間、北笹間、南笹間)

藤木、枋内、横志田、尻平川)

飯豊村 (成田、村崎野、藤澤、飯

豊)

二子村

更木村 (臥牛、更木)

立花村 (平澤、黒岩、湯澤、立花)

中内村 (毒澤、駒籠、宮田、浮田、

石持、落合、小通、中内、南成

島)

谷内村 (倉澤、砂子、谷内、小友

鷹巢堂、館迫、晴山、町井、小原

田瀬)

十二鋪村 (十二ヶ、東晴山、安俣

北成島)

小山田村 (上小山田、下小山田)

澤内村 (新町、前郷、大野、太田、

川舟、猿橋)

湯田村

膽澤郡

衣川村 (下衣川、上衣川)

土地人口——土地

△前澤町 (白鳥、前澤、稻置)

古城村 (古城、稻置)

白山村 (白山、稻置)

姉体村 (白山、秋成)

眞城村 (秋成、常磐、中野)

小山村

若柳村 (若柳、東田)

南都田村 (南下幅、都島、東田)

△水澤町 (鹽竈、北下幅、常磐)

佐倉河村 (宇佐、下河原、常磐、

満倉)

永岡村 (永榮、永澤)

△金ヶ崎町 (西根、三ヶ尻)

相去村

江刺郡

△岩谷堂町

愛宕村

羽田村

黒石村

田原村 (田代、石原)

藤里村

伊手村

米里村

玉里村

梁川村

福岡村

平澤、櫻町)

志和村 (土館、片寄、上平澤、稻

藤)

水分村 (上松本、下松本、小屋敷

吉水、南傳法寺、宮手、升澤)

不動村 (岩清水、室岡、太田、白

澤、北傳法寺、和味)

煙山村 (廣宮澤、煙山、赤林、又

兵衛新田、南矢幅、北矢幅、上

矢次、下矢次)

飯岡村 (上飯岡、下飯岡、羽場

飯岡新田、湯澤、永井)

見前村 (東見前、西見前、津志田

三本柳)

徳田村 (東徳田、西徳田、間野々

北郡山、土橋、高田、藤澤、高水

寺)

古館村 (二日町新田、高水寺、中

島、陣ヶ岡)

△日詰町 (日詰新田、櫻町)

稗貫郡

△大迫町

一内川目村 組合村

一外川目村

龜ヶ森村

八重畑村 (八重畑、關口、瀧田、

廣瀨村 (廣瀨、稻瀨)

稻瀨村 (照澤、稻瀨)

西磐井郡

永井村

湍津村

油島村 (油田、蝦島)

花泉村 (花泉、奈良坂)

金澤村

老松村

日形村

彌榮村

眞瀧村 (狐禪寺、瀧澤、眞柴、三

關)

△一ノ關町

萩莊村 (市野々、達古袋、上黒澤

下黒澤)

殿美村 (五串、猪岡)

山ノ目村 (赤萩、山目)

中里村 (中里、川邊)

平泉村 (中尊寺、戸河内、平泉)

東磐井郡

折壁村 (下折壁、濱横澤)

矢越村 (上折壁、釘子)

小梨村 (小梨、清田)

八澤村 (砂子田、徳田、新沼、増

廣田村
米崎村
△高田町
△氣仙町
矢作村
竹駒村
横田村
世田米村
下有住村
上有住村
日頃市村
猪川村
立根村
吉濱村
唐丹村
綾里村
越喜來村

上閉伊郡
△遠野町
綾織村(上綾織、下綾織、新里、鷓崎)
鱒澤村(上鱒澤、下鱒澤)
小友村
宮守村(上宮守、下宮守)
達曾部村
松崎村(松崎、駒木、白岩、光興)

寺)
附馬牛村(上附馬牛、下附馬牛、東禪寺、安居臺)
土淵村(土淵、柏崎、山口、枋内飯豊)
青笹村(青笹、糖前、中澤)
上郷村(板澤、來内、細越、佐比内、平倉、平ノ原)
△釜石町(釜石、平田)
甲子村
鷓住居村(鷓住居、兩石、箱崎、片寄)
栗橋村(栗林、橋野)
△大槌町(大槌、小槌、吉里々々)
金澤村

下閉伊郡
△宮古町(宮古、嶽ヶ崎)
崎山村(崎山、嶽ヶ崎)
田老村(田老、乙部、末前、攝待)
山口村(山口、近内、田代)
千徳村(千徳、根市、花原市)
花輪村(田鎖、松山、長澤、老木、花輪)
茂市村(茂市、巖目、腹帶)
刈屋村(刈屋、和井内)
磯鷄村(磯鷄、小山田、八木澤、)

高濱、金濱)
津輕石村(津輕石、赤前)
重茂村(重茂、音部)
豊間根村(豊間根、荒川、石峠)
△山田町(山田、飯岡)
大澤村
織笠村
船越村
川井村(川井、古田、箱石、鈴久名、川内、片巢、夏屋)
門馬村(門馬、田代、平津戸)
小國村(小國、江鑿)
小本村(小本、中里、中島、斐野)
田野畑村(田野畑、濱岩泉、沼袋)
普代村
△岩泉町(岩泉、乙茂、猿澤、二升石、尼額)
有藝村(上有藝、下有藝、鼠入)
安家村
小川村(穴澤、斐綿、門)
大川村(大川、裏内、釜津田)
九戸郡
△久慈町(下大川目、門前、長久寺、長内)
長内村(小久慈、長内)

四六
字部村
野田村(野田、玉川)
山根村(上戸鎖、下戸鎖、細野、木賣内、深田、端神)
山形村(戸呂町、日野澤、小國、荷輕部、川井、霜畑、繫)
大川目村(上大川目、繫)
夏井村(大崎、鳥谷、早坂、閉伊ノ口、黒沼、夏井)
侍濱村(南侍濱、北侍濱、白前)
中野村(中野、石家、小子内)
種市村
大野村(大野、阿子木、帶島、水澤)
小輕米村(小輕米、圓子、蛇口)
△輕米町(輕米、上館、高家、長倉)
晴山村(晴山、山内、狄塚)
江刺家村(江刺家、山屋)
伊保内村(伊保内、長興寺、小倉荒谷、雪谷)
戸田村(戸田、山根)
葛卷村
江刈村
二戸郡
金田一村(金田一、釜澤、野々上)

山嶽

名稱 所在
岩手山 岩手郡
早池峰山 岩手郡、稗貫郡、上閉伊郡
山伏峠 岩手郡、和賀郡
姫神山 岩手郡
駒ヶ岳 同
仙岩峠 同
區界峠 岩手郡、下閉伊郡
早坂峠 同
箱ヶ森山 岩手郡、紫波郡
南倉山 同
高倉山 同
鹿臥山 同
烏帽子岳 岩手郡
姥ヶ岳 同
小高山 同
鞍掛森 同
七時雨山 岩手郡、二戸郡

海抜
六、八三二
六、八三二
一、九七〇
三、九二四
五、二六四
二、二二八
二、〇七九
二、〇七三
二、八九四
三、七三六
三、三六七
三、三六六
五、三五六
四、三三三
一、一四三
二、九八七
四、〇七六

桂澤山 稗貫郡、和賀郡
和賀岳 和賀郡
眞畫岳 同
仙人山 同
大荒澤山 同
三ツ森山 同
砥森山 和賀郡、上閉伊郡
燒石山 和賀郡、膽澤郡
經塚山 同
駒ヶ岳 膽澤郡
檜能山 膽澤郡、西磐井郡
五輪嶺 江刺郡、上閉伊郡
須川岳 西磐井郡
笹野田嶺 東磐井郡
ブナ嶺 同
室根山 同
五葉山 氣仙郡
六角牛山 上閉伊郡
片葉山 同
毛無森 同

田部村(田野、冬部)
小鳥谷村(小鳥谷、小繫、平糖、宇別、中山)
淨法寺村(淨法寺、御山、漆澤、駒ヶ嶺、大清水)
荒澤村(荒屋、淺澤)

相洞山 同
仙人峠 同
境木嶺 同
藥師岳 上閉伊郡、稗貫郡
白森 同
小ノ澤山 下閉伊郡
十二神山 同
大股森 同
種市岳 九戸郡
平庭岳 九戸郡、下閉伊郡
割倉山 和賀郡
砥倉山 同
牛形山 同
白木嶺 同
大嶺 九戸郡
寒長根山 同
横町大嶺 同
稻庭岳 二戸郡

四七
原野
御返地村(似鳥、安比、福田、上斗米)
田山村

下斗米)
斗米村(上斗米、下斗米、米澤)
爾薩休村(仁左平、堀野、白鳥、福岡)
△福岡町
石切所村(石切所、福岡)

浪打村(鳥越、檜山、岩館、相反、一戸)
△一戸町(一戸、高善寺)
鳥海村(西法寺、女鹿、小友、中里、月館、出ル町)
姉帯村(姉帯、面岸)

田部村(田野、冬部)
小鳥谷村(小鳥谷、小繫、平糖、宇別、中山)
淨法寺村(淨法寺、御山、漆澤、駒ヶ嶺、大清水)
荒澤村(荒屋、淺澤)

御返地村(似鳥、安比、福田、上斗米)
田山村

土地人口—國勢調査

全國推計人口

(三年十月一日現在)

總數	男	女
全國	六、三三、二〇〇	三、二五、七〇〇
市部	一、五五、九〇〇	七、五七、〇〇〇
郡部	四、七七、三〇〇	二、五〇、〇〇〇

國勢調査

十年毎に之を行ひ、中間五年毎に簡易調査を行ふ。大正十四年十月一日午前零時の現在に依つて行はれた第二回(簡易)調査に依れば、内地現在人口の總數は五千九百七十三萬六千八百二十二人にして、第一回調査(大正九年同月同日)五千五百九十六萬三千五百三十人に比し三百七十七萬三千七百六十九人の増加を示した、今之を歌米主要國最近の國勢調査に現はれた人口英國(愛蘭を除く)の四千二百七十六萬七千五百三十人(十年六月一日調)、佛國の三千九百九十九萬四千五百五十人(十年三月六日調)、北米合衆國の一億五百七十一萬六千二百八十人(九年一月一日調)、獨逸の六千二百四十七萬四千八百七十二人(十四年六月十六日調)に比較すれば、本邦は實に國勢調査を施行せる文明國中、米、獨二國に亞ぎて人口多き邦國であ

る。今其密度分布、男女比率等を概説すれば左の通りである。

人口密度—内地人口の密度は、一方里につき二千四百十七人にして、世界中人口最も稠密なる邦國の一に屬す。之を歐洲に於ける前期の調査に比するに、我邦より密度高きものは、僅に白耳義、英吉利(愛蘭を除く)和蘭の三國あるのみである。

男女對比—總人口を男女に別てば、男三十一萬二千八百二十人、女二千九百七十二萬三千八百八十四人にして、女一〇〇に付男一〇〇一人に該る。前回の女一〇〇に付男一〇〇・四人に比し男の割合少しく増加した之を外國の例に徴すれば歐羅巴に於ては瑞典を除く外何れも女の超過を示し、北米合衆國、加奈陀等は之に反し男多く女少きを見る。

公簿人口 (推計人口)

其土地に現在すると否とに拘らず、本籍及び寄留の公簿記載に據れる在籍者の總數を本籍人口と稱し、此本籍人口に入寄留者を加へ、出寄留者を除きたる者を現在人口、又統計局に於て毎年十月一日、從來の人口靜態調査に依る人口増加率に基き、國勢調査の現在人口に加算して得たるものを推計人口と稱す。

内地人口増加率

昭和三年中内地における人口の自然増加について下條内閣統計局長の談として左の如く發表した。

本年上半期(一月より六月まで)内地における人口の自然増加は五十二萬千七百七十三人であつてこれを前年同期の自然増加に比すると七百十六人を減少したこれは出生死亡共に減少したが出生減少の方死亡のそれよりも多かつたからである例年上半期は下半期に比すると出生死亡の數が多く従つて自然増加も多いのであるが前年に比べて著しい増減を見ないから大體本年の自然増加も昨年の八十四萬余人と大差ないものではなからうかと推測せられる、しかして出生死亡の數は次の如くである。

本年上半期(一月より六月まで)内地における人口の自然増加は五十二萬千七百七十三人であつてこれを前年同期の自然増加に比すると七百十六人を減少したこれは出生死亡共に減少したが出生減少の方死亡のそれよりも多かつたからである例年上半期は下半期に比すると出生死亡の數が多く従つて自然増加も多いのであるが前年に比べて著しい増減を見ないから大體本年の自然増加も昨年の八十四萬余人と大差ないものではなからうかと推測せられる、しかして出生死亡の數は次の如くである。

百五十人で前年同期の廿八萬五千九百九十三人に較べると五千五百四十三人を減少した、しかして一月以降を累計した上半期死亡は六十一萬九千九百六十六人で前年同期死亡六十一萬三千廿九人に較べて二千八百卅三人を減少した。

三年中の人口増加

(四年五月十七日發表)

今回昭和三年十月乃至十二月の出生死亡の概數を得たのでこれを取纏めて見ると昭和三年中の内地における人口の自然増加は九十九萬二千七百八十一人であつて昨年の増加概數であつた八十五萬五千五百一十一人に較べると五萬二千七百三十人を増加した、それは前年に較べると出生死亡何れも増加してゐるが出生の増加が死亡のそれより著しく多かつたのに因るのである又人口千に對する割合は一四・五三であつて前年より稍高いしかして出生、死亡の概數は次の如くである

又人口千に對する割合は三四・三七であつて前年よりやゝ上昇を見た。

死亡 昭和三年十月乃至十二月の死亡は三十萬二千二百二十九人で前年同期の二十七萬三千二百一十一人に較べると二萬七千八百十八人を増加した、而して一年間の累計は百二十三萬二千四百九十人であつてこれを前年の累計百二十萬九千三百十三人に較べると二萬三千七百七十七人を増加した、又人口千に對する割合は一四・八四であつて前年より僅に高い。

以上の數字は何れも概數であるから今後多少の増減異動は免れない。

岩手縣の推計人口

(三年十月一日現在)

總數	男	女
岩手縣	九三、〇〇〇	四六、九〇〇
市部	五、八〇〇	二九、五〇〇
郡部	八七、二〇〇	四四、四〇〇

郡市別推計人口

總數	男	女
盛岡市	五、八〇〇	二九、五〇〇
岩手郡	八、七〇〇	四、〇〇〇
紫波郡	四、六〇〇	二、三〇〇
稗貫郡	五、七〇〇	二、八〇〇
和賀郡	七、六〇〇	三、九〇〇

本籍人口動態 (昭和二年)

結婚及離婚

盛岡	四、五九	一、七
岩手	七、八九	一、七
紫波	四、六九	一、七
稗貫	五、四	一、七
和賀	六、三	一、七
膽澤	六、五	一、七
江刺	四、七	一、七
西井	五、五	一、七
東井	七、四	一、七
氣仙	五、四	一、七
上伊	六、〇	一、七
下伊	六、〇	一、七
閉伊	七、〇	一、七
戸	七、〇	一、七
戸	七、〇	一、七
戸	七、〇	一、七

土地人口—國勢調査

縣外移住者並出稼者

(縣知事官房統計係調査)

昭和三年六月から同年十一月まで六ヶ月間に於て本縣内より縣外へ移住した者は八五五人、其戸數(二一七)にして之を前期(自二年六月至二年十一月六ヶ月間)に比すれば三五五人(戸數一一六)の増加を示した而して之を道府縣別に觀れば北海道の四六三人(五割四分二厘)最も多く東京の一三二一人(一割五分四厘)之に亞ぎ以下宮城六九人福島三八人、樺太三四人、神奈川二九人、朝鮮二七人、埼玉一三人の順にして其の他の各縣は何れも十人未滿である。更に之を郡市別に觀れば裨賀二七九人(三割二分六厘)最多にして上閉伊二四九人(二割九分一厘)之に亞ぎ以下盛岡九二人、氣仙五八人、瀧澤四〇人、和賀三九人、東磐井三六人、西磐井三三人の順にて其の各郡は何れも二十人未滿である。次に本縣内より縣外へ出稼せる者は四、三〇六人(男三、五七二人、女七三四人)にして之を前記に比すれば九七八人の増加を示し之を道府縣別に觀れば北海道の一、一五五人(二割六分八厘)最も多く宮城一、〇一一人(二割三分五厘)之に亞ぎ以下東京五八九人、福島二七〇人、樺太二四〇人、青森二二〇人、秋田一八二人、山形九六人、靜岡八四人、神奈川八三人、

Table showing birth and death statistics by region (盛, 岩, 紫, 稗, 和, 膽, 江, 西, 東, 氣, 上, 下, 九, 二) and gender (男, 女, 計).

露領カムチャツカ其他四四人の順にて其の他の各府縣は何れも四十人未滿で之を郡市別に觀るに氣仙の一、〇五九人(二割四分六厘)最多にして紫波の九五一人(二割二分一厘)之に亞ぎ以下西磐井六二六人、稗貫三七五人、下閉伊三五一一人、和賀二四六

人、九戸一七七人、岩手一四三人、東磐井一三三人、上閉伊一〇六人の順にて其の他の各郡は何れも八十人未滿である。

Table showing migration statistics (移住者) by region and gender.

戸口

郡市職業別現住戸數 (昭和二年十二月末)

Large table showing population statistics by municipality (郡市名) and occupation (職業) such as 農業, 水産業, 鑛業, 工業, 商業, 交通業, 公務及自由業, 其他, 無職.

縣下各地の氣象

(昭和三年中午前十時一回觀測)

久宇山山大安岩宮川門小栗甲釜吉廣盛日上世生矢
慈部根形川家泉古井馬國橋子石濱田 市住米出作

Table with columns: 年平均氣溫, 年降水量, 年日降水計數, 年快晴計, 年晴天計, 年曇天計, 年雨雪計, 年最多風向, 結霜 (初日, 終日), 降雪 (初日, 終日). Rows correspond to various locations like 久宇山, 山山, etc.

夏釜福淨荒小葛伊奧御大松平澁西御平御西澁平松大藪御奧伊葛小荒淨福釜夏
井澤岡寺澤谷卷內山堂川尾田尾館民山神石上丸所宮詰卷口局專道

氣象——縣下各地の氣象

Table with columns: 年平均氣溫, 年降水量, 年日降水計數, 年快晴計, 年晴天計, 年曇天計, 年雨雪計, 年最多風向, 結霜 (初日, 終日), 降雪 (初日, 終日). Rows correspond to various locations like 夏釜, 福岡, etc.

Table with columns for location (e.g., 上郷, 附馬, 岩根), date, and numerical data representing weather observations.

昭和四年上半期の概況 (盛岡測候所)

年初以來氣温の變化は一高一低の状態であつて、最寒は二月二日氷點下十六度九分であつた。積雪も略平年並で最深は一月七日

年以來の高温を見た、高極は八月八日三十度三分(華氏九十七度三分)であつて、すべての農作物は之れ迄の不良を恢復し得た

地震

(盛岡測候所觀測)

昭和三年中本縣地方に感ぜし地震は總數四十六回を示し前年の二十六回、前々年の二十一回に比すれば殆ど倍にも達する増加で又無感覺地震にても總數四四五回を算しこれ又前年の四二一回に比し二十四回の増加を示した。

有感覺地震 二六回 昭和二年 昭和三年 無感覺地震 四二一回 増 二〇回

昭和三年中の地震

(盛岡測候所觀測)

Table with columns for date, time, magnitude, source, and intensity of earthquakes.

氣象——地震

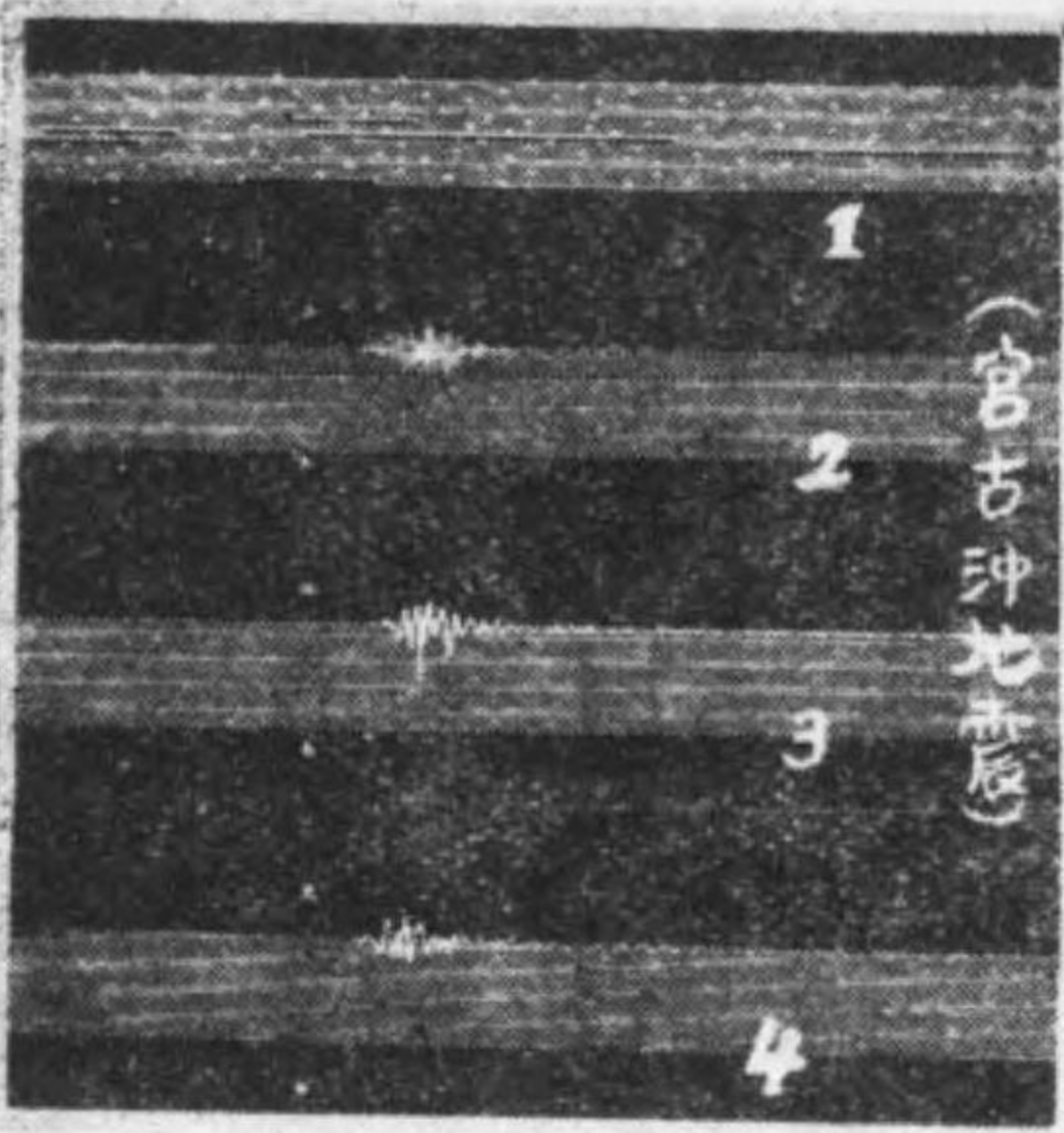
氣象—地震

Table of earthquake records with columns for time (e.g., 午前, 午後), magnitude (e.g., 七・八, 七・三), and location (e.g., 小泉灣宮城縣附近).

宮古沖地震 (強震計記象)

盛岡測候所撮影

昭和三年中に於ける地震は非常に多かつた五月より十二月に至つて外側地震帶宮古



沖の地震が引續いて活動した、殊に五月廿

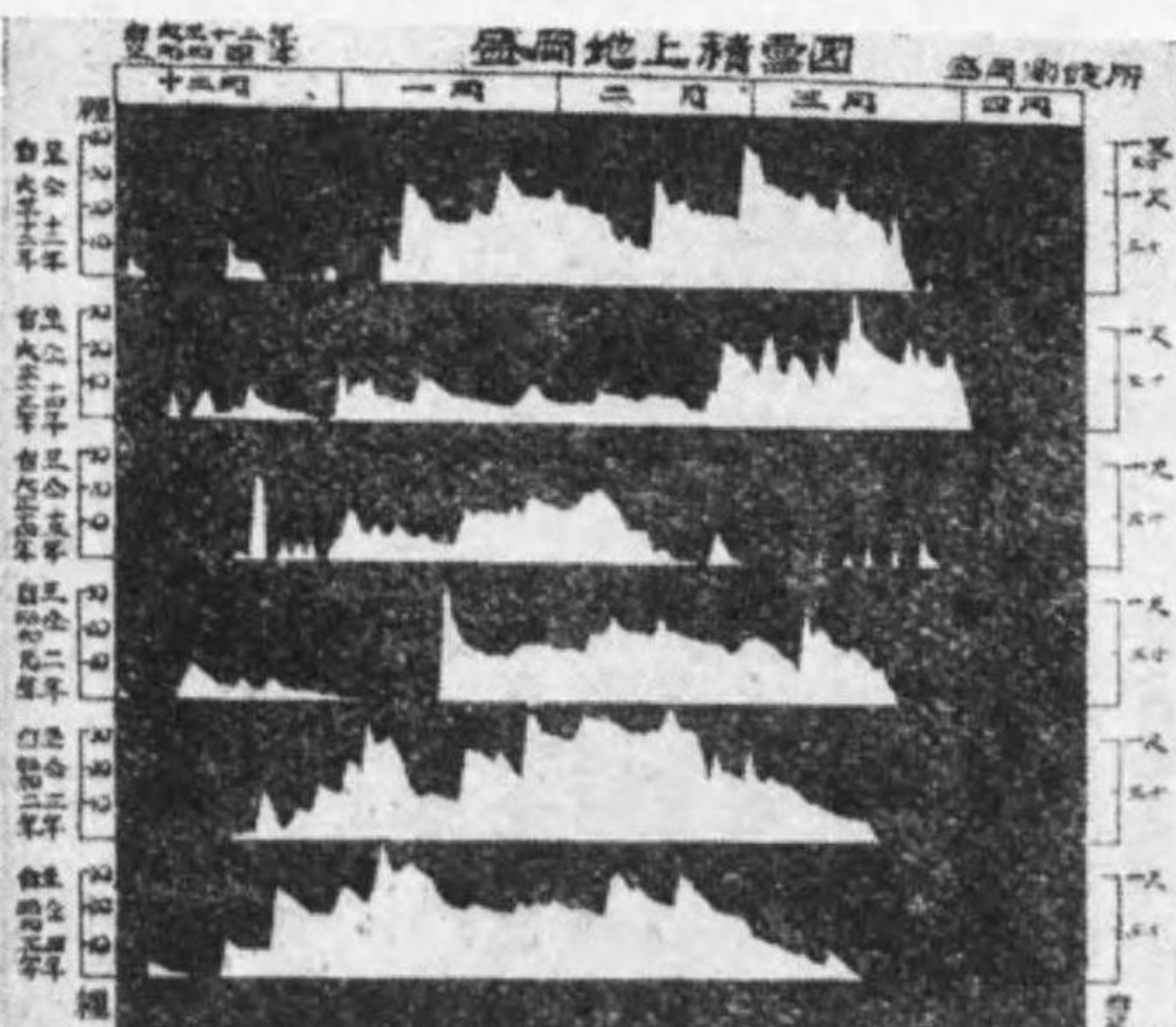
Table of earthquake records for locations like 横裳岬南東沖, 宮古東方沖, 宮古南東沖, etc., including time and magnitude.

ける地上積雪圖表で、一番上は大正十二年

七日には最も顯著な地震があつて、大海嘯の前兆だ、いや大旱魃の前兆などと、海岸方面人心恟々たるものがあつた、寫眞はその最も顯著なる五月廿七日の地震の記録である。

盛岡地上積雪圖

(盛岡測候所調査撮影)



寫眞は大正十二年以後昭和四年春までに於

十二月より同十三年四月に至る、次は同十

三年より十四年に至る、次は自十四年至十五年、次は昭和元年より二年、二年より三年三年四年の順序に依る積雪圖表である、面白いのは大正十四年一月二月、翌十五年の冬期中で何れも積雪量が非常に多いが是に反して温度が非常に下り、近年類を見ぬ程の寒さと云はれた程の年である、即ち「雪の多い年は寒くはない」の善き例を示して居る。

昭和四年稻作期間の氣温平年比較表 (攝氏)

Large table comparing temperature data for rice cultivation periods in 1924 against average years, with columns for dates, high/low temperatures, and agricultural stages like '播種及苗代期間' and '出穂開花期間'.

氣象—盛岡地上積雪圖・稻作期間氣温比較

Table with columns for dates and numerical values. Dates include 廿一日, 廿二日, 廿三日, 廿四日, 廿五日, 廿六日, 廿七日, 廿八日, 廿九日, 三十日. Numerical values range from 低〇〇 to 高〇〇.

政治

貴族院

貴族院の組織

一、皇族 二、公侯爵 三、伯子男の各同爵中より選舉せられたるもの 四、國家に勳勞あり又は學識あるもの 五、帝國學士院の互選に依り...

を得、又議員を辭したる者は勅許に依り再び議員となることを得。國家に勳勞あり學識ある者の勅任議員は終身なるも身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りし時は、貴族院に於て其旨を議決し上奏勅裁を請ふ、議員の定数は伯爵十八人子爵六十人、男爵六十六人、帝國學士院會員四人多額納稅者六十六人以内、勅選議員百二十五人とす、而して貴族院は

- ▲議長 (氏名下の數字は勅任年月) 伯爵 伊藤博文 明三・九 侯爵 蜂須賀茂韶 二四・九 公爵 近衛篤磨 二九・〇 公爵 德川家達 三三・三 副議長 東久世通禧 明三・九 伯爵 細川潤次郎 二四・九 侯爵 西園寺公望 二六・二 侯爵 黑田長成 二七・〇 侯爵 蜂須賀正韶 大三・一 ▲書記官長 金子堅太郎 明三・五 中根重一 明三・二 太田峰太郎 三二・二 宮田光雄 大三・四 柳田國男(兼)大三・四 柳田國男 大三・四 河井彌八 八・三 成瀬達 一五・七

皇族 秩父宮雅仁親王 高松宮宣仁親王 (昭和四年十二月七日現在)

Table listing names and titles of members of the House of Nobles, including 閑院宮載仁親王, 伏見宮博恭王, 山階宮武彦王, etc.

Table listing names and titles of members of the House of Nobles, including 山階宮博義王, 伏見宮邦芳王, 山階宮茂麿王, etc.

Table listing names and titles of members of the House of Nobles, including 戶澤正己, 裏松友光, 稅所篤秀, etc.

政治—貴族院

渡邊修二	三須精一	井田榮三	寺島敏三	矢吹省三	池田長康	野田龜喜	赤松範一	藤村直規	今枝郡昭	神山達次	佐藤義壽	關島貴孝	北布兼道	周岡均平	松岡文吉	伊藤大太郎	小畑從義	上村長和	黑田兵吉	上田幹太郎	安場末喜	北河原公平	船越光之丞	伊藤安吉	南部光臣	南波忠三
深尾隆太郎	近藤滋太郎	伊江朝助	井上清純	沖立貞男	足立豐安	東郷誠之助	有地藤三	岩倉道俱	大鳥富士太郎	大寺純藏	稻田昌植	高木喜寬	高崎弓彦	長基連	辻太成	藤堂高道	金子國貞	今園俊丸	福原篤菜	長松久吉	中島萬信	北大路實信	千秋隆	千田嘉平	斯波忠三	斯波忠三
藤田四郎	石坂省一	坂西利八郎	伊澤多喜男	若槻禮次郎	若林寶藏	武富時敏	小松謙次郎	江木翼	太田政弘	內田嘉吉	石塚英藏	新渡戸稻造	鈴木喜三郎	水野鍊太郎	水上長次郎	大島健一	渡邊三吉	佐藤文二	眞野治五郎	嘉納德則	淺田德純	實吉安	勅選	肝付兼英	松尾義夫	中野謙一
三宅賢秀	森本清治	塚田重成	內田主計	志水小一郎	岡喜七郎	河村讓三郎	幣原喜重郎	山上端夫	大谷滿之進	和田彦次郎	福原錄二	土方慶四郎	松井喜造	玉井達雄	山本綱昌	大場貞長	木場銚太郎	富谷銚太郎	犬塚勝太郎	北里榮三郎	平野長祥	中野謙一	中野謙一	中野謙一	中野謙一	中野謙一
青木周三	川村竹治	菅原通敬	安樂兼道	志村源太郎	岡崎邦輔	市來乙彦	南弘次	山之内鐵男	桑山武之助	鮫島直彦	關直三郎	渡邊勝太郎	稻畑久寬	內藤義一	松村政之助	加藤政之助	宮田光雄	馬場文次	岡田文次	中川小十郎	二上兵治	井上準之助	高田早苗	橋本圭三郎	石渡敏一	石渡敏一
西野元	赤池弘道	西久保晴	川上親文	室田義三郎	竹越與三郎	松本烝治	川崎卓吉	中村純九郎	福永吉之助	高橋琢也	原保太郎	菊池恭三	根津嘉一郎	末延道成	馬越恭平	小久保喜七	德富猪一郎	湯地幸平	永田秀次郎	田所美治	安立綱之	鍋島桂次郎	倉知鐵吉	阪本欽之助	仁尾惟茂	仁尾惟茂

六四

佐竹三吾 大津淳一郎
樺山資英 服部金太郎
大橋新太郎 木村清四郎
藤山雷太 大川平三郎
金杉英五郎 花井卓藏
鷗澤聰明 藤田謙一
若尾璋八 野村德七
大谷尊由 三井清一郎
磯岡萬之助 藤原銀次郎
磯村豐太郎 長岡隆一郎
八田嘉明

林平四郎(山口縣)
宇田友四郎(高知縣)
下出民義(愛知縣) 磯貝浩(同)
藤安辰次郎(鹿兒島縣) 奥田榮之進(同)
坂田貞熊(熊本縣) 澤田喜彦(同)
上野清助(神奈川縣) 小摺八郎右衛門(同)
田村新吉(兵庫縣) 八馬兼介(同)
齋藤善十郎(新潟縣) 五十嵐甚藏(同)
齋藤安雄(埼玉縣) 齋藤善八(同)
根本祐太郎(福島縣) 橋本萬右衛門(同)
平田吉胤(大分縣)
西本健次郎(和歌山縣)
高橋源次郎(宮崎縣)
土田万助(秋田縣)
山崎龜吉(東京府) 津村重全(同)
瀨谷勇次郎(茨城縣) 濱平右衛門(同)
菅澤重雄(千葉縣) 濱口儀兵衛(同)
北村宗四郎(奈良縣)
森廣三郎(福井縣)
吉田羊治郎(滋賀縣)
八木春樹(愛媛縣)
大城兼義(沖繩縣)
奥田龜造(鳥取縣)
佐藤信古(山形縣)
山田惠一(香川縣)
横山章(石川縣)
松本勝太郎(廣島縣) 森田福市(同)

長尾元太郎(岐阜縣)
三木與吉郎(德島縣)
小林嘉平治(三重縣)
田中一馬(京都府) 風間八左衛門(同)
絲原武太郎(鳥根縣)
名取忠愛(山梨縣)
高廣次平(富山縣)
鳴海周次郎(青森縣)
本間千代吉(群馬縣)
瀨川彌右衛門(岩手縣)

本縣選出貴族院議員
多額納稅者互選議員
神貫郡花卷町 瀨川 彌右衛門
(明治二十六年十一月四日生)

田中節愛橋 藤澤 利喜太郎
上田万年 小野塚 喜平次

多額納稅者
佐々木志賀二(岡山縣) 山上岩二(同)
今井五介(長野縣) 小林暢(同)
太田清藏(福岡縣) 富安保太郎(同)
板谷宮吉(北海道) 金子元三郎(同)
伊澤平左衛門(宮城縣)
中村圓一郎(靜岡縣) 尾崎元次郎(同)
森平兵衛(大阪府) 田村駒治郎(同)
石川三郎(佐賀縣)
見目清(栃木縣)
澤山精八郎(長崎縣)

政治—貴族院

第一期 (明治二三、六)
工藤 寬得 辭任
佐藤 清右衛門 (廿五年六月補欠)
第二期 (明治三〇、六、一〇定期改選)
伊藤 儀兵衛
第三期 (明治三七、六、一〇定期改選)
村井 彌兵衛 辭任
梅津 喜八 (四一、九補欠) 死亡
佐藤 秀藏 (四二、五補欠)
▲第四期 (明治四四、六、一〇定期改選)

六五

中村 治兵衛 辭任
大矢 馬太郎 (大正五、一二補欠)

▲第五期 (大正七、六、一〇定期改選)
横山 久太郎 辭任

平井 六右衛門 (八、七補欠)死亡
三田 義正 (一一、二補欠)

▲第六期 (大正一四、九、一〇定期改選)
瀬川 彌右衛門

衆議院

衆議院の組織

本院は一定の資格を有する選舉人に依りて
選出されたる年齢満三十歳以上の帝國臣民
たる男子を議員とし、其の定數四百六十六
名である。
權限は豫算の先議權を有するにあり。

議長、副議長

議長 欠

副議長 (兵庫縣第四區) 清瀬 一郎

歴代議長、副議長
書記官長

▲議長 (氏名の下の數字は勅任年月)
中島 信行 明三〇〇星 亨 明三〇〇五
楠本 正隆 二六三 楠本 正隆 二七五

衆議院議員 (欠員十六名)

昭和四年十二月現在

關東

東京府 第一區 (定員五名) 年
横山 勝太郎 53 (民) 商工政務次官
瀨川 光行 62 (民) 出版
三木 武吉 46 (民) 辯護士
立川 辰郎 44 (民) 會社社員

第二區 (定員五名)
中島 彌團次 44 (民) 總理秘書官
安部 磯雄 47 (政) 前書記官長
安部 磯雄 65 (社) 早大講師
矢野 鉉吉 63 (政) 會社社員
小瀧 辰雄 38 (民) 自動車業員

第三區 (定員四名)
頼母木 桂吉 63 (民) 會社社員
高木 益太郎 63 (民) 辯護士
伊藤 仁太郎 63 (政) 著述
安藤 正純 51 (政) 前參事官

第四區 (定員四名)
小侯 政一 51 (民) 醫師
太田 信治郎 57 (無) 材木業士
磯部 倫 55 (政) 辯護士

Table listing names and numbers of members in the Kanto region, including names like 楠本正隆, 片岡健吉, 河野廣中, etc.

國枝 捨次郎 54 (政) 會社社員
第五區 (定員五名)
高木 正年 74 (民) 著述業
鈴木 富士彌 48 (民) 內閣書記官長
牧野 賤男 55 (政) 辯護士
斯波 貞吉 61 (民) 著述業
佐藤 安之助 59 (政) 前內閣囑託

第六區 (定員五名)
中村 繼男 42 (民) 元官吏
前田 米藏 48 (政) 前法制局長官
中島 守利 53 (政) 會社社員
鶴岡 和文 40 (無) 府議業
佐藤 正 46 (民) 著述業

第七區 (定員三名)
中村 亨 54 (政) 農業者
坂本 一角 33 (政) 日大講師
津雲 國利 37 (政) 會社社員
神奈川縣

第一區 (定員三名)
戶井 嘉作 68 (民) 會社社員
三宅 馨 54 (民) 新聞社長
磯野 庸幸 58 (政) 貿易商

第二區 (定員四名)
小野 重行 49 (民) 農業者
小泉 又次郎 65 (民) 遞相
赤尾 藤吉郎 59 (政) 辯護士

Table listing names and numbers of members in the Kansai region, including names like 川口義久, 鈴木英雄, 岡崎久次郎, etc.

第一區 (定員四名)
鈴木 隆 48 (政) 株式取引員
本多 貞次郎 72 (政) 會社社員
川島 正次郎 40 (政) 會社社員
志村 清右衛門 50 (民) 會社社員

第二區 (定員三名)
鶴澤 宇八 62 (民) 漁業者
吉植 庄一郎 64 (政) 前政務次官
今井 健彦 47 (政) 新聞社長

第三區 (定員四名)
森 蠶 46 (政) 會社社員
土屋 清三郎 48 (民) 醫師
千葉 三郎 36 (實) 會社社員
横堀 治三郎 54 (政) 元學校長

Table listing names and numbers of members in the Kansai region, including names like 川口義久, 鈴木英雄, 岡崎久次郎, etc.

第一區 (定員五名)
武藤 七郎 47 (民) 著述業
青木 精一 47 (政) 元記者
飯塚 春太郎 65 (民) 製糸業者
清水 留三郎 46 (民) 會社社員

第二區 (定員四名)
木榎 三四郎 63 (民) 會社社員
井本 常作 50 (民) 司法參與官
木暮 武太夫 37 (政) 宿屋業員

第三區 (定員三名)
遠藤 柳作 44 (中) 前知事
野中 徹也 37 (民) 無業
出井 兵吉 59 (政) 農業者

第一區 (定員四名)
内田 信也 50 (政) 前政務次官
河野 正義 51 (無) 出版業
中崎 俊秀 56 (民) 病院院長

Table listing names and numbers of members in the Kansai region, including names like 高橋守平, 長島隆二, 大澤寅次郎, etc.

小峰 滿男 50 (民) 會社員	山崎 三郎 44 (政) 新聞社長	石井 三郎 50 (政) 皇道義會會長	飯村 五郎 43 (政) 辯護士	原 脩次郎 59 (民) 會社員	海老澤 爲次郎 65 (民) 會社員	宮古 啓三郎 64 (政) 辯護士	第一區 (定員五名)	栗山 博 45 (民) 海軍參與官	堀切 善兵衛 48 (政) 新聞社長	菅野 善右衛門 46 (政) 農業者	第二區 (定員五名)	八田 宗吉 55 (政) 前政務次官	石射 文五郎 66 (政) 會社員	金澤 安之助 55 (民) 農業者	菅村 太馬 46 (民) 農業者	林 平 46 (民) 農業者	第三區 (定員三名)	比佐 昌平 46 (民) 農業者	木村 清治 60 (政) 醫師	松本 孫右衛門 57 (政) 酒造業者	岩手 縣	第一區 (定員三名)	熊谷 一民 49 (政) 會社員	田子 一 47 (政) 會社員	鈴木 巖 64 (政) 會社員	第一區 (定員五名)	藤澤 幾之輔 71 (民) 元商	中島 鵬六 45 (政) 辯護士
------------------	-------------------	---------------------	------------------	------------------	--------------------	-------------------	------------	-------------------	--------------------	--------------------	------------	--------------------	-------------------	-------------------	------------------	----------------	------------	------------------	-----------------	---------------------	------	------------	------------------	-----------------	-----------------	------------	------------------	------------------

第一區 (定員四名)	町田 忠治 67 (民) 農相	池內 廣正 53 (政) 新聞社長	田中 隆三 66 (民) 文相	鈴木 安孝 53 (政) 辯護士	井出 繁三郎 66 (政) 元官吏	池田 龜治 63 (政) 農業者	第一區 (定員四名)	板谷 順助 51 (政) 會社員	岡本 幹輔 45 (民) 木材業者	神部 爲藏 66 (民) 請負業者	檀野 禮助 55 (無) 會社員	第五區 (定員四名)	木下 成太郎 65 (政) 農業者	三井 德實 55 (政) 農業者	小池 仁郎 64 (民) 漁業者	前田 政八 56 (民) 木材業者	第一區 (定員三名)	松本 忠雄 44 (民) 前市助役	小坂 順造 49 (民) 拓務政務次官	山本 愼平 54 (政) 新聞社長	第二區 (定員三名)	篠原 和市 49 (政) 前內相秘書	小島 邦太郎 41 (明) 製糸業者	山邊 常重 52 (民) 會社員	第三區 (定員四名)	小川 平吉 61 (政) 前鐵相	伊原 五郎兵衛 50 (政) 會社員	戶田 由美 46 (民) 農業者	第四區 (定員三名)	植原 悅二郎 51 (政) 前參與官	上條 信 46 (政) 農業者
------------	-----------------	-------------------	-----------------	------------------	-------------------	------------------	------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------	------------	-------------------	------------------	------------------	-------------------	------------	-------------------	---------------------	-------------------	------------	--------------------	--------------------	------------------	------------	------------------	--------------------	------------------	------------	--------------------	-----------------

第一區 (定員四名)	中山 六三郎 64 (無) 辯護士	山本 厚三 49 (民) 鐵道參與官	森 正則 58 (政) 前取引所長	岡田 伊太郎 53 (政) 米穀商	第二區 (定員四名)	東 武 61 (政) 前政務次官	林 路一 40 (政) 農業者	坂東 幸太郎 49 (民) 雜誌業者	淺川 浩 61 (民) 請負業者	第三區 (定員三名)	平出 喜三郎 54 (民) 海運水產業	佐々木 平次郎 57 (政) 倉庫業者	第四區 (定員五名)	松實 喜代太 64 (政) 農業	第一區 (定員四名)	降旗 元太郎 66 (民) 新聞社長	山本 梯二郎 60 (政) 前農相	山邊 熊一 56 (政) 會社員	安田 邦太郎 47 (民) 會社員	第二區 (定員四名)	高橋 光威 63 (政) 會社員	佐藤 與一 48 (民) 農業者	石塚 三郎 53 (政) 齒醫業者	加藤 知正 57 (政) 出版業者	第三區 (定員五名)	山田 又司 46 (民) 鐵山業者	高橋 金治郎 51 (政) 農業者	大竹 貫一 70 (革) 著述業者	堤 清六 50 (無) 會社員	飯塚 知信 38 (民) 農業者	第四區 (定員三名)	增田 義一 61 (民) 雜誌社長	武田 德三郎 58 (政) 前農相秘書	高島 順作 62 (無) 土木請負員	全縣一區 (定員五名)	山本 条太郎 63 (政) 前滿鐵總裁	松井 文太郎 62 (實) 機械業者	添田 敬一郎 59 (民) 協理	佐々木 久二 51 (政) 會社員
------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------	------------	------------------	-----------------	--------------------	------------------	------------	---------------------	---------------------	------------	------------------	------------	--------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------------	------------------	------------	-------------------	---------------------	--------------------	-------------	---------------------	--------------------	------------------	-------------------

熊谷五右衛門 65 (政) 農	第一區 (定員三名)	野村嘉六 57 (民) 文部政務次官	寺島權藏 42 (民) 會社員	石坂豐一 56 (政) 元官吏	第二區 (定員三名)	山田毅一 43 (民) 著述業	松村謙三 47 (民) 會社員	上埜安太郎 47 (政) 前政務次官	石川縣	第一區 (定員三名)	中橋德五郎 66 (政) 前商相	永井柳太郎 49 (民) 外務政務次官	著本太吉 33 (政) 日大秘書	第二區 (定員三名)	櫻井兵五郎 50 (民) 會社員	佐藤實 42 (民) 銀行員	青山憲三 51 (政) 農業者	靜岡縣	第一區 (定員五名)	山口忠五郎 49 (政) 土木請負員	松浦五兵衛 59 (政) 農業者	小久江美代吉 47 (民) 辯護士	海野數馬 41 (民) 土木請負員
松本君平 60 (政) 前參與官	第二區 (定員四名)	岸司良 51 (民) 會社員	庄谷照一郎 54 (政) 會社員	小泉策太郎 58 (無) 會社員	第三區 (定員四名)	井上剛一 62 (民) 辯護士	倉元要一 51 (政) 前文相秘書	大橋亦兵衛 46 (政) 農業者	永田善三郎 45 (民) 新聞社長	愛知縣	第一區 (定員五名)	田中善立 56 (無) 會社員	小山中壽 54 (民) 新聞社長	加藤錄五郎 47 (政) 醫師	椎尾辨匡 54 (明) 僧侶	鬼丸義齊 44 (無) 辯護士	久野尊賢 50 (無) 農業者	西脇晉 48 (民) 辯護士	丹下茂十郎 50 (政) 農業者	第三區 (定員三名)	三輪市太郎 63 (政) 農業者	瀧正雄 46 (政) 元官吏	加藤鯛一 42 (民) 著述業
山崎延吉 57 (明) 農業者	武富實太郎 49 (民) 辯護士	岡本實太郎 49 (民) 辯護士	大木喜六 59 (政) 前政務次官	鈴木武雄 46 (政) 辯護士	第五區 (定員三名)	山口梨太郎 (定員五名)	河邊七六 56 (民) 會社員	田邊七六 51 (政) 釀造業	大崎清作 56 (政) 東京市議員	竹内友治郎 58 (政) 前政務次官	第一區 (定員三名)	山田道兄 49 (民) 農林參與官	四田銳吉 63 (政) 新聞社長	河崎助太郎 57 (實) 織物業	井上孝哉 60 (政) 元官吏	奧村千藏 45 (無) 酒商	佐竹直太郎 59 (政) 農業者	牧野良三 45 (政) 前參與官	平井信四郎 55 (政) 酒造業	渡邊德助 59 (政) 鐵山業	第一區 (定員五名)	三重縣	

近畿

加藤久米四郎 46 (政) 前參與官	木村秀興 48 (民) 農業者	井口延次郎 48 (政) 前首相秘書	川崎克 50 (民) 司法政務次官	伊坂秀五郎 52 (政) 會社員	第二區 (定員四名)	池田敬八 56 (民) 前官吏	尾崎行雄 71 (無) 著述業	濱田國松 62 (政) 前政務次官	岸木康通 52 (政) 辯護士	京都府	第一區 (定員五名)	片岡直温 71 (民) 元藏相	森田茂 58 (民) 辯護士	田崎信藏 44 (無) 會社員	水谷長三郎 32 (勞) 辯護士	鈴木吉之助 43 (政) 新聞社長	第二區 (定員三名)	川崎安之助 64 (民) 農業者	磯部清吉 58 (政) 農業者	第三區 (定員三名)	村上國吉 54 (民) 農業者	水島彦一郎 48 (政) 公吏	第一區 (定員三名)	大阪府
一松定吉 54 (民) 辯護士	平賀寅吉 48 (政) 辯護士	榎谷寅吉 50 (民) 請負員	紫安新九郎 54 (民) 著述業	武藤山治 63 (實) 會社員	第三區 (定員四名)	武内作平 61 (民) 辯護士	廣瀬德藏 51 (民) 辯護士	西尾末廣 39 (政) 中央委員	吉津度 52 (政) 醫師	第四區 (定員四名)	鈴木文治 43 (社) 中央委員	吉川吉郎兵衛 59 (民) 陸軍參與官	森田政義 45 (政) 辯護士	田中万逸 48 (民) 會社重役	勝田永吉 41 (民) 辯護士	佐竹庄七 49 (民) 金貸業	第六區 (定員三名)	松田竹千代 41 (民) 無職	井坂豐光 48 (政) 辯護士	山口義一 42 (政) 前參與官	奈良縣	第一區 (定員五名)	野田文二郎 58 (民) 辯護士	
全縣一區 (定員五名)	八木逸郎 67 (民) 會社員	岩本武助 48 (政) 山林業	福井甚三 56 (民) 新聞社長	松尾四郎 47 (民) 會社員	全縣一區 (定員五名)	清水銀藏 56 (政) 會社員	安原仁兵衛 56 (政) 會社員	堤康次郎 41 (民) 會社員	田中養達 45 (民) 醫師	富田八郎 54 (政) 酒造業	第一區 (定員三名)	木本主一郎 55 (政) 會社員	山崎傳之助 54 (民) 新聞社長	中山啓次郎 63 (民) 會社員	小山谷藏 54 (民) 會社員	中村吉 48 (無) 著述業	田淵豐吉 57 (政) 外交官	中區	兵庫縣	第一區 (定員五名)	野田文二郎 58 (民) 辯護士			

砂田重政 46 (政) 前參與官	藤原米造 40 (無) 海運	河上丈太郎 41 (日勞) 教	中井一夫 41 (政) 辯護士	前田房之助 46 (民) 會社	廣岡宇一郎 62 (政) 辯護士	小寺謙吉 53 (無) 農	蔭山貞吉 (民)	第三區 (定員三名)	三宅利平 59 (無) 酒造	青木雷三郎 49 (政) 辯護士	山本唯次 49 (政) 辯護士	第四區 (定員四名)	大野敬吉 43 (民) 著述	原惣兵衛 39 (政) 辯護士	土井橋大 51 (政) 農	清瀨一郎 46 (純無) 辯護士	第五區 (定員三名)	齋藤隆夫 58 (民) 內務政務次官	田宮貞夫 52 (民) 元官	若宮貞夫 55 (政) 元官	全縣一區 (定員四名)	豐田收 48 (政) 中學校長	矢野晋也 42 (政) 新聞社長
三好榮次郎 45 (政) 新聞社長	谷口源十郎 47 (民) 會社	第一區 (定員三名)	木村小左衛門 42 (民) 農	櫻内幸雄 62 (民) 會社	原夫次郎 55 (民) 辯護士	依孫一 61 (民) 商	島田俊雄 53 (政) 辯護士	沖島謙三 45 (中) 新聞社長	第一區 (定員五名)	鶴見祐輔 45 (明) 著述	玉野知義 54 (政) 縣會議長	岡田忠彦 58 (政) 元官	橫山泰造 60 (政) 前縣會議長	久山知之 41 (政) 縣	第二區 (定員五名)	小川郷太郎 54 (民) 大藏政務次官	西村丹治郎 64 (民) 麥稈組合長	星島二郎 48 (政) 辯護士	小谷節夫 45 (政) 新聞社長	犬養毅 75 (政) 政友會總裁	第一區 (定員四名)	廣島縣	
名川侃市 47 (政) 辯護士	藤田若水 54 (民) 辯護士	岸田正記 35 (政) 無	森保祐昌 50 (民) 辯護士	望月圭介 65 (政) 前內相	山道襄一 48 (民) 鐵道政務次官	宮原幸三郎 60 (民) 會社	肥田琢司 50 (政) 著述	第三區 (定員五名)	鳥居哲 43 (政) 前鐵相秘書	宮澤裕 46 (政) 前遞相秘書	小田寬藏 48 (政) 農	作田高太郎 43 (民) 辯護士	橫山金太郎 62 (民) 辯護士	第一區 (定員四名)	久原房之助 61 (政) 前遞相	庄晋太郎 59 (政) 釀造	榎谷音三 62 (民) 辯護士	藤井啓一 57 (政) 會社	西村茂生 44 (政) 農	澤木興一 49 (民) 元官	吉木陽二 48 (政) 會社	兒玉右平 54 (政) 通信社長	葛原猪平 50 (政) 會社

四國

德島縣	第一區 (定員三名)	原田佐之治 56 (民) 酒造	生田和平 54 (政) 製糸	淺石惠八 66 (政) 農	第二區 (定員三名)	秋田清勝 49 (政) 前政務次官	真鍋勝 49 (無) 辯護士	高島兵吉 66 (民) 鑛業	香川縣	第一區 (定員三名)	宮脇長吉 51 (政) 陸軍大佐	小西和 57 (民) 會社	戶澤民十郎 52 (民) 辯護士	第二區 (定員三名)	三土忠造 59 (政) 前藏相	松田三德 44 (民) 農	山下谷次 58 (政) 學校長	愛媛縣	第一區 (定員三名)	須之内品吉 47 (政) 辯護士	高山幸吉 63 (政) 會社	岩崎一高 63 (政) 公會	第二區 (定員三名)	須之内品吉 47 (政) 辯護士	高山幸吉 63 (政) 會社	岩崎一高 63 (政) 公會
河上哲太 49 (政) 元官	竹內鳳吉 53 (無) 會社	小野寅吉 64 (無) 會社	二神駿吉 63 (政) 會社	村松恒一郎 66 (民) 著述	佐々木長治 36 (政) 銀行	高知縣	第一區 (定員三名)	中谷貞頼 43 (政) 會社	富田幸次郎 58 (民) 會社	濱口雄幸 60 (民) 民政總裁	第二區 (定員三名)	下元鹿之助 55 (民) 會社	大西正幹 51 (民) 辯護士	坂本志魯雄 59 (政) 無	九州	第一區 (定員五名)	西岡竹次郎 38 (政) 新聞記者	向井俊雄 58 (政) 前參與官	則元由庸 68 (民) 辯護士	志波安一郎 57 (政) 農	本田英作 45 (民) 辯護士	第二區 (定員四名)	志波安一郎 57 (政) 農	本田英作 45 (民) 辯護士		
牧山耕藏 48 (民) 新聞社長	森肇 57 (政) 新聞主筆	齋藤恒之 43 (政) 辯護士	本田佐賀縣 68 (民) 辯護士	福田五郎 53 (民) 遞信參與官	石井次郎 62 (政) 農	田中亮一 40 (政) 農	第二區 (定員三名)	森峰一 47 (民) 鑛業	西英太郎 66 (民) 會社	福岡縣	第一區 (定員四名)	中野正剛 44 (民) 遞信政務次官	山口恒太郎 57 (政) 會社	宮川一貫 45 (政) 無	多田勇雄 48 (政) 農	第二區 (定員五名)	淺原健三 33 (大衆) 藥種商	龜井貫一郎 38 (社) 炭業	久恒貞雄 60 (政) 炭業	大里廣次郎 55 (民) 炭業	吉田磯吉 63 (民) 炭業	第三區 (定員五名)	山崎達之輔 50 (政) 前政務次官			

野田俊作	42	(政)	會社
有馬秀雄	62	(政)	無
白田久内	66	(民)	商
大内暢三	56	(政)	農
第四區 (定員四名)			
内野辰次郎	62	(政)	陸軍中將
勝正憲	51	(民)	大藏參事
末松借一郎	55	(民)	元知事
坂井大輔	43	(政)	會社
熊本縣			
第一區 (定員五名)			
小橋一太	60	(民)	前文相
平山岩彦	63	(民)	無
松野鶴平	47	(政)	會社
大野唯男	41	(民)	文部參事
原田十衛	69	(無)	會社
第二區 (定員五名)			
深水清	61	(民)	無
中野猛雄	47	(政)	會社
上塚司	40	(政)	前秘書官
安達謙藏	66	(民)	內務
中山貞雄	40	(政)	會社
大分縣			
第一區 (定員四名)			
一宮房治郎	46	(民)	著述
松田源治	55	(民)	拓業

金光庸夫	53	(政)	會社
成清信愛	44	(政)	酒造
元田重治	72	(政)	元議
宮崎重治	60	(民)	會社
全縣一區 (定員五名)			
二見甚郷	42	(政)	無
鈴木憲太郎	48	(民)	會社
三浦虎雄	46	(民)	主計大員
水久保甚作	45	(民)	記者
鹿兒島縣			
第一區 (定員五名)			
床次竹二郎	64	(政)	政友顧問
藏岡三四郎	61	(政)	辯護士
岩切重雄	42	(民)	商工參事
原川與耕	54	(政)	醫師
岩川與助	44	(中)	會社
第二區 (定員四名)			
崎山武夫	40	(政)	鐵道囑託
寺田正助	54	(政)	農
赤塚正助	58	(政)	前公使
東郷實	51	(政)	大學講師
永田良吉	44	(政)	農
第三區 (定員三名)			

津崎尙武	48	(政)	會社
英義彦		(政)	
沖繩縣			
全縣一區 (定員五人)			
漢那憲和	53	(民)	海軍少將
伊禮肇	37	(民)	辯護士
龜割安藏	54	(政)	會社重役
竹下文隆	45	(政)	著述
花城永渡	52	(政)	無
第一區			
東京府下上大崎三八二			
著述業 田子 一民(政)			
(明治十四年十一月十四日生)			
下閉伊郡宮古町宮古			
無職 熊谷 巖(政)			
(明治十六年九月十六日生)			
岩手郡淺岸村新庄			
會社重役 鈴木 巖(政)			
(慶應二年三月十五日生)			
第二區			
東京市本郷區五丁目十六			
元官吏 志賀和多利(政)			
(明治七年十月七日生)			
東京市赤坂區青山南町六ノ一〇三			
會社重役 廣瀨 爲久(政)			

本縣選出歷代々議士

△第一回(明治二、三、七、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)伊東圭介
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 (第五區)大江卓
 △第二回(明治二、五、二、一五)
 (第一區)上田農夫(當選無効) 谷河尙忠
 (補缺) (第二區)阿部浩 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)大内貞太郎 (第五區)達窟谷信敬
 △第三回(明治二、七、三、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)小笠原定一
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 (第五區)平田箴
 △第四回(明治二、七、九、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)阿部浩
 (第三區)伊東圭介(死亡) 佐藤昌藏(補缺)
 (第四區)下飯坂權三 (第五區)平田箴

△第五回(明治三、一、三、一)
 (第一區)大隈英鷹 (第二區)小田爲綱
 (第三區)名須川良平 (第四區)猪狩八郎
 (第五區)鈴木文三郎
 △第六回(明治三、一、八、二二)
 (第一區)大隈英鷹 (第二區)小田爲綱
 (死亡) 篠民三(三四年補缺當選無効)
 (死亡) 佐藤昌藏(三三年補缺) (第四區)下飯坂權三 (第五區)鈴木文三郎
 △第七回(明治三、五、八、一〇)改正法に依る
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 一ノ倉貫一 高橋金治 大隈英鷹
 (郡)部 松本與右衛門 鶴飼節郎
 △第八回(明治三、六、三、一)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 小田文行 阿部德三郎 高橋金治
 治 遊田研吉 阿部勇治
 △第九回(明治三、七、三、六)
 倉貫一 鶴飼節郎 阿部德三郎
 △第十回(明治四、一、五、一五)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 柵瀨軍之佐 阿部德三郎 村上先 高橋嘉太郎 小野寺耕夫
 △第十一回(明治四、五、五、一五)

(盛岡市)原 敬
 (郡)部 福田善三郎 工藤吉次 柵瀨軍之佐 阿部德三郎 鈴木巖
 △第十二回(大正四、三、二五)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 平井六右衛門 工藤吉次 阿部勇治 柵瀨軍之佐 阿部德三郎
 △第十三回(大正六、四、二二)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 高橋嘉太郎 工藤吉次 柵瀨軍之佐 阿部德三郎(七年死亡) 川村精之 佐藤喜八(阿部氏補缺)
 △第十四回(大正九、五、一〇)小選舉區制
 (第一區)原 敬(一〇年薨去) 大矢馬太郎(原氏補缺) (第二區)鈴木巖 (第三區)久慈貫一(第四區)菊池長右衛門(一一年死亡) 河野喜藏(菊池氏補缺) (第五區)廣瀨爲久 (第六區)志賀和多利 (第七區)佐藤良平
 △第十五回(大正一三、五、一〇)
 (第一區)高橋是清 (第二區)藤川清助
 (第三區)柏田忠一 (第四區)熊谷 巖
 (第五區)廣瀨爲久 (第六區)志賀和多利
 (第七區)柵瀨軍之佐
 △第十六回(昭和三、二、二〇)普選
 (第一區)田子一民 熊谷 巖 鈴木 巖
 (第二區)志賀和多利 廣瀨爲久 柵瀨軍

之佐 小野寺章

衆議院議員選舉有權者

郡市名	三、四年 確定人員	四、五年 確定人員
盛岡市	九、七三	九、九三六
岩手郡	一六、二三	一六、三五五
紫波郡	九、五五	九、五七四
紫波郡	二、五八五	二、六八五
神戶郡	一四、五一	一四、六三五
和賀郡	一三、五三	一三、六二
和賀郡	一〇、二五	一〇、七五
江刺郡	一、七三六	一、七六五
西磐井郡	一八、四三	一八、五〇
東磐井郡	一三、九二七	一三、九四
氣仙郡	一六、〇三	一六、〇九二
上閉伊郡	一八、四七	一八、六七
下閉伊郡	一五、九六一	一六、〇七五
戸部郡	三、〇八二	三、一九九
戸部郡	一、九二〇	一、九七〇
計	一九二、九〇六	一九五、〇八七

政界一年 (自昭和三年九月)

憲政一新會生る

民政黨不平組、田中善立、樋口秀雄兩氏首唱となり九月七日、憲政一新會組織の宣言を發表したこれに對し民政黨では即座に兩氏等を除名した。

經濟審議會成立

經濟困難決議案解決策とし政府經濟審議會を設けた委員は左の通りである。

經濟審議會委員

會長 田中首相
 同副會長(二名) 中橋商相
 山本農相

委員(二十名)

久原遜相、三土藏相、山本条太郎、橋本圭三郎、堀啓次郎、湯川寛吉、長島隆二、木村久壽彌太、團琢磨、稻畑勝太郎、阿部房次郎、若尾璋八、佐藤昌介、藤山雷太、伊藤治郎左衛門、大川平三郎、牧野忠篤、堤清六、今井五介、土方久徵

憲政一新會政友會と合流

床次氏の新黨クラブと共に政局轉回の鍵を握る憲政一新會は十一月十五日大阪に於て久原遜相の懷抱する意見を當面の時局に對する最も妥當なるものとし田中内閣支持を約した。

新黨クラブ政友會と握手す

床次氏久原遜相十一月十七日京都で會見政新提携を約した。

東京市會解散

東京市會は議員定數八十八人中瀆職に關する刑事事件のため拘留中の者二十五人に上り外に六人の缺員を有するに至つた爲め内務大臣は十二月二十一日市制第六百六十二條に依り東京市會に解散を命じた。

中間無産黨結黨

中間派五黨の新無産黨は十二月二十日結黨大會を開き新黨の役員を左の如く決した。

中央執行委員長 高野岩三郎
 書記長 平野力三
 書記次長 河野密
 統制委員長 大道憲二

新勞農黨解散

十二月二十二日から三日間創立大會を開催中の新勞農黨は二十四日内務大臣から結社を禁止された。

第五十六議會召集

第五十六議會は十二月二十四日召集された召集を前にして、政民、二大政黨はそれ／＼大會を開き氣勢を擧げた尙開院式は天皇陛下親臨同二十六日貴族院に於て舉行された

新黨態度表明

對して熱誠なる奉祝の意を致されましたことは深く感銘する所であります、私はこの機會において帝國政府の深厚なる謝意を表するものであります、又一時御重態に拜聞致しました英國皇帝陛下の御病狀が昨今次第に快方に向はせられつつあることは諸君と共に私のちう心より御慶び申上ぐる所であり、隣邦支那の時局に關しましては後刻外務大臣として改めて説明するはずであります。

田中首相施政演説

諸君、こゝに第五十六回帝國議會の開會に方り政府の所見を述べることが私の光榮とする所であります。

昨年十一月行はれました御一代の大典即位の禮および大嘗祭を滞りなく終了せられたことは一に御盛徳の然らしむる所で誠に御同慶に堪へません、私は諸君と共に謹んで即位禮の當日にかん發せられました勅語の御主意をじゆん奉致し益々精勵以て皇運の隆昌に翼賛せんことを期する次第であります、而してこの皇室および國家の盛儀に際して遺憾なく我が國民をして尊皇愛國の精神を發揮せしめ國體の精華を顯揚しましたことは諸君と共に慶賀おく能はざる所であります。

帝國と締盟各國との交際は益々親厚を加へ殊に御大禮に當りまして各國の元首政府並に朝野の諸人士からわが皇室および國家に

床次氏の一黨は左記聲明と決議を發表して態度を表明した。

日支兩國は和親協力して文化の向上に努め輿衆の福祉を増進すべき本然の使命を有するにも拘らず現下の狀態は甚だしき變調に陥り憂慮に堪へざるものあり即ち吾人は審かにその由來する所をたずね進で支那朝野の真相を究めこの際我國は斷然左の方針をとるをもつてもつとも賢明なりとの確信を得たりよつてこれを提唱す。

- 一、支那和平統一の完成を希望するの趣旨に基き南京政府を承認すること。
- 二、速に相當なる方法を講じ山東撤兵を實行すること。
- 三、通商條約問題については國際平等の精神に則り又列國との協調に由り進でその改訂に努むること。
- 四、滿蒙に對しては帝國の立場を確保すると同時に支那の領土權を尊重し合理的に懸案解決を計り將來の經濟的發展を期すること。
- 五、この際支那の不當なる行動に對しては嚴しゆくにその反省を促がし速かに國交を常道に復せしめもつて密接なる經濟關係の確立に協力すること。

決議

一、金輸出解禁を期す。

育の内容の改善を計るはもろん立法行政各般の施設にわたりて常に聖旨の徹底を期し殊に青年および學生生徒等をしてその方途を誤らざらしめんがために適當の施設を爲し又社會教育を振興せんが爲特に行政機關の擴張を行ひ各種團體の活動と相待ちてその目的を達成せんとするのであります。

産業貿易の振興については自作農の創設維持の計畫を確立し開こん、治水、水利、林業蠶業、水産等農業上の諸方策を充實すると共に貿易の保護奨励、主要工業の助長金融の疏通等商工業の發達に留意し又交通および通信機關の整備によりてひとしく産業の振興と文化の開發とに資せんがために道路港灣の改修を完成し鐵道の普及改良をはかり航空事業の助長、諸航路の開拓改善を企て電氣事業の統制に就てもまた適當のそ置を講ずるの方針であります。

政府は帝國領土並租借地に對する行政の統かつを必要と致して拓殖に關する一省の設置を決定し併せて海外における國民の經濟發展を保護奨励せんことを企圖しつゝあるのであります、政府が豫て種々なる調査機關を設定して帝國の殖産興業に關する研究を進めて居ることは御承知の通りであります。

してこれ等諸機關の答申に對しては常に周密なる注意を拂ひ施設上の參考に資して居るのであります。近時一般財界の整理大に進行し金融機關の基礎著しく堅實を加へ資金の状況は漸次改善せられつつあるのであります、この際前述の如く政府が産業貿易の振興に關し一段の力を添ふるに於いてはわが財界は一層良好に向ふものと考ふるのであります。

政府は地方自治體に獨立の財源を興へてその財政的基礎を強固にし健全なる發達を期することが刻下の急務なりと信ずるのであります、政府はこの目的を達成するがため地租並に營業收益税を國稅より撤廢し國稅地方税を通じて根本的整理を行ふの方針を決定しその過渡的施設として昭和四年度より右兩税の負擔輕減をはかるの計畫であります。

世態の推移と産業經濟の發展とに隨つて各種社會問題の解決を要するものが少くないのであります、政府はこれに對して立法行政各方面より種々の社會政策を講じ労働者災害救済法の制定を始め工場法の改正、公益職業紹介機關の整備等を計畫し更に失業救済のため土木事業の奨励その他について十分考慮致して居るのであります、尙財政

若槻前首相等起つ

田中内閣の一年八ヶ月の非政を問ひ一舉政府の急所を突くべく貴族院民政黨の首腦前首相若槻禮次郎氏前外相幣原喜重郎氏前法相相澤武敏氏等二月一日より田中首相と渡り合つたが若槻氏登壇の際には貴族院創始來の一脈凄壯の氣分横溢し民軍の一大勝利となつた。

野黨決議案否決

滿洲某大事件に關する民政、新黨、無産明政の決議案は一月二十一日提出されたが十二票の差で否決された。

政府は宜しく某重大事件に關し、今日まで調査したる一切の結果を發表し以て中外の疑惑を一掃すべし。理由 現内閣は豫め特定の問題を指示してこれに對する答辭を峻拒するのみならず、

優詔決議案可決

三月二十二日 貴族院に提出された優詔決議案は一七二票對一四九票で可決された。決議案 水野前文部大臣の進退に關し田中内閣總理大臣の執りたる措置は、輕率不謹慎の甚だしきものにして、職責上缺くる處あるを遺憾とす。

新渡戸博士演説

優詔問題通過の重大な素因をなしたと云はれる新渡戸博士の演説は左の通りであつた 議案反對者は賛成者の意見は區々であるといふが、どこからでも論ぜられるといふことは本問題の極めて重大であることを立證するものである。と前提し、十七博士が議決した事情を紹介し

その他重要な問題に對しても、某重大事件に間接的關係ありと稱して一切緘黙するのみ、斯くの如くんば衆議院は何を以てその權能を全うして、協賛の實を擧ぐるを得んや、今や中外の疑惑はこれが爲めに日に増大し、延いて帝國の威信を傷くるに至らんとす、これ國務大臣の演説に關聯し、本動議を提出する所以なり。

市來東京市長辭職

市來東京市長は二月五日辭職した。

政府彈劾案否決

濱口民政黨總裁は決議案を提さげて二月十日政府に肉薄したが結局六十四票の差で否決された。

決議案 衆議院は現内閣を信任せず。右決議す。

理由書 現内閣の對支外交は全く失敗に歸し、彼我の關係著しく悪化し帝國の威信を失墜すること今日より甚だしきはなし、政策は國民經濟の實情を無視し財界の堅實なる發達を妨げ、兩稅委讓に依りて財政の基礎を危からしむ、しかして國務大臣は輔弼の重責を誤り、憲政の本義を没却して累を大權に及ぼし、綱紀は紊亂して風教の頹廢を致し政治道徳を破壊して國民思想を惡化せしむ、その罪斷じて許す可からず、こ

に現内閣の引責處決を促す爲め本案を提出する所以なり。 贊否色分け

- 投票總數 四三四
- 贊成(白票) 一八五
- 民政黨(一七二) 一七〇
- 無産黨 七
- 無所屬 四
- 革新黨 一
- 明政會 三
- 反對(青票) 二四九
- 政友會(二二二) 二一七
- 新黨 二一
- 一新會 二
- 無所屬 六
- 實業同志會 三
- 當日の缺席者氏名左の如し。
- ▲政友會(五) 石井三郎、岩崎幸治郎、伊坂秀五郎、田中亮一、竹内友治郎
- ▲民政黨(二) 原田佐之治、山田又司
- ▲新黨俱樂部(八) 鶴岡和文、中西六三郎、岩切重雄、原耕、藏園三四郎、赤塚正助、柳田清兵衛、高島順作
- ▲無所屬(四) 原田十衛、守屋榮夫、小泉策太郎、久野尊資
- ▲明政會(一) 山崎延吉 ▲一新會(一) 樋口秀雄 ▲無産黨(一) 安部磯雄 ▲棄權者(一) 河

國體をどうするのであるかと聲涙共に下るの熱辯を揮へば、満場何回となく拍手を以てこれに應ず

私は外國の事情もよく知つてゐるが、我々が外國にあつて誇り得る唯一の自慢はたゞこの國體あるのみである、この國體が崩れるときは亡國とならざるを得ない

と痛論すれば、また／＼拍手湧く首相は國體をけがす考へでやつたものは思はぬがその行動は遺憾である、首相は思想善導を口にした、これは國民全部の耳を打つた、しかし國民は目で何を見たらか、首相が皇室に對し輕卒不謹慎であつたことである、一見は百聞に若かないのである、首相は耳によつて思想善導をやつても、目で思想を惡化せしむる憾みはないであらうか

満場寂として聲なく、博士の一言一句のがすまいと傾聴し、議場といはず傍聴席といはず満場ことごとく泣くこの間首相は顔色蒼然として終始首を垂れてゐた小野塚博士は昨日この決議案を手にした時、もし醫者が許すならば賛成の投票だけはしたい、身體が許すならば賛成演説もしたいともがいてゐるのである、青年

を相手にする自分としては首相の態度では思想の善導も覺束ないと憂へてゐるのである、私もこの國民思想の惡化を默視することが出来ず、やむなくこの演壇に立つて賛成演説をなすものである

倉富樞相忠告

倉富樞府議長は三月一日田中首相を訪問裁判所法を撤回せよと警告し政界に一波紋を投じた

山本代議士刺さる

山本宣治氏は三月五日東京の宿舎で黒田保二の爲め刺され死去した、六日の衆議院に於て無産代議士河上君は左の如く追弔演説を行なつた

山本君の横死は現下の日本に充滿する反動政治の如實な現れである

社會解放運動のため雄々しき戦ひを續けられた同君が倒れて遂に起つ能はず然れども同君の内部に燃ゆる社會解放の信念は絶對に亡びざる事を確信する、日本の民衆は山本君の死體を踏み台として社會解放のために雄々しき戦を續けるであらう

久原遞相彈劾案

遞相彈劾案は三月七日衆議院に上提された

が六十三票の差で否決された

普選擁護同盟

民政、無産小會派協同し普選を護れの旗印に普選擁護同盟を組織全國的に運動を開始する事になつた

元田議長辭職

衆議院議長元田肇氏は會議の情勢が選舉法改正案を中心にして連日議場紛擾し議場の整理難となつて居るに鑑み三月十二日午後十一時三十分木下關東長官同伴、院內大臣室に田中首相を訪ね「病氣その任に堪へず」との理由で辭意を表明し十三日正式に元田議長から清瀨副議長に辭表を提出後任議長には川原茂輔氏十四日當選した

東京市議戰

三月十六日の改選結果は左の通りで民政斷然勝ち、無産黨の進出目ざましい

民政 四〇 政友 二〇 社民 五
大衆 一 革新 三 中立 一五

衆議院未會有の大混乱

小選舉區制案を討議すべき三月廿日の衆議院本會議は原憲兵衛氏(政友)の動議提出に端を發し果然議場混亂に陥り休憩また休憩で議事は少しも進まなかつたこの間議長副

五十六議會の成績

- 第五十六議會における政府提出案は
- 豫算案 一二件
 - 決算案 二件
 - 事後承諾案 二五件
 - 法律案 九二件
 - であつて内兩院を通過したもののは
 - 豫算案 一一件
 - 決算案 二件
 - 事後承諾案 二五件
 - 法律案 六五件
- 豫算案中貴族院で否決されたものは自作農創設資金を計上して昭和四年度特別會計豫算追加案である、又兩院を通過した法律案中重なるものは
- 一、治安維持法承諾案
 - 一、地方制度改正案
 - 一、關稅定率法改正案
 - 一、救護法案
 - 一、工場法改正案
 - 一、系價安定補償法案
 - 一、競馬法中改正案
 - 一、鹽田整理法案
 - 一、米穀需給調印法中改正案
 - 一、家畜保險法案
 - 一、蠶糸業法中改正案
 - 一、國寶保存法案

地方鐵道法中改正案

- 一、地方鐵道法中改正案
- 然して政府案中衆議院を通過したるものは
- 一、地租條例廢止法律案外十六件(兩稅委議案)
- 一、鑛業法中改正法律案
- 一、鐵道敷設法中改正法律案
- 一、労働者災害扶助法案
- 一、肥料管理法案
- 一、肥料管理特別會計法案
- 一、自作農創設維持助成資金特別會計法案
- 一、國際汽船株式會社の整理に關する法案計二十四件である又貴族院に提出されてそのまゝ握りつぶしになつたものは
- 一、宗教團體法案
- 一、寺院境内地讓與に關する法律案
- 又議員提出法律案は
- 可決 二十七
- 否決 二
- 議決を要せぬと決 一
- 撤回 六
- 未決 五十五

不戰條約文批准拒絶 留保上奏

尾崎行雄、三宅雄二郎、大竹貫一、頭山滿氏外二名の六氏から三月二十七日請願令に

議長第一控室等よりそれ／＼政民兩派に向つて妥協案を提出したが意地張つた兩派は容易にこれに應ぜず政友會並に新黨側は反對派を告發してまで是非無理押しせんとし又民政派は議事妨害に狂奔し衆議院は本會議掉尾の醜態を呈したかくて休憩實に四回に及び五回開會したが問題の小選舉區制案については委員長の報告さへなすこと能はざるのみならず日程の朗讀すらなし得ず議長は政友會提出の言論封じの動議を空しく抱いたまゝ遂に二十日は無爲にして散會となつた

五十六議會終了

田中内閣最初の抱負經りを行ふべき第五十六議會は二十五日深更をもつて會期を延長することなく終了を告げた、この議會においては豫算案並に追加豫算案を始め治安維持事後承諾案、救護法、米穀法、地方制改正等が通過しただけで現内閣は満身創といなり現内閣の一枚看板たる兩稅委讓を始めたとし自作農、肥料管理、宗教法、鐵道敷設法、同買收法、労働者災害扶助案、國際汽船整理案等重要政策はことごとく審議未了となり政府の面目を失墜すること多大であつた、かくて政府は兎も角議會後の居すわりを決意し頼みかむりのまゝ閉院式に臨んだが内閣の進退問題は議會終了後の大きななぞとして殘された

よつて不戦條約文批准拒絶に關し政府はとかくの言を弄して御諮詢を奏請せんとして居るも、かゝる事は日本國民として斷じて忍ぶべからざる事であるにより聖鑑を垂れ給ひ批准留保あらせられんことを伏して懇願し奉るとの意味をしたため上奏書を提出するに至つた。

後藤伯逝去



三月十二日朝以來全く絶望に陥つた後藤新平伯は、枕頭を去らず其の最後を見守つた令嗣一藏氏女婿佐野醫師同夫人、同鶴見代議士同夫人以下の近親、一族郎黨等の捧ぐる末期の水に唇をうるほされつゝ遂に十三日午前五時三十五分逝去した伯は臨終に際し何等苦痛の色を示さず眠るが如く大往生を遂げたもので、眞に大政治家としての末期にふさはしきものであつた。

新東京市長

市長選挙の結果六十一票の多数で堀切善次

郎氏當選した。

警視總監更迭

宮田警視總監は某事件に干與してゐた責任上辭職し後任として長岡社會局長官任命された(六月二十五日)

不戦條約案可決

不戦條約問題は六月二十六日樞密院本會議に上程された天皇陛下親臨出席者 樞密院側—倉富議長、平沼副議長、伊東金子、久保田、富井、石黒、山川、黒田、古市、松室、江木、八代、内田、櫻井、田、荒井、河合、石原、齋藤、鎌田、石井、鈴木の各顧問官(九鬼、井上、平山の三氏缺席)および二上書記官長 政府側—田中首相以下各國務大臣、前田法制局長官、吉田外務、栗屋文部兩次官その他關係官 倉富議長開會を宣し、御諮詢案たる 一、一九二八年八月廿七日パリにおいて 調印したる戦争抛棄に關する條約御批准の件(同條約第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句に對する帝國政府の宣言書附) は上程され、異常な緊張裏に伊東精査委員長起つて不戦條約の調印から樞密院に御諮詢を奏請するに至つたまでの経過について

政府が精査委員會でなした説明要旨、問題の留保宣言書の理由に關する問答要旨、本條約と自衛権および滿蒙特殊利益との關係ならびにロカルノ條約などの關係に關する問答要旨、最後に十八日の第二回精査委員會で宣言書附で原案を承認することとした、決定の顛末を詳細に報告し、終つて直ちに質疑に移り顧問官と伊東委員長および田中首相、政府當局者の間に質問應答を重ね正午過ぎ一旦休憩、一同中食を共にした後一時半から討論に入り、かくて委員會通り政府案を可決、二時廿五分散會した、なほ文部の二案も可決された。

内田顧問官

内田伯は不戦案可決と共に、所信を明かにする爲め二十六日辭職した。

滿洲某重大事件處分

滿洲某重大事件の解決に關しては政府および軍部においても苦心し六月二十八日白川陸相の參内上奏に引續き田中首相の鈴木侍從長訪問まで行はれたが結局事件の内容はこれを發表せず、たゞ警備上の責任者處罰だけは御裁可を仰ぎ一日附をもつて左の如く發表した。

關東軍司令官陸軍中將 村岡長太郎 依願豫備役被仰付

右は關東軍司令官として滿洲獨立守備隊の統督および滿鐵ならびに附屬地警備の不行届の事由によるものとして自發的の辭表を提出せしめたものである。

第九師團司令部附前關東軍高級參謀(陸軍歩兵大佐) 河本 大作 停職被仰付

右は滿洲獨立守備隊が警備すべき京奉線と滿鐵線との交叉點に支那兵の配置を獨斷專行をもつて許可したるのゆゑによる

なほ事件發生當時の關東軍參謀長齋藤中將および滿洲獨立守備隊司令官水町少將については發表はないが、それ、左の如く行政處分に附せられることとなつた。

滿洲獨立守備隊司令官陸軍少將 水町 竹三

譴責に處す

右は滿洲獨立守備隊の警備區域において重大事件を發生せしめて滿鐵に損害を與へ交通に障害を來したるのゆゑによる。

東京海軍要塞司令官(前關東軍參謀長)陸軍中將 齋藤 恒 譴責に處す

田中内閣總辭職

田中首相は七月二日午前十時參内閣僚全部の辭表を捧呈總辭職の理由を左の如く發表した。

余は昭和二年四月大命を拜して輔弼の重任を荷ふ、當時内には財界の紛亂頗る寒心にたへざるものあり、外には國際の關係極めて憂慮すべきものあり、殊に皇室の御大故を去ることいまだ遠からずして舉國諒闇の悲しみに鎖され人心動もすれば活氣を缺かんとす、この間余は閣僚とともに鞠躬努力して國家の樞機に膺り幸ひに施設を誤らざ殆んど豫期の畫策を成就することを得たるは一に皇上の御盛徳によると、もに國民多數の信頼を繋ぎたる結果なりと信ず、殊に昨秋御舉行の大典に際し閣國臣民とともに赤誠を披いて曠古の盛儀を仰ぎ昭和新政の初頭に光輝を添え奉りたるは微臣の私に光榮とするところなり、但し客歲國外に發生したる某事件が端なく黨争の具に供せられつひに政治問題化するに至りたるの一事は國家のため將た憲政のため洵に痛恨にたへず、しかして本件に關聯し輔弼の重責に顧みて恐懼措く能はざるなり、顧みれば在職二年有餘なほ政策の實行すべきものを存すといへどもこの上永く政權を明りにするは偶々人心を倦怠に導く虞なきにあらず姑く内外の形勢に稽へ時運の轉換を促し益國運の進展を期するは政局を一新する所以なりと思惟しこゝに謹んで骸骨を乞ひ奉れり、余の進退は唯それ君國に奉ずるにあり

濱口内閣成立



田中内閣も七月二日午前十時を以て辭表を捧呈と同時にその終焉の幕をおろしたが畏きあたりにおかせられて

は直ちに西園寺公を御召に相成り、後繼内閣に關する御下問があり、西園寺公は憲政の常道よりして民政黨總裁濱口雄幸氏を後繼内閣の首相として奏薦したところ御嘉納あらせられ、午前十一時四十五分濱口總裁に對し御召の電話があり、濱口總裁は午後一時參内、新内閣組織の大命を拜受して御前を退下し、山本達雄、若槻禮次郎兩先輩を訪問して大命降下の旨を報告し組閣に關する諒解を求めたのち、久世山の自宅に歸り、たゞちに組閣の準備に取りかゝつた濱口總裁はすでに今日あることを期しいつ大命が降下しても直ちに組閣し得るやうの

準備あつた爲め即日午後六時半内閣員名簿を捧呈九時鳳凰の間に於て親任式を舉行した。

政新合同

政友會、新黨俱樂部は七月五日合同決議を擧げた。

地方長官大異動

三十四府縣に亘る地方長官の大更迭は七月五日發表された。

部長級異動

七月八日内務、警察、學務、三部長の更迭は地方長官異動に引續き發表されたが其の總數百十九名、罷免二十三名、榮轉四十六名、復活十四名であつた。

濱口内閣政綱聲明

こゝに内閣成立の初めに當り政府がこれより實行せんとする當面の政綱を聲明す現内閣施政の方針は立憲民政黨が累次發表したる綱領政策などを綜合したるものなり、たゞ事を行ふに自ら緩急あり今こゝに最も緊急を要すると認むる所見を明かにして、これが實現を期す。政治の公明は立憲政治の根本要件たり政道晦昧にして百弊こゝ

に生ず、政治をして國民思想の最高標識たらしむるにおいては、政治上幾多の弊害は自ら一掃せらるべきなり、政府は専ら政治の公明を旨とし政治の基調を向上せしめ、もつて庶政の更張を期せんとす。

國民精神の作興に努む 最近世相の變遷に伴ひ民心やうやく輕佻放縱に流れ、思想やゝもすれば中正を失するものを生ずるに至れるは深憂に堪へざるところなり、政府はます／＼國體觀念の涵養に留意して、國民精神の作興につとめ、經濟政策の確立と相まつて時弊の匡救につとめ、民心の一新を圖らんとす。

綱紀の肅正を期す 近時綱紀の弛緩やうやく甚だしきものあり、ために國民思想上不良の影響をおよぼすは、けだしやむべからざるころなり、今において嚴に綱紀を肅正するにあらずんば、民風の頹廢つひに濟ふべからざるにいたらんとす、政府は深く自ら警しめて官紀を嚴肅にし、敢て犯すなからんことを期す、いやしくも犯すものあるにおいては、假藉するところなくその非違を匡し、もつて風教の振作、人心の緊張に資せんとす。

教育機能の更新 教育機能の更新は社會政策的見地に本づき中央地方税制の整理、財政の緩急を計りて實行すべし。

義務教育費の國庫負擔増額、農漁山村の經濟改善、金融制度の改善等に中小農工商に對する金融機關の整備など爾餘諸多の政策にいたりては、機に臨み事に應じ、更に聲明實行するところあるべし。

今や時局内外の情形頗る重大なるるとき、幸に國國の協戮に倚賴しこの難局を打開しもつて宏謀を翼賛せんことを期す。

金解禁は近き將來において 金輸出解禁は國家財政及び民間經濟の立直しをなす上において絶對必要な基本的要點たり、しかもこれが實現は甚だしき遷延を容さず上述の財政經濟に關する諸項はたゞにわが財政經濟を匡救する上において必要なるのみならず、金解禁を斷行する上において必要不可欠からざる要件たり、政府はかくの如く諸般の準備を整へ、近き將來において金解禁を斷行せんことを期すこれすなはちわが財界を安定し、その發展を致す唯一無二の方途なるを信ず。

財政の整理と消費節約を促進 戦時好景氣時代に馴致せられたる浮華の弊風は經濟反動および大震災に遭遇するも多く減退するところなく近時かへつて甚だしきを加ふるが如き、社會の指導的地位にあるものよりしく率先して勤儉力行、もつて一世を警醒するの覺悟あることを要す、すなはち政

昭和四年七月二十九日

内務大臣 安達 謙藏
大藏大臣 井上準之助

記

第一 道府縣昭和五年度當初豫算は特別の事情なき限り左記諸號により極力整理緊縮を加へてこれが編成をなしもつてその豫算額を昭和四年度當初豫算に比し少くとも一割五分減とすること

一 各費目にわたり整理節約を行ひ極力その減額を期すること

二 新規の施設はこれを計畫せざることにし、既定の計畫にかゝるものにおいても(繼續費たる)否とを問はず)これが打

切中止減額又は繰延等實行すること

四 年度内所要經費にして豫見し得べきものは洩れなくこれを當初豫算に計上すること

五 課税については昭和四年度の程度以下に止めこれが新設または増徴を避くること

六 地方債については本年七月十六日內務省訓第九七三號によること

第二 道府縣豫算の追加は昭和四年度および昭和五年度とも眞に緊急差しおき難き事情の生ぜざる限りこれを避け(財源の存する場合といへども)もつて整理緊縮

の趣旨を徹底しその追加のやむを得ざる場合においては前項の趣旨に準じ措置すること

第三 道府縣昭和四年度既定豫算の實行に關しても第一項の趣旨に準じ措置すること

第四 市町村豫算の編成並に實行に關しても前三項の趣旨に準じ措置すること

第五 整理の結果歳入に餘裕を生ずる場合においては起債額の減少をはかりなほ剩餘ある時は舊債の償還をなしたは課税の輕減をはかること

地方長官會議

八月五、六の兩日開會濱口首相は綱紀の革新、思想の取締、財政の緊縮、國債の整理、金解禁、産業の振興と各項に亘り難局を打開せよと訓示した。

滿鐵總裁決定

八月十三日濱口首相の懇請に依り仙石貢氏滿鐵總裁を受諾した。

一新會解散

憲政一新會は八月二十日左記解散宣言を發表して去就を決した。

解散宣言

原、加藤兩氏逝いてより政界頓にせきれら

府自ら中央地方の財政に對し一大整理緊縮を斷行し、よつてもつて普く財政の整理と國民の消費節約を促進せんとす、財政の整理を實現するにあたり、陸海軍の經費に關しても國防に支障を來さざる範圍において大に整理節約の途を講ずるところあらんとす、かくの如きは實に國民經濟の安定を培ふゆゑなるのみならず、またもつて國家財政の基礎を鞏固にし、他日大に伸びんとするの素地を造るゆゑなり、もしそれ整理緊縮の全約に至りては昭和五年度豫算編成においてこれが實施を期すべしといへども現行年度においてもまた極力これが實現を期すべし。

緊縮訓令出づ

七月二十九日大藏内務兩大臣から地方廳に左記緊縮訓令が發せられた。

現下の時局を匡救して我國財政經濟の堅實なる發達を庶幾せんとするには中央財政と併せて地方財政の一大整理緊縮を斷行し國民の消費節約を促進し、民間經濟の整理を企圖するより急なるはなし、よつて今後左記要綱に準據し地方財政の整理緊縮をはかるに最善の努力を致さるべし。

右訓令す

を告げ確固たる信念の下に大經りん抱負を行ふ首相なく爲に國歩倍々かん難を加へ終に昨年帝國議會に於てほとんど全院一致を以て、思想、經濟および政治の三大國難救濟を決議するに至れり、吾人至誠奉公の念は既成政黨の黨略本位的盲動を默視するに忍びず、一意政界刷新の大旗を翻しもつて國難救濟の先驅たらむと奮闘せり、然るに紛々たる小人じゆ子のためにする惡宣傳のため世間の誤解を招致し事全く志と違ひたるはまことに遺憾に堪へざるなり、こゝにおいて吾人は眞個天下同憂の士と共に自由清新の意氣をもつて國事に當らむため一旦憲政一新會を解體し更に廣く同志を社會各方面に求め各自勇往まい進一死もつて君國のためたいらんを既倒にばん回せむことを期す、敢て宣す。

朝鮮總督決定



藤實子親任された。

山梨總督が一
向に辭職する
模様なく、因
果を含める爲
め滯京命令を
指令するなど
波瀾を見せた
朝鮮總督に齋

不戰條約

十五ヶ國全權の調印
昭和三年八月廿七日

不戰條約調印式は昭和三年八月二十七日午後三時佛國外務省「時計の間」に於て施行された。先づ馬蹄形に造られたる臺には佛國外相ブリアン氏座席に著き、其の右に獨逸、白、伊、日、波、チエコ、左に米、英本國及英國各領土都合十五個政府の各全權が着席し、ブリアン氏は極めて嚴肅なる態度を以て約十五分に亘り、歡迎辭と共に本件條約に關

する所感を述べ、列席者及傍聴者（佛國首相ボアンカレ氏を始め佛國著名の政治家外交團等）の拍手裡に演説を終つた。次いで英、佛兩文の條約正文が朗讀紹介せられた後、アルハベット國名（佛語に依る）の順序で各全權が署名し其の都度滿堂の拍手を以て迎へられた。殊に獨逸代表ストレーゼマン氏が劈頭第一に署名せし際には、舊交戰國今や一堂に會し此の平和的約定に署名するを歡呼するもの、如く感ぜられた。斯くして調印式は約一時間にして無事終了した。各國全權左の如し。（調印順）

- | | | |
|-------------------------|-------|---------------|
| 1、獨逸 | 外相 | ストレーゼマン氏 |
| 2、米 | 國務長官 | フランク・ケロツグ氏 |
| 3、濠洲 | 無任所大臣 | エイ・マクラクラン氏 |
| 4、白耳義 | 首相兼外相 | ポール・イー・マンズ氏 |
| 5、加奈陀 | 首相 | マケンジー・キング氏 |
| 6、佛蘭西 | 外相 | アリステイド・ブリアン氏 |
| 7、英本國、北部愛蘭並個々の聯盟國に非ざる屬領 | | |
| 8、印 | 右 | カウシエンダン卿 |
| 9、愛蘭自由國 | 同 | ワイリアム・コスグレイヴ氏 |

外交

- | | | |
|---------|---------|--------------|
| 10、伊太利 | 駐佛大使 | ゲターノ・マンゾーニ |
| 11、日 | 樞密顧問官 | 内田康哉 |
| 12、新西蘭 | 駐倫敦高級委員 | ジエームズ・パー氏 |
| 13、波蘭 | 外相 | アウグスト・ザレスキー氏 |
| 14、チエツコ | 外相 | エドアルド・ベネシユ氏 |
| 15、南阿 | 駐倫敦高級委員 | ジエー・スミット氏 |

條約草案（假譯）

亞米利加合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、白耳義國皇帝陛下、チエツコスロヴアキア共和國大統領、グレート、ブリテン、アイルランド及グレート、ブリテン海外領土皇帝印度皇帝陛下、獨逸國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下並に波蘭共和國大統領は人類の福祉を増進すべき其の嚴肅なる責務を深く銘記し其の人民間に現存する平和及友好の關係を永久ならしめんが爲國策の手段として戰爭を卒直に拋棄すべき時機の到れることを認め

其の相互關係の變更は總て平和的手段に依りてのみ之を求むべく又平和的にして秩序ある過程の結果たるべきこと且爾後戰爭に訴へて其の國家の利益を増進せんとする締

約國は本條約の供與する利益を拒否せらるべきことを確信し其の範例に促され世界の他の一切の國民か此の人的努力に参加し且本條約の實施後速に之に加入することに依りて其の國民を以て本條約の有益なる規定の適用を受けしめ以て世界の文明諸國民を結合して國策の手段として戰爭を共同に否認せんことを希望し

條約を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり。（中略）
第一條 締約國は各其の人民の名に於て國際紛争解決の爲戰爭に訴ふることを罪惡と認め且其の相互の關係に於て國策の手段として戰爭を拋棄することを嚴肅に宣言す。

第二條 締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起

因の如何を問はず平和的手段に依るの外其の處理又は解決を求めざることを約束す。
第三條 本條約は前に掲げらるる締約國に依り各其の憲法上の要件に従ひ批准せらるべく且各國の批准書が總てに於て寄託せられたる後速に締約國間に實施せらるべし。

日米交換覺書（公文）

廿八日外務省公表

千九百廿八年七月十六日在米澤田代理大使よりケロツグ合衆國々務長官に交付したる覺書譯文

不戰條約案第一條中の「その各自の人民の名において」なる字句は「その人民の代理者として」の意に非ず即ち本條約を締結する者は人民自身に非ずまた右字句は人民に對し戰爭拋棄の重要性を印象せしむるの目的を以て本條約に挿入せられたるものなりと了解す。

千九百廿八年七月十六日ケロツグ合衆國々務長官より在米澤田代理大使の受領したる覺書譯文

本官は今朝日本國代理大使より覺書を受領したるが右覺書において同代理大使は戰爭に關する條約第一條中の「その各自の

人民の名において」なる字句は日本國皇帝陛下が「その人民の代理者として」署名せらるゝの意に非ざるものと了解せらるべき旨を述べたり本官が千九百廿八年七月六日日本國代理大使に與へたる覺書中において述べたるが如く「人民の名において」なる字句は「人民の爲に」なる字句と同意義なり日本國憲法に依れば日本國皇帝陛下は自らの名において署名せられその人民に代りて署名せらるゝものに非ざるが故に日本國において右字句は如何なる種類の代理をも意味し得ざること極めて明瞭なり本官の右に述べたるが如き解釋に依る日本語譯文は完全に正確なるべし。

調印までの経緯

宣言書付御批准奏請の辯

田中外相の聲明

(前略)昨年四月十三日米國政府より條約案の提示を受くるや帝國政府はその提案が世界平和の確立に資する所大なるを認め直ちに趣旨として賛同することに決定したるが次の三點については特に慎重なる考慮を加へたのである、即ち

(一)戦争を抛棄するといふも國家の存立は犠牲にすることは出来ぬ従つて本條約は國家の自衛權を否認するものではない

こと
(二)國際聯盟規約、ロカルノ條約等には戦争を豫想するが如き規定を有するも本來これ等の條約は國際平和の保障を目的とするものであるから本條約と抵觸するものでないこと
(三)以上は條約の本質に關する問題であるが別に形式の問題として特に考慮を加へたのは條約文の字句の修正であつてその最も重要なものは第一條中の字句を如何に修正すべきかの問題であつた

帝國政府はこれ等の點について考究を重ねた結果昨年五月二十六日付を以て米國政府に對し左の趣旨の回答を發した

(一)米國提案の目的に衷心同感であるからその目的達成の爲最も誠實に協力せんとするものである
(二)米國提案の條約は獨立國家に對し自衛の權利を拒否するものでなくまた國際聯盟規約、ロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まるゝ義務と何等抵觸するものでないとして了解する
(三)仍て關係國間の討議に依つて各國が互に受諾することの出来る條約文を協定することとした(中略)

然るにその後米國政府において關係國代表者の會商を催すことをなさず各國に對し個々に交渉を進むる方針を採るに至りたるためわが國もまた機を失せず條約文に關する修正要求を提出することに決し六月上旬より七月中旬にわたり米國政府に對し交渉を繼續したのである、帝國政府の提出した修正要求は條約前文中にも一個所あつたが最重要視したのは第一條中の「その各自の人民の名において」といふ字句に關するものであつて該字句は單に修辭上の目的を有するものに過ぎずと解釋せらるゝも帝國憲法の條章に關聯して疑義を生ずる虞があるから之を修正若くは削除しようといふのである之に對し米國政府は一たび條約本文に變更を加へることとならば勢ひ他に多くの修正意見を誘發し到底收拾することを得ない情態となつて遂には條約の成立を阻害する結果を見るやも知れぬ本來該字句には日本國政府の憂ふるが如き憲法上の意義はないものであると確言してわが要求を撤回せんとすることを希望した尤も前文中の字句に付てはわが要求を容れ第二次米國提案に適當の修正が加へられてゐる。

斯の如く數週日にわたつて日米間の交渉が行はれて居るうちに他の各國何れも本條約

に賛同する情勢となつたので本來憲法上の意義なきものと解釋せらるゝ字句に付この上わが國獨り對米交渉に時日を費し國際平和の確立を目的とする條約の成立を遅延せしむるが如きことは大局上面白からずと考へ該字句が代理關係を表はすものでないといふ解釋を明確にする文書を米國政府と交換してその交渉を打ち切り七月廿日米國政府に對しその提議にかゝる條約案の調印を受諾したものである。

當時米國政府と交換したる文書は左の通りである(交換覺書省略)

戦争抛棄條約の調印が昨年八月廿七日巴里において盛大に行はれわが國より内田伯爵がこれに列席せられ帝國の平和に誠實なる態度を中外に宣揚するに貢獻すること大なるものあつたことは世人の記憶に新なる所である。

然るに前述の條約第一條中の字句に關しその後わが國において議論を生じこれを憲法に抵觸すとすものと然らずとするものと國民の間に説が岐るゝに至つた政府は既に説きたる如くこの字句については提案國たる米國政府當局の意見をも質し十分なる考

査を盡して代理關係を有するものにあらざることを確認するに至り始めて條約に調印したるものなりと雖も現に斯の如き憲法上の議論を生ずるに至りたる以上更に進でこの重大なる疑惑を一掃する措置を執るの適當であると認め且また條約本來の性質が精神的効果を主とするものであることに稽へこれに對し國民全部の支援を與ふることを必要としその爲には憲法に抵觸することを探る者と雖も安んじて之に賛同することを得る方法を講じ國論の統一を期することを得るが憲法の條章より觀てわが國に限り適用なきものと了解すとの趣旨の宣言を發しこの宣言を存して本條約の御批准相成るやう奏請するに至つたものである。

終に臨んで本條約に付てはわが國において種々論争ありたるに拘はらず戦争抛棄なる條約の本體に對しては總ての論者が滿腔の賛意を表し一人の例外もなく舉國一致世界の平和に貢獻するを得たことを全國民と共に慶賀したいと思ふ。

不戦條約公布される

不戦條約宣布式は二十四日正午ワシントンにおいて厳しゆくに行はれたが出淵駐米大

使はこの旨を外務省に公電して來たからわが政府は二十五日付官報號外をもつて左の上諭を付し條約文批准書、宣言を公布すると外務省告示をもつて右條約が二十四日ワシントンにおいてその寄託を了した旨を發表した。

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和三年八月二十七日巴里ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名調印シ且第一條中ノ字句ニ關シ昭和四年六月二十七日附ヲ以テ帝國政府ガ宣言スル所アリタル戦争抛棄ニ關スル條約ヲ右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ批准シ茲ニ右帝國政府ノ宣言ト共ニ之ヲ公布セシム

昭四年七月二十五日
内閣總理大臣 濱口 雄幸
外務大臣男爵 幣原喜重郎

日支關係

日支通商條約改訂問題に關する
國民政府の通告文と帝國政府の
回答

日支通商條約に關し國民政府外交部長王正廷氏より昭和三年七月十九日附を以て在支芳澤公使に宛て左の通申越したるに對し同

公使は七月三十一日附を以て回答を發し右
回答文は八月七日在南京帝國領事より王部
長に交付せられた。

國民政府の通告

國民政府は現代の情勢に適合し國際友誼及
幸福を増進せむが爲一切の不平等條約の廢
除及双方平等且相互主權尊重の新條約締結
に對し之が貫徹に努力すべき次第を本年七
月七日鄭重に宣言し併せて七月十二日附を
以て右貴國政府に轉達方貴公使に照會し置
けり査するに光緒二十二年中日間に締結せ
られたる通商航海條約並に同附屬文書及同
年九月十三日締結の前條約附屬文書並に光
緒二十九年締結の追加通商航海條約に對し
ては既に民國十五年十月第三次滿期に際し
根本的改訂方を貴國政府に提議しあり。
前條約及一切の附屬文書並に規定は施行
以來時日を経過する事既に久しく中日兩國
間現存の政治及商務關係に對し不適當なる
點鮮からざるを以て六箇月の改訂期間内に
於て新條約完成せざる場合は當然舊條約の
無効を宣示すべきものなりし處唯中日の邦
交關係密接なるを以て之が邦交を鞏固親密
ならしめむが爲屢々期限を延長し來りたる
も未だ其結果を見るに至らず本月二十日を
以て再び延長期限満了のこととなれり、仍
て國民政府は七月七日宣言の主張を本とし

法院の管轄を受くべし

第五條 外國より或は外國人民の中國に輸
入し及中國より外國に輸出する貨物に賦
課すべき關稅は國定稅率實行前に於ては
現行章程に依り辨理す
第六條 凡そ支那人の納むべき稅捐は在支
外人は一律に章程に依り納付すべし
第七條 凡そ上記各條に規定せられざる事
項は國際公法及中國の法律に依り之を處
理す

帝國政府の回答

日本帝國公使は日支通商航海條約に關する
昭和三年七月十九日附國民政府外交部長
の照會を受けせる處國民政府は右照會に於て
明治二十九年締結の日支通商航海條約及附
屬文書並前記條約附屬議定書及明治三十六
年締結の追加通商航海條約及附屬文書は本
年七月二十日を以て滿期に達せりと爲し新
條約の締結方を提唱すると共に其の締結に
至る迄の期間にありては國民政府の宣布せ
る「中華民國と各外國との舊條約既に廢棄
せられ新條約未成立前に於ける臨時辦法」
に照し實行を宣布する旨を通告せり仍て日
本帝國公使は帝國政府の訓令に基き左記の
次第を國民政府に回答するの光榮を有す
明治二十九年締結の日支通商海
約第二十六條には

平等相互の原則に基き新條約を締結するこ
とし右新條約締結以前に於ては本國政府
發布の「中華民國と舊條約既に廢止せられ
新條約未だ成立せざる各外國との間に於け
る臨時辦法」に依り實行すべきことを宣布
し以て中日兩國の政治及商務關係を維持す
ることとせり就ては茲に該臨時辦法七箇條
寫を添へ照會す貴公使に於て上述本國政府
の意旨を貴國政府に御轉達相成即時全權代
表を特派し最短期間内に平等且相互主權尊
重の精神を以て新條約を締結し以て現狀に
適合せしめ兩國の睦誼をして益々鞏固なら
しめ且兩國協同の福利増進を期せらるる様
致度切望の至に堪へず尙何分の儀御回答相
成度し。

中華民國と各外國との舊條約廢止後新條約締結前に於て適用すべき臨時辦法

第一條 本辦法各條に稱する所の外國及外
人とは専ら舊條約既に廢止せられ新條約
の未だ締結せられざる各國及其の所屬人
民を指す
第二條 駐支外國外交官及領事館に對して
は國際公法上附與すべき待遇を與ふべし
第三條 在支外人の身體及財產は中國法律
の保護を受くべし
第四條 在支外人は中國法律の支配及中國

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十
箇年の終に於て稅目及本條約の通商に關す
る條款の改正を要求することを得

然れども最初十箇年の終より起算し六箇月
以内に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さ
ず改正を行はざる時は本條約並に稅目は
前十箇年の終より起算し更に十箇年間其の
儘效力を有すべし而して其の後各十箇年の
終に於けるも亦同様たるべし
と規定しありて何等廢棄又は失効に關する
規定なく從て兩國間に特別の合意又は協定
なき限り之が廢棄又は失効を見る能はざる
は勿論なるのみならず、現に右條文には六
箇月以内に改正商議の完了せざるときは條
約並稅目は更に十箇年間效力を有すべき旨
明記しある次第にして條約及稅目の更に十
箇年間效力を延長したるは何等疑を容るる
の餘地なし右は夙に帝國政府の抱懐せる見
解にして曩に大正十五年十月北京政府外交
部より通商航海條約改訂方に關して申出あ
りたる際之に對する回答に於て先づ右見解
を明かにし更に其の後數回の商議期間延長
に當りても常に此の點に關し支那側の注意
を喚起し置きたる次第なり
以上の理由に依り本年七月二十日商議期間
の満了後と雖前記諸條約及附屬文書は依然
として其の效力を有するものにして從て商

議期間の満了を以て條約の滿期なりとす國
民政府の見解には同意せむとするも能はざ
る所なり

加之今次國民政府通告中新條約締結に至る
迄の期間を同政府の一方的措置たる所謂臨
時辦法を以て律せむとするが如きは猶有效
なる現行條約の失効を強ひむとするものに
して實に條約の正文に違反し、法理解釋上
將又國際慣行上あり得べからざることに屬
するのみならず國際信義を無視するの暴舉
にして帝國政府の到底容認し難き所なり、
若し夫れ條約の改訂に至りては帝國政府は
其の屢々聲明せし如く支那國民の輿望と日
支間各般の密接なる關係に鑑み之が商議に
應ずるの誠意と用意とを有するものにして
右は曩に北京の非公式商議に於て六箇月の
改訂期間満了後も屢々商議期間の延長に應
じて改訂の達成を計らむとしたる事實に顧
みるも明かなる次第にして國民政府の夙に
認識する所なるべく此の間不幸にして條約
の改訂を見るに至らざりしは主として支那
國內政上の不安定に基くものなることを特
に指摘せざるを得ず
之を要するに條約改訂に關する前記帝國政
府の態度は今日に於ても何等變更せる處な
く從て國民政府にして此の際篤と國際の大
義と日支兩國の友好善隣の關係に鑑み所謂

臨時辦法實施の主張を撤回し現行條約の有
効なることを確認するに於ては帝國政府は
欣然改訂の商議に應じ其の適當と認むる改
訂を行ふに吝なるものにあらず、若し然ら
ずして國民政府は依然現行條約の失効を主
張するの態度を固持するに於ては帝國政府
は條約改訂の商議に應ずること能はざるの
みならず、更に國民政府に於て飽く迄其の
所謂臨時辦法を一方的に強行する如きこと
ある場合には帝國政府は條約上の權益擁護
の爲其の適當と認むる措置に出づるの已な
きに至ることあるべきを茲に宣明す

楊宇霆銃殺事件

昭和三年一月十日

奉天兵工廠督辦楊宇霆及黑龍江省政府主席
常陸槐の兩氏は、一月十日夜七時頃張學良
氏に招致されて別に何等の用意も無く東北
邊防軍司令部に赴いた處、十一日午前四時
途に銃殺せらるるに至つた斯くて十一日朝
に至り楊氏の住宅は軍隊によつて占領され
たが、これより先楊宇霆氏の家族は楊氏が
招致されたまゝ午前一時に至るも歸宅せず
別に他に行つた様子もないので、始めて危
険を感じて附屬地に逃れ、其他楊氏一派の
齊恩銘氏其他の要人も十一日朝以來續々附
屬地に避難するに至つたが、兵工廠會辦翁

之麟、元東三省無線電信監督張宣の三氏及兵工廠關係の石之横氏等も警察の手により拘禁さるゝに至つた。

濟南事件協定に關する日支の交換公文

共同聲明

日支兩國政府は客年五月三日濟南に於いて發生せる事件が兩國國民傳來の友誼に鑑み極めて不幸悲痛の出來事なるを認むるも今や兩國政府および國民は切に友誼の増進を望むが故にこの際がい事件に伴ふ不快の感情を記憶より一掃し將又將來兩國々々の益々と濃厚ならむことを期する旨こゝに聲明す

す

保障および撤兵に關する交換公文

往簡

以書簡啓上致候陳者本使は國民政府において日本國の山東撤去後全責任をもつて在支日本國臣民の生命および財産の安全を保障せらるるに於いては帝國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二ヶ月間に全部撤去すべき旨こゝに貴部長に對し通告すると共に日本軍撤去の際における引繼の處置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地に於いて商議辦理せしめむことを提議致候この段照會得貴意候 敬具

昭和四年三月二十八日

日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉 支那共和國外交部長 王正廷殿

來簡 (譯文)

書簡をもつて啓上致候陳者本日付貴簡をもつて貴公使は國民政府において日本國の山東撤去後全責任をもつて在支日本國臣民の生命および財産の安全を保障するに於いては日本國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二ヶ月間に全部撤去すべき旨本部長に對し通告せらるゝと共に日本軍撤去の際にお

ける引繼の處置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地に於いて商議辦理せしめむことを提議せらるゝ旨御照會の趣了致候查するに支那における外國人に對し國民政府において國際公法に照し責任をもつて保護すべき旨はさきに聲明しある所にして今後國民政府が日本在留民に對し保護をなすべきは實に當然の次第にこれ有候御申越に係る撤兵の期日および期間は既に了承致候ついでに日本軍撤去の際における引繼の處置に關しては兩國政府より各々委員を任命し現地に於いて商議辦理せしむべき旨貴公使の御提議に對しては本部長において同意を表し候この段回答得貴意候 敬具

中華民國十八年三月二十八日

支那共和國外交部長 王正廷 日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉殿

損害問題に關する議定書

客年五月三日の濟南事件の發生により日支兩國の受けたる損害問題に關しては双方において各同数の委員を任命し日支共同委員會を設置し實地調査しこれを決定す

昭和四年三月二十八日

中華民國十八年三月二十八日 日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉 支那共和國外交部長 王正廷

南京漢口兩事件解決協定の全文

六日午後七時外務省發表

南京事件

支那側來書

以書簡啓上致候陳者一昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し本部長はこゝに特に貴公使に對し國民政府は中日兩國人民固有の友誼を増進せんと欲するがために同事件を速に解決するの準備を有することを聲明致候こゝに本部長は國民政府の名義をもつて本事件において日本國領事館、官吏およびその他の日本人に對して加へられたる侮慢非禮並にその財産上の損失および身體上の傷害に對し極めて誠懇の態度をもつて貴國政府に向つて深く遺憾の意を表示致候同事件は調査の結果完全に共產黨が國民政府南京建都以前においてせん動して發生せしめたるものなることを實證し得たりといへども國民政府はこれに對し責任を負ふべく候

消滅したるにより國民政府は今後外國人の保護については自ら力を盡し易かるべく國民政府は特に責任を負ひて日本人の生命財産およびその正當なる事業に對し再び同様の暴行およびせん動はこれを發生せしめざるべきことを併せて聲明致候

尙本部長は當時共產黨のせん動を受けこの不幸なる事件に参加したる當がい軍隊を既に解散したること並に國民政府が既に切實なる辦法を施行し事件に關係ある兵卒およびその他關係者を處罰したることをこゝに併せて貴公使に通知致候

國民政府は國際公法の一般的原则に従ひ日本國領事館、日本國官吏およびその他の日本人の受けたる身體上の傷害および財産上の損失に對し速に十分なる賠償に應ずるの準備有之このため國民政府は中日調査委員會を組織しもつて日本人の支那人方面より受けたる傷害および損失を實證すると共に毎件に賠償すべき數目を査定せんことを提議致候この段照會得貴意候 敬具

中華民國十八年五月二日

國民政府外交部長 王正廷 日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉殿

日本側返書

以書簡啓上致候陳者本日付貴簡をもつて左

の通御照會相成了承致候 「一昨年三月二十四日發生せる南京事件に關し 本部長はこゝに特に貴公使に對し國民政府は中日兩國人民固有の友誼を増進せんと欲するがためにがい事件を速に解決するの準備を有することを聲明致候 こゝに本部長は國民政府の名義をもつて本事件において日本國領事館、官吏およびその他の日本人に對して加へられたる侮慢非禮並にその財産上の損失および身體上の傷害に對し極めて誠懇の態度をもつて貴國政府に向つて深く遺憾の意を表示致候がい事件は調査の結果完全に共產黨が國民政府南京建都以前においてせん動して發生せしめたるものなることを實證し得たりといへども國民政府はこれに對し責任を負ふべく候 國民政府は在支日本人の生命財産に對しては既にその抱持せる政策に基き數次軍民長官に對し繼續的に切實なる保護方を通令し居れるが現在共產黨およびその中日人民に關する友誼を破壊すべき惡勢力は既に消滅したるにより國民政府は今後外國人の保護については自ら力を盡し易かるべく國民政府は特に責任を負ひて日本人の生命財産およびその正當なる事業に對し再び同様の暴行およびせん動はこれを發生せしめざるべきことを併せて聲明致候

尙本部長は當時共產黨の煽動を受けこの不幸なる事件に参加したる當がい軍隊を既に解散したること並に國民政府が既に切實なる辦法を施行し事件に關係ある兵卒およびその他の關係者を處罰したることをこゝに併せて貴公使に通知致候

國民政府は國際公法の一般的原則に従ひ日本國領事館、日本國官吏およびその他の日本人の受けたる身體上の傷害および財産上の損失に對し速に十分なる賠償に應ずるの準備これ有るため國民政府は中日調査委員會を組織しもつて日本人の支那人方面より受けたる傷害および損失を實證すると共に毎々に付賠償すべき數目を査定せんことを提議致候

よつて本使は前記貴簡において表示せられたる提議に對し同意を表しかつ國民政府において前記貴簡御來示の責任を最短期間内において完全に履行せらるゝに對しては南京事件により發生せる各種問題は根本的解決を告ぐるものと認定致候この段回答得貴意候 敬具

昭和四年五月二日
日本帝國特命全權公使 芳澤 謙吉
國民政府外交部長 王正廷 謹啓

漢口事件

支那側來書
以書簡啓上致候陳者民國十六年四月三日漢口において發生せる事件に關しこゝに本部長は國民政府の名義を以て貴公使に對し左の通聲明致候

本件は調査の結果共產黨のせん動により發生せるものなること實證せられたるが國民政府は中日間の友好關係に鑑み本件をもつてすこぶる遺憾となすについては日本領事館員、海軍軍人および在留民が身體上および財産上受けたる損害に對し國際公法に準據し合理かつ必要な範圍内のものはこれを賠償することとなすべく尙中日調査委員會を組織し日本人民の受けたる損失を實地に調査し正確なる賠償額を審査決定することと致度尙本事件發生の當初において中國人民にして傷害を受けたる者に對しても相當の撫じゆつと與へられもつて本件を圓滿に解決することと致度右御承の上何分の儀御回答相成度この段照會得貴意候 敬具

中華民國十八年五月二日
國民政府外交部長 王正廷
日本帝國特命全權公使 芳澤謙吉 謹啓
以書簡啓上致候陳者一昨年四月三日漢口に

外交演説

昭 and 四年一月廿二日、第五十六議會における田中外務大臣の演説左の如し
諸君、私は外務大臣として昨年一月本院に對し我對外關係を御説明致しましたが夫れ以來今日に至るまでの外交問題の經過をこゝに申述べたいと存じます
諸君、帝國と締盟各國との國交が益々親善を加へ又世界の平和が日を逐うてその基礎を固くし帝國がこれに十分の貢獻をなしつつ

あることは諸君と共に慶賀に堪へない所でありませう

世界平和の點から見まして客年八月二十七日パリにおいて調印せられました戦争拋棄條約は一つの重要な約定であります、帝國はその重要な性質に顧みて特に内田伯爵を全權委員としてパリに派遣しこれに調印せしめたのであります

帝國と諸列國との國交關係より見ますればドイツ、英領ニュージランドおよびラトヴィア國との間に新にそれゝ通商條約もしくは取極の成立を見又日露兩國間の新漁業協約も御批准を了するに至りました
なほ北米合衆國とは益々經濟的關係が密接となり國交の親善を深くして参りますのは誠にきん賀に堪へない次第であります、唯數年來懸案となつてをりましたいはゆる排日移民法は尙いまだ解決に至つてをりませんその解決は全く日米兩國相互の了解にまつてありましてこの了解も年を逐うて深厚となりつゝあることを確信するのであります

次に支那の状況を見まするに過去十有五年の間ほとんど絶ゆることなかつた戦亂も漸く鎮靜の域に入り一般に平和の機運が現は

れる形勢を呈するに至りました、かくの如きは常に隣邦の慶福を念とする帝國の誠に喜ばしく感ずる處であります
政府は支那國民がかゝる機運を善用して一日も速に和平統一建設の大業を完成せんことを望んで止まないものであります、これが爲には終始一貫深甚の同情を有し、支那と關係多き列國と協力して貢獻せんことを欲して居るのであります、唯國民政府の前途には内外共に幾多の難關があるのでありますから所期の目的を達成するがためには同政府においても今後一層の自重と穩健なる態度をもつて事に當るの要あることは言をもちぬ所でありませう

もしそれ滿洲に關しては同地方が我と接じやう地帯なるがため國防上政治上極めて重大なる關係にあるのみならず曾て帝政露國の侵略に對し國運を賭して同地方の自由を回復したる歴史的關係あるが爲我國民の同地方に對する國民的感情は支那の他の地方に對すると異なるものあるは當然の次第であります加同地方においては今や百萬有餘の帝國臣民が在住し幾多重要な權利利益が現存して居るのであります、従つて日本國民としては滿洲の事相に對し一層深刻なる注意を拂ふのは當然でありまして帝國政

府においては素より滿洲における支那の領土主權を尊重し門戸開放機會均等の趣旨を確保徹底せしめもつて内外人安住の地たらしむることを切望するものなるが故にこの地の靜ひつを亂し若は我重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しましてはこれを排除する覺悟を有するものであります政府はこれまでこの方針に基き總てを適宜處置しつつある次第であります
これを要するに帝國政府の希望するところは日支兩國互にその立場を理解しその理解に基き互讓妥協の精神をもつて腹藏なき意見の交換を行ひ由つてもつて從來の諸懸案を解決一掃するのみならず更に一層協力して日支兩國國民共榮の實を擧げ極東の平和を維持し延いて世界の文化進運に貢獻するにある次第であります

以上概略の説明により政府外交方針の概要を御了解下されたことと信じます政府は今後ともこの方針によつて益々列國との友好關係を増進し帝國の權益を擁護伸張すると共に人類の平和に貢獻致したいと考へて居る次第であります

濱口首相の

外交方針

七月十日濱口首相は施政方針の十大政綱を發表したが左はその中の外交政策である

對支親善

一、日支の國交を刷新して善隣の誼をよくするは刻下の一大急務に屬す、いはゆる不平等條約の改廢に關し我國の支那に對する友好的協力の方針はさきに關稅特別會議並に治外法權委員會の開かるゝに當り如實に證明せられたる所にして政府は以外支那における時局の進展に徴し益々同一方針を貫徹するの必要を認む凡そ兩國間の案件については双方共に自他の特殊なる立場を理解して同情的考量を加へもつて中正公平なる調和點を求めざるべからず、徒らに局部的の利害にきよくせきするは大局を保全する所以に非ず輕々しく兵を動かすは固より國威を發揚する所以に非ず、政府の求むる所は共存共榮にあり、殊に兩國の經濟關係に至りては自由無がいの發展を期せざるべからず我國は支那のいづれの地方においても一切の侵略政策を排斥するのみならず更に進んでその國民的宿望の達成に友好的協

力を與ふるの覺悟を有すといへども我國の生存又は繁榮に欠くべからざる正當かつ緊切なる權益を保持するは政府當然の職責に屬す、支那國民また能くこれを諒とするべきことを信ず、帝國と列國との親交を増進し併せて相互通商および企業の振興を圖るは政府の重きを置く所なり、政治關係の見地に偏して經濟關係の考察を輕んずるは深く戒めざるべからず我國國際貸借の情勢を改善するは主として通商および海外企業の平和的發展に待つ之と同時に今日帝國の列國間における地位に顧み進んで國際聯盟の活動に協りくし以て世界の平和と人類の福祉とに貢獻するは我國の崇高なる使命に屬す、政府は國際聯盟を重視しその目的の遂行に鋭意努力せむことを期す

軍縮促進

一、軍備縮小問題に至りては今や列國共に斷然たる決意をもつて國際協定の成立を促進せざるべからず、その目的とする所は單に軍備の制限に止まらず、更に進んでその實質的縮小を期するにあり本問題に對する帝國の眞摯なる態度は既にしばしば表明せられたる所なり、本件協定の企圖は從來累次の難關に逢着せりといへども世論の要求益々熾烈にして實行の機運又漸く熟するの狀あり、この際列國いづれも率直に各國

の國情を參酌し等しく國家の安全を期するの精神を基調とし互讓妥協の誠意をもつて事に當らばこの世界的大事業の完成決して難事に非ざるべきを信ず

軍縮の理想を

實現に努める

幣原外相の演説

八月五日の地方長官會議席上試みたもの

露支問題

(大體の經過を述べ)兩國互ひに第三國の力を借らず直接交渉により解決せんとしすにこれに努力してをるから政府としては出来るだけその意思を尊重し兩國をして平和的に解決せしむる方針をもつて兩國に接觸しその間わが國に對する無用の誤解を惹起せざるやう留意してをる今日の形勢によれば大體において平和に解決さるべき形勢にある

軍縮問題

大體からいふと陸軍々縮と海軍々縮とはその間相違あることを認めねばならぬ、海軍は如何に遠隔の距離にある海軍といへどもその増減は直ちに海洋に接續してをる國々に影響をおよぼすのであるから海軍の軍縮問題は世界における重要な海軍國と協議

に貢献したいと思ふ。

英國の總選舉

英國の總選舉は一九二九年五月卅一日行はれたがその結果、

- 労働黨 二八八名
- 保守黨 二五七名
- 自由黨 五八名

で、労働黨が第一黨となり領袖マクドナルド氏は内閣を組織した。

労働黨の勝因は

一、時代の進歩である、婦人の參政權を認めて政治的の平等を確立した英國民は更に社會的の平等へと進んだのである。
二、今日迄労働黨を危険視して居た中流階級、庶民階級は労働黨の然らざる事を覺つた、労働黨も過激に亘る運動を避けて穩健なる政策を掲げ且つ共產主義者を除名しロシアと關係なきを表明した。
三、五百廿萬人の新有権者たる婦人は保守黨に行かず労働黨に行つた。世界平和を高唱したからである。
新婦人の思想傾向を窺ふ事が出来る。

支那問題

日支兩國の關係はなほ未だ報告すべきものはないが先に北平における支那關稅會議以來わが國の支那に與へた友好的協力は今後

イギリス内閣



首相マクドナルド

- 首相 マクドナルド
- 蔵相 スノーデン
- 國庫尙書兼失業救済相 トーマス
- 外相 ヘンダーソン
- 海相 ウェヂウット・ベン
- 商相 グラハム
- 内相 クラインズ
- 文相 トレヴェリアン
- 農相 バックストン
- ランカスター公領尙書 オスワルドモスリー
- 労働相 ボンド・フィールド
- スコットランド相 ウィリアム・アダムソン
- 工部相兼失業救済次官 ジョージ・ランズベリー
- 航空相 トムソン

- 保健相 グリーンウッド
- 印度相 チェルムススオード
- 樞密院議長 パームーア
- 大法官 サンキー

而も新内閣は世界始めての女労働大臣を任命した。女大臣の閔歴マ女史の事。「アワー・マツギー」が大臣になつた。と、あの炭坑地ウオルセンドのおかみさんや娘さんが馬尻やフライ・パンを打ち振つて踊り狂つてゐる様が目に見えるやうだ。「アワー・マツギー」といふのは女大臣として労働省にをさまることになつたマーガレット・ボンド・フィールド女史のことなのです。そしてウオルセンドはボンド・フィールド女史のほかに人物はないかのやうに殆ど女史一人を毎年議會に送つてゐるところなのです。

「赤の赤」といはれたトロッキキが「赤の赤」といはれた女史に會ふため、かつてド・ヴァーに船が着くとすぐ走りつめたことがあつた、さうしてトロッキキ氏は出て來ると「冗談じゃないありや君、赤は赤でも頬が紅いのだよ」とすつかりしよけてしまつたといふ話がある、實際會つて見ると實に物やさしいしとやかな婦人だからよくあれで労働組合會議の議長などがつとまつた

ものだと思つても不思議がらぬものがないそれがため、彼の女は二重性格者だといふのが定評である。

ところが女史自身にいはせると「私は幼いころ随分手ひどくいぢめられもし難儀もしたので、これが性格になつて戦ふ一面に戦へない一面を持つてゐるんです」といふ女史が労働者街や貧民窟をたまに訪れてよくする身の上話によると——

十三歳の時から小學校の教師でまづ自活の道をたてはじめた、さうして約一年間お茶やお菓子はもとより晝食も一切抜きだつた「まー考へてご覧十三歳ですよはづかしい話ですが教へ子がお菓子や果物を教室でたべてゐるのを見ると私はそつと涙をふきながら齒を食ひしばつてゐましたよ」

といつてもオイ／＼泣くといふことだ

それから一、二年の後プライイトンに行つて十四五歳の年少で女子商店員の組合創立に加はつた。これが労働運動に加はつたはじめてだその時の苦しかったことをかういつてゐる。

子供の分際で御主人に謀叛を企てるといふのでよくなられたら食物を貰へなかつたりした

五十六歳の今日までその時なぐられた傷が痛いといつてゐる。

アメリカ



大統領フーヴァー氏

- 新政府内閣顔觸左の如し。
- 國務長官 ヘンリー・スチムソン
 - 大藏長官 アンドリュウ・メロン
 - 陸軍長官 ジェームス・ダブリュー・グッド
 - 海軍長官 チャールズ・フランシス・アダムス
 - 司法長官 ダブリュー・デイ・ミチエール
 - 内務長官 レイ・リイマン・ウイイルパー
 - 郵務長官 ウォルター・ブラウン
 - 商務長官 ロバート・パッターソン
 - 労働長官 ジェームス・デヴィス

米國の大統領選挙

共和黨勝つ

外 交—アメリカ

米國大統領の選挙は一九二八年十一月六日四十八州一齊に行はれたがその結果は民主黨の候補スミスの勝利に歸したのには八州で残りの四十州は悉くフーヴァー氏に歸したフ氏は第卅一代目の大統領として一九二九年の三月四日から就任した。

一般投票はスミス氏の千四百萬に對しフーヴァー氏は二千萬票であつた。

兩者の個人的評判から云へば、寧ろスミス氏の方が人氣があつた、快活なる闘士として、人間味と明るさと決斷力とは強く全米の民衆をひきつけたが、不幸民主黨は未だ充分の信用を得ないといふ事が原因であらう。

一、禁酒問題に關してはスミス氏の緩和政策がフーヴァー氏の嚴禁政策に敗れた、米國人が、風教と節制を重んずる證據である、然るに皮肉な事は酒類の密輸密賣をして私腹を肥して居る富者は現行制度を有利なりとして、フーヴァー氏を援助した事である。

二、舊教徒で、アイルランド系であるスミス氏が敗れたのは、新教を誇る傳統の未だ米國に侮るべからざる勢力があるためだ

支那國民政府

- 首席委員 蔣介石
- 行政院長 譚延闓
- 立法院長 胡漢民
- 司法院長 王寵惠
- 考試院長 戴天仇
- 監察院長 蔡元培
- 外交部長 王正廷
- 財政部長 末子文
- 交通部長 王伯群
- 鐵道部長 孫科

外交—フランス内閣—ドイツ内閣—イタリヤ内閣—露支紛争

工商部長 孔祥熙
農林部長 易培基
教育部長 蔣夢麟
衛生部長 蔣篤弼

フランス内閣

總理 タルチュ
外務 ブリアン
大藏 ヘンリー・シャロン
陸軍 マチノー
海軍 レーグ
司法 ヒルバート
文部 ベリエー・マロー
農務 ジャン・ヘンネツセー
商務 フランダン
工務 ベルノー
殖民 ビートリ
通信 マルチン
航空 ローレン

ドイツ内閣

總理 ミュラー
内務 セヴェリング
外務 ストレーゼマン

大藏 ヒルファア・ヂング
陸軍 グレナー(国防)
海軍 コツホ
司法 コツホ
文部 |
農務 デイトリツヒ
商務 クルチウス(經濟)
工務 |
殖民 |
通信 シエツツエル

イタリヤ内閣



首相 ムッソリニ

總理 ムッソリニ
内務 ムッソリニ
外務 ムッソリニ
大藏 ヴオルピ伯
陸軍 ムッソリニ

海軍 ムッソリニ
司法 ロッコ
文部 フェデレ
農務 ペルツ(國民經濟)
商務 アオスタ(農、商、勞)
工務 ギューラチ
殖民 フェデルソニ
通信 チアノ

露支紛争

七月十一日、支那官憲は東支鐵道に對するクーデターを斷行し、東支全線を占領した。督辦榮寶氏はエムシヤノフ管理局長を監禁し、職權を奪った。露支兩國は國境に軍隊を出動せしめて相對峙し時々砲火を交ふる事三ヶ月に至るも和平成らず、原因は露國側の赤化運動に對する報復と云はれるが支那のすべてに亘る回收運動の一とも見られる。日本は中立の態度をとつた。

ヤング案成立

一時は暗礁に乗りあげやうとした獨乙賠償問題を議するヘーグ會議は、八月廿九日ヤング案を完全に成立せしめ英國は二週間以

内にラインランドの撤退をする事になつた。

ドイツが實際の國力に應じて眞に支拂ひ得ると認め得べき金額を見せねばならぬ立場にあつた列國側が、ドース案を改訂して所謂ヤング案をのみ出したのである。年平均十八億八百萬マルク(之にドース外債支拂を加へて二十億五千萬マルク)は、ドース案の年に二十五億マルクに比し少額である、ドイツの豫算百億に比すればその二厘五毛に當るのである、ヤング案の成立は獨りドイツの爲めのみならずヨーロッパ復興

を促進するもので世界繁榮にとつても大なる基石である。

軍縮問題

九月三日國際聯盟第十回總會がジュネーブに開かれた、英首相マクドナルド氏は軍縮に關して英米の交渉経過を陳述し滿場の喝采を博した。なほ首相は渡米して同問題の促進を圖る事になり、軍縮問題は愈々本舞臺に入る事になつた。

行政

中央行政官廳

内閣は國務大臣を以て組織され總理大臣これに首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す

内閣所屬部局

内閣には官房及び恩給、統計、印刷、法制資源の五局を置き内閣書記官長及各局長を置く

行政—中央行政官廳

賞勳局 は内閣に隸屬し勳位勳章及年金其他賞件に關する事務を掌る

各省通則

大臣 各省大臣は主管の事務につき其の責に任ずると同時に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず

政務次官 各省一人、大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す
事務次官 各省一人、大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與す

局長 は大臣の命を承け其の主務を掌理し局中各課の事務を指揮監督す

各省組織

外務省 (麴町區霞ヶ關)
亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分る
外に情報部の設けあり
内務省 (麴町區大手町二丁目)
神社、地方、警保、土木、衛生の五局に分る、省外局社會局及復興局は内務大臣の管理に屬す
大藏省 (麴町區大手町二丁目)
主計、主税、理財、銀行の四局に分たれ
外に預金部を置く、專賣局は大藏大臣の管轄に屬す
陸軍省 (麴町區永田町一丁目)
人事、軍務、兵器、經理、醫務、法務の六局に分たる
海軍省 (麴町區霞ヶ關二丁目)
軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる
司法省 (麴町區日比谷町)
民事、刑事、行刑の三局に分たる
文部省 (麴町區元衛町)
専門學務、普通學務、社會教育、實業學務、圖書、宗教の六局に分たる
農林省 (麴町區大手町二丁目)

成立	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣
三、六、三	大隈重信	大隈重信	板垣退助	松田正久	桂太郎	西鄉從道
三、一、八	山縣有朋	青木周藏	西鄉從道	松方正義	桂太郎	山本權兵衛
三、一〇、九	▲伊藤博文	加藤高明	末松謙澄	▲渡邊武	桂太郎	山本權兵衛
三、四、六、二	桂太郎	曾根荒助	▲西園寺公望	兒玉源太郎	桂太郎	山本權兵衛
三、九、一、七	西園寺公望	小村壽太郎	▲西園寺公望	寺內正毅	齋藤實	
四、一、七、四	桂太郎	小寺正太郎	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
四、八、三〇	西園寺公望	林正太郎	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
大正	桂太郎	加藤高明	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
元、二、三	山本權兵衛	加藤高明	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
二、二、一〇	山本權兵衛	加藤高明	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
三、四、一六	大隈重信	加藤高明	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	
五、一〇、九	寺內正毅	加藤高明	▲松田正久	寺內正毅	齋藤實	

成立	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	遞信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治	山田顯義	森有禮	谷縣千代	榎本武揚		
六、一、三	山田顯義	森有禮	谷縣千代	榎本武揚		
昭和三	田中義一	田中義一	望月三喜郎	井上準之助	宇垣一成	岡田啓介
四、七、二	濱口雄幸	幣原喜重郎	安達謙藏	井上準之助	宇垣一成	財部彪
二、一、三〇	若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪
一、四、八、二	加藤高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪
一、三、六、一	加藤高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪
一、三、一、七	清浦奎吾	松井慶四郎	水野鍊太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一
二、三、九、二	山本權兵衛	伊集院彦吉	後藤新平	井上準之助	田中義一	財部彪
一、一、六、二	加藤友三郎	內田康哉	水野鍊太郎	市來乙彦	山梨半造	加藤友三郎
一〇、一、一三	高橋是清	內田康哉	床次竹二郎	高橋是清	山梨半造	加藤友三郎
七、九、二九	原田敬	內田康哉	床次竹二郎	高橋是清	山梨半造	加藤友三郎

地方長官並に部長

(昭和四年十二月七日現在)

道府	長官又	内務部長	警察部長	學務部長
縣別	は知事			
東京	半塚虎太郎	大場鑑次郎	林	×來島良亮
京都	佐上 信一	品川 主計	井上 英	×村山喜一郎
大阪	柴田善三郎	半井 清	藏原 敏捷	×鈴木登
神奈川	山縣 治郎	神方 弘毅	横山 正	×丸鬼三郎
兵庫	高橋 守雄	坂間 棟治	藤岡 長和	×戸塚九一
長崎	伊東喜八郎	赤松 小寅	柳井 義男	×蜂須賀善亮
新潟	三松 武夫	除野 康雄	中村安次郎	×田島義士
埼玉	細川 長平	長井喜太夫	出石於菟彦	×岡宮龍真
群馬	堀田 鼎	天谷虎之助	本間 精	×岡本保三
千葉	後藤多喜藏	吉田勝太郎	中井 光次	×平 敏孝
茨城	牛島 省三	大竹 信治	額 彌三	×甲斐莊正顯
栃木	原田 維織	村松 武美	伊藤 爽哉	×留岡幸男
奈良	笹井幸一郎	早川 三郎	二見 直三	×安井章一
三重	市村 慶三	石川芳太郎	田中 藏六	×白戸半次郎
愛知	岡 正雄	落合慶四郎	有吉 實	×鐘江富次
静岡	白根 竹介	加賀谷朝藏	梅津 芳三	×濱田壽一
山梨	平田 紀一	松島 源造	尾池 秀雄	×玉田昇次郎
滋賀	田寺 俊信	山口 尙章	松枝 角二	×下村充義
鹿兒島	山口 安憲	植木 壽雄	北島 良一	×池田秀雄
沖繩	守屋磨磋夫	川口南海雄	小林 長彦	×堀口功

縣廳

知事、部長並に課長

知事	内務部長(書記官)	警察部長(書記官)	學務部長(書記官)	知事官房主事(地方事務官)	庶務課長(地方事務官)	地方課長(地方事務官)	土木課長(地方技師)	農務課長(地方事務官)	商工水産課長(地方事務官)	山林課長(地方技師)	耕地整理課長(地方技師)	會計課長(屬)	學務部	警察部	高等警察課長(警部)
丹羽 七郎	中村 忠充	佐々木 芳遠	栗田 五百枝	飯岡 徳次郎	王野 代治郎	崎田 義雄	長谷川 勝伍	田村 浩一	久尾 啓一	西澤 治郎	坂部 重遠	鈴木 要吉	藤澤 秀三郎	奥田 良三	齋藤 喜直
任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日	任命年月日
大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三	大正二・三・三
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
原 信次郎	伊藤 儀一郎	櫻井 三郎	板橋 長右衛門	東海林 豊治	氏 惟精	石井 省一郎	石井 省一郎	服部 一三	末弘 直方	北條 元利	押川 則吉	笠井 信一	堤 定次郎	大津 麟平	牛塚 虎太郎
昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇	昭和三・一・一〇
得能 佳吉	丸茂 藤平	飯尾 藤次郎	丹羽 七郎	岡部 綱紀	加藤 治幹	森岡 眞	松澤 光憲	渡邊 知定	武井 才次郎	池永 端	帆足 準三	田中正太郎	永田 秀次郎	田中 次郎	松村 才知
昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇	昭和四・一・一〇
岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷	岩本 俊郷

並字名改稱に關する事項を管掌す

會計課

- 一、國費の支出支拂及其の證明
 - 二、租稅外諸收入
 - 三、國庫諸貸付金
 - 四、恩給負擔分擔
 - 五、出納官吏及縣出納吏
 - 六、有價證券其の他縣費貸付金證書保管
 - 七、國費の給與規程
 - 八、縣經濟に屬する歳出豫算令達
 - 九、縣經濟の收入及支拂
 - 十、縣經濟の決算
 - 十一、縣稅及縣稅外諸收入の徵收
 - 十二、各解の縣經濟に屬する出納検査
 - 十三、出納計算の検査及責任解除
 - 十四、保證金及擔保品の出納並其の保管
 - 十五、縣金庫
 - 十六、一時借入金及其の償却
 - 十七、物品の調度保管及出納
 - 十八、官沒品及不用品の處分
 - 十九、給仕小使其の他傭人の進退
 - 二十、廳中の取締に關する事項を管掌す
- 「學務部」學務課、社寺兵事課、社會課を置き左の事務を分掌せしむ
- 學務課
- 一、學校に奉戴する 御眞影及勅語謄本
 - 二、學校、幼稚園の設置廢止及設備

一、社會事業の助成、監督並聯絡統一

- 二、勞資協調
 - 三、職業紹介所、公營住宅、住宅組合、公設市場、公設浴場、公益質屋其の他經濟的保護施設
 - 四、妊産婦保護、公設產婆、托兒所、養育事業、感化教育其の他兒童保護施設
 - 五、勤儉獎勵
 - 六、生活改善其の他社會改良
 - 七、戸主會、主婦會
 - 八、罹災救助、窮民救助、其の他賑恤救濟
 - 九、行旅病人及行旅死亡人
 - 十、軍人救護
 - 十一、恩賜財團、濟生會施療施設
 - 十二、免囚保護
 - 十三、移民
 - 十四、運動競技其の他體育
 - 十五、社會教育
 - 十六、男女青年團
 - 十七、圖書館
 - 十八、青年訓練所
 - 十九、實業補習學校
 - 二十、其の他、他部課に屬せざる社會事業に關する事項を管掌す
- 「警察部」高等警察課、特別高等警察課、警務課、保安課、衛生課、健康保險課、刑事課を置き左の事務を分掌せしむ

高等警察課

- 一、政治警察に關する事項
- 二、宗教警察に關する事項
- 三、出版警察に關する事項
- 四、前各號の外普通高等警察に關する事項

特別高等警察課

- 一、思想問題、勞働問題其他社會問題の取締に關する事項
- 二、外事警察に關する事項
- 三、前各號の外特別高等警察に關する事項

警務課

- 一、警察部に屬する文書の收受發送及淨寫
- 二、警察部に關する文書の編纂及保存
- 三、警備、警備
- 四、紀律
- 五、警察區劃及巡查配置
- 六、巡查の進退、賞罰、身分及勤惰
- 七、巡查召集及其の教習訓練
- 八、警部補巡查恩給扶助料、療治料、給助料、甲祭料等給與
- 九、警察賞與
- 十、戸口調査
- 十一、警察用電話
- 十二、警察衛生統計

三、學校組合及學區の設置、廢止

- 四、教育資金
 - 五、學校職員の恩給
 - 六、學校基本財産及積立金
 - 七、學校委員
 - 八、學校醫學、衛生
 - 九、就學兒童獎勵並猶豫、免除
 - 十、義務教育費國庫負擔金並國庫補助金
 - 十一、史蹟名勝天然記念物
 - 十二、教員住宅
 - 十三、學校、幼稚園授業料、保育料
 - 十四、教育學藝に屬する法人
 - 十五、學事の視察、監督及獎勵
 - 十六、學校、幼稚園職員の進退、賞罰及自分
 - 十七、教員檢定及免許狀
 - 十八、教育會、講習會及其の他學事會
 - 十九、年功加俸
 - 二十、壯丁教育調査
 - 二十一、其の他教育學藝に關する事項を管掌す
- 社寺兵事課
- 一、兵事
 - 二、神職の進退、賞罰及僧侶の身分
 - 三、神社、寺院、佛堂及宗教に關する事項を管掌す
- 社會課

十三、巡查精勤證書授與

- 十四、警察部の宿直
- 十五、警察部に屬する小使給仕其の他傭人の進退
- 十六、警察部長印及部印の管守
- 十七、警察巡閱、巡視、監督
- 十八、非常召集
- 十九、警察部に屬する物品調度保管及出納
- 二十、警察部に屬する不用品處分
- 二十一、警察共濟組合
- 二十二、警察部中他課の主管に屬せざる事項を管掌す

保安課

- 一、御紋章及徽章
- 二、變災警防
- 三、狩獵
- 四、交通上の取締
- 五、船燈、信號器監査
- 六、難破船、漂流物、遺失物及埋藏物
- 七、寄附金募集
- 八、汽罐汽機取締
- 九、工場法施行其の他工場取締
- 十、銃砲火藥爆發物其の他危險物取締
- 十一、電氣事業監督
- 十二、市場及諸興行其の他群衆取締
- 十三、營業取締

十四、風紀取締

- 十五、海外渡航
- 十六、鐵業及砂鐵業以外の事業に於ける工業勞働者最低年齡法施行
- 十七、勞働爭議調停
- 十八、其の他保安に關する事項を管掌す

刑事課

- 一、犯罪豫防
 - 二、犯罪搜查
 - 三、刑事鑑識
 - 四、移動警察
 - 五、違警罪即決
 - 六、變死、變傷者
 - 七、釋放者
 - 八、刑事要視察人
 - 九、保護青少年少女の視察
 - 十、囚人刑事被疑者被告人等留置及押送
 - 十一、貨幣、紙幣又は銀行券の偽造變造
 - 十二、所在不明者搜索
 - 十三、其の他刑事に關する事項を管掌す
- 衛生課
- 一、飲食物其の他物品取締
 - 二、屠場及屠畜
 - 三、飲料水、上水及下水
 - 四、汚物掃除
 - 五、墓地、火葬場及埋、火葬
 - 六、獸屍埋却場、化製場及獸屍の處分

行政—縣廳—各廳其他主要團體

- 七、鑛泉及湯屋衛生
- 八、中毒
- 九、保健調査
- 十、工場(工場法の適用を受けざる)衛生
- 十一、傳染病、特種傳染病及地方病
- 十二、狂犬病
- 十三、痘瘡及血清其の他細菌學的豫防治療品
- 十四、健康診断
- 十五、醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆
- 十六、看護婦其の他療屬
- 十七、藥品、賣藥、雜藥、劇物、毒物、藥種商、製藥者
- 十八、病院
- 十九、衛生分析及試験
- 二十、衛生上の組合及諸會
- 二十一、死體保存及死體解剖

各廳其他主要團體

- | 名 | 稱 | 所在地 |
|---------|---|---------|
| 盛岡測候所 | | 岩手郡淺岸村 |
| 宮古同 | | 下閉伊郡宮古町 |
| 岩手縣商工館 | | 盛岡市内丸 |
| 同 農事試驗場 | | 岩手郡本宮村 |
| 同 農事試驗場 | | 江刺郡愛宕村 |
| 同 農事試驗場 | | 上閉伊郡釜石町 |
| 同 水産試驗場 | | 上閉伊郡釜石町 |
| 同 種畜場 | | 岩手郡藪川村 |

- 二十二、其の他、他部課に屬せざる衛生に關する事項を管掌す
- 健康保險課
- 一、健康保險法に依る被保險者資格及標準報酬
- 二、健康保險會計に屬する歳入の徴收
- 三、健康保險會計に屬する歳入金現金の出納保管
- 四、保險料其他徴收金滞納處分の際に於ける歳入歳出外現金の出納保管
- 五、保險給付
- 六、健康保險法に依る保健施設
- 七、健康保險法に依る審査の請求
- 八、健康保險法に依る訴願及訴訟
- 九、健康保險の統計
- 十、健康保險法第六十七條に依る損害賠償

一一四

職務權限

知事官房に主事、課に課長を置く
官房主事は上司の指揮を受け知事官房の事務を掌理す、課長は上司の指揮を受け其の課に屬する事務を掌理す
課長は必要に依り課に係を設くることを得る係には主任を定むへし
課長は課員の事務の擔任を定むへし
臨時又特別の事務に付ては前各條の分掌に拘らず別に委員若は主任を定め之を處理せしむることあるへし
主管の明ならざる事項あるときは知事官房に在りては官房主事、部内に在りては部長之を決し知事官房及部間にありては知事の裁定を受くへし

- | | | | | | |
|----------|---|----------|---|--------|---------|
| 長或は代表者 | 同 | 種鶏場 | 同 | 岩手郡卷堀村 | (兼)磯田秀雄 |
| 福井規矩三 | 同 | 蠶業試驗場 | 同 | 膽澤郡水澤町 | 渡邊孫七 |
| (兼)福井規矩三 | 同 | 穀物検査所 | 同 | 岩手縣廳内 | 江刺家徳太郎 |
| 三浦幸之進 | 同 | 木炭検査所 | 同 | 盛岡市内丸 | 西澤治郎 |
| 竹蓋千代三 | 同 | 公會堂 | 同 | 岩手縣廳内 | 王海林豊治 |
| 吉安伊兵衛 | 同 | 產婆看護婦養成所 | 同 | 盛岡市 | 東海林豊治 |
| 小澤正三 | 同 | 縣立八幡病院 | 同 | 同 | 東海林豊治 |
| 足澤勉 | 同 | 圖書館 | 同 | 同 | 東海林豊治 |
| | 同 | 實業教員養成所 | 同 | 同 | 東海林豊治 |
| | 同 | 杜陵學園 | 同 | 同 | 東海林豊治 |
| | 同 | | 同 | 同 | 東海林豊治 |

- | | |
|----------------|---------|
| 盛岡財務出張所 | 岩手縣廳内 |
| 花卷同 | 種貫郡花卷町 |
| 水澤同 | 膽澤郡水澤町 |
| 一關同 | 西磐井郡一關町 |
| 遠野同 | 上閉伊郡遠野町 |
| 二戸同 | 二戸郡福岡町 |
| 盛岡土木管區 | 盛岡市 |
| 花卷同 | 種貫郡花卷町 |
| 一關同 | 西磐井郡一關町 |
| 遠野同 | 上閉伊郡遠野町 |
| 宮古同 | 下閉伊郡宮古町 |
| 二戸同 | 二戸郡福岡町 |
| 和賀中央部農業水利改良事務所 | 和賀郡黒澤尻町 |
| 警察教習所 | 岩手縣廳内 |
| 岩手縣蠶業取締所 | 盛岡市 |
| 同 盛岡支所 | 種貫郡花卷町 |
| 同 花卷支所 | |

支廳

- 下閉伊支廳 (下閉伊郡宮古町)
支廳長 地方事務官 一條 專太郎
九戸支廳 (九戸郡久慈町)
地方事務官 澤野 房次郎

職務權限

一、支廳長は地方事務官を以て之に充つ知

行政—支廳—縣下の町村長

- | | | | | |
|-------|---|--------------|---------|-----|
| 王野代治郎 | 同 | 一關支所 | 西磐井郡一關町 | 田中錦 |
| 大竹林藏 | 同 | 遠野支所 | 上閉伊郡遠野町 | 瀧澤正 |
| 佐藤保兵衛 | 同 | 宮古支所 | 下閉伊郡宮古町 | 伊藤七 |
| 佐藤盛雄 | 同 | 岩手地方森林會 | 岩手縣廳内 | 丹羽七 |
| 上村熊吉 | 同 | 信用組合聯合會 | 同 | 丹羽七 |
| 長谷川鶴藏 | 同 | 產業組合中央會 | 同 | 中村忠 |
| 欠富衛 | 同 | 岩手縣山林會 | 同 | 中村忠 |
| 大坊敬吾 | 同 | 岩手縣產馬畜產組合聯合會 | 同 | 丹羽七 |
| 小泉敬介 | 同 | 大日本蠶糸會岩手支會 | 同 | 丹羽七 |
| 坂本謙三 | 同 | 同 養蠶組合聯合會 | 同 | 中村忠 |
| 高橋東三 | 同 | 同 養蠶組合聯合會 | 同 | 中村忠 |
| 川島敬明 | 同 | 岩手支部 | 同 | 丹羽七 |
| 阿部眞多七 | 同 | 岩手縣蠶業組合聯合會 | 同 | 丹羽七 |
| 佐々木鈴一 | 同 | 岩手縣教育會 | 同 | 丹羽七 |
| 石川克郎 | 同 | 青年團體聯合會 | 同 | 丹羽七 |
| 二村貞夫 | 同 | 岩手縣水産會 | 同 | 丹羽七 |
| | 同 | 岩手縣養蠶組合聯合會 | 同 | 丹羽七 |

縣下の町村長

(四年十一月十五日現在)

- | | | |
|---------|-----|------|
| 岩手縣廳内 | 岩手郡 | 三谷茂助 |
| 沼宮内 | 長 | 米島一藏 |
| 玉山藪川村組合 | 長 | 似鳥一藏 |
| 淺岸 | 川 | 欠 |

行政—縣下の町村長

米崎	矢作	竹駒	横田	世田	上下	日有	立根	猪川	赤崎	綾里	越喜	吉濱	唐丹	附馬
菅原	村上	脇坂	神原	山内	紺野	欠野	渡邊	千葉	田村	欠村	佐々木	及川	柏崎	山本
齊三郎	與四郎	喜代助	秀三郎	喜左衛門	慶三郎	慶三郎	八郎	甚左衛門	七之丞	七之丞	久藏	周治	丑太郎	林藏
松崎	土淵	青笹	上郷	甲子	鶴居	栗橋	金澤	宮古	山田	岩泉	崎山	小本	田老	小畑
正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八	正八
葛巻	欠井	櫻井	佐々木	大橋	二本	菊池	兼澤	中島	日向	佐々木	千崎	關口	佐々木	佐々木
誠三	興吉	三和	留吉	豊太郎	柳太郎	福次郎	福次郎	源三郎	保五郎	保五郎	熊太郎	松太郎	精造	喜一郎
劉屋	川馬	門井	小國	磯石	津輕	重茂	豐根	大間	船越	久慈	長米	宇部	宇部	宇部
劉屋	川馬	門井	小國	磯石	津輕	重茂	豐根	大間	船越	久慈	長米	宇部	宇部	宇部
劉屋	川馬	門井	小國	磯石	津輕	重茂	豐根	大間	船越	久慈	長米	宇部	宇部	宇部

小輕	晴山	江家	伊保	戸田	葛卷	江劉	町長
野田	小笠原	野邊地	關音	皆川	勝川	岩泉	勤七
三郎	利吉	十太郎	音藏	喜藏	正八	頼一	勤七
福岡	一戸	爾薩	金田	斗米	石切	浪打	勤七
下斗	田頭	關儀	高橋	吉田	新田	小野	勤七
耕造	嘉二郎	儀八郎	徳次郎	初藏	六助	健三	勤七
小鳥谷	姉部	御返	淨法	荒澤	田山	田山	勤七
菅原	横澤	千葉	清川	欠川	米川	權四郎	勤七
菅原	横澤	千葉	清川	欠川	米川	權四郎	勤七

最近の縣政

縣廳人事異動

此の年は人事異動のかなり多い年だった、昭和三年大演習前から台湾行きの噂あつた丸茂知事は通常縣會を濟した十二月廿四日付發令で臺灣總督府交通總長に任命され沖繩縣より飯尾藤次郎氏が本縣知事に着任した次いで三井警察部長が岡山縣に轉じ後任に東京府地方事務官安藤狂四郎氏が昇進して着任、年度末から新年度にかけて黒澤商工水産、佐藤地方兩課長實業界に入り佐川、飯岡兩縣屬拔擢されてその後を襲ひ、五月

縣政

十二日藤野官房主事靜岡縣に轉じて佐賀縣から屋代三津馬氏着任して商工水産課長となつた、七月田中政友内閣瓦解して、濱口民政内閣成立するや間もなく同月五日地方官の大異動が發表され、飯尾知事は在任僅か半歳で免官となり、内務省書記官道路課長丹羽七郎氏が本縣知事に任命され着任した引續いて八日には中島内務部長休職となりその後任として福島縣警察部長中村忠充氏が任命された、同月十五日桃井事務官が富山縣に轉じ山形縣屬の奥田良三氏が事務官となつて本縣に着任社寺兵事兼社會課長に任命され、同時に飯岡社寺兵事課長が官

警察署長異動

房主事となつた。次いで八月七日安藤警察部長並に三好庶務課長が内務省新設の財務監督官に轉じ警察部長の後任には東京府事務官の佐々木芳遠氏の着任を見たが、庶務課長には青森縣事務官の王野代治郎氏が來り、屋代商工水産課長が青森縣に行きその後久尾啓一氏(北海道屬)が事務官となつて着任した。同月十六日工藤特高課長青森に轉じその後東京三田署の原信次郎氏が任命された。次いで同二十九日中原土木課長徳島縣に去つて群馬縣土木課長長谷川勝伍氏がその後任に着任した。

が警務課長に、水澤の齋藤喜直氏が高警課長に宮古の奥寺徳太郎氏が刑事課長に轉じ、刑事課長の小守林助蔵氏が宮古に出た所謂新進抜擢である。次いで九月二十一日佐々木警察部長の手に依つて再び異動があり奥寺刑事課長一関に出てその後板橋釜石署長が据つた外に異動十三名、免官二名休職二名。

盛岡市縣議補選

盛岡市選出縣會議員大矢馬太郎氏辭任に依る補選は四年一月二十五日施行されたが開票の結果村井源之助氏が當選した。

當選

一、六四二票 村井源之助 (政友)

次點

二、二四六票 菊池 房松 (政友)

一、三一二票 泉 國三郎 (無産)

無効 七六票

通常縣會

昭和三年通常縣會は十一月二十六日に招集し十二月十八日閉會したが審議の結果は縣營グラント設置費十二萬圓を削減した外は原案を可決したので

歳入經常部

三、七七八、一六三

同 臨時部

一、六四〇、一四〇

丸茂知事豫算說明

昭和三年通常縣會は十一月二十六日招集されたが開會劈頭丸茂知事の爲せる豫算說明演説は左の通り。
茲に昭和四年度豫算案並に之に關聯する諸議案の内容を説明するに當りまして、先づ豫算の編成方針に就て一言致したいと存じます。

豫算編成方針

御承知の通り過去數ヶ年に於ける財界の不況と、昭和二年度より實施せられた地方法税制の改正とは、兩々相俟つて甚大なる影響を、本縣財政の上に及ぼしました此の故に昭和三年度豫算の實行に當つても五分減を標準として執行す可きを命じた次第であります、更に昭和四年度の豫算に於ては現狀の儘推移するものとすれば、實に八十八萬圓以上の缺陷を見なければならぬ状態に、立至つたのであります、従つて、今回の豫算を編成するに就きましては、極力整理緊縮を主とする方針を採りまして、當面の難局を切抜けると共に、後年度の經理を考慮し、將來財政の基礎を強固ならしむるに努めた次第であります、而して從來豫算の執行に當つては、動もすれば歳出にのみ重きを置き、之と相關々係にある歳入を閉

豫算の増減

本縣四年度豫算歳出の重なる増減は左の通りである。

▽増加せるもの 教育費一萬七千圓 (高女移管その他) 勸業費三千七百六十八圓 (農事試験場九戸分場新設) 勸業費本年度支出三萬二千圓 (縣行造林、蠶業試験場移轉) 土木費本年度支出四十三萬圓 (道路改修) 縣債七萬六千圓、教育費五萬三千圓 (日出島丸建造) 工業試験場移轉費七萬圓

▽減少せるもの 土木費四萬三千圓、臨時部十四萬圓、勸業補助費一萬二千圓、市町村衛生補助費一萬八千圓、教育費本年度支出二十萬四千圓、勸業費十九萬二千圓 (岩手丸) 町村電話架設補助七萬五千圓

歳出經常部

同 臨時部

合 計

二、八四〇、五六六

二、五七七、七三七

五、四一八、三〇三

となり前年度に比すれば歳入經常部に於て十三萬二千三百二十八圓を増し臨時部に於ては四萬三千八百五十八圓を減じ歳出部に於ては五萬五千三百十二圓を減じ臨時部に於ては十四萬三千七百六十二圓を増し差引に於て前年度より八萬八千四百五十圓の増額を示した。

却するの弊あるを認めまして、豫算の編成に際しても、特に此の點に留意し又豫算面に計上せられたる金額の多寡に依て、事業の多寡を街ふが如き弊害も無きに非ずと存じまして、整理節約を行つた結果金額の減少しました場合に局に當る者の誠意と手腕とに依て、從來以上の効果を擧げますやう之亦豫算の編成に際して特に留意し、豫算の實行に當ても此上の督勵を加ふる筈であります、斯の如く整理緊縮を主眼と致したのではあります、然し本縣將來の發展振興に思を致しますれば、只整理緊縮一點張で終始すべきに非ざること亦固よりであります、この故に、縣民の福利増進上緊要なりと認めました事業に就きましては極力之を實現することに努力致しまして、臨時的歳入の上に格段の注意を拂ひ、之に財源として臨時緊急の事業を遂行することと致しました。

助費及獎勵費に就きましては、一面に於ては之に伴ふ弊害も亦認めらるゝのでありますから眞に緊要止むを得ざるものゝ外は之を整理節約致しまして、同時に補助獎勵の政策の上に、新紀元を畫したのであります、第二に歳入の方面に於きましては、上述の缺陷を補ふ意味に於て制限外課税は該當費目の存する限り之を徴收することとし雜種税中一二の課目に就て増税を斷行致しました、只一般的の税制の整理に就きましては、是は慎重なる調査研究を必要と致します關係上、之を次年度に譲ることと致したのであります、税外収入に於ては、授業料の一部引上を行ひ、且入學料を新に徴收することに致しました外、繰越金及過年度収入を過大に見積りまして其の結果架空の豫算となるが如き弊を避けるに努めました之を要するに今回の豫算の編成に就きましては謂はゞ世帯費とでもいふべき官廳内部に要しまする費用を主として減じて直接効果ある方面に比較的多くの經費を向け、又臨時的支出は臨時的収入を以て之に充つると共に、歳入の空所に流るゝことを防いで缺陷を生ずる處のない様に努力いたしましたのであります。

さて右の如き方針に依りまして整理節約に依り捻出した額は約四十五萬圓に達し、新規に増額し又は新規事業として計上しました額は約百四萬圓に及んで居るのであります、其の結果茲に提案いたしましたところの昭和四年度歳出豫算は、經常部に於きまして二百八十四萬五千六百六圓、臨時部に於きまして二百六十九萬七千七百三十七圓、此の合計五百五十三萬八千三百三圓となつたのであります、之を前年度當初豫算に比較いたしますれば二十萬八千四百五十圓の増額となるのであります、これより提案いたしましたところの豫算中重要な事項に就きまして大体の御説明を申し上げます。

其の他人件費六千三百圓を計上いたしまし
た、第二に黒澤尻町立高等女學校及宮古町
立資料高等女學校は共に之を縣に移管する
ことといたしました、是は縣立高等女學校
の分布を適當にし其の内容の充實を圖る上
より之を適當と認められたが爲であります、而
して兩校の設備は他の同規模の縣立高等女
學校と同程度に完成して之を縣に寄附いた
しました上で移管することに考慮して居り
ます、第三に、實業學校に於きましては、
盛岡農學校獸醫科は、明治三十二年獸醫學
校として創設せられて以來多數の卒業生を
出し獨り本縣下のみならず我が國畜産界に
貢献したる所少くないのであります、今日
に於ては縣下の獸醫は既に過剩の状態に
あり、殊に大正十五年獸醫師法發布の結果
將來同科の卒業生は獸醫免許狀下付の資格
を失ふこととなつたのでありますから、該
科の收容は之を廢止することにいたしました
た、又實業學校に於ける實習指導の重要な
るに鑑み之を充分ならしめんが爲、各農學
校には實習教師を配置することにいたしま
した、只盛岡久慈の各農學校に於きまして
は、同校に併置の豫定である農事試驗場職
員をして、之を援助せしむることにいたし
ましたのであります、尙同様の趣旨よりし
て、水産學校に六萬千九百圓を投じて新に

七十噸の練習船を建造し、老朽其用に堪
へざる従来の練習船に代らしめ、生徒を
して完全に遠洋漁業の實習を爲さしめ、延
て本縣水産業の開發促進に資せしむるの計
畫を樹てました、第四に、本縣各中等學校
の設備が一般に不完全であります結果、教
授上多大の支障を見つゝあるの状態に鑑み
臨時設備費として特別會計縣立學校基本財
産より七千圓を支出して之に充つることと
し、同時に蓄積規定の改正を提案いたしま
した、又一關中學校の改築に就きましては、
昨年の通常縣會に於て一關外二ヶ村の寄附
申出の敷地に移轉改築の決議を経ましたと
ころ、今日に至るも右の寄附の手續了せ
ず、然も其の後寄附困難の事情あるやに
も察せらるゝのであります、然るに同校の
移轉は素と地元町村の希望に出たもので
あり、而も同校の改築は之を現校敷地に於
てするも教育上何等支障を見ませんから、
寧ろ豫定を變更して現校地に於て改築する
こととし、校舎の不完全に依る教育上の缺
陥を一日も早く改善するを得策と認め、右
建築費繼續年及支出方法變更の案と共に
之が提案をいたしたのであります。

は眞に時代の趨勢であり時代の必要である
が故に本縣に於きましても四年度に於て縣
下の實情に最も適應することと信する二つ
の新規事業を計畫いたしました、其の一は
感化院杜陵學園の建築であります、從來本
縣に於ては、財團法人杜陵學園を以て縣の
代用感化院に指定し來つたのであります、
設備其の他に遺憾の點もあり、且つ收容を
要する兒童も漸次増加の傾向があるのに
鑑みまして、寧ろ之を縣立とし經營するの
必要を認め、二十五名を收容する豫定を以
て、之が新設に要する經費一萬八千九百四
十八圓を計上いたしました、而して將來は
特別會計慈善救濟資金を以て之が維持經
營をなす方針であります、其の二は實費診
療所の設立であります、是は縣下に於て適
當なる場所六箇所を擇びまして、簡易な診
療所を設け大体實費を以て診療治療を爲さ
んとするのであります、即ち之を以て一面
に於ては中産階級以下のものに適當する醫
療機關たらしむると共に、一面に於ては醫
療機關の分布疎なる地方の缺陷を補ひ、救
世救民の實を擧げんとするのであります、
而して之は縣に於ては曠古の御大典を記念
し奉祝する意味の事業といたしたい考へで
あります、それでありましたから、今回御大
典に際し御下賜に相成りました一萬六千圓

及陸軍特別大演習の際御下賜に相成りまし
た四千圓を併せて、之を御即位記念恩賜賑
恤資金中に編入し、夫れより生ずる収入及
寄附金、事業より生ずる収入等を以て經費
に充て之を右特別會計中に於て經理するこ
ととし、之が新設に要する費用に對し縣費
より六萬圓を支出することといたしましたの
であります、尙右の外体育獎勵の趣旨より
して新に縣營グラウンドを建設することとし
其の經費十二萬圓を計上いたしました、
これは過般陸軍特別大演習に際し長くも
陛下の行幸あられましたのを記念し奉る意
に出でたのでございます、縣民が普く之を
利用致しまして、實實剛健なる精神を健全
なる身體に宿し、愈々義勇奉公の誠を輪す
ことは、誠に縣民が陛下行幸の際得まし
た感銘を新にし、御聖旨に副ふ所以である
と信じて居ります。

に堪へないのであります、この九戸分場
の設置に依り縣北山間並海岸地方に於ける
農耕上の改良進歩を圖らんとする計畫を樹
てたのであります、第二には蠶業試驗場の
移轉及増置を計畫致しました、抑々現在の
蠶業試驗場は蠶室及其周圍の敷地が一般に
濕潤であります、試験場の事業を遂行
する上に於て適當ならざるのみならず、本
縣の如き縣南地方と縣北地方、海岸部と山
間部と氣候風土及農業經營の實狀を異にす
る縣に於きましては、一ヶ所試験場を以て
全般に亘る試験研究を爲す事は到底不可能
なることとあります、それ故に夏秋蠶を主
とすべき縣北及山間部、春蠶を主とする縣
南に夫々試験場を設置しまして、試験研究
を行ひ、各地方に適應したる原蠶種の製造
及桑苗の育成を致しまして、本縣蠶業の改
善發達を圖らんとするものであります、而
してこの計畫に於ては、敷地並桑園苗圃用
地は總て各地元の寄附に依る事とし、設備
費總額十一萬五千九百十八圓を二ヶ年繼續
支出とし、昭和四年度には一萬千七百九十
八圓を計上して、設備を完成したる上、縣
北縣南共昭和六年度より事業を開始する豫
定であります、第三には穀物検査所の充實
を計る事と致しました、御承知の通り昨年
十月より産米生産検査を施行致しましたと

ころ、其成績良好にして之が爲本縣産米の
聲價は急激に高まりつゝあるのであります
が、此際更に一層検査の正確敏速を期する
と同時に、當業者の利便を圖りたいと考へ
まして農林技手二人農林主事補一人検査員
二十人を増員し、其の經費一萬三千四百十
二圓を増額計上すると共に、産米共同受檢
場の設置を一層助成する爲、之が獎勵費一
千六百二十圓を増額計上した次第であり
ます、而して此費用は穀物検査手数料の増
收に依りまして補ふ積りであります、第四
は種畜場費であります、馬産國たる本縣
に於て最も必要なるは、同場に於ける種牡
馬の充實であることに鑑みまして、昭和四
年度に於て種牡馬二頭を購入することとし
以て益々縣下の産馬改良發達に資すること
と致しました、第五に栽桑獎勵費に就きま
しては、新に桑園指導員費千七百圓を計上
しました、是は前年來開催致しました指導
員講習會修了者中より優秀なる者百名を選
抜して桑園指導員を囑託し營業者に對し自
ら範を示し或は實地に就き指導誘掖を爲さ
しめ、以て桑園改良の實を擧げんとするも
のであります、第六に水産方面に就きまし
ては、曩に協賛を得ました指導船岩手丸の
竣功に伴ふ必要經費二萬二千三百十四圓を
計上したる外、遠洋漁業及共同施設事業を

奨励する必要が愈々大であるの實況に鑑み
まして、新一萬圓を増額計上致しました
第七に商工方面に於きましては、工業試験
場の現位置は工場として極めて不適當で
ありますので、之を獨立せしめ、工業學校
敷地附近に移轉し學校と相互連絡を圖り一
層工業の改善に努めたいと存じまして、移
轉費七萬圓を計上致しました。又明年五月
東京に於て、東北振興會主催の下に、第六
回東北銘産陳列會を開催することになつて
居りますが、從來の例に徴し本縣物産販路
擴張並に製品改善上極めて有効と認めまし
て之に参加することとし、其の經費千九百
五十圓を計上致しました。尙農業倉庫は農
村振興上適切なるを認めますので政府の奨
勵と相俟て大に之を勸奨する目的の下に補
助金一萬五千四百五十圓を計上し、海岸方
面に於ける物資の輸送、交通の利便を計る
目的の下に命令航路補助千五百圓を計上致
して居ります。第八に耕地整理費に於きま
しては、現在の事業施行の實際上の必要よ
りして經費五千圓を以て技術員の増員を爲
し以て指導、調査、設計等の上で遺憾なか
らむことを期しました第九には縣行造林費
として、昭和四年度に於て一萬九千七百八
十七圓を計上致しました。思ふに山林
國たる本縣富源の開發は、山野の利用に依

ること甚だ大であります。此の故に治水治
山の計畫の一端として、林木賣却代金の五
分を分収する方法に依り公有林野五千町
歩に對し地上権を設定して縣行造林を爲す
計畫を樹てたのであります。本計畫は昭和
四年度に於きましては先以て苗圃事業に着
手し植栽は昭和五年度以降二十年にて終了
し、昭和八十三年度を以て事業の全般を完
了するものであります。之が總經費として
は八十五萬七千八百五十四圓五錢を要しま
するので、之を繼續費として支出する方針
でございます。

宮古線の内大植船越間の開闢費を除きまし
て、五十六萬三千五百七十圓は今回の案に
統一編成を致して居ります。夫れから町村
道の改修補助に就きましては、從來之に要
する費用は年々特別會計道路改良資金の利
子を以て之に充て、居つたのであります。然
るに計畫的に町村道路改修の助成を致し
ますには單に年利一萬四千五百圓位の資金
入を以てしたのでは、到底本來の目的を達
成することを得ないのは明であります。依
て此の際特別會計を廢止し資金全部を一般
會計に繰入れ年々一般會計より四萬一千圓
づゝ十ヶ年間に四十一萬圓を繼續補助し、
現在町村が目論見つゝある計畫を達成せし
むる計畫と致しました。尙右の如き計畫に
基きまして、土木事務が愈々繁劇を極めま
する關係上、道路主事一名を新設するの必
要を認め、之が所要經費をも計上して居り
ます。

あります。第二に警察電話網の設備が警察
事務の敏活を期する上に於て必要なこと
とは論を俟たないところであり、此
の故に其の第一着手として昭和四年度に於
て經費二萬五千圓を以て、盛岡宮古間の直
通電話を架設するの計畫を樹て、次年後よ
り漸次他に及ぼす考であります。第一には
警察官の教養上現在の教習所が既に不適當
と相成つて居りますので、之が改築の必
要を認め、改築費二萬圓を計上致しました。
尙縣職員費に於きましては、縣稅脫稅調査
を一層嚴密にし、脫稅の防止と共に實質上
の課稅の公平を期せんが爲に、新に縣書記
三名の増員を爲し、別に縣稅の滯納整理を
迅速に處理し、滯納の弊を矯正する目的を
以て旅費の増額を行いました。

しては、特別會計より十一萬圓を運用して
道路改修費及び宮古港修築費國庫納付金に
充當致しました外五十一萬三千圓を起債に
求めて道路改修費及び工業學校建築費の財
源と致したのであります。此のうち工業學
校建築費を起債に仰ぎましたのは同校跡地
實際上の財源と致しまする關係上、之を有
利に處分するの一方方法たらしめたのに外あ
りません。其他の運用及び起債に至つては
事業の性質上之に依つて招來し得べき縣民
の擔稅力の増加を見込みましたのと一面に
於ては前述の縣財政の難局を僅か四年度一
ヶ年で打開整理致しますことが事實上至難
であるのみならず、却つて急激に過ぐるの
嫌がありますので、其幾部を後年度にも負
擔せしむるの考慮に出でたのであります。

に於ては之を更めて五分の一の寄附金に減
額致しました。之を減額致しましたのは固
より利益負擔の原則を無視したわけではご
ざいせんが、工事の進捗上の便宜を念頭
に置くと同時に、市町村財政の窮狀に鑑み
比較的貧弱な町村も等しく此の惠澤に與か
り易からしめんことを計畫した結果でござ
います。其の二は最初に申し上げました通り
從來動もすれば閑却されておりましたところ
の歳入の執行を引締めたばかりでなく、更
に歳入を擧げ得る事業に就きましては、其
事業本來の目的を阻害せざる限度に於て、
出來得る限り多額の歳入を擧げしむるに努
めたこととあります。このことは財政整理
上重要な作用を實現することを確信致し
て居ります。

歳入に就て、次に歳入に就きまして、其大
要を申し述べたいと存じます。前申し上げ
ました通り、歳計豫算總額は前年度當初豫
算に比較致しますれば廿萬八千四百五十圓の
増額と相成つて居ります。故に之に對應致
しまして、國稅附加稅及び特別地租に於て
何れも制限を超過して増率を行ひ、雜種稅
に於て自動車稅、電柱稅及び金庫稅等の増
率を行ひました結果、稅收入に於て前年度
に比し七萬七千三百六十九圓の増額と相成
るのであります。而して稅外收入におきま

其他各種の新規事業にして臨時的性質を有
しまするものに對しましては、臨時的歳入
たる縣有土地賣却處分に依つて生ずる三十
三萬圓を財源として之に充當し、以て後年
度の財政に何等累を及ぼすことなく收支の
適合を圖つた次第であります尙歳入に關し
まして附言致したいと存じますが、其の一
は道路改修費に對する寄附金であります。
是は從來市町村より工事費の三分の一を寄
附金として納付せしめておたのであります
が、今回提案致しました道路改修の大計畫

歳入歳出の概要は以上申し述べました通り
であります。更に終りに臨んで振り返つ
て之を通觀致しますれば、前申し上げまし
た通り一般に亘り微細なる點まで極度の整
理節約を圖つて恒久的經費を切りつめまし
た反面に於ては後年度の財政に累を及ぼす
ことなく、否却て縣民の擔稅力を増加する
方面に向かつて大いに積極進取の施設乃至
事業を計畫致した次第であります。
尙詳細なる點に就きましては夫々適當の機
會に於て關係參與員より詳細なる御説明を

申し上げさせる考へであります。何卒慎重御審議下さいまして速かに御協賛あらんことを切に希望致します。

緊縮實行豫算編成

本縣では數年來の歳入缺陷が巨額に達する上に財界不況の影響で歳入減を來すものあり當然整理緊縮の要に迫られてゐたが更に政府の命令により緊縮整理をなすべく改めて實行豫算を編成し四年九月二十一日午後申内務部長からその内容發表されたが節約及事業繰延額は

歳出經常部	六三、五六一圓
同 臨時部	八五九、三〇五
計	九二二、八六六
豫算總額六百二十二萬七十四圓に對し一割四分八厘に當つてゐる。	

新規事業

新規事業にして本年度着手するものは	豫算
水産學校練習船建造費	六三、〇九〇
一ノ關中學校建築費	七五、〇〇〇
宮古港修築費	四〇、〇〇〇
診療所設置費	二〇、〇〇〇
市町村土木補助費	三〇、〇〇〇
縣行造林費	一一、七九八

命令航路補助費 一、五〇〇
杜陵學園建築費 一八、九四八
種馬購入費 四、二〇〇

計 二六四、五三六

にして當初豫算に比すれば市町村土木補助費一萬圓、縣行造林費千二百五十四圓、種馬購入費千八百圓を節減した。

事業繰延

財源並びに事業の性質上繰延べを許すものとして繰延べをなしたものは

事業	豫算
農事試驗場九戸分場設置費	一三、一八九
盛岡宮古間警察電話架設費	二五、〇〇〇
工業學校建築費	一、二五、五〇〇
蠶業試驗場分場設置費	一一、七九八
遠洋漁業及共同施設	八、〇〇〇
警察教習所建築費	二〇、〇〇〇
公醫設置費	一一、〇〇〇
工業試驗場移轉費	七〇、〇〇〇
土木改修費(十年計畫)	四八六、六五一
計	七七二、一三八

産業指導統制委員會

丹羽知事は着任と共に從來本縣の産業は余りに劃一的指導獎勵の弊に陥つてゐるのを

一ノ瀬、足澤、渡邊、小安、北川、吉田
各技師、川崎農林、内川商工主事
△幹事

田村農務、久尾商工水産兩課長

第一回委員會

産業指導統制委員會第一回委員會は九月九日午後一時から公會堂で開いたが丹羽知事より左の挨拶あつて後諮問協議をなした。

知事挨拶

本日は時下御多用の折柄にも不拘御集まりを願ひまして寔に感謝に堪えない所であり

御承知の如く現下我國經濟界は頗る窮迫を告げ國民精神著しく弛緩して産業の萎微不振久しく實に國家の爲深憂に堪えない次第であります。此の秋に當り一面に於て國民の消費を節約し浪費冗費を排して公私經濟共其の整理緊縮を圖ると共に他面弛緩せる民心の緊張を促し各種産業の振興を計り國民經濟の根柢を鞏固になすに極めて緊要の事と信ずるのであります

此の見地よりして各市町村に於て其の地方に適合する産業を助長發達せしむる爲め先以て市町村産業是を樹立し之れが適切なる指導獎勵の方法を講じ本縣生産力の増進に最善の努力を致すは刻下の急務と存する次第であります

大いに遺憾として、その連絡統一を圖り一層これが開發振興をなさしめる爲め各地方に於て適應した産業の指導開發に關する諮問機關として産業指導統制委員會を新に設置する事とし四年九月一日規程並びに委員を左の如く決定發表した。

規程

第一條 本會は知事の諮問に應じ並左の事項を調査審議す
一、市町村産業是の確立に關する事項
二、産業の指導獎勵の聯絡に關する事項
三、産業の振興による各種團體の聯絡統制に關する事
第二條 本會は會長副會長及委員若干人を以て之を組織す
會長は知事副會長は内務部長を以て之に充つ委員は縣官吏職員及學識經驗ある者に付知事之を命じ又は囑託す
第三條 本會に幹事及書記若干人を置き知事之を命ず

△委員

田村農務、王野庶務、崎田地方、久尾商工水産、西澤山林、坂部耕地整理の各課長、福士縣農會技師、黒澤喜一郎、堀田水産會副會長、平野喜平、三田義正、三鬼鑑太郎、坂上高農教授、千葉小平太、藤田萬次郎、佐々木、藤原、磯田、竹蓋

由來産業の指導獎勵方法は頗る多岐多繁に亘りて稍々もすれば連絡或は統制を缺如するが如き嫌ひが無いでも御座いませぬので此の弊を矯正せんが爲め直接指導獎勵の任に當る機關を聯繫統制するの必要を痛感し茲に産業指導統制委員會を組織しまして各位を委員に煩はした次第で御座います、之れを要するに此の委員會の使命とする所は

市町村産業是を確立し更に産業の指導獎勵の連絡或は産業の振興に與る各種團體の聯絡統制を目的として居りまするが故に各位に於かれても叙上の趣旨を御了承の上慎重に御審議御考究下さいまして産業の興隆國力の伸展の爲充分の御盡力あられんことを偏に御願する次第で御座います一言挨拶と致します

諮問事項

- 一、系統農會相互の事業分擔に付整理をなすの必要如何
- 二、縣廳内技術官の指導と各試驗場農會其他團體の事業との連絡及重複を避くるの方法
- 三、小工業並農漁村副業の獎勵等の見地より商工館技術部を改善活用すべき方法如何
- 四、産業の見地より見たる實業學校及實業補習學校の改善策如何

五、各種組合と産業組合との關係を改善すべき方策如何

六、部落單位の農事實行組合の活動狀況並に之が他の團體との連絡上注意すべき點如何

協議事項

- 一、市町村産業是に關する件
1、産業是確立に關する調査票を指示し市町村に於て調査決定の上之が報告を求め統制委員會に於て審議し指導案を作成すること
 - 2、町村の代表的なるもの二十六を選定し各關係委員之れを分擔して産業是を作成し委員會に附議して其の指導案を決定すること
- (イ) 産業状態の中庸なるもの各郡に一ヶ町村宛
(ロ) 農事、畜産、畜産、林業、水産等の代表的なるもの各二ヶ町村宛
(ハ) 特殊なる事情にあるもの三ヶ町村
- 二、産業の指導獎勵上連絡に關する件
1、各課各團體の連絡を要する集會等ある場合には相互に通知すること
2、各課各團體の關係事項の生じたる場合には連絡を取る爲め各關係委員の小委員會を開くこと

3、各課各團體に於て事業年始に於て相互に施行事業を通知すること
但し現在施行中の事業状況は九月中旬に通知すること

尙代表的二十六ヶ町村候補地は左の如くえらばれた。

- △産業状態の中庸なるもの
- 御明神村 乙部村 新堀村 谷内村 白山村 玉里村 永井村 折壁村 氣仙町 上郷村 花輪村 小輕米村 金田一村
- △農事 太田村 萩莊村
- △養蠶 興田村 石切所村
- △畜産 玉山村 栗橋村
- △林業 世田米村 刈屋村
- △水産 大船渡村 宮古町
- △特殊なる事情にあるもの湯田村 羽田村 門馬村

特別町村調査

尙ほ本縣の産業指導統制委員會の常任委員會で決定した特別町村二十六ヶ村の調査受持ちは左の如くである。

- △第一班 岩手郡御明神村(王野庶務課長) 太田村(内川商工主事) 玉山村(磯田技師、藤田萬治郎) 九戸郡小輕米村(坂上道) 二戸郡金田一村、石切所村(藤原技師)
- △第二班

紫波郡乙部村(黒澤喜一郎) 稗貫郡新堀村(田村農務課長、三鬼鑑太郎) 和賀郡江釣子村(平野喜平) 湯田村(川崎農林主事) 膽澤郡眞城村(渡邊蠶試場長)

△第三班

江刺郡玉里村(吉田伊兵衛) 羽田村(崎田地方課長) 西磐井郡萩莊村(江刺家技師) 金澤村(竹蓋技師) 東磐井郡奥玉村(千葉小平太) 興田村(佐々木技師)

△第四班

氣仙町(三浦商工主事) 世田米村(北川技師、三田義正) 大船渡村(小安技師) 上閉伊郡上郷村(坂部技師) 栗橋村(足澤技師)

△第五班

下閉伊郡花輪村(久尾商工水産課長) 刈屋村(西澤山林課長) 宮古町(一ノ瀬技師、堀田熊次郎) 川井、門馬村(福士技師)

市町村是樹立訓令

本縣では現下經濟界の状況に鑑み市町村財政の基礎を確實ならしむるため市町村産業是を樹立せしめ産業の振興を圖るを喫緊として九月二日左の如き訓令を支廳長並びに市町村長に發した。

状況に鑑み之が整理緊縮を斷行すると共に此の際民心の緊張を圖り産業指導の効果を増進して本縣經濟の基礎を確立するは喫緊の事に屬す是を以て從來施行せる産業の羅列的指導奨励方法の缺陷を矯正し各地方の特質に適應する地方産業の振興を企圖する爲今回産業統制委員會を設置し各般の産業指導を聯絡統制する事となしたり。

公私經濟緊縮委員會

本縣公私經濟緊縮委員會は政府の方針に基いて八月廿六日組織し委員の囑託をなしたるが知事を中心とし各種の施設實行の研究調査に當り別に地方委員を各地方に置いて開かれる産業指導統制委員會並びに教化總動員委員會を兩翼として實行の徹底を期する事になつたが委員並びに會則は左の如くである。

會則

- 第一條 岩手縣公私經濟緊縮委員會は公私經濟緊縮運動に關する縣内に於ける諸般施設及實行事項を調査講究す
- 第二條 本會は會長一名委員若干名を以て組織す會長は岩手縣知事を以て之に充つ委員は知事之を命じ又は囑託す
- 第三條 會長は會務を總理す

昭和四年九月四日

岩手縣公私經濟緊縮委員會會長

丹羽七郎

運動要綱

岩手縣公私經濟緊縮運動に關する要綱
第一 公私經濟緊縮運動の要旨
現下我國財政並に經濟は一大難局に在るを以て之を打開するには公私經濟の緊縮節約に俟つの外なし就中

- 一、財政の緊縮、公債の整理、金輸出解禁は我財政經濟建直しの爲急務なることを説き國民の理解を求むること
- 二、個人經濟、國民經濟並財政との關係を明にし國民全般が協力一致消費節約を爲すの必要を自覺勵行せしむること
- 三、質素勤勉貯蓄を奨励し生活を簡素にし社會生活に於ける各種の弊習を矯正し進んで消費經濟の各方面に工夫を加へしむること

第二 公私團體經濟緊縮の方法

- 一、縣及び市町村は既に國の方針に基き財政緊縮節約の實行に入れるが其の他の公私團體に於ても其の財政經理の節約を爲し急を要せざる費目に付ては之が緊縮を實行すること
- 二、事業會社銀行其の他の實業團體は率先消費の節約を實行すること

會長事故あるときは會長の指名したる委員其の職務を代理す
第四條 本會は其の實行を期する爲地方委員を置く
第五條 本會に常任幹事及書記若干名を置き會長之を命ず

- 委員
- 中村(内務)、栗田(學務)、佐々木(警察)部長、關口縣會議長、宇井盛岡稅務署長、村山盛岡郵便局長、中村盛岡市長、中野本縣町村長會長、澤田縣農會副會長、高橋三等郵便局長、金田一盛岡商工會議所會頭、鏡高農校長、古市男子師範學校長、瀨能郷軍盛岡支部長、佐藤大鱗松島港之助、中村治兵衛、國分謙吉、田村不顯、三田テル、太田智慧子
- △常任幹事 王野(庶務)、奥田(社會)課長、飯岡官房主事
- △幹事 崎田(地方)、鈴木(會計)、藤澤(學務)、伊藤(警務)課長

第一回委員會

本縣公私經濟緊縮委員會第一回委員會は九月四日午前十時十分から公會堂參事會室に開會丹羽知事、栗田、中村、佐々木三部長の外中村治兵衛、佐藤大鱗兩氏を除く委員全部出席丹羽會長開會の挨拶を述べ趣意書及

運動に關する要綱實行細目について説明をなし異議なく左の如く決定した。

趣意書

惟ふに我國は戰時好況時代に馴致せられたる浮華放縱の弊習は深く人心を浸し其後經濟的反動及び大震災に遭遇せるも浪費贅澤の風尙更まる所なく國民精神著しく弛緩し他面産業の萎靡不振既に久しく貿易の逆調比年相亞ぎ爲替相場は平價を下る事遠く經濟界に一大暗影を投じつゝあるの現況は眞に國家の深憂たり政府並に我國現下の難局に處する爲公私經濟の整理緊縮の要切なる事を聲明し自ら中央財政の整理緊縮を斷行し本縣亦此國策に則り管内市町村と共に地方財政の整理緊縮を圖り以て財政の基礎を鞏固ならしむると共に一般國民の自覺奮起を促したるが刻下財政經濟の難局を打開するには舉國一致消費を節し冗費浪費を排して國民經濟の根底を養ひ産業振興と相俟つて國力の充實伸張を圖るは最も緊要の事なりと信ず

茲に於て本縣公私經濟緊縮委員會を設け本日委員の會同を求め左記緊縮運動に關する要綱を定めたり冀くは縣民一致之が趣旨を休得し其實績を擧げむこと切望に堪へざる所なり

縣政——最近の縣政

一三〇

第三、公私經濟緊縮運動の方法

一、地方委員町村長等の會同を縣下各地に開くこと

二、縣下主要の地に於て縣は講演會を開催すること

三、市町村に於ては市町村長中心となり金解禁國際貸借列國の財政、公債、國富並に消費經濟改善に關するポスター冊子の頒布講演會、映寫會等の開催を爲す外市町村委員會を設け又は既設團體を利用し或は新に團體を組織し或は申合會の設置等最も適切なりと認めらるゝ方法に依り趣旨の徹底を圖ること

四、寺院、教會、劇場、活動寫眞館其の他の場所に於て多數衆合の機會を利用し趣旨の徹底を圖ること

五、公私經濟きん縮に關する優良なる施設又は其の實績を一般に推奨すること

六、本運動には新聞社雜誌社の協力を求むること

七、實業團體教化團體婦人團體等と連絡を圖ると共に學者教育家實業家其の他特志家の協力を求むること

實行細目

第一、日常の消費に就て

一、各家庭に於て適當なる節約事項を定め之を實行すること

二、國産品を使用すること

三、日用品其他特別品の購入は共同購入購買組合等の利用に努むること

第二、諸會に就て

一、時間を勵行すること

二、酒を可成用ひざること

三、宴會は可成之を廢止し開催の止むを得ざる場合は節約ならしめ特に裝飾其の他は之を可成節減すること

四、服装は質素にすること

第三、其の他に就て

一、冠婚葬祭は質素にすること

二、貯蓄に努むること

三、無意義の贈答品を廢止すること

尙縣下各地に地方委員會を設置せしめ丹羽知事自ら出席し、その趣意徹底に努めた。

丹羽知事の挨拶

九月四日日本縣公私經濟緊縮委員會に於ける丹羽知事の挨拶は左の如くであつた。

我が國は御承知の如く現時經濟上實に容易ならざる難局に立つて居るのであります先般政府に於て此の難局に處して公私經濟の整理緊縮の必要である事を聲明し之が實行運動を行ふ事となり本縣におきましても其方針に基づいて岩手縣公私經濟緊縮委員會を組織し諸般の施設及び實行事項を調査考究し其實行を期することと致しました過

日各位に對し之が委員を御囑託致し本日委員會を開催致しました所御多忙の御身であるにも拘らず御出席下さいました事は誠に衷心感謝に堪えない次第であります

我が國經濟界は世界大戰當時空前の好況を呈したのでありますが大戦後經濟的の反動及び大震火災に遭遇し爲に經濟界の不況は益々深刻に赴き産業は萎微して振るはず貿易は連年巨額の輸入超過を續け爲替相場は低落し、又國民の所得は著しく減少し國、府縣、市町村などの歳入も亦減少して居るのでありますから之に應じて公私共支出の減少を圖らなければならぬのであります

現在の儘では國の財政も地方の財政も到底立ち行かず國民も亦經濟上一層の困難を來す事となるのであります

今回政府に於ては大なる決心を以て率先國費の整理緊縮をなし又本縣に於ても縣費の整理節約をなさむと計畫中であり一面市町村に對し訓令を發して市町村費の整理緊縮を圖らしめむとして居ります其他公共團體事業會社銀行等は固より縣民擧げて消費節約を圖らなければならぬのであります

市町村其他公共團體等に於ては平素財政の經理については充分意を用ひて居り殊に本縣民は概して質實の氣風多いのであります

現在より以上に多額の消費節約を強ゆる

事は困難かと存じますが前述致しました如く我が國現下の實狀に鑑み舉縣一致此の際出來得る限り一層消費を節縮し勤儉力行に努め産業の開發を圖り國民經濟の根底を養ひ以て當面の難局を開し將來の健全なる發展に資したいと思ふのであります

叙上の見地に於て縣に於ては今回の公私經濟緊縮運動と相俟つて産業指導統制委員會を設置し地方團體毎に適應せる産業を指導獎勵致したいと思つて居ります、本日は隨意なき御意見を拜聴し又提出致しました事項に對しては充分御審議を煩はしたいと存じます尙今後共本目的達成の爲充分なる御盡力と御援助を御願ひ致します

縣會

現行の府縣制に依ると縣會は一定の資格を

岩手縣會議員

(昭和二年九月改選)

選舉區	住 所	職 業	氏 名	生年月日
盛岡	盛岡市茸手町	商業	龜島 重治	明治四・九・三六
同	盛岡市肴町	會社重役	村井 源之助	同 二・三・二〇
同	岩手郡木宮村	農業	中村 佐一	同 二・三・二一
同	岩手郡遊民村	公 吏	金矢 光一	同 三・一・一三
同	岩手郡平館村	農業	高橋 寛城	同 三・三・三〇

有する選舉人に依つて選舉されたる年齢満二十五年以上の縣内市町村に公民たる男子を議員としその定数は人口七十萬未満は議員三十名七十萬以上百萬未満は五萬を加ふる毎に一人を増し二百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す(本縣定員は三十三名)

議決事件

縣會は左の事件に付いて議決することを

一、歳入歳出豫算を定むること 二、決算報告に關すること 三、法律命令に定むるものを除く外使用料、手数料、縣稅及び夫役現品の賦課徵收に關すること

四、不動産の處分並に質受讓に關すること 五、積立金穀等の設置及處分に關すること 六、歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び權

事務所

書記長、書記(二名)速記士(二名)を置く、書記は議事録其他の文書案を作成し、事務を掌理す、書記長は議長の指揮の下に書記の事務を監督し、公文に署名す

書記長 百岡 胤 二

縣參事會

組織—縣參事會は縣知事、縣高等官二名、名譽職參事會十名を以て組織し(名譽職參事會員は縣會において議員中より選舉す(任期二ヶ年))

業 種	氏 名	生 年
農 業	吉田 耕一郎	明治三三・三・一九
公 吏	細川 久	同 六・九・一二
商 業	高瀬 新太郎	同 七・一・三〇
同	瀨川 松次郎	同 二・三・二三
同	三浦 金之助	同 九・三・三三
同	高橋 榮次郎	同 一四・九・二四
同	三浦 正巳	同 一四・九・二四
同	高橋 興平	同 五・八・二六
同	高橋 與平	同 八・四・一九
同	菊池 和太郎	同 一四・九・二四

縣政——縣會——岩手縣議員

一三一

縣政——岩手縣議員

Table of county council members with columns for name, residence, term, and profession.

議長、副議長

議長 (六〇圓) 副議長 (五〇圓) 關口松太郎 龜島重治

歴代正副議長

(府縣制施行以前)

Table of past presidents and vice-presidents of the county council.

名譽職縣參事會員

Table of honorary members of the county council.

Table of honorary members of the prefectural council.

Table of honorary members of the prefectural council (continued).

Table of honorary members of the prefectural council (continued).

盛岡市

盛岡市は岩手縣の中央、東徑百四十一度九分、北緯三十九度四十三分、海拔四百十六尺の位置にある。市街は大字十、小字百十三の區域で形成されてゐる。市の起源は文獻なく、康平年間安倍頼時が厨川に據つた當時あつたらしいが然しそれも詳らかでない。明かに市街となつたのは文祿二年南部利直の築城からである。元は不來方または森ヶ岡と稱してゐたが元祿四年盛岡と改め創市以來南部家の治所たるはいふまでもない。昭和四年四月一日市は米内村を合併しそのため面積は三方里三九四となり、人口戸數も従つて著しく増加した。殊に昭和三年

市政

年一月都市計施行都市に指定され愈々市民を擧げて大盛岡建設の第一歩を踏み出す等々實現に移つてゐる。

Table of population and household statistics for Morioka City.

Table of municipal council members and their terms.

市政——盛岡市

中村謙藏 自昭和四・四・八現在に至る

歴代助役

松岡毅夫 自明治三・三・一
中河原寛 自明治三・三・八
關定孝 自明治三・三・八
荒川則一 自明治三・三・八
古津藤吉 自明治三・三・八
關定孝 自明治三・三・八
中村謙藏 自昭和四・四・七
中村英榮 自昭和四・四・七

歴代議長

工藤啓藏 自明治三・三・八
宮杜孝一 自明治三・三・八
大矢馬太郎 自明治三・三・八
赤澤隆次郎 自現在

市會議員

村井源三 山邊英太郎
矢幅正三郎 上野芳太郎
赤澤隆次郎 金田一光
石川嘉七 戸三矢
松島齊助 宮善次郎
小泉多三郎 戸塚勇助
佐藤尚二 中野正道
小笠原徳兵衛 上野正一郎
菊池房松 平井三郎
杉内吉兵衛 石川金次郎
藤原徳太郎 龜村重治
村上重兵衛 川村松助
佐々木徳太郎 葛池慶一郎
一ノ倉則文 葛池直藏
酒井万藏 一條友吉
佐々木久太郎 清水七左衛門
村井久太郎 一條友吉
長岡長八 清水七左衛門
市會議長 赤澤隆次郎
同副議長 佐藤尚二

村井久太郎

學務委員 (昭和四年六月四日)
一戸三矢 山邊英太郎 一條直藏
平井三郎 川村松助 戸塚勇助
後藤尚五郎 諏訪安造 三田地勘次郎
根守練太郎 村井源之助
土木委員 (昭和四年六月四日)
一條友吉 上野芳太郎 中原正道
杉内吉兵衛 藤原徳太郎 長岡長八
松島齊助 吉田他人 石川伊助
照井勝知 岡田喜助 菊池儀兵衛
産業委員 (昭和四年六月四日)
葛池博 佐々木徳太郎 村上重兵衛
酒井万藏 清水七左衛門 佐々木太郎
上野正一郎 龜島重治 藤澤元次郎
金田一國士 大坪義太郎 大矢權二郎
佐々木仙助

都市計劃地方委員

(昭和四年五月二十四日選舉)
中村謙藏 一戸三矢 小泉多三郎
菊池慶一郎
方面監察員
第一區 (内丸) 四戸熊藏
第二區 (三ツ割) 船山泰堂
第三區 (上田組町) 船山秀惠
第四區 (穀町) 吉岡初治
第五區 (仙北町) 山田清之助

第六區 (餌差小路) 小林吉太郎
第七區 (内加賀野) 上戸謙次
第八區 (新田町) 日野岳徹
第九區 (舊米内) 照

市吏員俸給表

一級 二級 三級 四級 五級 六級 七級 八級 九級 十級
上 一〇二五 一〇一〇 九〇五 八〇〇 七〇〇 六〇〇 五〇〇 四〇〇 三〇〇
下 一〇一〇 九〇五 八〇〇 七〇〇 六〇〇 五〇〇 四〇〇 三〇〇 二〇〇

市内兒童數

(昭和四年四月現在)
小學校—盛岡高等小學校、仁王尋常高等小學校、城南尋常小學校、櫻城尋常小學校、厨川尋常高等小學校、仙北尋常小學校、杜陵尋常小學校、山岸尋常小學校、米内尋常高等小學校

尋常科

仁王 城南 櫻城 厨川 仙北 杜陵 山岸 米内
一尋 男 二〇一七 女 一七五五
二尋 男 二〇一七 女 一七五五
三尋 男 二〇一七 女 一七五五
四尋 男 二〇一七 女 一七五五

職員

正教員本科 二七 男
同 專科 四 男
計 三一 男
正教員本科 二七 女
同 專科 四 女
計 三一 女

學齡兒童

學齡兒童數 就學兒童數 百分比
男 五、一六八 五、一五四 九九・七三
女 五、一四二 五、一三七 九九・八六
計 一〇、三一〇 一〇、三九一 九九・八〇

青年訓練所

下の橋、仁王、城南、櫻城、厨川、仙北、

豫算編成方針

本年度豫算編成方針は極力緊縮方針に依つて編成した。然しながら市民の福利増進を圖るため欠くべからざる経費に對しては夫れに必要なだけの経費を計上した。その内容を示せば消毒所の設置、小學校増設に伴ふ経費増額のため經常部においては前年度より一萬三千二百二十八圓の増額を見た處臨時部に於いては十一萬八千八百八十七圓を減じた。理由は大藏寺、山岸兩小學校々舎建築費及元商業學校建築寄附金が前年度において完了したため結局本年度歳入出總額においては前年度より十萬五千六百五十九圓を輕減した。然して歳入においては税外收入に多大の減收あるにもかゝらず市税の課率は前年度と殆んど同様の課率をもつて賦課する事とし自然増收を僅かに一千六百八十八圓を見込みたるのみ歳入出の調制を圖つた。

市學事關係團體

米内の七ヶ所、生徒數は五百二十八名で前年に比し八十五名増。
教育會 會員數 三八〇名
青年團 同男七七〇名 同女六七一名
少年團 七九七名

市 政 — 豫算編成方針・市政一年

一三六

昭和四年度歳入出豫算		前年度との増減比較 (△は減)	
歳入	六三六、九三〇圓		
歳出	六三六、九三〇		
内 經常部豫算	四三三、七九		
臨時部豫算	二〇三、一六一		
財産より生ずる収入	三二、〇〇五	△六、五五	
使用料及手数料	三二、三二七	一、四六七	
交付金	三三、八〇六	四、七二三	
國庫下渡金	三六、九八〇	一	
國庫補助金	六、五	四三	
縣補助金	五、〇六二	△四、六〇	
財産賣拂代	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
繰越金	四〇、〇〇〇	三、八〇〇	
雑収入	一一、八九二	九三〇	
市 税	四三、二七八	一、一六八	
基本財産その他運用	一四五	一四五	
寄附金	一四五	一四五	
經常部	一、一六六	二六	
神社會	三、一〇〇	一、〇〇一	
會議費	八五、三三六	三、七四〇	
役所費	二五、八二二	△六、〇三六	
土木費			
小學校費	二二八、三四四	三、二三八	
實業補習學校費	三三四	一三三	
青年訓練所費	三、六六七	二七	
學事諸費	一、九四一	五二	
社會教育費	一、五〇〇	△三〇〇	
傳染病豫防費	一、八〇〇	△五八	
傳染病院費	二〇、一一一	四八	
汚物掃除費	三、九八	一、〇三三	
消毒所費	一、〇三三	一、〇三三	
勸業諸費	一、四三六	三、七四	
天然記念物保存費	三、五〇〇	△五〇	
職業紹介費	三、四三三	△六三	
住宅費	三、三三七	一	
救助費	一、二〇〇	三九〇	
警備費	一、八、一〇一	五三〇	
精神病者收容所費	一四八	一	
鐘樓費	八〇〇	一	
徴發費	一〇	一	
基本財産造成費	二、二六四	△一、七三三	
諸 税	二五〇	〇	
公金取扱費	五三〇	△八〇	
聖跡保存費	一五	一五	
雑支出	二、二九〇	一四	
豫備金	三、〇〇〇	五九	
計	四三、七九	一三、二八	
臨時部	七、七六九	八二	
都市計費			
土木費	一一、七三	△三、五七	
小學校營繕費	一、〇〇〇	△一、四九〇	
勸業費	五、六八一	△四九	
公債費	一〇、八八二	五九、〇七二	
運用金積戻金	五、二七四	△七、五九七	
寄附金	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
水道費	四、一五〇	四、一五〇	
傳染病院費	七〇	七〇	
表彰費	五〇〇	五〇〇	
小學校増築費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	
市史編纂費	二〇〇	二〇〇	
積立金	七三三	七三三	
財産造成費	一、二五〇	一、二五〇	
雑支出	六、八八〇	四、七一	
計	二二、一六一	△二八、八八七	

市政一年

(昭和三年九月より 同四年九月末日迄)

◇青年訓練所、少年團御親閱、昭和三年十月十日陸軍大演習に際し、畏くも縣下諸團体と共に大本營前において御親閱を賜ふ。
 ◇市長任期満了、同年十二月五日北田市長任期満了となり辭職。
 ◇縣會議員補缺選舉、盛岡市選出大矢馬太郎氏辭職したため昭和四年一月二十五日補缺選舉を行った結果村井源之助氏當選。

◇堀合市長就任 一月十六日開いた市長選舉市會で堀合由巳氏當選、一月二十一日就職した。
 ◇消毒所規程設定 市では本年度より傳染病豫防消毒のため消毒所を新設したのでこれが規程を二月議決し、四月一日より實施した。
 ◇公益質屋條例設定 二月十六日議決した五月十五日資金として五萬圓の起債申請を提出した。
 ◇豫算市會 豫算審議する市會は二月十六日より二月二十七日まで開會。
 ◇堀合市長逝去 堀合市長は三月六日在職中逝去す。
 ◇大慈寺山岸兩小學校開校 四月一日より市會議員總選舉 四月十六日執行す。立候補六十名、當選議員三十六名。
 ◇中村市長就任 五月六日の市會で當選。
 ◇學務、土木、産業委員規程改正 時代の趨勢に鑑み増員す(五月二十四日)
 ◇小學校授業料規則改正 五月二十四日市會で議決す。
 ◇助役中村英榮氏就任 七月十日就任。
 ◇杜陵小學校々舎建築工事着手 八月初旬
 ◇成人講座 市主催で市民の常識涵養を圖るため八月三十一日より十月五日まで毎土曜日の夜、市街樓上で開催した。

市 政 — 市政一年

一三七

◇自治展覽會 市主催、市制施行四十年記念自治展覽會は九月十一日より一週間四方園市場で開催、盛岡市過去、未來五十年間をつなぐ自治展として盛會だつた。
 ◇北海道、奥羽六縣市長會議 九月十二、三の兩日縣公會堂で開會。
 出席者 仙臺市長山口龍之助、山形市助役金田利兵衛、青森市長中野浩、旭川市長奥田千春、米澤市長登澤又藏、鶴岡市長黒谷了太郎、小樽市助役渡邊守治。
 秋田市助役長谷部順治、弘前市助役中山泰秀、八戸市助役久保筋。
 福島市長佐藤澤、若松市主事宮崎護明、郡山市長和田潤諸氏外隨行者九名。
 議 案
 一、衆議院議員選舉權及市町村公民權缺格條項中改正の件 仙臺市提出(保留)
 二、衆議院議員、府縣會議員、市町村會議員選舉人の住居 仙臺市提出(可決)
 三、選舉關係法規中改正の件 小樽提出(可決)
 四、同伴 盛岡市提出(可決)
 五、市制中改正の件 盛岡市提出(可決)
 六、補助行政機關制定の件 鶴岡市提出(保留)
 七、陪審法中改正の件 仙臺市提出(可決)
 八、同伴 仙臺市提出(可決)
 九、小學校令施行規則中改正の件 盛岡市提出(保留)
 十、市町村の負擔を伴ふ法令の制定及改廢に關する件 旭川市提出(修正可決)
 十一、市の區域内にある官有地の管理權に關する件 鶴岡市提出(可決)
 十二、耕地調査費國庫交付金に關する件 郡山市提出(修正可決)
 十三、雪害救済に關する件 山形市提出(可決)
 十四、青森市提出公設消防組費用に關する件は開會前撤回
 十五、大藏省預金部地方資金貸付規程中改正の件 釧路市提出(可決)
 十六、逓信省より貸付(簡易生命保險積立金)に係る小學校關係資金の利子六分を五分四厘に輕減方其筋に請願の件 福島郡山 若松 三市連合提出(可決)
 十七、市町村に於て徵收すべき國稅に關する件 福島市提出(可決)
 協議事項
 一、特別戸數割賦課方法の件 郡山市提出(協議の結果十月十五日まで主催盛岡市に各市から實施方法を報告しそれを纏めて各市に報告するに決定)
 明年度開催地は札幌市と決定した。

市町村會議員選舉——當選者黨別

△北日本横断鐵道促進期成同盟會評議員會
江木鐵相の來盛を期とし同盟會では當日
(九月二十一日)午後一時より市街樓上に評
議員會を開き陳情書を成案して鐵相に陳情
す。

◇山岸小學校落成式 九月二十八日午前十
一時半より全學區民を擧げて盛會に催した

盛岡市生産額總額

盛岡市昭和三年度中の生産額總額は七百六
十二萬二千七百七圓で前年に比し百一萬七千
八百七十六圓増といふ夥しい激増を示した
主なる産額を示せば

△農産物總額	三〇、六八圓
米	一三、四七圓
麥	一、七五圓
大豆	一、二三圓
種	一、一〇圓
馬鈴薯	一、七五圓
食用農産物	五、二七圓
園藝産物	四、九六圓
△畜産	三、七五圓
馬	一〇、〇五圓
屠殺	三、六五圓
△林産	四、七〇圓
△鐵産	八、四六圓
△水産	二、四九圓

△工業業 六三三、三八圓
木製品 二二、五五圓
各種工業物 二七九、八二圓
鐵瓶 四〇三、三五圓

昨年の産額を盛岡市人口一戸當りに割つて
見れば六百九十七圓二十九錢で又一人當り
にして見れば百二十九圓六十二錢に當つて
ゐる。此の夥しい産額は昨年大演習と總選

市町村會議員選舉

當選者黨別

普選法に依る本縣最初の市町村會議員選舉
は和賀郡谷内村の大正十五年九月五日及下
閉伊郡宮古町の昭和三年六月一日執行した
は例外として昭和四年二月二十日膽澤郡前
澤町を最初とし、盛岡市の四月十六日の中
に六月二十日の九戸郡夏井村を最後に全縣
下各町村において行はれたが各町村に亘つ
て可成り激烈なる逐鹿戦が演ぜられた、そ
の結果は政友會が依然絶對多數を占め民政
黨はその半数にすら達しなかつたが、無産
黨は十名をかち得た。なほ當選議員の顔觸
れを見るに新進の議員が遙に多い。各都市

別の政黨色別は左表の如くである。									
盛岡市	村町	議員	政	民	無	中			
岩手	一	三	三	九	一	四			
盛岡	一	三	三	九	一	四			
紫波	一	三	三	九	一	四			
和賀	一	三	三	九	一	四			
膽澤	一	三	三	九	一	四			
江刺	一	三	三	九	一	四			
西磐井	一	三	三	九	一	四			
東磐井	一	三	三	九	一	四			
氣仙	一	三	三	九	一	四			
上閉伊	一	三	三	九	一	四			

無産黨の進出

△社會民衆黨支部は書記長水原友次郎、委
員石川金次郎、同村井源二郎、同吉田耕三
の諸氏を以て統制され、黨員二百余名と見
られ、主として盛岡市を地盤として居る。
昭和四年春の市會議員選舉に石川金次郎氏
の當選を見た。

△岩手無産黨 執行委員長泉國三郎、顧問

立候補者氏名	住所	所屬	年齢	職業
菊池房松	本町	政元	六〇	辯護士事務員
北太	長町	中	三七	無職
水原友次郎	肴町	社民新	三〇	運動具商
片岸兵一	山岸	社民新	四一	豆腐屋
星合邦香	生姜町	政新	四八	職業紹介業
村井久太郎	盛岡驛前	民現	三八	菓子屋
佐藤尙二	吳服町	同	五六	醫師
柄内吉兵衛	生姜町	政新	四九	土木請負業
酒井萬藏	仁王小路	中	三八	自動車業
小森和助	上表小路	政新	五六	土木測量師
菊池慶一郎	上表小路	政新	五二	農會重役
上野芳太郎	山岸	政新	四四	農會重役
一戸三光	加賀野新小路	中	六三	會社重役
金田一	清水小路	中	三五	同

盛岡市議選舉

森田政次郎、同小森智圓、書記長横田忠夫
の諸氏を幹部とし盛岡市を始め日詰、大迫
花巻、水澤、前澤、釜石、大槌、山田、宮
古、遠野、沼宮内、福岡、久慈の各町に勢
力を張りその外湯田、綾里、世田米、宮守
小島谷村にも黨員を有して居る町會議員と
して泉氏遠野に活躍し、その外世田米三人
綾里五人、花巻一人町會議員を出して居
る。

普選に依る米内村合併後の盛岡市會議員選

石川金次郎	油	町	社民新	三三	無職
平井三郎	同	町	政新	三一	辯護士
長岡長八	花屋	町	中	三五	酒類販賣業
小田島尙三	紺屋	町	中	四五	書籍商
龜島重治	葦手	町	政現	五九	吳服商
宮善次郎	十三日	町	政現	四四	會社取締役
佐藤傳三郎	本	町	中	三九	旅館業
川村松助	吳服	町	政新	四〇	吳服商
一條直藏	大澤川	原小路	政現	四五	辯護士
吉田重吉	紺屋	町	政現	四五	米穀商
赤澤隆次郎	川原	小路	中	五九	醬油商
清水七左衛門	本	町	政新	五九	醬油商
荒川常吉	吳服	町	政現	五一	物品販賣業
石川嘉七	茅	町	政現	四六	米穀商
小泉多三郎	大澤川	原小路	中	四七	會社重役

市議立候補數

▲黨派別
政友 一九 民政 四 市政研究會 七
無産 四 中立 二六 計 六〇

市町村會議員選舉——無産黨の進出——盛岡市會選舉